

平成二十年三月

金沢城史料叢書7

金沢城石垣構築技術史料 I

石川県金沢城調査研究所

金沢城史料叢書7

金沢城石垣構築技術史料 I

刊行にあたつて

金沢城跡のもつ歴史的価値の一つは、近世初期から後期にわたり多様な石垣が残っていることである。それだけでなく、石垣構築技術に関する記録・古文書・絵図が、他地域にくらべ、よくまとまっているので、さらに、その価値を高めている。

そこで、金沢城調査研究所では、平成一三年七月の金沢城研究調査室設置以来、石垣作りの伝統技術の解明は、金沢でしかできない特徴ある調査・研究課題であると認識し、金沢城調査研究（伝統技術）専門委員会を平成一四年五月に立ち上げ、以来、同委員会の指導・助言のもと、戸室石切丁場の確認調査のほか、石工道具調査、県内石材产地調査、石垣技能者穴生^{あなうぶ}に関する文献調査など、さまざまな調査・研究をすすめてきた。

こうした基礎的な調査・研究をふまえ、さらに全国的な視野をもって、平成一九年度から、金沢城の石垣構築技術に関する比較研究事業を進めており、本書は、そのうち絵図・文献班が進めてきた調査研究の、中間的な成果報告の一つである。

「金沢城石垣構築技術等比較研究事業」の絵図・文献調査に関する研究課題として、

(1) 既に知られている加賀藩穴生方後藤家文庫の石垣構築技術書を、書き下し文や現代語訳によって平易に資料紹介し、考古学や土木史などの専門家と情報を共有し学際研究を進める基礎をつくる。合わせて、一般市民への情報発信の素材とする。

(2) 金沢城の石垣構築技術に関する新史料の発掘につとめるとともに、全国的な視野で石垣構築技術に関する技術資料の所在を確認する。

(3) 石垣構築の専門技術者である穴太（穴生）や石工たちの生業の形態、諸大名の下での編成の仕方や身分的待遇、あるいは幕府や大名の行う石垣普請の労働編成などを比較検討するため、石垣構築技術者に関する基本史料を、全国的に所在確認し、金沢城の石垣技術者の方と比較検討を行う。

などを掲げている。

本書では、上記研究課題のうち、平成一九年度に進捗した部分について、中間的に成果を取りまとめ、いちはやく情報発信するものである。

(1) については、すでに公刊されている「金沢城郭史料—加賀藩穴生方後藤家文書」のうち、最初期の年号をもつ秘伝書について、現代語訳などと試みた。(2) については、新たに発見された「文禄年中以來等之旧記」の翻刻と書き下し文を掲げ、戸室石切丁場に関する新史料や、寛永年間の大坂城公儀普請における、前田家の石垣普請丁場の様相がわかる本多家旧蔵の新史料などを翻刻・紹介した。(3) では、客員研究員である白峰旬氏が主とし、行つた福岡藩・柳川藩・久留米藩・熊本藩における穴生および石垣普請に関する史料リストと調査所見などを掲載した。これを手始めに、今後、調査の節目ごとに調査成果の中間報告を重ねていく予定である。

平成二十年三月

石川県金沢城調査研究所所長（金沢城石垣構築技術等比較研究事業 研究代表）

北垣 聰一郎

刊行にあたって

目次

例言

I 加賀藩穴生の初期秘伝書

一 元和・寛永の秘伝

(一) 「城石垣始秘伝抄」

(二) 「新積地形准繩極秘伝抄」

(三) 「石垣積方秘伝書」

(四) 「新積地形准繩極秘伝抄絵図」

二 宝永の秘伝

(五) 「先祖家芸之事」

(六) 「石取並石圖」

(七) 「新に石垣築綱張極意之事」

(八) 「規合矩方絵図」

(九) 「辰巳御橋下御石垣矩方等取様綱張之事」

【図版】

〔解説〕後藤彦三郎の石垣技術書と初期秘伝の読み方 (木越隆三)

II 金沢城石垣技術史料

一 文政8年 文禄年中以來等之旧記（横山本）	93
二 年未詳 奥源兵衛家系	
三 明治3年 穴太源平先祖由緒帳	
四 明治3年 穴太鑓先祖由緒帳	
五 享和2年 穴生勤方帳	
六 安永8年 戸室石引御用の役小者・人足繩方等仕方帳	
七 寛永元～5年 大坂城公儀普請一件	

III 全国穴太・石垣関係史料

一 九州諸藩における穴太・石垣普請関係史料リスト：

(一) 福岡藩 (二) 柳川藩 (三) 久留米藩 (四) 八代城主松井家文書

二 「解説」九州諸藩における穴太・石垣普請関係史料リストに関する所見（白峰句）

付表1 全国主要石垣図一覧

2	244	243	226	205
---	-----	-----	-----	-----

例 言

一、本書は、「金沢城石垣構築技術等比較研究事業」（平成一九・二三年度）のうち、絵図・文献班が中心となつて進めている研究課題に関する、中間的な成果報告の一つである。

一、本書は、冒頭の「刊行にあたつて」で紹介した研究課題に即し、三部構成とした。I部では、すでに公刊されている石垣技術の史料集（日本海文化研究室編『金沢城郭史料』石川県図書館協会、一九七六）の中から、重要なものを精選し、現代語訳、書き下し文などによって、平易な史料紹介を行ない、II部では、金沢城や公儀普請における石垣普請の実態を知らせる新史料の翻刻などを行った。III部では、全国的視野で進めている石垣技術に関する比較研究に必要な史料の所在リストを、調査所見とともに掲げた。

それぞれの詳しい内容は、以下の通りである。

I部

「加賀藩穴生の初期秘伝書」とタイトルを付け、後藤家伝來の秘伝書のうち、元和・寛永・宝永の年号をもつ石垣技術秘伝九点について、読み下し文を上段に掲げ、下段に現代語訳を示した。書き下し文にあたり、原文の漢字を平仮名に、仮名の原文は漢字にするなど、できるだけ現代文に近い書き下し文となるよう工夫した。また、現代語訳にあたりは、難解な土木技術用語や、教式の解説が必要な箇所があり、相当の意訳を行つた。その結果、編者として多くの言葉を捕つたが、それらには原則（）をほどこしたが、略した場合もある。なお、現代語訳だけで、十分説明しきれない点も残しているので、下段に「註」を施した。また、「解説」を付し、関連図版とともに補足説明を行つた。

「金沢城石垣技術史料」とタイトルを付け、加賀藩穴生方および金沢城の石垣普請に関する新史料を主に、翻刻をおこなつた。最初に、金沢城代をつとめた藩老横山家に伝來した「文禄年中以来等之旧記」（横山隆昭氏所蔵）を、上段に原文、下段に書き下し文を掲げ、全文紹介したが、これは「金沢城郭史料」に掲載された、後藤彦三郎自筆の「文禄年中以来等之旧記」（後藤文庫本）とは別の自筆本である。金沢城代に提出するため再度訂正を加えた自筆本であり、周知の後藤文庫本とかなり異同があつたので、今回初めて翻刻したものである。このほか、後藤家と同じく藩穴生であった奥家（江戸前期まで穴太家）の「先祖由緒帳」三点と、戸室石運搬人足に關する留記（中屋隆秀氏所蔵）を初めて翻刻したほか、寛永元五年の大坂城普請における前田丁場の実態を知らせる史料（加越能文庫）も五点掲載した。

全国穴生・石垣關係史料では、客員研究員である白峰旬氏が行つた福岡藩・柳川藩・久留米藩・熊本藩における穴太および石垣普請に関する刊本史料リストと、その調査所見を合わせて掲げた。

一、本報告書の作成にあたり、横山隆昭氏、中屋隆秀氏からは貴重な史料の調査および公開にあたり、ご高配を賜つた。後藤文庫・加越能文庫を所蔵する金沢市立玉川図書館の関係者からも、さまざまご協力を得た。深く感謝申し上げたい。また、本書の編集・執筆にあたり、金沢城調査研究会・文献専門委員会の駿田修委員長ほか三人の専門委員からは、折に触れ適切な助言を得た。あわせて深く感謝申し上げたい。

III部

(本書の編集・執筆は、主に石野友康(絵図・文献班)が担当し、Ⅰ部は、絵図・文献班全員で分担し相互に検討を重ね、北垣聰一郎所長の監修をうけ仕上げた。なお、解説は木越が担当した。Ⅱ部は、石野・池田が担当し、Ⅲ部は白峰旬の調査成果を中心構成した。史料翻刻・校訂などにあたり、池田仁子氏の協力を得た。あわせて深く感謝したい。)

「金沢城石垣構築技術等比較研究事業」 研究メンバー一覧(平成一九年度)

【絵図文献班】(ゴシックは本書の編集・執筆担当)

本 越 隆 三(班代表)

石川県金沢城調査研究所 副所長

白 峰 旬

別府大学准教授

石 野 友 康

石川県金沢城調査研究所 調査研究専門員

長 里 隆 幸

愛知県立大学非常勤講師

当主査

宮 里 学
楠 寛 樹

山梨県教育庁学術文化財課 制主査文化財主事
松山市教育委員会事務局文化財課 主事

【造構造物班】

北 野 博 司(班代表)

東北芸術工科大学准教授

富 田 和 氣 夫

石川県金沢城調査研究所 調査研究専門員

滝 川 重 德

石川県金沢城調査研究所 調査研究専門員

市 川 浩 文

佐賀県立名護城博物館学芸課 調査研究担当

協力者一覧

横 山 隆 昭

中 里 隆 秀

金沢市立五川図書館

金沢城調査研究絵図・文献専門委員会(*印委員長)

藤 田 修

大阪歴史博物館長

田 煙 勉

金沢星陵大学教授

中 野 節 子

金沢大学准教授

宮 崎 勝 美

東京大学史料編纂所教授

I 加賀藩穴生の初期秘伝書

一 元和・寛永の秘伝

(一) 「城石垣始秘伝抄」(後藤文庫一九・九一九〇号、一巻)

それ、城石垣の古実、神武天皇八十裏築討ち給う時、
大和國城田と云う所に築き給う。これ、城の始まりなり
といふ。この時、天皇宣うは、およそ日本は神国、人民
は神孫なれば、五行の積み方、尤もなるべしと御工夫遊
ばし築き給うよし。

また、素盞鳴尊作り給うともいえり。古の事なれば、
まちまちにて不分明なり。そもそも石垣を築きしことは
神代より伝え有りと聞くなり。そのいわれは、唐土にも
天地開き、人生まれたる始めは、野に住みけるが、寒暑
雨露にくるしみて後、穴を掘りて住みけるとぞ。日本に
も神代は右のごとくにて、温熱蒸氣のくるしみ病をいと
い、のち家をつくりて住みけるとぞ。

天照太神の御時は、最早宮室はこれありといえども、
これは尊貴人のことなり。神武のころまでは、賤民は
穴に住みたるよし。田舎に、石にてたたみたる穴ありし
は、その跡なりと云う。山などを堀のように掘り、ある
いは、穴を掘り、石にてたたみ住居とす。これ、廉相の
土留石垣のことなり。にしえ大の雨降りしゆえ、屋根
は石を以てし、あるいは、木などをもって、さまざまに
して防ぎのためとす。都近きにきは、普請等に石を取
りたるゆえなり。

城石垣の故実をひも解くと、神武天皇が八十裏築討ちをお討ちに
なった時、大和國の城田というところに築いたのが城の始まり
であるといふ。この時、天皇は、「そもそも日本は神国であり、
人民は神の子孫なので、五行の積み方がもつともふさわしい」

と述べられ、工夫のうえ築かれたとのことである。
また、素盞鳴尊がお作りになったとも言われている。(何ぶ
ん)昔のことなので、諸説あって、詳しく述べられない。

そもそも、石垣を築くということは、神代の時代より行われ
ていると聞いている。石垣の由来を考えれば、中国においても、
天地が開かれて以来、人間が誕生した最初は野に住んでいた
が、寒さ・暑さ・雨露に苦しんだので、穴を掘って住んだ、と
されている。日本でも神代には、同じように温熱がこもつたり、
蒸したりする苦しみや病を避けるため、のちに家を作つて住む
ようになつた、と言われている。

天照大神の時代には、すでに「宮室」は存在したが、これは
身分の高い人の場合であり、神武天皇の時代までは、賤民は穴
に住んでいたといふ。(今でも、田舎に、石を敷いた穴がある
のはその跡であるとされている。山などを堀のように掘り、あ
るいは、穴を掘り石を敷いて住居とした。これは、簡単な土留
石垣のことである。昔は大雨が降つたので、屋根は石を使つた
り、或いは、木などを使ってさまざまに(大雨を)防ぐとし

(※1)「古事記」「日本書紀」に登場
された最初の天皇、カムヤマトイワ
レヒコノミコト。神話上の呼び名
である。

(※2)現在の奈良県奈良市村近と推
定されている。

(※3)陰陽五行説にのつた石垣
の積み方。後藤彦三郎の理解した
陰陽五行の積み方は元和寛永秘
伝(二)に記す。

(※4)「古事記」「日本書紀」に登場
する神。天照大神の弟で、荒ぶる
神として恐れられる。高
神原を退散したのち、出雲の高
神々の祖となつた。ヤマタノオロ
チ退散の話は有名。

(※5)「古事記」「日本書紀」に登場
する主神の一つ。最初の日本国家
統治の神として描かれており、皇
室の祖先神。

当世、諸国城普請繁多なりといえども、石垣の作法を

もつて築く人まれにして、忌み嫌うの道もなく、石を積

みかさねるを石垣と心得て、作法のなきことを、^(※5) 清政な

げきたまゝ、心力を尽くし考え給う中に、ある夜、夢中

に、小高き山上に老翁、葉付きの竹を城形に指しまわし

体なり。清政、このところは本城かと問ひ、翁しかりと

答え、石垣は五行を根元とし給うかと問ひ、しかし、と

答へと、夢は覺めにけり。清政、天皇御工夫の証跡をい

まさら見ることく、謹んで拝し歎喜し給うなり。これ以

後、石垣の作法、相定まりしとなり。

かくの如く、大志を起し、根元を定め給うこと元祖

とす。もちろん、自身に築き給うこと意味深きことなり。

法式をもつて築く石垣は、果たして、その國の繁盛、四

方八方へ榮えをなし、天理に通じて、のち榮えの瑞相な

り。普請の道具数多く、人の知るところなれば、これを

略す。うち玄翁は昔、^(※6) 玄翁和尚という禪僧、殺生石を割

りし意味をもつて、石を割る道具を玄翁と名付く。なお、

後世に至りて、品々出来すべきものか。

右、私儀、加藤主計頭清政公へたびたび召され、御物

語の席に城取り、石垣のこと、これを承り聞き書く。^(※7) 金

府において、その家にあたつては黃石公より伝え候巻き

物にも劣りまじく候。

最早我等、最後も近々と覚え候まま、灰塵にいたし候

こと口惜しく、甥彦右衛門儀、その御地へ下し候につき、

これをまいらせ候。甥一生養育の儀、お頼み申し入れ候。

た。都近くにこうした建物がないのは、普請等で石を使つたためである。

今之時代、諸国で城普請が多く行なわれているが、石垣の作法に基づいて築く人はまれであつて、忌み嫌うべき道理について考へることもなく、ただ石を積み重ねることが石垣であると心得て、(石垣の正しい) 作法が失われていることを加藤清正

が嘆かれ、心力を尽くして考へてゐる最中、ある夜、夢の中に、小高い山上に老翁が出てきて、樂が付いた竹を城の形に指し回す様子であった。清正が、「ここは本城か」と尋ねたところ、翁は「そうである」と答へ、清正が「石垣は五行を根本とされるのか」と聞くと、翁は「そうである」と答えた。ここで夢は覚めてしまつたが、清正は、天皇がなされた工夫の証跡を、今まではじめて氣付いたように、謹んで拝して歎喜した。これ以後、石垣の作法は定まつた、と言わわれてゐる。

このように、(加藤清正が) 大志を起して(石垣の) 根本

を定めたことから、(石垣技術の) 元祖とされている。もちろん、加藤清正自身が(石垣を) 築いたことは意味深いことである。(その後) 法式にのつとり築く石垣は、予想どおり、その

國の繁盛をもたらし、四方八方へ榮え、天理に通じて、のちの

榮えとなる瑞相となつた。普請に使用する道具は數多く、よく知られているのでここでは略すこととする。(この普請道具の)

うち、玄翁は、昔、玄翁和尚という禪僧が、殺生石を割つた故事がある。

(※8) 城下町金沢のこと。
(※9) (生没年不詳) 中國秦代の人で、張良に兵書を受け、それにより漢の高祖の中國平定に尽力したといふ。

以上。

元和元年四月

後藤又兵衛（朱印）

右、兄又兵衛よりこれを伝え候石垣根元抄、元和八年以來、家宝と致し、一子相伝のほかは、これを免ぜられざるものなり。

時に寛永十年十一月吉日 後藤奎兵衛（朱印）

代々これを相伝す

以上。

元和元年四月

後藤又兵衛（朱印）

右は、兄（後藤）又兵衛より伝えられた「石垣根元抄」である。元和八年以降、一子相伝の家宝としている。（この秘伝を）嫡男以外の者が見分することは許さないものとする。

時に寛永十年十一月吉日 後藤奎兵衛（朱印）

代々これを相伝する。

(一) 「新積地形准繩極秘抄」(後藤文庫一九・九一九一号、二巻)

上段書き下し文中の「内は、本文中の筆者」

〔新積地形准繩極秘抄上 脱カ〕

第一 城郭の繩張り出来のうえ、石垣繩張りのこと。
第二 石磁をもつて方向を極めること。
第三 地形を見届けること。
第四 角石伏せ申すところを極めること。
山の上にて角形を構える、陽の繩の大極意の

(一) 「新積地形准繩極秘抄 上 脱カ」

第一 城郭の繩張りが完成した後に石垣の繩張りを行ふこと。
第二 磁石によって方位を定めること。
第三 石垣の基礎となる地形を見届けること。
第四 角石（すみいし）の据え方を決めること。

(＊1) 磁石のこと。
(＊2) 「むきょう」と読む。地ならし、地固めを行うこと。整地すること。
(＊3) 「すみいし」と読む。石垣の隅角部の事。

びたび召されて、(清正公が)物語りをなさった席で、城取りや石垣のことについて語るのを聞いたので書きとじめた。金沢のその家(前田家)においては、黄石公より伝えられた巻物(があるというが、それ)にも劣らない秘伝となつていて。

もはや私は、(大坂夏の陣に)出陣するので、最期も近いと思うが、これら秘伝の記録を灰燼にすることは口悔しいので、甥の(後藤)彦右衛門を、その地(金沢)へ下し、これを届けるのである。よって甥の一生の養育のことを頼み申し入れます。

(＊1) (＊2) (＊3) 加賀藩穴生方後藤家の家臣、初名彦八、後藤

(＊4) 後藤基次(＊5) (＊6) (＊7) (＊8) (＊9) (＊10) 後藤基次(＊11) (＊12) (＊13) (＊14) (＊15) (＊16) (＊17) (＊18) (＊19) (＊20) (＊21) (＊22) (＊23) (＊24) (＊25) (＊26) (＊27) (＊28) (＊29) (＊30) (＊31) (＊32) (＊33) (＊34) (＊35) (＊36) (＊37) (＊38) (＊39) (＊40) (＊41) (＊42) (＊43) (＊44) (＊45) (＊46) (＊47) (＊48) (＊49) (＊50) (＊51) (＊52) (＊53) (＊54) (＊55) (＊56) (＊57) (＊58) (＊59) (＊60) (＊61) (＊62) (＊63) (＊64) (＊65) (＊66) (＊67) (＊68) (＊69) (＊70) (＊71) (＊72) (＊73) (＊74) (＊75) (＊76) (＊77) (＊78) (＊79) (＊80) (＊81) (＊82) (＊83) (＊84) (＊85) (＊86) (＊87) (＊88) (＊89) (＊90) (＊91) (＊92) (＊93) (＊94) (＊95) (＊96) (＊97) (＊98) (＊99) (＊100) (＊101) (＊102) (＊103) (＊104) (＊105) (＊106) (＊107) (＊108) (＊109) (＊110) (＊111) (＊112) (＊113) (＊114) (＊115) (＊116) (＊117) (＊118) (＊119) (＊120) (＊121) (＊122) (＊123) (＊124) (＊125) (＊126) (＊127) (＊128) (＊129) (＊130) (＊131) (＊132) (＊133) (＊134) (＊135) (＊136) (＊137) (＊138) (＊139) (＊140) (＊141) (＊142) (＊143) (＊144) (＊145) (＊146) (＊147) (＊148) (＊149) (＊150) (＊151) (＊152) (＊153) (＊154) (＊155) (＊156) (＊157) (＊158) (＊159) (＊160) (＊161) (＊162) (＊163) (＊164) (＊165) (＊166) (＊167) (＊168) (＊169) (＊170) (＊171) (＊172) (＊173) (＊174) (＊175) (＊176) (＊177) (＊178) (＊179) (＊180) (＊181) (＊182) (＊183) (＊184) (＊185) (＊186) (＊187) (＊188) (＊189) (＊190) (＊191) (＊192) (＊193) (＊194) (＊195) (＊196) (＊197) (＊198) (＊199) (＊200) (＊201) (＊202) (＊203) (＊204) (＊205) (＊206) (＊207) (＊208) (＊209) (＊210) (＊211) (＊212) (＊213) (＊214) (＊215) (＊216) (＊217) (＊218) (＊219) (＊220) (＊221) (＊222) (＊223) (＊224) (＊225) (＊226) (＊227) (＊228) (＊229) (＊230) (＊231) (＊232) (＊233) (＊234) (＊235) (＊236) (＊237) (＊238) (＊239) (＊240) (＊241) (＊242) (＊243) (＊244) (＊245) (＊246) (＊247) (＊248) (＊249) (＊250) (＊251) (＊252) (＊253) (＊254) (＊255) (＊256) (＊257) (＊258) (＊259) (＊260) (＊261) (＊262) (＊263) (＊264) (＊265) (＊266) (＊267) (＊268) (＊269) (＊270) (＊271) (＊272) (＊273) (＊274) (＊275) (＊276) (＊277) (＊278) (＊279) (＊280) (＊281) (＊282) (＊283) (＊284) (＊285) (＊286) (＊287) (＊288) (＊289) (＊290) (＊291) (＊292) (＊293) (＊294) (＊295) (＊296) (＊297) (＊298) (＊299) (＊300) (＊301) (＊302) (＊303) (＊304) (＊305) (＊306) (＊307) (＊308) (＊309) (＊310) (＊311) (＊312) (＊313) (＊314) (＊315) (＊316) (＊317) (＊318) (＊319) (＊320) (＊321) (＊322) (＊323) (＊324) (＊325) (＊326) (＊327) (＊328) (＊329) (＊330) (＊331) (＊332) (＊333) (＊334) (＊335) (＊336) (＊337) (＊338) (＊339) (＊340) (＊341) (＊342) (＊343) (＊344) (＊345) (＊346) (＊347) (＊348) (＊349) (＊350) (＊351) (＊352) (＊353) (＊354) (＊355) (＊356) (＊357) (＊358) (＊359) (＊360) (＊361) (＊362) (＊363) (＊364) (＊365) (＊366) (＊367) (＊368) (＊369) (＊370) (＊371) (＊372) (＊373) (＊374) (＊375) (＊376) (＊377) (＊378) (＊379) (＊380) (＊381) (＊382) (＊383) (＊384) (＊385) (＊386) (＊387) (＊388) (＊389) (＊390) (＊391) (＊392) (＊393) (＊394) (＊395) (＊396) (＊397) (＊398) (＊399) (＊400) (＊401) (＊402) (＊403) (＊404) (＊405) (＊406) (＊407) (＊408) (＊409) (＊410) (＊411) (＊412) (＊413) (＊414) (＊415) (＊416) (＊417) (＊418) (＊419) (＊420) (＊421) (＊422) (＊423) (＊424) (＊425) (＊426) (＊427) (＊428) (＊429) (＊430) (＊431) (＊432) (＊433) (＊434) (＊435) (＊436) (＊437) (＊438) (＊439) (＊440) (＊441) (＊442) (＊443) (＊444) (＊445) (＊446) (＊447) (＊448) (＊449) (＊450) (＊451) (＊452) (＊453) (＊454) (＊455) (＊456) (＊457) (＊458) (＊459) (＊460) (＊461) (＊462) (＊463) (＊464) (＊465) (＊466) (＊467) (＊468) (＊469) (＊470) (＊471) (＊472) (＊473) (＊474) (＊475) (＊476) (＊477) (＊478) (＊479) (＊480) (＊481) (＊482) (＊483) (＊484) (＊485) (＊486) (＊487) (＊488) (＊489) (＊490) (＊491) (＊492) (＊493) (＊494) (＊495) (＊496) (＊497) (＊498) (＊499) (＊500) (＊501) (＊502) (＊503) (＊504) (＊505) (＊506) (＊507) (＊508) (＊509) (＊510) (＊511) (＊512) (＊513) (＊514) (＊515) (＊516) (＊517) (＊518) (＊519) (＊520) (＊521) (＊522) (＊523) (＊524) (＊525) (＊526) (＊527) (＊528) (＊529) (＊530) (＊531) (＊532) (＊533) (＊534) (＊535) (＊536) (＊537) (＊538) (＊539) (＊540) (＊541) (＊542) (＊543) (＊544) (＊545) (＊546) (＊547) (＊548) (＊549) (＊550) (＊551) (＊552) (＊553) (＊554) (＊555) (＊556) (＊557) (＊558) (＊559) (＊560) (＊561) (＊562) (＊563) (＊564) (＊565) (＊566) (＊567) (＊568) (＊569) (＊570) (＊571) (＊572) (＊573) (＊574) (＊575) (＊576) (＊577) (＊578) (＊579) (＊580) (＊581) (＊582) (＊583) (＊584) (＊585) (＊586) (＊587) (＊588) (＊589) (＊590) (＊591) (＊592) (＊593) (＊594) (＊595) (＊596) (＊597) (＊598) (＊599) (＊600) (＊601) (＊602) (＊603) (＊604) (＊605) (＊606) (＊607) (＊608) (＊609) (＊610) (＊611) (＊612) (＊613) (＊614) (＊615) (＊616) (＊617) (＊618) (＊619) (＊620) (＊621) (＊622) (＊623) (＊624) (＊625) (＊626) (＊627) (＊628) (＊629) (＊630) (＊631) (＊632) (＊633) (＊634) (＊635) (＊636) (＊637) (＊638) (＊639) (＊640) (＊641) (＊642) (＊643) (＊644) (＊645) (＊646) (＊647) (＊648) (＊649) (＊650) (＊651) (＊652) (＊653) (＊654) (＊655) (＊656) (＊657) (＊658) (＊659) (＊660) (＊661) (＊662) (＊663) (＊664) (＊665) (＊666) (＊667) (＊668) (＊669) (＊670) (＊671) (＊672) (＊673) (＊674) (＊675) (＊676) (＊677) (＊678) (＊679) (＊680) (＊681) (＊682) (＊683) (＊684) (＊685) (＊686) (＊687) (＊688) (＊689) (＊690) (＊691) (＊692) (＊693) (＊694) (＊695) (＊696) (＊697) (＊698) (＊699) (＊700) (＊701) (＊702) (＊703) (＊704) (＊705) (＊706) (＊707) (＊708) (＊709) (＊710) (＊711) (＊712) (＊713) (＊714) (＊715) (＊716) (＊717) (＊718) (＊719) (＊720) (＊721) (＊722) (＊723) (＊724) (＊725) (＊726) (＊727) (＊728) (＊729) (＊730) (＊731) (＊732) (＊733) (＊734) (＊735) (＊736) (＊737) (＊738) (＊739) (＊740) (＊741) (＊742) (＊743) (＊744) (＊745) (＊746) (＊747) (＊748) (＊749) (＊750) (＊751) (＊752) (＊753) (＊754) (＊755) (＊756) (＊757) (＊758) (＊759) (＊760) (＊761) (＊762) (＊763) (＊764) (＊765) (＊766) (＊767) (＊768) (＊769) (＊770) (＊771) (＊772) (＊773) (＊774) (＊775) (＊776) (＊777) (＊778) (＊779) (＊780) (＊781) (＊782) (＊783) (＊784) (＊785) (＊786) (＊787) (＊788) (＊789) (＊790) (＊791) (＊792) (＊793) (＊794) (＊795) (＊796) (＊797) (＊798) (＊799) (＊800) (＊801) (＊802) (＊803) (＊804) (＊805) (＊806) (＊807) (＊808) (＊809) (＊810) (＊811) (＊812) (＊813) (＊814) (＊815) (＊816) (＊817) (＊818) (＊819) (＊820) (＊821) (＊822) (＊823) (＊824) (＊825) (＊826) (＊827) (＊828) (＊829) (＊830) (＊831) (＊832) (＊833) (＊834) (＊835) (＊836) (＊837) (＊838) (＊839) (＊840) (＊841) (＊842) (＊843) (＊844) (＊845) (＊846) (＊847) (＊848) (＊849) (＊850) (＊851) (＊852) (＊853) (＊854) (＊855) (＊856) (＊857) (＊858) (＊859) (＊860) (＊861) (＊862) (＊863) (＊864) (＊865) (＊866) (＊867) (＊868) (＊869) (＊870) (＊871) (＊872) (＊873) (＊874) (＊875) (＊876) (＊877) (＊878) (＊879) (＊880) (＊881) (＊882) (＊883) (＊884) (＊885) (＊886) (＊887) (＊888) (＊889) (＊890) (＊891) (＊892) (＊893) (＊894) (＊895) (＊896) (＊897) (＊898) (＊899) (＊900) (＊901) (＊902) (＊903) (＊904) (＊905) (＊906) (＊907) (＊908) (＊909) (＊910) (＊911) (＊912) (＊913) (＊914) (＊915) (＊916) (＊917) (＊918) (＊919) (＊920) (＊921) (＊922) (＊923) (＊924) (＊925) (＊926) (＊927) (＊928) (＊929) (＊930) (＊931) (＊932) (＊933) (＊934) (＊935) (＊936) (＊937) (＊938) (＊939) (＊940) (＊941) (＊942) (＊943) (＊944) (＊945) (＊946) (＊947) (＊948) (＊949) (＊950) (＊951) (＊952) (＊953) (＊954) (＊955) (＊956) (＊957) (＊958) (＊959) (＊960) (＊961) (＊962) (＊963) (＊964) (＊965) (＊966) (＊967) (＊968) (＊969) (＊970) (＊971) (＊972) (＊973) (＊974) (＊975) (＊976) (＊977) (＊978) (＊979) (＊980) (＊981) (＊982) (＊983) (＊984) (＊985) (＊986) (＊987) (＊988) (＊989) (＊990) (＊991) (＊992) (＊993) (＊994) (＊995) (＊996) (＊997) (＊998) (＊999) (＊1000) (＊1001) (＊1002) (＊1003) (＊1004) (＊1005) (＊1006) (＊1007) (＊1008) (＊1009) (＊1010) (＊1011) (＊1012) (＊1013) (＊1014) (＊1015) (＊1016) (＊1017) (＊1018) (＊1019) (＊1020) (＊1021) (＊1022) (＊1023) (＊1024) (＊1025) (＊1026) (＊1027) (＊1028) (＊1029) (＊1030) (＊1031) (＊1032) (＊1033) (＊1034) (＊1035) (＊1036) (＊1037) (＊1038) (＊1039) (＊1040) (＊1041) (＊1042) (＊1043) (＊1044) (＊1045) (＊1046) (＊1047) (＊1048) (＊1049) (＊1050) (＊1051) (＊1052) (＊1053) (＊1054) (＊1055) (＊1056) (＊1057) (＊1058) (＊1059) (＊1060) (＊1061) (＊1062) (＊1063) (＊1064) (＊1065) (＊1066) (＊1067) (＊1068) (＊1069) (＊1070) (＊1071) (＊1072) (＊1073) (＊1074) (＊1075) (＊1076) (＊1077) (＊1078) (＊1079) (＊1080) (＊1081) (＊1082) (＊1083) (＊1084) (＊1085) (＊1086) (＊1087) (＊1088) (＊1089) (＊1090) (＊1091) (＊1092) (＊1093) (＊1094) (＊1095) (＊1096) (＊1097) (＊1098) (＊1099) (＊1100) (＊1101) (＊1102) (＊1103) (＊1104) (＊1105) (＊1106) (＊1107) (＊1108) (＊1109) (＊1110) (＊1111) (＊1112) (＊1113) (＊1114) (＊1115) (＊1116) (＊1117) (＊1118) (＊1119) (＊1120) (＊1121) (＊1122) (＊1123) (＊1124) (＊1125) (＊1126) (＊1127) (＊1128) (＊1129) (＊1130) (＊1131) (＊1132) (＊1133) (＊1134) (＊1135) (＊1136) (＊1137) (＊1138) (＊1139) (＊1140) (＊1141) (＊1142) (＊1143) (＊1144) (＊1145) (＊1146) (＊1147) (＊1148) (＊1149) (＊1150) (＊1151) (＊1152) (＊1153) (＊1154) (＊1155) (＊1156) (＊1157) (＊1158) (＊1159) (＊1160) (＊1161) (＊1162) (＊1163) (＊1164) (＊1165) (＊1166) (＊1167) (＊1168) (＊1169) (＊1170) (＊1171) (＊1172) (＊1173) (＊1174) (＊1175) (＊1176) (＊1177) (＊1178) (＊1179) (＊1180) (＊1181) (＊1182) (＊1183) (＊1184) (＊1185) (＊1186) (＊1187) (＊1188) (＊1189) (＊1190) (＊1191) (＊1192) (＊1193) (＊1194) (＊1195) (＊1196) (＊1197) (＊1198) (＊1199) (＊1200) (＊1201) (＊1202) (＊1203) (＊1204) (＊1205) (＊1206) (＊1207) (＊1208) (＊1209) (＊1210) (＊1211) (＊1212) (＊1213) (＊1214) (＊1215) (＊1216) (＊1217) (＊1218) (＊1219) (＊1220) (＊1221) (＊1222) (＊1223) (＊1224) (＊1225) (＊1226) (＊1227) (＊1228) (＊1229) (＊1230) (＊1231) (＊1232) (＊1233) (＊1234) (＊1235) (＊1236) (＊1237) (＊1238) (＊1239) (＊1240) (＊1241) (＊1242) (＊1243) (＊1244) (＊1245) (＊1246) (＊1247) (＊1248) (＊1249) (＊1250) (＊1251) (＊1252) (＊1253) (＊1254) (＊1255) (＊1256) (＊1257) (＊1258) (＊1259) (＊1260) (＊1261) (＊1262) (＊1263) (＊1264) (＊1265) (＊1266) (＊1267) (＊1268) (＊1269) (＊1270) (＊1271) (＊1272) (＊1273) (＊1274) (＊1275) (＊1276) (＊1277) (＊1278) (＊1279) (＊1280) (＊1281) (＊1282) (＊1283) (＊1284) (＊1285) (＊1286) (＊1287) (＊1288) (＊1289) (＊1290) (＊1291) (＊1292) (＊1293) (＊1294) (＊1295) (＊1296) (＊1297) (＊1298) (＊1299) (＊1300) (＊1301) (＊1302) (＊1303) (＊1304) (＊1305) (＊1306) (＊1307) (＊1308) (＊1309) (＊1310) (＊1311) (＊1312) (＊1313) (＊1314) (＊1315) (＊1316) (＊1317) (＊1318) (＊1319) (＊1320) (＊1321) (＊1322) (＊1323) (＊1324) (＊1325) (＊1326) (＊1327) (＊1328) (＊1329) (＊1330) (＊1331) (＊1332) (＊1333) (＊1334) (＊1335) (＊1336) (＊1337) (＊1338) (＊1339) (＊1340) (＊1341) (＊1342) (＊1343) (＊1344) (＊1345) (＊1346) (＊1347) (＊1348) (＊1349) (＊1350) (＊1351) (＊1352) (＊1353) (＊1354) (＊1355) (＊1356) (＊1357) (＊1358) (＊1359) (＊1360) (＊1361) (＊1362) (＊1363) (＊1364) (＊1365) (＊1366) (＊1367) (＊1368) (＊1369) (＊1370) (＊1371) (＊1372) (＊1373) (＊1374) (＊1375) (＊1376) (＊1377) (＊1378) (＊1379) (＊1380) (＊1381) (＊1382) (＊1383) (＊1384) (＊1385) (＊1386) (＊1387) (＊1388) (＊1389) (＊1390) (＊1391) (＊1392) (＊1393) (＊1394) (＊1395) (＊1396) (＊1397) (＊1398) (＊1399) (＊1400) (＊1401) (＊1402) (＊1403) (＊1404) (＊1405) (＊1406) (＊1407) (＊1408) (＊1409) (＊1410) (＊1411) (＊1412) (＊1413) (＊1414) (＊1415) (＊1416) (＊1417) (＊1418) (＊1419) (＊1420) (＊1421) (＊1422) (＊1423) (＊1424) (＊1425) (＊1426) (＊1427) (＊1428) (＊1429) (＊1430) (＊1431) (＊1432) (＊1433) (＊1434) (＊1435) (＊1436) (＊1437) (＊1438) (＊1439) (＊1440) (＊1441) (＊1442) (＊1443) (＊1444) (＊1445) (＊1446) (＊1447) (＊1448) (＊1449) (＊1450) (＊1451) (＊1452) (＊1453) (＊1454) (＊1455) (＊1456) (＊1457) (＊1458) (＊1459) (＊1460) (＊1461) (＊1462) (＊1463) (＊1464) (＊1465) (＊1466) (＊1467) (＊1468) (＊1469) (＊1470) (＊1471) (＊1472) (＊1473) (＊1474) (＊1475) (＊1476) (＊1477) (＊1478) (＊1479) (＊1480) (＊1481) (＊1482) (＊1483) (＊1484) (＊1485) (＊1486) (＊1487) (＊1488) (＊1489) (＊1490) (＊1491) (＊1492) (＊1493) (＊1494) (＊1495) (＊1496) (＊1497) (＊1498) (＊1499) (＊1500) (＊1501) (＊1502) (＊1503) (＊1504) (＊1505) (＊1506) (＊1507) (＊1508) (＊1509) (＊1510) (＊1511) (＊1512) (＊1513) (＊1514) (＊1515) (＊1516) (＊1517) (＊1518) (＊1519) (＊1520) (＊1521) (＊1522) (＊1523) (＊1524) (＊1525) (＊1526) (＊1527) (＊1528) (＊1529) (＊1530) (＊1531) (＊1532) (＊1533) (＊1534) (＊1535) (＊1536) (＊1537) (＊1538) (＊1539) (＊1540) (＊1541) (＊1542) (＊1543) (＊1544) (＊1545) (＊1546) (＊1547) (＊1548) (＊1549) (＊1550) (＊1551) (＊1552) (＊1553) (＊1554) (＊1555) (＊1556) (＊1557) (＊1558) (＊1559) (＊1560) (＊1561) (＊1562) (＊1563) (＊1564) (＊1565) (＊1566) (＊1567) (＊1568) (＊1569) (＊1570) (＊1571) (＊1572) (＊1573) (＊1574) (＊1575) (＊1576) (＊1577) (＊1578) (＊1579) (＊1580) (＊1581) (＊1582) (＊1583) (＊1584) (＊1585) (＊1586) (＊1587) (＊1588) (＊1589) (＊1590) (＊1591) (＊1592) (＊1593) (＊1594) (＊1595) (＊1596) (＊1597) (＊1598) (＊1599) (＊1600) (＊1601) (＊1602) (＊1603) (＊1604) (＊1605) (＊1606) (＊1607) (＊1608) (＊1609) (＊1610) (＊1611) (＊1612) (＊1613) (＊1614) (＊1615) (＊1616) (＊1617) (＊1618) (＊1619) (＊1620) (＊1621) (＊1622) (＊1623) (＊1624) (＊1625) (＊1626) (＊1627) (＊1628) (＊1629) (＊1630) (＊1631) (＊1632) (＊1633) (＊1634) (＊1635) (＊1636) (＊1637) (＊1638) (＊1639) (＊1640) (＊1641) (＊1642) (＊1643) (＊1644) (＊1645) (＊1646) (＊1647) (＊1648) (＊1649) (＊1650) (＊1651) (＊1652) (＊1653) (＊1654) (＊1655) (＊1656) (＊1657) (＊1658) (＊1659) (＊1660) (＊1661) (＊1662) (＊1663) (＊1664) (＊1665) (＊1666) (＊1667) (＊1668) (＊1669) (＊1670) (＊1671) (＊1672) (＊1673) (＊1674) (＊1675) (＊1676) (＊1677) (＊1678) (＊1679) (＊1680) (＊1681) (＊1682) (＊1683) (＊1684) (＊1685) (＊1686) (＊1687) (＊1688) (＊1689) (＊1690) (＊1691) (＊1692) (＊1693) (＊1694) (＊1695) (＊1696) (＊1697) (＊1698) (＊1699) (＊1700) (＊1701) (＊1702) (＊1703) (＊1704) (＊1705) (＊1706) (＊1707) (＊1708) (＊1709) (＊1710) (＊1711) (＊1712) (＊1713) (＊1714) (＊1715) (＊1716) (＊1717) (＊1718) (＊1719) (＊1720) (＊1721) (＊1722) (＊1723) (＊1724) (＊1725) (＊1726) (＊1727) (＊1728

こと。

第五

石垣を作る山の上に、角形（角物木）を作り、陽の

繩を張る究極の極意のこと。

第六

立水繩のこと。

第七

立水繩のこと。

第八

右、陽の繩にて、はた張・山高さ・勾倍・相

知れ候につき矩方等のこと。

第九

規合極意のこと。

第十

石垣の根切りのこと。

第十一

陰の繩張りの根のこと。

第十二

規合・矩方絵図のこと。

第十三

石垣坪図りのこと。

第十四

石圓りのこと。

第十五

角石・角脇の丈尺ならびに石配りのこと。

第十六

真・行・草の角、角石・角脇の数の多少なら

びに組み合わせ様のこと。

第十七

栗石圓りのこと。

第十八

石垣の根切り、土台石下へ細れ石・松の枝を

敷く吉事のこと。

第十九

鉛始めのこと。

第二十

五行の積み方のこと。

第二十一

角石を組み立て候こと。

第二十二

石垣の裏づめ、これまた、五行にすること。

第二十三

角形ならびに規合など三つのこと。

第二十四

地形によりて曲尺のこと。

第二十五

横矢のこと。

第二十六

石の縁ならびに四本の角のこと。

第二十七

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第二十八

石垣の地形によって曲尺の計り方を工夫すること。

第二十九

石垣の地形によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第三十

五行の積み方のこと。

第三十一

角石の組み立て方のこと。

第三十二

石垣の裏づめ、これまた、五行にすること。

第三十三

角形ならびに規合など三つのこと。

第三十四

地形によりて曲尺のこと。

第三十五

横矢のこと。

第三十六

石の縁ならびに四本の角のこと。

第三十七

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第三十八

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第三十九

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第四十

五行の積み方のこと。

第四十一

角石の組み立て方のこと。

第四十二

石垣の裏づめ、これまた、五行にすること。

第四十三

角形ならびに規合など三つのこと。

第四十四

地形によりて曲尺のこと。

第四十五

横矢のこと。

第四十六

石の縁ならびに四本の角のこと。

第四十七

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第四十八

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第四十九

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第五十

五行の積み方のこと。

第五十一

角石の組み立て方のこと。

第五十二

石垣の裏づめ、これまた、五行にすること。

第五十三

角形ならびに規合など三つのこと。

第五十四

地形によりて曲尺のこと。

第五十五

横矢のこと。

第五十六

石の縁ならびに四本の角のこと。

第五十七

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第五十八

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第五十九

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第六十

五行の積み方のこと。

第六十一

角石の組み立て方のこと。

第六十二

石垣の裏づめ、これまた、五行にすること。

第六十三

角形ならびに規合など三つのこと。

第六十四

地形によりて曲尺のこと。

第六十五

横矢のこと。

第六十六

石の縁ならびに四本の角のこと。

第六十七

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第六十八

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第六十九

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第七十

五行の積み方のこと。

第七十一

角石の組み立て方のこと。

第七十二

石垣の裏づめ、これまた、五行にすること。

第七十三

角形ならびに規合など三つのこと。

第七十四

地形によりて曲尺のこと。

第七十五

横矢のこと。

第七十六

石の縁ならびに四本の角のこと。

第七十七

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第七十八

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第七十九

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第八十

五行の積み方のこと。

第八十一

角石の組み立て方のこと。

第八十二

石垣の裏づめ、これまた、五行にすること。

第八十三

角形ならびに規合など三つのこと。

第八十四

地形によりて曲尺のこと。

第八十五

横矢のこと。

第八十六

石の縁ならびに四本の角のこと。

第八十七

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第八十八

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第八十九

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第九十

五行の積み方のこと。

第九十一

角石の組み立て方のこと。

第九十二

石垣の裏づめ、これまた、五行にすること。

第九十三

角形ならびに規合など三つのこと。

第九十四

地形によりて曲尺のこと。

第九十五

横矢のこと。

第九十六

石の縁ならびに四本の角のこと。

第九十七

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第九十八

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第九十九

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第一百

五行の積み方のこと。

第一百一

角石の組み立て方のこと。

第一百二

石垣の裏づめ、これまた、五行にすること。

第一百三

角形ならびに規合など三つのこと。

第一百四

地形によりて曲尺のこと。

第一百五

横矢のこと。

第一百六

石の縁ならびに四本の角のこと。

第一百七

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第一百八

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第一百九

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第一百二十

五行の積み方のこと。

第一百二十一

角石の組み立て方のこと。

第一百二十二

石垣の裏づめ、これまた、五行にすること。

第一百二十三

角形ならびに規合など三つのこと。

第一百二十四

地形によりて曲尺のこと。

第一百二十五

横矢のこと。

第一百二十六

石の縁ならびに四本の角のこと。

第一百二十七

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第一百二十八

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第一百二十九

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第一百三十

五行の積み方のこと。

第一百三十一

角石の組み立て方のこと。

第一百三十二

石垣の裏づめ、これまた、五行にすること。

第一百三十三

角形ならびに規合など三つのこと。

第一百三十四

地形によりて曲尺のこと。

第一百三十五

横矢のこと。

第一百三十六

石の縁ならびに四本の角のこと。

第一百三十七

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第一百三十八

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第一百三十九

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

第一百四十

五行の積み方のこと。

第一百四十一

角石の組み立て方のこと。

第一百四十二

石垣の裏づめ、これまた、五行にすること。

第一百四十三

角形ならびに規合など三つのこと。

第一百四十四

地形によりて曲尺のこと。

第一百四十五

横矢のこと。

第一百四十六

石の縁ならびに四本の角のこと。

第一百四十七

石の縁によつて曲尺の計り方を工夫すること。

（＊4）解説図62・63頁、解説89頁
参考

（＊5）天端から地表にまつすぐ下す

繩で、振り下げ繩により、陽の繩を点検すること。

（＊6）解説89頁④振り下げ繩多用圖。

（＊7）「のりあい」といふ。

（＊8）「のりあい」といふ。

（＊9）石垣の底辺の長さをいう。後藤彦

三郎は、「總てはた」（＝「はた張」）と「はた張」

を區別する。詳細は、解説83頁の「規合極意」

（＊10）石取・石圓りの秘伝のこと。

（＊11）解説77頁以下参照。

（＊12）「ぐり」といふ。

（＊13）土台を掘るために地面に溝を掘ること。

（＊14）石垣工事の最初に行う地盤

整備式の一つ。金沢では、宝慶十三年に行われた最初式のとき埋め立てられ、

込まれた隕石が二五十五箇間長

屋下石垣下で出土している。

（＊15）城郭の繩張りの型の一つ。

第二十七 沼深き橋台下などに、石垣築くこと。

第二十八 堀べりの石垣の築き様のこと。

第二十九 置石のこと。^(*15)

二十九条終り 別に絵図等これあり

第二十五 横矢のこと。

第二十六 石の縁および四本の角石のこと。

第二十七 沼が深い橋台の下などに石垣を築くこと。

第二十八 堀縁での石垣の築き方のこと。

第二十九 置石のこと。^(*16)

二十九条終り 別に絵図等がある。

「新積地形准繩極秘抄」中

第一 門台石垣のこと

第二 地形・繩張りの極意のこと。

第三 矩方等絵図の極意のこと。

第四 石垣りのこと。

第五 積み方のこと。

第六 栗石の図りのこと。

第七 石垣の裏詰のこと。

第八 一の門台の石垣のこと。

第九 天守台ならびに橋台石垣のこと。

九ヶ条終り 別に絵図等これあり

新たに積む地形准繩極秘抄

門台石垣のこと。

第一 地形・繩張りの極意のこと。

第三 矩方など絵図の極意のこと。

第四 石垣りの秘伝のこと。

第五 積み方のこと。

第六 栗石の見積りのこと。

第七 石垣裏詰めのこと。

第八 一の門台の石垣のこと。

第九 天守台と橋台石垣のこと。

九ヶ条終り 別に絵図等がある。

五行の積み方のこと

山目打ち込み積み

鶴目積み

山角積み

亀甲積み

四方積み

(*17) 亀の甲羅のような六角形の石を積む方で、火難を避ける
打ち込み積みの積み方。

(*18) 亀の甲羅のような六角形の石を積む方で、火難を避ける
ため門台等に用いることされる。

城攻めする敵に横から矢を射た
ことができるような配置をした
郭の形。

(*16) 石垣の天端に置かれた長方形の石本来は社寺の建物基壇の
上端におかれた長方形の緑石の
こと。

五行積み方終り

五行積み方終り

右五ヶ条外の積み方のこと

本伐り合わせ

中伐り合わせ

半伐り合わせ

金場取り残し

面伐り合わせ

布築

半鶴半伐り合わせ

鏡積み

野面積み

山・六・四・金・甲・半・面・鶴・鏡・野面

積み方終り 別に絵図等これあり

右これを伝えるものなり

元和元年四月

後藤又兵衛（朱印）

後藤彦八様

右兄又兵衛より相伝え候極秘抄。元和八年以來、家宝といたし、一子相伝のほか、これを免ざるものなり。

時に寛永十年十一月吉日

後藤又兵衛（朱印）

代々これを伝える

「新積地形准調極秘抄」下

石垣地形等五ヶ条のこと

右五ヶ条のほかの積み方のこと

本伐り合わせ

中伐り合わせ

半伐り合わせ

金場取り残し

面伐り合わせ

布築

半鶴半伐り合わせ

鏡積み

野面積み

山・六・四・金・甲・半・面・鶴・鏡・野面

積み方終り 別に絵図等がある。

右のことを伝えるものである。

元和元年四月

後藤又兵衛（印）

後藤彦八様

右は、兄の（後藤）又兵衛より伝えられた「極秘抄」である。元和八年以降、家宝として嫡男に相伝するので、（他の者が見ることは）許さないものとする。

時に寛永十年十一月吉日

後藤又兵衛（印）

代々これを伝える

「新積地形准調極秘抄」下

石垣地形など五ヶ条のこと

（*19）「かねば」と読む。石面の縁辺部のこと。その部分のみ石面加工を除外した石積み。

（*20）いわゆる布積みのこと。

一に地形のこと

二に規合・矩方のこと

三に石取りのこと

四に石図りのこと

五に石配りのこと

右五ヶ条、講釈末へ出し置く

ただし、別巻へ出す

石垣に三忌五禍のこと

三忌とは、一に石の縁を切ることを忌む。二に低き石垣にても一本角石、四本角石を云う。三には角石等、番数四番を云う。

五禍とは、一に平積地にては小石を積み、だんだん大きくなる石を積むをいう。二には角石・角脇も同前なり。

三には石の控えのなき石を積み、および積み方そのところに不相応を云う。四には根本弱くして積むことを云う。五には角石・角脇石等作法にはずれたるをいう。

石垣に「三忌五禍」のあること

三忌（三つの禁止事項のこと）とは、第一に築石どうしの縁を切ること（タテ目地を通すことは避けるべし）。第二に低い石垣であっても角石を一本にしたり、四本にしてはいけない。

第三には角石等の番数を四番としてはいけないこと。

五禍（五つの災いのこと）とは、第一に平石（築石）積みでは、基礎部に小石を積み、次第に大石を積み足していくことをいう。第二は角石・角脇石でも同様の積み方をする事をいう。

第三には、石の控え（奥行き）の短い（不安定な）石を積み、積み方も、その場所にふさわしくないことをいう。第四には、石垣構造としての根本が弱い積み方を言う。第五には角石・角脇石等の（積み方が）方式・作法にはずれたることを言う。

二祥三吉のこと

二祥とは京都平安城のことを云う。^(*21)桓武天皇の御草創にて四神相應の神靈の地なり。東に山、小川、田沢あるを青竜と云う。西に大道あるを白虎と云う。南に大河あるを玄武と云う。北に大道あるを朱雀と云う。

二祥三吉のこと

二祥（二つめでたい瑞祥）とは京都の平安城のことを言う。平安京は桓武天皇の草創にして、四神相應の神靈の地である。東には、山、小川、田沢があり、青龍と言ふ。西には大道があるを白虎と云う。南には大河があるを朱雀と云う。北には大道があるを玄武と云う。

(*21) 七九四年に平安京遷都を実現した天皇（七三七八〇六）。

(*22) 北を護る玄武、東を護る青龍、西を護る白虎、南を護る朱雀の四つの神靈をいふ。

(*21) 石取・石図りの秘法のこと。
解説 77 頁以下参照。

(*22) 七九四年に平安京遷都を実現した天皇（七三七八〇六）。

るを朱雀と云う。北に山林あるを玄武と云う。これ四神

相応の地なり。東西短く、南北長く、北高く、南低しを繁昌の地と云う。二には城下、武士屋敷・町屋相交わり城中があれば、その国四角八方へ栄えをなし、次第に繁昌を増すと云う。これ、すなわち名地祥なりと云う。

三吉とは、一に石垣の底石の下へ、細かなる石を敷くを云う。歌に

君が代は千世にや千代に

さざれ石のいはほとなりて

苦のむすまで

二には、松の枝を敷き、底石を積むなり。ただし、植

えるとも云う。歌に

君が代の久しかるべき

ためしには、かねてぞ

植えし住吉の松

三には角石三角に組み立てるは、三角は、すべて形のはじまりなり。これ、三吉とあらわす。三角は刀八咫沙

門のむすびたまし印の形なり。また、五行の意味もあらべし。

積方ならびに規矩歌のこと

規矩歌

天地のひらきて出来し

曲尺なれば唐も日本も

これを本とす

り、これを白虎と言ふ。南に大河があり朱雀という。北に山林

があるのを玄武と言ふ。これが四神相應の地である。東西が短く、南北が長く、北が高く、南が低いのを繁昌の地と言う。

二には、城下町、武家の屋敷・町屋が交わり、その中心に

城があれば、その国は四方八方へ栄えて、次第に繁昌を増す。

三つの吉祥とは、一つに、石垣の底石（根石）の下へ細れ石

（小さな石）を敷くことを言う。歌に、「君が代は千代に九千

代に、さざれ石のいはほとなりて、苦のむすまで」とある。

二つには、松の枝を敷き、根石を積むことである。これを植

える（第える）とも言う。歌に、「君が代の久しかるべきため

しには、かねてぞ植えし住吉の松」とある。

三つには、角石を三角形に組み立てるることは、三角はすべて

の形のはじまりであり、これは三吉をあらわす。三角は兜頭足

沙門が結んだ印の形である。また、五行の意味もあるにちがい

ない。

積み方と規矩歌のこと

規矩歌

天地のひらきて出来し、曲尺なれば、唐も日本も、これを本とす

もろもろの、匠は規矩を、本として、これよりほかに、宝なかりし

積み方の五行をあらわす歌

積み方、方と向きと、三角を、半月団の、かたち表する

野面・山目積み歌

(* 24) 「古今和歌集」所収の古歌が原題（「陸連小集集」）や「和漢朗詠集」の流傳本などでは、初句「わが君は」が「君が代は」と言い換えられ、普及した。

(* 25) 「ひはびしあらん」とと読み、「東坂里沙門天」とも記す。西域に起源をもつとされる異形の昆蟲門像で、北方を守護し、外敵を撃退する力を持つといつ。

もろもろの匠は、規矩を本として

これより外に宝なかりし

積み方五行をあらわす歌

積み方は方と円きと三角を

半月団のかたち表する

野面・山目積み歌

野面積み山城にこそ築くべし

山目打ち込みなをも積むべし

亀甲・半鶴目積み歌

鶴龜のちとせを祝う積かたは

猶よろづよを折なりけり

金場取り残し積み歌

石垣のめんをのこした積み方は

これこそかね場残し積なり

伐り合わせ四方積み歌

伐り合わせ、その品多くあり中に

四方積みをば根元と知るべし

本伐合・中伐合・半伐合歌

本伐りはよく美しく、面白取る、中伐りは半分は、荒くこま

かく

鏡石、ところを知りて、築くべし、必ず神もいます、とぞ知れ

また石垣面歌

鏡とは、石垣づらの、惣名なり、すべて面を、鏡とは知れ

沼深き水堀・湖水緑穂苔石垣の土台堅め歌

沼深きは、土台捨て石、松木にて、いかにも堅く、根石築くべし

積み方所々にて變わる歌
積み方は、その所にぞ、応すべし、所知らねば、不相応なり

規矩等歌終り

右、これを伝えるものである。

元和元年四月

後藤又兵衛(朱印)

鏡石、ところを知りて築くべし

必ず神もいます、とぞ知れ

また石垣面歌

鏡とは石垣づらの惣名なり

野面積み、山城にこそ築くべし、山目打ち込み、なおも積むべし

亀甲・半鶴目積み歌

鶴龜の、ちとせを祝う、積み方は、なおよろづ世を、折りなりけり

金場取り残し積み歌

石垣の、面を残した、積み方は、これこそ金場、残し積みなり

伐り合わせ四方積み歌

伐り合わせ、その品多く、ある中に、四方積みをば、根元と知るべし

本伐り合わせ・中伐り合わせ・半伐り合わせ歌

本伐りは、よく美しく、面白取る、中伐りは半分は、荒くこま

かく

鏡積み歌

鏡石、ところを知りて、築くべし、必ず神もいます、とぞ知れ

また石垣面歌

鏡とは、石垣づらの、惣名なり、すべて面を、鏡とは知れ

沼深き水堀・湖水緑穂苔石垣の土台堅め歌

沼深きは、土台捨て石、松木にて、いかにも堅く、根石築くべし

積み方所々にて變わる歌

積み方は、その所にぞ、応すべし、所知らねば、不相応なり

規矩等歌終り

右、これを伝えるものである。

元和元年四月

後藤又兵衛(朱印)

(*26) 惡氣を擋する意味を有し

た大面石で、江戸時代初期の寛永年間以降において、主に大手・通手の升形石垣・椿台石垣などに用いられた。

すべて面を鏡とは知れ

沼深水堀湖水縁括台石垣土台堅歌

沼深きは土台捨石、松木にて

いかにも堅く根石築くべし

積み方所々にて変わる歌

積み方はそのところにぞ應すべし

所知ねば不相応なり

規矩等歌終り

右、これを伝える者なり

元和元年四月 後藤又兵衛（朱印）

後藤彦八様

右、兄又兵衛より相伝え候極秘抄、元和八年以來、家宝と致し、一子相伝のほか、これを免ぜざるものなり。

時に寛永十年十一月吉日 後藤至兵衛（朱印）

但し、又兵衛より相伝え候書物、元和八年「代々これを伝える」まで箱へ入れ置き候ところ、ケ条のうち五十三ヶ条虫食い見えず。

(三) 「石垣積方秘伝書」(後藤文庫一九・九一九二号、一巻)

○上記書き下し文中の「一内は、本文」の秘書、別書を示す。」は筆者注

山目打ち込み「正打ち込み」「亀甲・六角積み・六方積み」

四方伐り合わせ「升栄の積み方」「本伐り合わせ・中伐り

合わせ・半伐り合わせ・升形積み・中央積み」

金場取り残し「半鶴・半切り合わせ」

時に寛永十年十一月吉日 後藤至兵衛（朱印）

後藤至兵衛（朱印）

ただし、又兵衛より伝えられた書物は、元和八年まで箱へ入れてあつたが、箇条のうち五十三ヶ条は虫食いで見えない。

面伐り合わせ、同

鶴目積み〔依口積み〕

鏡積み〔天形積み〕

野面両積み

布築き伐り合わせ〔両積み〕

山・六・四・金・甲・半・面・鶴・鏡・野面

胴伐り合わせ

山・六・四・金・甲・半・面・鶴・鏡・野面

山目打ち込み積み〔鏡積み・鶴目積み〕

山角積み〔角石等積み方〕

亀甲積み

四方伐り合わせ積み

終り

五行の積み方

山目打ち込み積み〔鏡積み・鶴目積み〕

山角積み〔角石等の積み方〕

亀甲積み

絵図のこと

五臓の色体

肝臓胆。木青し。酸。眼。筋。怒り。温か。形團形。春
なり。

○絵図による説明

（五行の考え方で、「木」は、肝臓・胆・木・青・酸・眼・筋・
怒り・温か・形は、梢円形・春をそれぞれ示している。
○絵図による説明



東にうろこのあるもの七十二品あり。そのうちにて竜を

金場取り残し〔半鶴・半切り合わせ積みがある〕

面伐り合わせ積み〔同じく半鶴・半切り合わせ積みがある〕

鶴目積み〔依口積みともいう〕

鏡積み〔天形積みともいう〕

野面両積み

布築き伐り合わせ積み〔両積み〕

胴伐り合わせ積み

山（山目）・六（六方）・四（四方）・金（金場取り残
し）・甲（亀甲）・半（半鶴）・面（面切り合わせ）・鶴
(鶴目)・鏡（鏡積み）野面

五行の積み方

山目打ち込み積み〔鏡積み・鶴目積み〕

山角積み〔角石等の積み方〕

亀甲積み

四方伐り合わせ積み

終り

絵図のこと

○五臓の色体による説明

（一般には、丸い形を指すが、
ここでは、梢円に近い内形を示す。）

（木垣の）形は梢円形であり、山目打ち込み積み

を表している。仁の積み方と認識すべきである。五行の積み方

長とす。名をば青竜と云う。ただし、形ち團形。山目打ち込みに表す。仁の積み方と知るべし。五行の積み方より、このほかの積み方出したるなり。

肺大腸。金白し。辛。鼻。皮。憂え。燥。形を半月。秋なり。



西にけだもの七十二品あり。虎を長とす。これを白虎と云う。西の形半月なり。二つ合わせば丸天なり。鏡積み・鶴目積みに表す。鏡積みを天形の積み方と名付け、大手に用いる。ただし、当御城のこの鏡積みはなはだ勢いあり。口伝、大手を虎口とす。搦手を竜口とす。義の積み方と知るべし。

心。小腸。火。赤し。苦。舌。血。喜。熱。形ち山角。^(二)
夏なり。



南に鳥類七十二品あり。朱の雀を長とす。これを朱雀と云う。角石組み様、この形の通り山角にするゆえ、当形に表す。三角は形の始まりなり。これをおとと云う。

が根元であり、ここから別の積み方も派生し生まれてくるのである。

○五臓の色体による説明

(五行の考え方で、「金」は) 肺・大腸・金・白・辛・鼻・皮・憂い・燥・(形は) 半月・秋をそれぞれ示している。

○絵図による説明

西には、けだものが七十二種類いる。その代表は虎で、これを白虎と言う。西をかたどった形は半月で、二つ合わせると円形となり、すなわち(右垣では) 鏡積み・鶴目積みを表わしている。

鏡積みについては、「天形の積み方」と名付け、城の大手(正門)に用いている。当城(金沢城)の鏡積みは、なはだ勢いがある。口伝では、大手を虎口とし、搦手を竜口とする。義の積み方と認識すべきである。

○五臓の色体による説明

(五行の考え方で、「火」は) 心・小腸・火・赤・苦・舌・血・喜・熱・(形は) 三角・夏をそれぞれ示している。

○絵図による説明

南には鳥類が七十二種類いる。その代表が朱色の雀で、これを朱雀という。角石の組み方は、この形の通りに三角形にする」とから、この形を表している。三角は形の根元であり、これを云う。角石組み様、この形の通り山角にするゆえ、当形

(*2) 城郭や陣営などの最も要所に
あたる出入口。

○五臓の色体による説明

腎臓附。水黒し。誠。耳。骨。恐。寒。形ち丸く、冬なり。



北に甲の者有る物七十二品あり。亀をもつて長とす。これを玄武と云う。去によりて亀甲積みを北とする。亀は水に住むものなり。水の縁なり。これを智の積み方と云う。蓬萊の積み方なり。

脾胃。土黄。甘。口。肉。思。渥、形ち四角。土用なり。



四方積みは中央の形を表したるなり。中央積みとも、四方積みとも、また、升形積みとも名付く。この形伐り合わせの根元なり。これを根にして、もうろの伐り合わせ出したるなり。至りて荒くも積むなり。これを打ち込み四方積みとも云う。ただし、中央積みというては人情き申すゆえ、四方積みと云うなり。信の積み方なり。

土台のこと

さらさら土台

胴木〔控木ならびに、前にて留木〕

(五行の考え方で、「水」は)腎臓・膀胱・水・黒・誠・耳・骨・恐・寒・形は)丸形・冬をそれぞれ示している。

○絵図による説明

北には甲角のある物が七十二種類ある。その代表は亀で、玄武という。このため亀甲積みを北とする。亀は水に住むもので、水の縁である。これは智の積み方で、蓬萊の積み方である。

○五臓の色体による説明

(五行の考え方で、「土」は)脾・胃・土黄・甘・口・肉・思・渥。(形は)四角・土用をそれぞれ示している。

○絵図による説明

四方積みは、中央の形をあらわし、中央積み・四方積み・また、升形積みとも名付けられている。この形を伐り合わせ(切石積み)の基本とし、様々な伐り合わせ積みを創出していくのである。(時には)いたって荒く積むこともある。これを「打ち込み四方積み」ともいう。中央積みは、人が築くので、四方積みともい、信の積み方となっている。

五行の積み方終り。

土台のこと

さらさら土台

胴木〔控木ならびに、前にて留木〕

(*3)中国の神仙思想で説かれる仙媛の一つで、三神山に数えられる帝釋に面した、山東半島のはるか東方の海中にあって、不老不死の仙人が住むと伝えられる。

はね掛け土台同

そだ積み、申すこと専一のこと「ただし、いずれも土台下堅」

右、沼・深川・縁・橋台下水堀がけ縁に用いる。いずれも根堅めよくすべし。あるいは、「そだを敷き、堅く積む」を「そだ積み」とも、「抄積み」ともいう。所に応じ、右の内用ゆなり。湖水は莫大に捨石して石垣を築く大極意、口伝多し。砂地は土台草模なり。水気のある所、水中は生松木、朽ちることなし。数百年こたえ申すなり。

一、亀甲・鶴目・半鶴積みは、蓬萊の積み方なり。亀甲積みは、あしき氣不ぢやうをさるなり。亀甲は七五三の積み方なり。人きづかざるため、亀甲積みと云う。いずれも口伝多し。

右相伝のものなり。

寛永十年十一月吉日

後藤至兵衛(朱印)
後藤至兵衛(朱印)

代々これを伝う。

一、亀甲積み・鶴目積み・半鶴積みは、蓬萊の積み方である。
亀甲積みは、悪い氣や不淨なものを取り除くものである。亀甲積みは七・五・三の積み方である。人の気付かない積み方であるので、亀甲積みという。いずれも口伝が多い。
右は先祖より相伝のものである。

寛永十年十一月吉日

後藤至兵衛(朱印)
後藤至兵衛(朱印)

代々これを伝えるものである。

はね掛け土台(右石に同じ)
そだ積み「ただし、いずれも土台下は堅い」申す事は専一にせよ。

右(の土台について)は沼や深い川べり、橋台下や水堀のがけ縁に用いるが、いずれも十分根堅めすることが必要である。そだ切り取った木の枝)を敷き、堅く積むことを、そだ積みとも抄積みともいい、場所に応じて、このいずれかを用いる。湖

(*4) 相葉、佐久とも書く。切り取った木の枝のこと。

水の場合は、かなりの量の捨て石をして、石垣を築くのが極意の中の極意である。(ただし、このことは) 口伝が多い。砂地の場合、土台としては草模を用いる。水気のあるところや水中には生の松木を用いる。この場合、朽ちることはなく、数百年はもつ(ことができる)。

一、亀甲積み・鶴目積み・半鶴積みは、蓬萊の積み方である。

亀甲積みは、悪い氣や不淨なものを取り除くものである。亀

甲積みは七・五・三の積み方である。人の気付かない積み方

であるので、亀甲積みという。いずれも口伝が多い。

右は先祖より相伝のものである。

一、本城の繩張り相調い候うえは、石垣を築く繩張りは、
絵圖の通り、天地に繩張り等それぞれ仕り、矩方等相
極め、尤も、山の高さ見るは根元なり。

ただし、山城は山形の様子次第、石垣もその通り築
くなり。しかば、出角・入角・シノギ角等色々の繩
出来す。その山形によりて繩張り仕ることなり。

一、山の根に切して角石伏せ申す儀、陰の繩辻の通り伏
すべし。陰の繩より角石まで、たとえば六尺七寸最初

相極まりおり申し候に付き、この寸尺いささかも違わ
ざるよう。尤も、角石等伏せ申す時は、陰の繩しばら
くはづし、水杭に印を付け、角石等伏せ候はば、陰の
繩張り通し、寸尺とくと改めるべし。水杭は根切等さ

しつかえざる所に打ち置き候えども、大普請に候えば、
丸く仮垣致し候ても、さしつかえ申すべき義も、これ
あるべく候間、最初の通り違わぬよう、地の上まで角
石等伏せ候はば、左右の陰の繩はずし申すなり。角石

伏せ申す節、大曲尺をもつて意味仕るべきなり。
一、地形根切、絵圖の通り心得るべし。根切幅七尺ばかり
り、深さ五尺ばかり、その土地によるべし。人夫掛か
り一坪六人あてなり。角石・平石・根石は寸尺はずれ
ても苦しからずなり。

一、本城の繩張り相調い候うえは、石垣を築くための繩張りは、
絵圖の通り、天地(天端面・地上面)それぞれに繩張りなど
をおこない、矩方(石垣の角度)などを決める。当然のこと
ながら、山の高さを確かめるのは根本である。
ただし、山城は山の自然地形の様子次第であり、石垣もそ
れに準じて築く。だから、出角・入角・シノギ角などいろいろ
な繩張りができる。その山の形状によって繩張りを行なうか
らである。

一、山麓を削削して角石を据えることは、陰の繩筋の通りに行
なわなければならぬ。陰の繩より角石までの長さは、例えば
六尺七寸と最初から決まっているので、この寸尺は、少しも
違えてはならない。

もつとも、角石などを据える時は、陰の繩は、しばらく取
りはずす。水杭に印を付け、角石などを据えるときは、陰の
繩を張り通して、寸尺をしっかりと正すべきである。

水杭は、根切りなどに差し支えのない箇所へ打つものであ
るが、大普請であれば、丸く仮垣にすると差し支えるので、
最初の計画に違わぬように、地表面の上まで角石などを据え
たのち、左右の陰の繩は取りはずすのである。角石を伏せる
時は、(木製の) 大曲尺によつて点検すべきである。

(*3) 繩張りの際の計測用具の一
つ、16頁圖1・63頁圖3(5)およ
び解説(5) (90頁) 参照。

(*4) 圖1に「此通り石垣根切」と
あるが、この位置に幅7尺、深さ
5尺の根石設置のための掘り方
を説いたが、この掘り方を根切りと
いう。

(*7) 築石ともいう。隅石ではなく、
直線状の石垣の積み石のこと。

一、本城の繩張りが完成したあと、石垣を築くための繩張りは、
絵圖の通り、天地(天端面・地上面)それぞれに繩張りなど
をおこない、矩方(石垣の角度)などを決める。当然のこと
ながら、山の高さを確かめるのは根本である。

ただし、山城は山の自然地形の様子次第であり、石垣もそ
れに準じて築く。だから、出角・入角・シノギ角などいろいろ
な繩張りができる。その山の形状によって繩張りを行なうか
らである。

(*1) 凸部の角 (63頁圖3の④參
照)。

(*2) 凹部の角 (63頁圖3の④參
照)。

(*3) 刀剣の鍔のような形状をした
部分の角。金民城本丸に大鏡角と
小鏡角がある。なお、鍔は刀剣の
断面のふくらみのあるカーブの
頂点をいう。(63頁圖3④參照)。

(*4) 陰の繩を張る杭のこと。水平
(木) を保持するための杭である
ことによる。(63頁圖3④參照)。

もりは、一坪につき六人すつである。角石・平石・根石は、寸尺が多少はすれても差し支えはない。

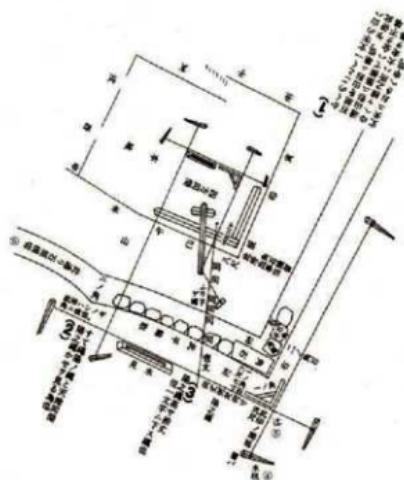
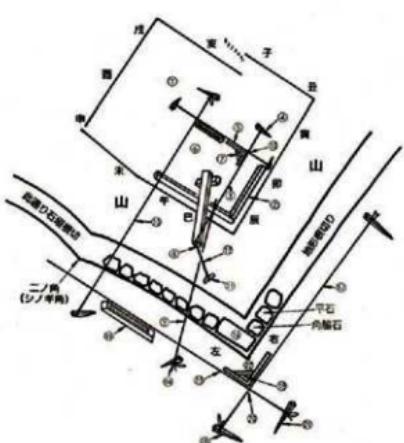


図1 繩張り解説図

「新規地形用繩張り解説図」による模式図（北原著書 1967より）



一、鍵初めというは、開神の方へ向い地全石伏せ、松の枝を敷き、「リ」の角かくのとく角に向い、左を一とす。右を二とす。一、二の角石の下に敷き、細れ石を敷くなり。ただし、一を二とも、二を一ともいう。

一、鍵初めといふのは、その日の吉方へ向かい、根石を伏せ、その下に松の枝を敷き、「リ」の角石は、このように角に向かって左側に据えるのを一とし、右に据えるのを二の角石とす。一、二の角石の下に、さざれ石を敷く。ただし、一を二

(*9) 「ききががみ」「ぶんしん」と読む。陰陽家の語で、その日の下支から三つ目にあたる干支の方角をさす。吉方の決め方の一つ。

(*10) 根石のこと。

(*11) 一番底部に伏せ置く角石。

丁場のうちに角石等を引く、これら鐵初めなり。右の

筋、穴生の着用物は、御普請装束なり。細れ石を敷くこと、蓬莱のかざりものと心得えるべし。松の枝等敷くこと吉事なり。敷き様所々にて替わる。大手石垣・門台・橋台いずれも違うなり。いずれも一の角の左右へ敷くまでなり。松の枝を敷くは略式なり。新城の規式先格の「ことく、口伝多し」。

一、十二の干支を、繪図の「ことく配当して、軍師⁽¹²⁾おかる時、子・午・卯・酉、この四つは四方を司る。丑・寅・辰・巳・戌・亥・未・申、この八つは四方の間の角を司る。さて、右の通り相極めらるる時、丑・寅の間、鬼門なり。しかるところ、平に鬼門あたり候ゆえ、天かづら石にて、朱書きの通り角心するなり。二曲輪、三曲輪にても、石垣角、鬼門へ向い候はば、少し除け、繩張りするなり。

一、万端軍節の指図の通り築くべきこと。

一、かづら石は、所によりて伏せるなり。大手向きは大方無用、子細は橋台、或いは、堀下長屋の内より大筒打ち出す仕組み致しこれあるなり。上石取り除け、このところより打ち出すなり。かづら石伏せ候ては、か様の節差し支え候ゆえ無用、右上石取り除け候石間配して積み置き候哉等、軍師より、「この所は上石にて、か様か様に致し置き候様指図、その趣に違わざる様に築くこと、穴生の役前なり。右大筒打ち出し申さざる、堀台・長屋には、大方かづら石伏せるなり。大概、そ

とも、「二を」とも言うこともある。

丁場のうちへ角石などを引き入れることを、鐵初めといふ。この時、穴生が着用するものは、御普請装束である。細れ石を敷くことは、蓬莱の飾り物をささげることと心得るべきである。松の枝等を敷くことは吉き事である。敷き方は所々によつて変わる。大手の石垣・門台・橋台では、いずれ

も相違があるが、一の角石の左右に敷くまである。松の枝を敷くのは略式である。新城普請の儀式は、旧例の通りであり口伝が多い。

一、十二の干支を繪図の通りに配当して、軍師が配置されれば

子(北)・午(南)・卯(東)・酉(西)の四つの方向を司る。

丑・寅・辰・巳・戌・亥・未・申の八つは、四方の間の方角を示す。さて、右のようになされた時、丑と寅の間(北東)

は鬼門にある。そうすると、平石に鬼門があるので、天端のかづら石を工夫し、朱書きの通り角心する。二の曲輪、三の曲輪においても、石垣の角が鬼門にあたれば、少しよけて繩張りをするのである。

一、万端について、軍師の指図通りに築くべきこと。

一、かづら石は、場に応じて伏せるものである。大手向きには大体不用である。その理由は、橋台或いは、堀下長屋の内より大筒(大砲)を打ち出す構造にするからである。上石を取り除き、「ここから打ち出すのである。かづら石を据えると、こうした時に差し支えがあるので、据える必要はない。このように上石を取り除いて、石の間に配して積み置くのかどうかについては、軍師より、指図があるので、その趣旨に沿つ

(*12) 軍師とは大将の側にあって戦略や戦術を指南する參謀。

(*13) 角心の意味については不明。

の所を考え知るべし。大手向きは、はなはだ右の大事故あるなり。

て、その場所その場所に応じて築くことが穴生の役目である。このように、大筒を打ち出さない構台や長屋には、大体はかづら石を伏せるのである。おおむね、その場の意味を考え推し測るべきである。大手向きでは、こうした点は、はなはだ大切である。

(ヨシヨリ裏面)

「陽の綱長さ、天より陰の綱まで十丈あり。この勾配、尺に付き七寸、この延び、二十二分六厘、右十丈を、延びに一を加え、一尺二寸二分六厘にてわれば、山の高さ八丈二尺なり。この高さに勾配七寸をかくれば、五丈七尺四寸となる。この分、惣はた張なり。このうち、天角物木より山の縁まで、たとえば五尺三寸引き、陰の綱より角石までのすき、たとえば六尺七寸引き、残る四丈五尺四寸出来、はたばりなり。この四丈五尺四寸を秘方七六にて割り、高さ八丈二尺に割れば、尺に付き、七寸三分矩と知るなり。規合は秘法二四に、高さ八丈二尺かくれば、惣規合何丈何尺何寸と知れるなり。

(これより裏面)

「陽の綱の長さ（図2の斜線AC）は、天より陰の綱（の直交点）まで10丈（100尺）ある。この陽の綱の勾配は1尺につき7寸であり、（この勾配では、高さを1とする斜辺の長さは1・226となるので）、斜辺における「延び」は1尺当たり2寸2分6厘となる。この斜辺の長さ10丈を、延びに1を加えた1尺2寸2分6厘で割ると、山の高さは82尺となる。（高さ82尺と斜辺100尺と底辺70尺の比は、

1対1・226対0・7であるから）こうして算出された高さ82尺に勾配7寸（0・7）をかけると、底辺の長さは57尺4寸となる。これが「惣はた張り」である。このうち、天端の角物木（角形木）より山の縁まで、たとえば5尺3寸を引き、陰の綱より角石までのすき間、たとえば6尺7寸を引き、「秘法七六」で割り、さらに高さ82尺で割ると、（この右垣の下三分の一の）根石矩は1尺につき7寸3分の矩ということがわかる。この惣規合は「秘法二四」（0・24）に高さ82尺掛け（さらに矩7寸3分を掛け）ると、惣規合は何丈何尺何寸とがわかる。

(＊14) この項目全体について、解説五で詳細にふれる。

(＊15) 直角三角形で高さ1としたとき、斜辺の長さは1以上となるが、1以上の小数点の部分をいう。解説五(1)82頁参照。

(＊16) 陽の綱を山端で受けた地点と陽の綱の天端から奥とした地点の水平距離（62頁図2のBC）。

(＊17) 「秘法」として0・76が出てくる事情は解説五の(2)で詳述。

(＊18) ここでは「惣規合」の意味で使っている。右垣勾配が根石矩より起き上がった結果、南北にせり出した距離。解説五の(1)で詳述。

(＊19) 前注(18)と同じ。

左の方ノ矩方のこと

一、地にて陽の繩より陰の繩辻までの丈尺寸、右の方はかたと知るべし。右丈尺寸の内、それ陽の繩より出来まで八尺引き、地にて陰の繩より角石までのすき六尺七寸、ならびに△この印より印までの延び二尺、三口一丈六尺七寸引き、残る何丈何尺何寸何分を秘方七六にて割り、高さ八丈二尺にて割れば、尺に付き、何寸何分矩方知るなり。規合は秘方二四に尺の矩かけ合い、高さ八丈二尺かくれば、數規合丈尺も知るなり。

一、地表における陽の繩より陰の繩筋までの長さは、右の方は矩方によつて知ることができる。右の長さのうち、陽の繩より、出来点まで8尺を引き、地上にて陰の繩より角石までのすき間6尺7寸、及び、△印から△印までの延び2尺、三口しめて16尺7寸引き、残る何丈何尺何寸何分（はた張り長さ45尺4寸）を「秘法七六」にて割り、高さ82尺にて割ると、「尺につき何寸何分（7寸3分）」という矩方を知ることができ。数規合は、秘法二四（0・24）に高さ82尺を掛け、「尺の矩」0・73も掛け合わせて、「数規合」の丈尺を知ることができる。

規合矩方繪図

高さ水より八丈二尺、この三の一、二丈七尺は矩方七寸三分にて積みあげる。

矩、尺に付き七寸三分、總矩方五丈九尺八寸六分、うち一丈四尺三寸七分規合なり。

石垣築き出来のうえ

水より高さ十五間四尺五寸五分となる

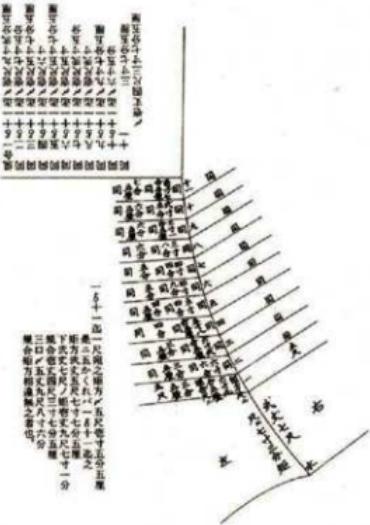
規合・矩方の繪図

石垣の高さが基準水面より82尺であれば、この三分の一の27尺までは矩方7寸3分の勾配で積み上げる。

矩は尺に7寸3分、總矩方は59尺8寸6分で、そのうち總規合は14尺3寸7分である。

石垣を築き、完成すると、基準水平面より斜辺の長さは、

15間4尺5寸5分（94尺5寸5分）となる。



高さ82尺石垣の断面図

(単位:尺)

石垣高さ	区分	(尺當たり) 斧方	(尺當たり) 各區規合	五尺規合	總規合
(2尺)	根石部	0.73			
(5尺)	一区	0.695	0.035	0.175	1.925
(5尺)	二区	0.66	0.035	0.175	1.75
(5尺)	三区	0.625	0.035	0.175	1.575
(5尺)	四区	0.585	0.04	0.2	1.6
(5尺)	五区	0.54	0.045	0.225	1.875
(5尺)	六区	0.49	0.05	0.25	1.5
(5尺)	七区	0.44	0.05	0.25	1.25
(5尺)	八区	0.38	0.06	0.3	1.2
(5尺)	九区	0.315	0.065	0.325	0.975
(5尺)	十区	0.25	0.065	0.325	0.65
(5尺)	十一区	0.175	0.075	0.375	0.375
(82尺)		(5.885)	(0.555)	(2.775)	(14.375)

上の表は断面図を示したもの。史料では、1尺当たりの斧方と規合を示したあと、右垣上部に、その大きさを示す。規合の横は天端に積みられた数値。「5尺規合」は編者計算し追記したもの。5尺規合に11・16・9・8……と書けると実規合となる。

右石垣の角石・角脇等割合寸法

一番角石

一、七本

(*20)
小面三尺四方
控え八尺五寸より一丈まで

一番角脇

一、七本

(*21)
小面三尺四方
控え六尺五寸より八尺五寸まで

一番角石

一、八本

(*22)
小面二尺八寸四方
控え五尺五寸より六尺五寸まで

一番角脇

一、八本

(*23)
小面二尺八寸四方
控え五尺八寸より六尺五寸まで

一番角石

一、八本

(*24)
小面二尺八寸四方
控えは五尺五寸より六尺五寸まで

一番角石

一、七本

(*25)
小面三尺四方
控えは八尺五寸より一丈まで

一番角石

一、八本

(*26)
小面三尺四方
控えは六尺五寸より八尺五寸まで

一番角石

一、七本

(*27)
小面三尺四方
控えは七尺より八尺五寸まで

(*28)
多面体の中でも最も小さい面
をさす。この組合の小面とは右垣
に積んだ石の外側に見える面の
こと。
(*29)
石垣に積まれた石の奥行き
長さ。積んだとは見えない。



三番角石

一、七本

(小面二尺五寸四方
控え六尺五寸より七尺まで)

三番角石

一、七本

(小面二尺五寸四方
控え五尺より五尺五寸まで)

三番角石
一、七本

(小面は二尺五寸四方
控えは六尺五寸より七尺まで)

三番角石
一、六本

(小面は二尺三寸四方
控えは六尺五寸より六尺五寸まで)

三番角石
一、六本

(小面は二尺三寸四方
控えは四尺五寸より五尺五寸まで)

三番角石
一、六本

(小面は二尺三寸四方
控えは四尺五寸より五尺五寸まで)

三番角石
一、七本

(小面は二尺三寸四方
控えは五尺五寸より六尺五寸まで)

三番角石
一、七本

(小面は二尺三寸四方
控えは四尺五寸より五尺五寸まで)

三番角石
一、九本

(小面二尺四方
控え五尺より五尺五寸まで)

三番角石
一、九本

(小面二尺四方
控えは五尺より五尺五寸まで)

三番角石
一、九本

(小面二尺四方
控え四尺より四尺五寸まで)

三番角石
一、九本

(小面二尺四方
控えは四尺より四尺五寸まで)

六番角石
一、九本

(小面二尺四方
控え四尺より四尺五寸まで)

角石数
四十五本

角石数
四十五本

三番角石
一、七本

(小面は二尺五寸四方
控えは六尺五寸より七尺まで)

三番角石
一、九本

(小面は二尺五寸四方
控えは五尺より五尺五寸まで)

三番角石
一、九本

(小面は二尺五寸四方
控えは四尺より五尺五寸まで)

三番角石
一、九本

(小面は二尺五寸四方
控えは三尺五寸より四尺五寸まで)

角石数
四十五本

角脇石数／四十五本

ただし、草の角ゆえ、角脇石の数はこのようになる。

角石丈にして十丈七尺四寸 根石共

一番平石

一、何百 小面二尺二寸より一尺五寸まで
控え七尺より八尺まで

一番平石

一、何百 小面二尺二寸より一尺五寸まで
控え六尺より七尺まで

一番平石

一、何百 小面二尺二寸より一尺五寸まで
控えは七尺より八尺まで

一番平石

一、何百 小面二尺二寸より一尺五寸まで
控えは七尺より八尺まで

一番平石

一、何百 小面二尺二寸より一尺五寸まで
控え五尺より六尺まで

一番平石

一、何百 小面二尺二寸より一尺五寸まで
控えは五尺より六尺まで

一、何百 小面二尺二寸より一尺五寸まで
控えは五尺より六尺まで

角脇石数の合計四十五本

但し、草の角なので、角脇石の数はこのようになる。

角石の斜辺の長さを丈で表すと、根石共に10丈7尺4寸となる。

一一番平石

一、何百 小面は二尺二寸より一尺五寸まで
控えは七尺より八尺まで

一一番平石

一、何百 小面は二尺二寸より一尺五寸まで
控えは七尺より八尺まで

一一番平石

一、何百 小面は二尺二寸より一尺五寸まで
控えは六尺より七尺まで

一一番平石

一、何百 小面は二尺二寸より一尺五寸まで
控えは六尺より七尺まで

一一番平石

一、何百 小面は二尺二寸より一尺五寸まで
控えは五尺より六尺まで

一、何百 小面は二尺二寸より一尺五寸まで
控えは五尺より六尺まで

合計何万何千何百石

ただし、高さ十五間四尺五寸五分を五つに割り、右の通りに必要な
石数の見図りをおこなう。これにより、だんだん上にゆくにつ
懸り、石垣こたえ全きなり。

但し、高さ94尺5寸5分を五つに区分し、右の通りに必要な
石数の見図りをおこなう。これにより、だんだん上にゆくにつ
れ、石の目方が軽くなり、石垣の維持は完全となる。

積み方は山目打ち込み積みのこと

一、何百間 麻石、ただし、幅二尺、厚さ一尺、ただ
し、かづら石は所によりて伏せるなり。

石図り終り

一、何百坪 栗石

ただし、その所にいたって坪図り仕るべし。

積み方は山目打ち込み積みのこと

一、かづら石 何百間 ただし、幅二尺、厚さ一尺。ただし、
かづら石は現地の状況によつて伏せる。

石図り終り

一、何百坪 栗石

但し、その場の状況に応じ、坪当たりに必要な栗石量を見図ら
なければならぬ。

二 宝永の秘伝

(五) 「先祖家芸之事」(後藤文庫一九・九一一〇一號、一紙)

家芸の事

一、高十間石垣 矩方・規合、別紙絵図に記す、前より口伝、

一、高十間石垣 矩方・規合は、別紙絵図に記している。これは以前より口伝されてる。

家芸の事

石取りならびに石園り

一、番角石
一、八本

一、番角石
一、八本

小面は二尺五寸四方
控えは六尺五寸より七尺まで

一、番角石
一、八本

一、番角石
一、八本

小面は二尺五寸四方
控えは四尺より五尺まで

一、番角石
一、九本

一、番角石
一、九本

小面は二尺四方
控えは五尺より六尺まで

一、番角石
一、九本

一、番角石
一、九本

小面、二尺四方
控え、五尺より六尺まで

三番角石
一、十四本

一、番角石
一、十四本

小面、一尺七寸四方
控え、四尺五寸より五尺まで

小面、一尺七寸四方
控え、四尺五寸より五尺まで

小面、一尺七寸四方
控え、三尺七寸四方まで

小面は一尺七寸四方
控えは三尺七寸四方まで

一番平石
一、何十

一番平石
一、何十

小面は二尺より二尺五寸まで
控えは六尺より七尺まで

小面
二尺より二尺五寸まで
六尺より七尺まで

但し、一坪に付き九つあて

二番平石
一、何十

二番平石
一、何十

小面は二尺より二尺五寸まで
控えは五尺より六尺まで

小面
一尺七寸より二尺まで
五尺より六尺まで

但し、一坪に付き十二つあて

二番平石
一、何十

二番平石
一、何十

小面は一尺七寸より二尺まで
控えは五尺より六尺まで

小面
一尺五寸より一尺七寸まで
四尺より四尺五寸まで

但し、一坪に付き十六つあて

二番平石
一、何十

二番平石
一、何十

小面は一尺五寸より一尺七寸まで
控えは四尺より四尺五寸まで

但し、一坪に付き十一つあて

但し、十間につき、かくのごとくつもり、十間よりうちの高さは一番石を指し除き、二番石よりかくのごとし、又は、高さ五間の所は三番石の通り、図りかくのごとし、

但し、十間につき、このよう見積もる。十間以下の高さの場合、一番組の石を除き、二番石よりこの通り積めばよい。また、高さ五間の石垣については、三番組石の石図りの通りである。見積もりは以上のようにある。

この石垣筆紙につくしがた
く、身を空木にして石を直

(*一) 輪取りとは曲輪などを輪状に
円ぐするこれを指す。

す、口伝。

一、しのぎ角

組み様

石の取り様、寸尺をのばし、
石取りこと、口伝。

一、檐台

四方角

四方入角
外へ規合付けるに付き、土
台もそのとおりに伏せる、

一、升形

四方角

土台の伏せ様常のことく、
台もそのとおりに伏せる、

一、組土台

あわら

ただし、門台の角は、かか
り乗り仕る様口伝。

一、組土台

あわら

前より砂利にて埋め立て、
松木をもって仕様口伝、沼

ふかにも用いる

一、はね懸土台

川縁

がけ下

松木を以て前に敷き、は
ね懸け木の控えうち歩石を
以て埋め立てて土台木の仕

一、野面

組合

松木を以つて前に敷き、は
ね懸け木の控えうち歩石を
以て埋め立てて土台木の仕

一、切り合わせ

石垣

見分はよろしく見ゆれども
石口五歩ばかりにて持たす
るゆく、強みなし、六尺よ

一、野面

組合

見分はよろしく見ゆれども
石口五歩ばかりにて持たす
るゆく、強みなし、六尺よ

一、野面

組合

見分はよろしく見ゆれども
石口五歩ばかりにて持たす
るゆく、強みなし、六尺よ

一、同

布築

これは、堀下・多門下に用
いる、石目をならべ申すゆ
え、布築と名付け、切り合
わせ石垣と同事である。

して」石を直す。口伝として伝わ
る。

一、しのぎ角

組様

石の取り方は寸尺をのばし、石を
取ることは口伝である。

一、檐台

四方角

土台石の置き方に変わった点は
ない。

一、升形

四方角

「そり」を付けるにあたり、土台
石もそれに見合つたよう置く。
ただし、門台の角は、かかり乗り
とするよう。なお詳細は口伝で
ある。

一、組土台

あわら

以前より砂利にて埋め立て、松木
をもって行うのは口伝である。沼
深き場所でも用いる

一、組土台

川縁

松木を前に敷き、はね懸け、木の
控えのうち、歩石を以て埋め立て
る。土台木の仕様は通常の通りで
ある。これも口伝となつてゐる。

一、野面

組合

ふつうに土台を引く。

一、野面

組合

外見はよろしく見えるが、石口は
五歩ばかりで持せるゆえ、強くは
ない。六尺より二間迄の石垣に用
いる。

一、野面

組合

これらは、堀下・多門下に用いる、
石目をならべるので「布積み」と

(*3) 岩石のなかの、特に割れやす
い方向のこと。

寛永三年四月改め置く。

名付けるが、切り合い石垣と同じ
物である。

以上。

寛永三年四月改め置く。

(六) 「石取並石図」(後藤文庫一九・九一一四七号、一紙)

一、高十間石垣

一、高十間石垣 矩方・規合、繪圖に記すところに候、

一、高十間石垣

矩方や規合は、繪圖に記した通りである、

口伝多し。

口伝で多く語られている。

石取ならびに石図

石取ならびに石図

一、番角石

一、八本 小面 二尺五寸四方 十二本三丈

一、番角石

一、八本 小面は二尺五寸四方 十二本三丈

控え 六尺五寸より七尺まで、十二本二丈六尺

小面 二尺五寸四方 十二本三丈

一、番角石

一、八本 小面は二尺五寸四方 十二本三丈

控え 四尺より五尺まで 小面は二尺五寸四方

一、番角石

一、八本 小面は二尺五寸四方 十二本三丈

控え 二尺四方 六丈一尺八寸 小面は二尺五寸四方 六丈一尺八寸

一、番角石

一、九本 小面は二尺五寸四方 六丈一尺八寸

控え 五尺より六尺まで 控えは五尺より六尺まで

一、番角石

一、九本 小面は二尺五寸より四尺 (まで) 小面は二尺五寸より四尺 (まで)

一、九本 小面

控え 三尺五寸より四尺 (まで) 控えは三尺五寸より四尺 (まで)

一、番角石

一、九本 小面は二尺四方 控えは三尺五寸より四尺 (まで)

三番角石

一、十四本

小面 一尺七寸四方
控え 四尺五寸より五尺（まで）

三番角脇

一、十四本

一尺七寸四方（小面）
三尺七寸四方（控え）

六十二本



三番角脇

一、十四本

（小面は）一尺七寸四方
(控えは) 三尺七寸四方

六十二本



一番平石
一、何百

小（面）二尺より二尺五寸まで
(控え) 六尺より七尺まで

但し、一坪に付き九つあて

一番平石
一、何百

小面は二尺より二尺五寸まで
控えは六尺より七尺まで

但し、一坪に付き九つあて

二番平石
一、何百

小面 二尺より二尺五寸まで
(控え) 六尺より七尺まで

小面 一尺七寸より二尺まで
控え 五尺より六尺まで

但し、一坪に付き十二あて

二番平石
一、何百

小面は二尺七寸より二尺まで
控えは五尺より六尺まで

但し、一坪に付き十二あて

三番平石
一、何百

小面は一尺より一尺七寸まで
控えは四尺より四尺五寸まで

但し、一坪に付き十二あて

三番平石
一、何百

小面 一尺七寸四方（小面）
三尺七寸四方（控え）

六十二本



三番
一、何百

小面 一尺より一尺七寸まで
控え 四尺より四尺五寸まで

但し、一坪に付き十六あて

三番
一、何百

何千

但し、十間につき、かくのことくつもり、十間より
うちの高さは一番石を指し除き、二番石よりかくの
ことし。又は、高さ五間の所は三番石の通り、因り
かくの」とし。

三番
一、何百

小面は一尺より一尺七寸まで
控えは四尺より四尺五寸まで

但し、一坪に付き十六あて

三番
一、何百

何千

但し、十間につき、このように見積もつた。十間以下の高
さの石垣の場合は、一番石を除き、二番石よりこのように
すべきである。又、高さ五間の石垣では、三番石の例のよ
うに見積もるが、以上の通りである。

一、輪取石垣

直下繩

この石垣は筆紙にてこれあり、身を定木にして石を直す、口伝。

一、しのぎ角

組様

石の取り様、寸尺を延ばし、石取りのこと、口伝。

一、櫛台

四方角

土台の伏せ様常のことし。

一、升形

四方入角

外へ規合付けるに付き、土台もその様に伏せ、但し、門台は角はかかりのり仕る

一、組土台

あわら

所により砂利にて埋め立て、柴石の仕様、口伝、沼深きにも用いる。

一、はね懸土台

川縁

松木を以て前に敷き、はね掛け下

懸け木の控えの裏、歩石を以て埋め立て、土台木の仕様は常の通り、口伝。

一、野面
組合

石垣

常の通り、土台付く。
見分はよろしく見ゆれとも、石口一寸五歩ばかりに持より、強みなし。六尺より二間までは用いる。

これは、堀下・多門下に用いる、石目を並べ申すゆえ、

一、同

布築

一、輪取石垣

直下繩

この石垣は筆紙に記している。身を定規にして石を直す、口伝。

一、しのぎ角

組様

石の取り方、寸尺をのぼし、石取りすること、口伝。

一、櫛台

四方角

土台の伏せ方は、通常のことく行う。

一、升形

四方入角

外へ規合を付けるので、土台もそのとおりに伏せる。ただし、門台は隅角部だけに規合を付けることを口伝する。

一、組土台

あわら

所によつて砂利にて埋め立て、柴や石で埋め立てを行う方法。口伝あり。深い沼地でも用いる。

一、はね懸土台

川縁

松木を前に敷き、はね掛け下

懸け木の裏に夫石を以て埋め立て、土台木の仕様は通常の通り、口伝あり。

一、野面
組合

石垣

通常の通り土台を付ける。
見分するとよく見えるけれども、石口を一寸五歩ばかりで保持するため、強くはない。六尺より二間の石垣では用いる。

これは、堀下・多門下で用いる。石目をならべるので、布積みと名

すべて「矩方」は、石垣角にて極め候。この所の石垣角と

極まり候はば、陰の繩左右に張り、天にて地形高下あるゆえ、材木をろくに置きて、この材木よりすはりて横上より、一文字に下ろし、この繩素直なる木につけて、繩の目には石を括り下ろし申すなり。

さて、陽の繩、振り下げ繩の通り、一文字に下ろし、下にて杭木に留め置き申すなり。この繩振り下げ繩に付き候えば、繩の曲がりなきといふものなり。振り下げ繩は、とかく陽の繩一文字に、少しも曲がり申さぬために下ろすなり。

捨て繩もおろし候へども、右振り下げ繩にてよく吟味すれば、これには、まず及び申さざるなり。陰陽の繩たるみなきようにして、もつとも陽の繩には、一間目一間に、紙にて印を付け申すなり。右の印にて、天の材木の上より陰の繩までの長さを見て、この繩の勾配、尺に付き何寸を見て、この勾配の延びを算用して、一尺分延びに何寸ならば、一を加え、これを左に置き、陽の繩、材木の上より陰の繩まで何丈何尺を割れば、山の高さ何丈何尺と知るなり。

山の高さに一尺分勾配を掛ければ、總はた張り、いかほどと知るなり。この丈尺の内にて、天の材木の上より山の縁まで何尺引き、陰の繩より角石までのすき何尺引

石垣の基本となる矩方^(のりかた)というものは、石垣の隅角部の傾斜角度で決まる。石垣の隅角部とする位置が決まれば、(根切りをした山の底部に)陰の繩を左方向と右方向に裏り分け、石垣の天端には、所により地形に高低があるので、(それぞれの天端地形にそつて、大曲尺状に組んだ)角材を水平に置き、その材木より横真一文字に水繩を張る。さらに垂直に振り下げ繩を、

前述の陰の繩と交差点の真上より真一文字に下ろす。この振り下げ繩は、まっすぐな木に付けて繩目に下げ振り石を括り付け、下げるるのである。

一方、「陽の繩」を、振り下げ繩の通り筋に真一文字に下げ、(振り下げ繩と交差させ)地上にて本杭に固定する。なお、この繩は振り下げ繩に接する繩なので、繩の曲がりがなくなるのである。振り下げ繩は、一般に陽の繩が、少しも曲がらないよう下ろす繩である。

(これとは別に)捨て繩も下ろすこともあるが、右の振り下げ繩も良く吟味すれば、捨て繩はそれほど必要ではない。陰と陽の繩は、たるみがないようにし、陽の繩には一間目ごとに紙の目印をつける。この目印を用いて、天端の材木の上方から陰の繩までの長さを測って、陽の繩の勾配(矩)が一尺につき何寸となるかを見て、この勾配の「延び」を計算する。そのあと、一尺分の延びに一を加え、これを左におき、陽の繩の長さつまり天の材木の上より陰の繩までの距離(一〇〇尺)を、延びに一を加えた一、一二二で割れば、山の高さ(82尺)が算出

(※1) 矩方とは高さ1尺に対する底辺長さをいい、角度を示す変数。

(※2) 「陸」とも書く。水平にする

き、残りたる丈尺を秘法七六にて割り、山の高さにて割れば、尺に何寸何分の矩方と知るなり。規合の極まりようは、秘法二四に、尺の矩方掛け合わせ、山の高さを掛ければ、規合何尺何寸と知るなり。割り付けよう口伝。

この矩方は、角に向かい左の方矩方なり。もつとも、下にて石垣の角に向かいての左右なり。右の方の矩方は、陽の繩より陰の繩辻まで何丈何尺の方矩方と知るべし。

この丈尺の内にて、天の陽の繩より石垣積み留めまで何尺引き、地の陰の繩辻、繩延び何尺引き、残りたる丈尺を秘法七六にて割り、高さにて割れば、尺の矩方知るなり。規合の仕様は前段のことく。

一、山の縁は決して一文字にてはなきなり。出入りなど

色々になりおり申すなり。さるによりて、材木の上より山の縁までの尺引き様、積もり留め出来の所と見合い、差し引きして引くべし。

一、高さ三丈の石垣ならば、下一丈は、たとえば尺に三寸矩ならば三寸矩にて算き、一丈一尺目より規合つけべし。すべて高さ三分の一は根石の矩にて算く。三分一上より規合付けるなり。これにて恰好見事に出来なり。

一、石垣積み留め出来を見切り様は、陰の繩辻より出来の所とねじ申さず。一文字に辻と出来とあい候えば相違なきなり。これを出来見切りと極意也。

一、水綱はすべて一尺、あるいは一尺二寸、三寸も高綱に張るなり。その所に応すべし。

される。

また、山の高さ（82尺）に一尺分の勾配（尺当り矩0・7）を掛ければ、「惣は張り」（57尺4寸）を知ることが出来る。

（*3）ここでは惣規合の意で使う。
以下も同じ用法が多い。

この「惣は張り」の丈尺のうち、天端の材木の上から山の縁までの長さ（5尺3寸）を引き、さらに陰の繩から角石までのすき間（6尺7寸）を引き、残りの丈尺（45尺4寸）を秘法七六（0・76）で割り、さらに山の高さ（82）で割れば、尺に何寸何分の矩方（0・73）とわかる。惣規合の決め方は、秘法二四（0・24）に尺の矩方（0・73）を掛け合せ、さらに山の高さ（82）を掛けば、惣規合は何尺何寸（14尺3寸66）とわかる。なお、この規合を各区ごとに割付ける方法は口伝である。

この矩方は、出角に向かって左側の矩方である。もつとも、地上において石垣の出角に向かっての左右である。右側の惣矩方は、陽の繩から右の陰の繩筋までの長さであり、これが石垣勾配を知る基本となる右の惣矩方である。この惣矩方の長さから、天端の陽の繩から石垣積み留め（積み上げた高さ）までの長さを引き、地上にある「陰の繩辻」や繩の延びの何尺かを引いた残り（右の「はた張り」）を秘法七六にて割り、高さ八二尺にて割れば、（石垣下三分の一の）一尺分の矩方がわかる。

惣規合の算出の方法は前述の通りである。

一、（石垣の土台となる）山の縁辻は決して真一文字ではない。地形の出入りなどは色々である。よつて、天端の材木の上から山の縁までの長さを引くことは、石垣の積み留めの高さ位置を勘案して、差し引きして引くべきである。

一、地形高下の内、低き所は高繩になるなり。高き所は繩すき少なくなるなり。これにて高さ知る。地形の高下を弁えずては、石垣高さも極まり申さず所も有るなり。

一、高さが三丈（三〇尺）の石垣ならば、たとえば下の一丈分は、例えは「一尺に三寸の矩ならば「三寸矩」で書き、それより上部の一丈一尺目より規合を付けるべきである。すべて石垣高さの三分の一は、根石の矩で書き、三分の一より上で規合を付ける。このようにすれば見事なる恰好の石垣となる。

一、石垣を積み留める高さ位置を見切る方法は、陰の繩筋と完

成した石垣ラインとがねじれないで、一文字に陰の繩筋とうまく合えれば間違いない。これが「出来見切」という極意である。

一、水綱はすべて地上から一尺ないし一尺二寸から三寸ほど高く張るものである。その程度は地形に応じて臨機応変に張るべきである。

一、地形に高下があるので、低い所は高繩に張る。逆に高い所では、地上との繩の隙間が少なくなる。これにより高さを知ることができる。（だから）地形の高下をわきまえなくては、石垣の高さも決まらない。

橋台門台など石垣高さ相極まり候上、地形繩矩 方極意の事

一、橋台石垣天にて五間六間、高さ五間に築き出来の差
図これあるに付き、この築き様は、まず尺に三寸矩方
と極まり候えば、一方の角懸矩方九尺なり。規合極ま
り様は秘法二四に三寸矩を懸け合せ、高さ三丈を縣く
れば規合武尺一寸六分なり。右三丈の三の一丈は、三
寸矩方にて築き、一丈一尺目より規合付ける。この割
り様口伝。

◎橋台門台などの石垣の高さが決まった上で、地形の 繩や矩方の極意の事

一、橋台の石垣が天端まで五・六間あり、高さ五間（30尺）
の石垣を築くようとの差図の場合、この築き方はまず尺に
三寸の矩方と決めたならば、一方の偶角部の懸矩方は九尺
(30×0・3)となる。懸規合は、秘法二四(0・24)
に三寸矩(0・3)を掛け、さらに高さ30尺を掛ければ、
2尺1寸6分と算出される。石垣は(30尺の)三分の一に
あたる10尺までを三寸の矩方で築き、次の11尺目から規合

を付ける。この規合の割り付け方は口伝である。

右橋台地形繩張りの事

五間の方地地形繩張り様は、五間に左右の矩方一丈八尺にして加え候えば、八間となる。この内、左右の規合四尺三寸二分引き、残りの七間一尺六寸八分、五間の方地形繩張りなり。六間の方地形繩張り八間一尺六寸八分なり。すべて規合引き地形繩なり。四百繩張り、大かね水見にてよくよく吟味すべし。地形繩張りは本文間数より少し大きく張り、根石より何寸繩すきと極め築くべし。

五間四方の（橋台の）土台整備と繩の張り方は以下の通りである。まず、五間（30尺）に左右の矩方18尺を加えると八間（48尺）となる。（ここから左右の規合4尺3寸2分を引くと、残りは43尺6寸8分となる。これが五間四方の地形の繩張りである。また、六間四方の（橋台の）繩張りの場合は、49尺6寸8分である。このように、すべて總規合の長さを引くと、土台部分の繩の長さとなる。四百繩張は、大曲尺・水見を使って、よくよく吟味すべきである。地形の繩張は、本文の間数より少し大きく張り、根石より何寸か繩の隙間を任意に作り、築くべきである。

橋台門台など高さ極まり候上、築き様いづれも右の通り相違これなきなり。

一、石垣高さ三間ならば、丈にして一丈八尺なり。これ石垣高さに応じ、角石角脇など丈尺極意の事。

一、石垣高さ三間ならば、丈にして一丈八尺なり。これを四つに割れば、四尺五寸となり、一番角石四尺より五寸までと極まる。小面は高さ十分一尺八寸と極まる。二番角石一番角石に二寸ずつ減するなり。平石も右の通り心得るべし。伐り合わせ野面にて平石の三控え長さ矩あるなり。高さこれにより一番・二番・三番・四番・五番・六番まで極まるなり。角石角脇は、合計十二番となる。これ十二ヶ月を表したるなり。低き石

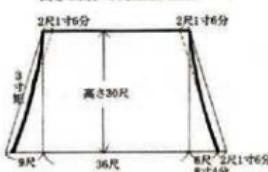
◎右橋台の地形の繩張の事

◎橋台門台などの高さが決まれば、築き方についても、右の方法と変わりがない。

石垣の高さに応じての、角石・角脇石などの丈尺の極意之事。

一、石垣の高さ三間は、丈に換算すると一尺八寸となる。これを四つに割れば四尺五寸となるので、一番角石は四尺から四尺五寸と決まる。小面は高さの一〇分の一にあたる一尺八寸となる。二番角石は一番角石より二寸ずつ減らす。平石の場合も同様に心得るべきである。伐合積みか野面積みの平石には控に長さの矩が生じる。高さはこれにより、一番石から六番石までそれぞれ決まる。角石・角脇石は、合計十二番組と

高さ5間、6間四方の橋台



$$(36\text{尺} + 18\text{尺}) - (2 \times 2\text{尺} 1\text{寸} 6\text{分}) = 49\text{尺} 6\text{寸} 8\text{分}$$

高さ5間、5間四方の橋台



$$(30\text{尺} + 18\text{尺}) - (2 \times 2\text{尺} 1\text{寸} 6\text{分}) = 43\text{尺} 6\text{寸} 8\text{分}$$

垣かくのとく組立るにはあらず。その意味ありたき事なり。

なる。これは、十二ヶ月に表したものである。なお、低い石垣はこのようには組み立てられない。その意味を理解すべきある

石垣高さ六丈の石割り

一、六丈を八つに割れば、一番角石控え七尺五寸となるゆえ、七尺より五寸までと極まる。二番・三番は一ぱん角石より三・四・五寸ずつだんだん減するなり。一番角石の寸法極まり候えば、これを本文にして段々極まる。この寸法第一なり。小面は高さ六丈を二五にて割れば、二尺四寸となる。一寸増に二尺五寸四方と極まる。一番平石小づら同前なり。二番平石よりは、あるいは二尺より二尺一寸までとか、一尺八寸より一尺までとか、いずれも極まるべし。

石垣高さ四丈の石割り

一、四丈を七つに割れば、一番角石控え五尺七寸四分となるゆえ、五尺五寸より六尺までと極まる。二番角石前段のことく、小面は四丈を一九にて割れば、二尺一寸となる。角石角脇小面いれも四方なり。

石垣高さ九丈の石割り

一、九丈を九つに割れば、一番角石控え一丈となるゆえ、九尺より一丈までと極まる。小面は、九丈を一九にて

◎石垣の高さが六丈（60尺）の石図り

一、六〇尺を八で割れば、一番角石の控は七尺五寸となるので、一番角石は七尺から七尺五寸までと決まる。二番・三番以降は一番角石から三寸、四寸、五寸と段々減らしてゆく。一番角石の寸法が決まつたならば、これを基準にほかの角石の寸法が決まるので、この最初の寸法が一番重要である。一番角石の小面は高さ六〇尺を二五で割れば二尺四寸となるので、これを一寸増しにすれば二尺五寸四方と決まる。一番平石の小面も同様とする。一番平石以降は二尺から二尺一寸までとか、あるいは一尺八寸から二尺までと、それぞれ決まる。

◎石垣の高さが四丈（40尺）の石図り

一、四〇尺を七で割れば、一番角石の控は五尺七寸四分となるので、一番角石は五尺五寸から六尺までと決まる。二番角石以降は前段と同様である。一番角石の小面は四〇尺を一九で割ると二尺一寸となる。角石・角脇石の小面は、正方形となる。

◎石垣の高さが九丈（90尺）の石図り

一、九〇尺を九で割れば、一番角石の控は一〇尺となるので、一番角石は九尺から一〇尺までと決まる。小面は九〇尺を一

割れば三尺となる。すべて角脇小面は、角石同様なり。

角脇は、角石とは余程控え短くなり。平石尺寸前段のことく、角石より割り出し極まるなり。

一、鑿石は、一番角石、小面三尺の内二尺をかづら石幅と極まる。厚さ八、九寸より一尺までなり。角石控え一丈の十分一なり。しかし、低き石垣とて鑿石の寸法は替る事少の違いはあるなり。

一、角脇、小面、角石と同様なり。小面は四方にすべし。

かくのことくにて積み立て出来の上、虎口見分もよろしく、角石のこたへもよきなり。幅一尺厚さ一尺五寸、ケ様の寸法の角石はこたへもあらへ、見分も悪しく、法に外れたるといふものなり。

一、一番平石は、一番角石の小面に三寸より五寸まで減じ申すはずなり。すべてこの割合なれども、少の長短苦しからず、万物法なくてはならざる事ゆえ、法は右のことく、その所にあたつて、法の通りより少し大きく小さきなどの事は、穴生の了簡次第なり。高さに依りて法の通にては不釣り合いのこともあるべし。その時は法を立かへ、よろしく考るべし。家伝來の秘法は、これを以て法と名付け色々に考え極めるべし。

九で割ると三尺になる。角脇石の小面も角石と同じである。

角脇石は、角石にくらべて控が短い。平石の寸法は、前段と同じである。角石から割り出して決める。

一、蔓石については、一番角石の小面三尺のうち、二尺分が蔓石の石幅と決める。厚さは八、九寸から一尺まである。角石の控は、一〇尺の一〇分の一とする。しかし、高さの低い石垣の蔓石の寸法は、原則通りとならず多少は変化することがある。

一、角脇石の小面は、角石と同じである。小面は正方形とするべきである。このようにして積み上げると、虎口の見栄えもよく、角石の安定も良い。幅が一尺、厚さが一尺五寸といった寸法では、角石の安定も見栄えも悪く、法則に外れたものになる。

一、一番平石は、「一番角石の小面より三寸から五寸減らすもので、すべてこの割合とするが、多少の長短があつても問題ない。すべてのものには、いずれも法というものがなくてはならないが、「法式」というものは、右のようにその場に応じて使うものであり、多少の誤差については、穴生の考え方次第である。石垣の高さによつては、法式通りでは不均衡となることがある。その時は、法式を差し替えてよく考えなければならない。家伝來の秘法といつものは、法式と名付けるが、さらに色々と工夫を加え、改善を加え奥義を極めるべきである。

高さ三丈の石わり

一、三丈を六つに割れば、一番角石控え五尺となるゆえ、

◎高さ三丈（30尺）の石囲り

一、三〇尺を六で割れば、一番角石の控が五尺となるので、一

五尺より五寸までと極まる。小面は三丈を一五にて割れば、一尺となるなり。角脇小面同断。控えは角石より短く、割り合前段のとく。ただし、用立てたる石垣角石は、青石赤石と交ぜ合せ組み立てたき事なり。

角脇も同様なり。赤は陽、青は陰なり。石垣高さは陽、横は陰なり。戸室山赤石山と青石山と一山の内にて別れおり申すなり。かつまた、角石は横なるゆえに陰、角脇は堅になる故に陽なり。

高さ八丈武尺の石わり

一、八丈二尺を九つに割れば、一番角石控え九尺となるゆえ、八尺より九尺までと極まる。八丈二尺を二つに割れば、小面二尺七寸となるなり。角脇小面同様なり。二番角石・角脇の寸法は、一番角石よりだんだん寸法減する。平石も一番平石より段々減するなり。

一、角石三本を一番ともす。あるいは、七本を一番ともす。この一番、二番數の極まりはなく候。番数十二ヶ月の意味あるべし。月守護の神々あるなり。

この一巻極意の書物なり。

右、代々相伝のものなり。

宝永二年正月吉日

後藤李兵衛（朱印）

後藤李兵衛（朱印）

後藤權兵衛（朱印）

番角石は五尺から五尺五寸となる。小面は三〇尺を一五で割ると、二尺となる。角脇石の小面についても同じである。角脇石の控は角石より短く、その割り合は前に述べた通りである。ただし、使用する石垣の角石には青石と赤石を交互に組み立てるのがよく、角脇も同じである。なお、赤石は陽、青石は陰を表わす。石垣の高さは陽、横幅は陰を意味している。戸室山は、一つの山の中で、赤石山と青石山とに分かれている。さらに角石は横に伏すので陰、角脇石は縱となるので陽となる。

◎高さ八丈二尺（82尺）の石垣の石図り

一、八丈二尺を九で割れば、一番角石の控は九尺となるので、一番角石は、八尺から九尺までとなる。小面は、八二尺を二〇で割れば、二尺七寸となる。角脇石の小面も同様である。二番角石・角脇石は一番角石の寸法から少しずつ減する。平石も同じで一番平石から減していく。

一、角石三本を一番ともす。あるいは、七本を一番ともす。この一番、二番數の極まりはなく候。番数十二ヶ月の意味あるべし。月守護の神々あるなり。

この一巻は秘伝極意の書物である。

右は、代々相伝するものとする。

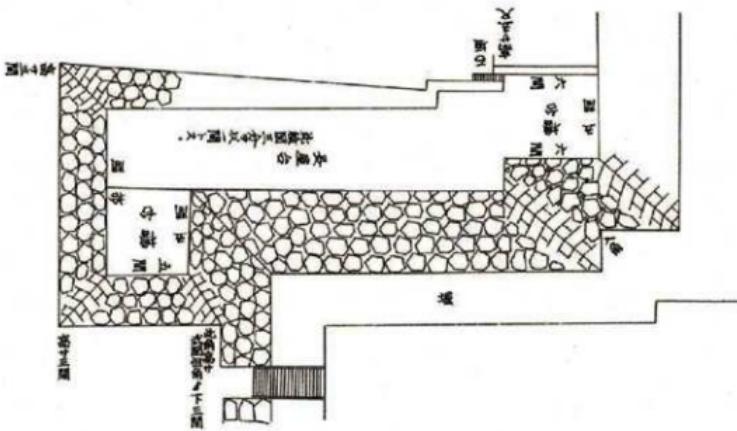
宝永二年正月吉日

後藤李兵衛（朱印）

後藤李兵衛（朱印）

後藤權兵衛（朱印）

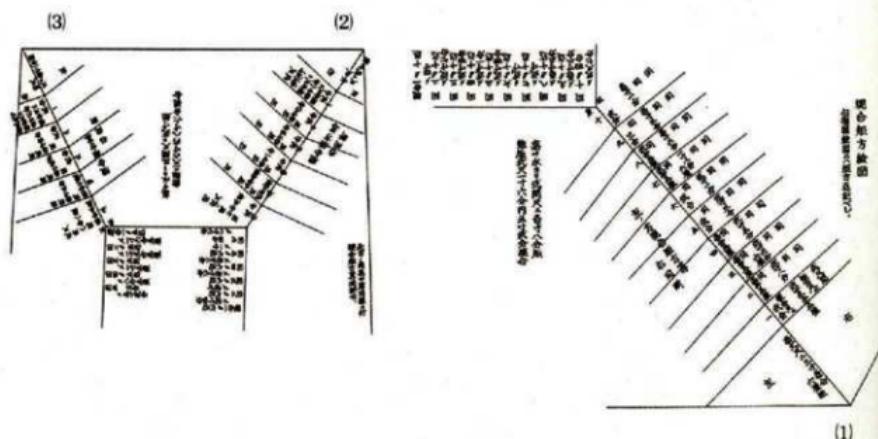
(八) 「規合矩方絵図」(後藤文庫一九・九一一九号、一紙)



(図)

(上の図は金沢城二ノ丸菱櫓・五十間長屋、橋爪門絵格台の石垣
台が模式化されたものと推定される。)

・高さは水準点より五間（30尺）ある。その矩方（勾配）は一尺
当たり三寸一分六厘矩である。惣矩方は九尺四寸八分（ $30 \times$
 $0 \cdot 316$ ）であり、このうち（惣）規合は一尺七分（ $\approx 1 \text{ 尺 } 3$
寸七分）である（ $9 \cdot 48 \times 0 \cdot 24$ ）。



規合矩方鉛図(2) 高さ3間 (18尺) 石垣の規合割付

(単位: 尺)

石垣高さ	区分	(尺当たり) 砂 方	(尺当たり) 各区割合	2尺規合	總 規 合	
(6尺)	根石版	0.2				
(2尺)	一区	0.18	0.02	0.04	0.24	× 6
(2尺)	二区	0.16	0.02	0.04	0.2	× 5
(2尺)	三区	0.14	0.02	0.04	0.16	× 4
(2尺)	四区	0.11	0.02	0.04	0.12	× 3
(2尺)	五区	0.06	0.025	0.05	0.1	× 2
(2尺)	六区	0.05	0.02	0.04	0.4	× 1
(18尺)		2.49	0.125	0.25	1.22	

・右に同じ

規合矩方鉛図(3) 高さ2間 (12尺) 石垣の規合割付

(単位: 尺)

石垣高さ	区分	(尺当たり) 砂 方	(尺当たり) 各区割合	1.5尺規合	總 規 合	
(4尺)	根石版	0.18				
(1.5尺)	一区	0.16	0.02	0.03	0.165	× 5
(1.5尺)	二区	0.14	0.02	0.03	0.135	× 4
(1.5尺)	三区	0.12	0.02	0.03	0.105	× 3
(1.5尺)	四区	0.13	0.017	0.0255	0.095	× 2
(2尺)	五区	0.088	0.015	0.03	0.03	× 1
(12尺)		0.818	0.092	0.1465	0.52	

・この絵図では、各区割合の欄が同じでなく1.5尺間と2尺間があった。1.5尺割合の欄は編者者が追記したものだが、五区のみ2尺間なので、尺当り割合に2を掛け、その他の1.5を掛けている。表に直した考え方の方は前の二つの表と同じである。

規合矩方鉛図(1) 高さ5間 (30尺) 石垣の規合割付

(単位: 尺)

石垣高さ	区分	(尺当たり) 砂 方	(尺当たり) 各区割合	2尺規合	總 規 合	
(10尺)	根石版	0.316				
(2尺)	一区	0.295	0.02	0.04	0.4	× 10
(2尺)	二区	0.29	0.015	0.03	0.27	× 9
(2尺)	三区	0.266	0.015	0.03	0.24	× 8
(2尺)	四区	0.25	0.015	0.03	0.21	× 7
(2尺)	五区	0.23	0.02	0.04	0.24	× 6
(2尺)	六区	0.21	0.02	0.04	0.2	× 5
(2尺)	七区	0.186	0.025	0.05	0.2	× 4
(2尺)	八区	0.16	0.025	0.05	0.15	× 3
(2尺)	九区	0.13	0.03	0.06	0.12	× 2
(2尺)	十区	0.11	0.02	0.04	0.04	× 1
(30尺)		2.117	0.205	0.41	2.07	

・上の規合矩方鉛図の記載内容を表に直したもの。表中の2尺規合は上記絵図に記されていないが、1尺当りの規合に2を掛けて編者が追記したものである。この数値に10・9・8・7……を順に掛けると右端天端に書かれた整規合の数字になる。

指図絵図には、間数と矩方まで記すべし。規合は、調えまじく、入らざることなり、もつとも、矩方規合い歛重にして自分取り持ちの絵図には、規合も調べるべし。ただし、角々延かかり候、その心得あるべく候、延なく積もり上がり候ては、延だけ石垣ひきく出来なり。

(扶持人右切などに渡す) 指図絵図には、(石垣高さの) 間数と矩方(石垣の勾配)だけを記すべきである。總規合や各区に規合の割り付けについては、(簡単に) 調えられず、指図に不要である。もつとも、矩方と規合を厳重に点検して、穴生は自らの取り持ちの繪図には、規合も書き入れなければならぬ。ただし、角々に多少の延びがあるから、そのことの心得が必要である。延びなく積み上げられるのならば、延びの分だけ石垣の高さは低くできるのである。

高さ五間の石垣角石等數石図の事

一、七本

同角脳

一、六本

同角臨
一、十八本

(小面同断
ひかえ三尺五寸より四尺

(小面一尺五寸四方
控え三尺五寸より四尺まで

三
一、九本
器角石

（小面は一尺五寸四方
控えは三尺五寸より四尺まで

一、十八本

(小面は同じ
ひかえは三尺五寸より四尺

一、六本

同角聯
一、二十一本

(小面は同じ
ひかえは四尺より四尺五寸まで

一、七木
一、番角石

(小面は二尺四方
控えは五尺より五尺五寸まで

(小面同断
ひかえ四尺より四尺五寸まで

(小面一尺八寸四方
控え四尺より五尺まで

(小面同断
ひかえ三尺五寸より四尺

小面一尺五寸四方

(小面同断
ひかえ三尺五寸より四尺

(小面一尺八寸四方
控え四尺より五尺まで

(小面同断
ひかえ四尺より四尺五寸まで

(小面二尺四方
控え五尺より五尺五寸まで

◎高さ五間の石垣の場合、角石等の数を見積もる」と

(小面同断)
ひかえ二尺五寸より三尺まで

角石数二十二本

丈にして三丈八尺三寸
根石ならびに延等
ただし、ほかにかづら石の高さ一尺

(小面は同じ)
ひかえは二尺五寸より三尺まで

角石の数の合計は二二本

一〇尺あたり三八尺三寸
根石ならびに延びなど
ただし、ほかに、かづら石の高さ一尺

角脇数六十六本

角石一本に角脇石三本宛真の角ゆ
え、かくの「ごとく。ただし、一角

の角石数等かくの「ごとく。

角脇石の合計は六六本
角石一本に角脇石が三本づつある
のは、眞の角である。ただし、一角
の角石数等は以上のようになつて
いる。

一番平石
一、何百石

(小面一尺八寸より二尺まで
控え五尺より五尺五寸)

一番平石
一、何百石

(小面一尺八寸より二尺まで
控えは五尺より五尺五寸)

一番平石
一、何百石

(小面一尺三寸より一尺七寸まで
控え三尺五寸より四尺まで)

一番平石
一、何百石

(小面は一尺三寸より一尺七寸まで
控えは三尺五寸より四尺まで)

ノ何千石
一、何十間

ただし、積み方半鶴半伐りにする
かづら石幅二尺、厚さ一尺

ノ何千石
一、何十間

ただし、積み方は半鶴半伐りにする
かづら石の幅は二尺、厚さは一尺

五間の石囲り、終わり

五間の石囲り、終わり

高さ三間の石垣角石等数ならびに石囲りのこと

◎高さ三間の石垣角石等数ならびに石囲りについて

一番角石
一、五本

(小面一尺五寸四方
控え四尺より四尺五寸まで)

二番角石
一、五本
(小面は一尺五寸四方
控えは四尺より四尺五寸まで)

三番角石
一、五本
(小面は二尺五寸より四尺まで
控えは三尺五寸より四尺まで)

同角脇

一、十五本

(小面同断
ひかえ三尺五寸より四尺まで)

同角脇
一、十五本
(小面は同じ
ひかえは三尺五寸より四尺まで)

二番角石
一、六本

(小面一尺三寸四方
控え三尺より三尺五寸まで)

同角脇
一、六本
(小面は一尺三寸四方
控えは三尺より三尺五寸まで)

三番角石
一、五本

(小面同断
ひかえ二尺五寸より三尺まで)

同角脇
一、十八本
(小面は同じ
ひかえは二尺五寸より三尺まで)

同角脇

一、十五本

(小面同断
ひかえ二尺五寸より三尺まで)

同角脇
一、十八本
(小面は同じ
ひかえは二尺五寸より三尺まで)

同角脇

一、十五本

(小面同断
ひかえ二尺五寸より三尺まで)

同角脇
一、十五本
(小面は同じ
ひかえは二尺五寸より三尺まで)

同角脇

一、十六本

(根石ならびに延等
角石数)

同角脇
一、十五本
(小面同断
ひかえ二尺五寸より三尺まで)

同角脇

一、十六本

(根石ならびに延等
角石数)

同角脇
一、十五本
(小面同断
ひかえ二尺五寸より三尺まで)

同角脇

一、十五本

(根石ならびに延等
角石数)

同角脇
一、十五本
(小面同断
ひかえ二尺五寸より三尺まで)

一番平石
一、何百石

(小面一尺五寸より一尺七寸まで
控え三尺より三尺五寸まで)

一、何百石

(小面は一尺五寸より一尺七寸まで
控えは三尺より三尺五寸まで)

一番平石
一、何百石

(小面一尺三寸より一尺五寸まで
控え一尺より二尺五寸まで)

一、何百石

(小面は一尺三寸より一尺五寸まで
控えは一尺より二尺五寸まで)

一番平石
一、何百石

(小面一尺より一尺三寸まで
控え一尺五寸より二尺まで)

一、何百石

(小面は一尺より一尺三寸まで
控えは一尺五寸より二尺まで)

一番平石
一、何百石

(小面一尺三寸より一尺五寸まで
控え一尺五寸より二尺五寸まで)

一、何百石

(小面は一尺三寸より一尺五寸まで
控えは一尺五寸より二尺五寸まで)

何十石
一、何十間

終わり

何十石
一、何十間

何十石
一、何十間

合計
終わり

高さ二間の石垣角石等数ならびに石囲りのこと

ついて

一番角石
一、五本

(小面一尺三寸四方
控え三尺より三尺五寸まで)

一番角石
一、五本

(小面一尺三寸四方
控え三尺より三尺五寸まで)

同角筋
一、十五本

(小面同断
ひかえ二尺五寸より三尺まで)

同角筋
一、十五本

(小面は同じ
控えは二尺五寸より三尺五寸まで)

一番角石
一、三本

(小面一尺一寸四方
控え二尺五寸より三尺まで)

一番角石
一、三本

(小面は一尺一寸四方
控えは二尺五寸より三尺まで)

同角臨
一本九、一

(小面同断
ひかえ二尺より一尺五寸まで

同角脣
一、九本

(小面は同じ
ひかえは二尺より二尺五寸まで

三番角石
一、五本

(小面一尺四方
控え二尺より二尺五寸まで

三
番
角
石
一
五
本

(小面は一尺四方
控えは二尺より二尺五寸まで

同角聯

一、十五本

(小面同断
ひかえ一尺八寸より一尺二寸まで

一、十五本

(小面は同じ
ひかえは一尺八寸より二尺二寸まで

角石数々十三本 丈にして一丈二尺八寸

角石数合計十三本 丈でいえば一丈二尺八寸

一、何百石

(小面一尺三寸より一尺六寸まで
控え一尺より二尺五寸)

一
番翠石

(小面は一尺三寸より一尺六寸まで
控えは二尺より二尺五寸)

二番平石

(小面一尺より一尺三寸まで
控え一尺五寸より二尺まで

二
番翠石

(小面は一尺より一尺三寸まで
控えは一尺五寸より二尺まで

合計

かづら石幅一尺八寸、厚さ九寸

終
わり

但し、三間の角石寸法二間の石垣に用い候て、もつともくるしからず。

これは、大法をあらわし置くなり。

異は問題ない

右、新に石垣築くに付き、角石寸法秘法を以て割り出し、かくのとく、相違これなきなり。古き石垣築き直して、みだりに石組み無用に候、この時は、必ず足し角石等あるべし。法をみださず大概寸法等きめ、組立てべきものなり。

宝永二年九月吉日

後藤至兵衛 印

宝永二年九月吉日

後藤至兵衛 印

代々伝える

後藤至兵衛 印

後藤至兵衛 印

代々伝えるものである

追加

一、石段の所石垣、高さ五尺

一、石垣の根より下塙^ゲ石まで出九尺

石垣高さ五尺を八つにわれば、石垣石踏み揚げ、六寸二分五厘なり。石垣の根より出の分、九尺を八つにわれば、踏付け、一尺一寸二分なり。登りかづら石延び共一丈三寸二分なり。ただし、踏み揚げは、厚さの二と、踏み付けは、はづえ事なり。右の通りにて石垣数七段になるなり。石垣いすれもかくのとく、壇数は半にすべし。丁にわれば、半になり、十にわれば九になる。八つに割れば七つになる。

半にするは陰をふくむ道理なり。丁にすべからず、

石壇石幅正味一尺一寸二分ならば七、八分余計にすべ

右のように、新しく石垣を築くにあたり、角石の寸法は、秘法をもつて計算すれば、例示した通りとなり、これで間違はない。古い石垣を築き直すにあたっては、みだりに石を組むことは止めるべきである。その時は、必ず追加すべき角石等を加えなければならないからである。(石積みの) 法式を乱さず、大方の寸法等を決めて、石垣は組立てなければならない。

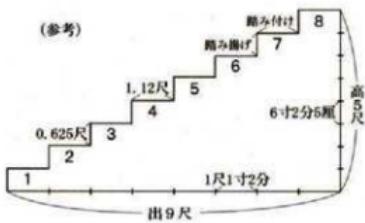
追加

一、石段の石垣、高さは五尺とする。

一、石垣の根石より下段の石までの出し幅は九尺。

石垣の高さ五尺を八で割ると、石段石の踏み揚げが六寸二分五厘となる。石垣の根石より出の分、すなわち九尺を八でわると、踏み付けは、一尺一寸二分となる。登りかづら石の延びなどは、一尺三寸二分である。ただし、踏み揚げとは、石段の厚さのこと、踏み付けとは、「はづえ事」のことである。それらは右の通りであり、石段数は七段となる。石段はいずれもこのよう段数は奇数にするべきである。偶数で割れば、奇数になり、十で割れば九になる。八つで割れば七つになる。

奇数にするとは、陰を含む道理を示している。偶数にして



し。重ねになるなり。ただし、登りかづら石、下は伐り合わせなり。登りかづらは袖石ともいふ。

終

はならない。石段の石幅の正味の長さが一尺一寸一分であるならば、七八分多くすべきである。重ねになるからである。ただし、登りかづら石は、下は切石とし、登りかづら石は袖石とも呼んでいる。

終わり

(九)「辰巳御橋下御石垣矩方等取様繩張之事」(後藤文庫一九・九・九四号、一巻)

○()内は脚注、()は括書き。

第一

石垣は天にて折り廻し、材木足り下りなきよう並べ申す事。ただし、高さ同様にして、杭木にても。

第二

(出角をもつ)石垣を作る時は、天端において(繩や定規を)
折り廻し、直角に組んだ角材を、高低なく水平に並べる。た
だし、高さも同様に凹凸なく、杭木なども同様である。

第三

石垣内の方へ、たとえ八尺にても、一丈にても^(二)すわ
り、一文字に水繩張る事。

第四

振り下げ繩、絵図通り下ろす事。ただし、この繩一
文字に下ろし、陽の繩正直にする繩なれば、大曲尺に
て辻を改め水見の事。

第五

陽の繩一文字に下ろす事。ただし、この繩正直を見る
いう。

第六

陽の繩は真一文字に真っ直ぐ下ろすこと。ただし、陽の繩の
通り一文字なり。大事の繩なり。陽の繩勾配繩とも
いう。

第七

(山標から)石垣内の方へ、たとえ八尺か一〇尺くらい
に石材を据え、真っ直ぐに水繩を張ること。
(*1) 凹凸やたるみのこと。
(*2) 石材を据えることか。さらに
横筋を要する。

捨て縄の事。ただし、陽の縄とこの捨て縄の間、天地

同間にして、陽の縄とかせいを見るためなり。陽の縄

極めて大事の縄ゆえ、かくの如く捨て縄も下ろし、陽

の縄一文字にして、もつともはや狂いなどなき所を見

切るためなり。

第六

右、それにて絵図の通り出来の上、地にて絵図の通り、

角石よりたとえば五尺にても、六尺にてもすわり、陰

の縄張るの事。これにも大曲尺水見をもつて、縄の辻など改める事。ただし、これこの縄二尺ばかり高縄にすべし。この水を角石へ移すなり。

第七

陽の縄一大目一大目に、紙にて配賦付けるべき事。これにて丈尺を計るなり。

第八

右の通り出来の上、陽の縄高さ、右の印にて見る事。

第九

陽の縄、勾倍を見る事。

第十

右、勾倍の延びを知る事。ただし、勾倍相知れ候えば

延びは跡の事。

第十一

陽の縄の高さ何丈何尺あり、勾配の延び表尺に付、何

寸何分の延び、この延びに一を加え一尺何寸何分を右

に置き、陽の縄割り候えば、山の高さ知る事。ただし、

べきである。陽の縄は「勾配縄」とも言う
第五

捨て縄の事について。ただし、陽の縄と捨て縄の長さは、天地が同じであって、陽の縄との「かせい」つまり異同を見るのに使用する。陽の縄はたいへん大事な縄なので、このよう

に捨て縄を下ろし、陽の縄が真直ぐであり、狂いがないことを確認し切るのである。

第六

右が絵図の通りに出来たならば、地面に絵図の通り、角石から五尺ないし六尺ばかり石材をすわりて、陰の縄を張ること。これも、大曲尺という定規での水見を行つて、陰の縄が直交する地点などを改める事。ただし、この縄を二尺ばかり高縄にすべきである。そのあと、この水平を角石へ移すのである。

第七

陽の縄の一丈目」として紙にて計測用の目印をつけるべきである。これによつて長さを測るのである。

第八

右の通りできたなら、右の目印を使って陽の縄の高さを見

第九

陽の縄の勾配を見ること。

第十

右について（大事なのは、まず）勾配の延び（高さ1に対する斜辺の比）を知ることである。但し陽の縄の勾配がわかれ

（＊3 「加勢」か。加勢・安藤・眞
同の意か）

陽の繩にて山の高さ知れ候につき、立水繩は入らざるなり。[附けたり 立水繩はつかへおろさげぬなり。陽の繩にてそれぞれ相知れ申すなり。]

第十二

右、山の高さ何丈何尺に一尺の勾倍を掛ければ、はた張り知る事。

第十三

右はた張り何丈何尺の内にて、天にて材木か坑木の高さ、たとえば八寸、地にて角石際の繩すき、たとえば五尺引く事。

第十四

右引き残りの丈尺を、秘法七六にて割り候上、山の高さにて割り候えば、本矩方の尺の分知る事。

第十五

右繩矩方の内より規合出す事、これも秘法を以て極まる事。右は御石垣に向い、左の方矩かた取り様なり。

[ただし、規合を極める秘法ハ二四に、老尺の矩方を掛け合せ候上、山の高さ掛ければ規合知れるなり。この割り付け様様意]

第十六

右の方の矩方は、陰の繩辻より陽の繩まで何丈何尺、右の方矩方なり。この内にて天の繩すき、たとえば五尺、地にて（角石際繩すき、たとえば五尺五寸）、繩の延辻より印までの尺、引き残りの丈尺、七六にて割り、右の山の高さにて割り候えば、尺之分矩方知る事、繩矩方のうちより秘法を以て、規合極まるなり。

ば（角度から斜辺の比は計算されるので）延びの把握は後でかまわない。

第十一

陽の繩の高さが何丈何尺であり、勾配の延びが一尺につき何寸分あるかわからば、この延びに一尺を加えた長さを右に置き、陽の繩の長さを（延びに一尺を加えた数）斜辺比で割れば山の高さが割り出される。ただし、陽の繩から山の高さが算出されるので、立水繩は必要がない。[附けたり。立水繩はつかるので、ふつう下ろさないものである。陽の繩から、それぞれの高さなどが把握できるのである。]

第十二

右の山の高さに、一尺当りの勾配（矩方）を掛ければ、はた張りが算出される。

第十三

右の「繩はた張り」のうち、天端の材木や杭木の高さ分、たとえば八寸、地面における角の根石際までの繩の隙間五尺を引くこと（では「はた張り」の長さを知る）ことができる。

第十四

右の引き残り分（はた張り）を秘法七六で割り、さらに山の高さで割ると、（本石垣三分一）の根石の矩方が算出される。

第十五

右の繩矩方（繩はた張り）の内から繩規合を計算するには、これも秘法（二四）を使って決める。右は石垣の左側の矩方の計算法である。〔但し、繩規合を決める方法は、秘法（二四）に一尺分の根石矩を掛け、さらに山高さを掛けて算出する。〕

(*) 二二では「繩規合」の意で用いる。以下同じ。

(*) 二二では「繩はた張り」の意で用いる。以下同じ。

第十七

規合の割り付け方は極意であるから示さない。」

すべて仮絵図に、繩張の次第、勾倍などくわしく記す
なり。これを以て、繩のすきなど引き、本絵図する事。

第十八

指図絵図の事。ただし、この絵図仕様極め大事なり。
よくよく念を入れるべし。附けたり 指図絵図には矩
方まで記し、規合は秘するなり。

第十九

石垣高卑とも、延びを心得るべき事。

十九ヶ条終

第十六

右側の矩方は、右側の陰の繩筋と陽の繩との水平距離であ
り、これが、右方の惣矩方（惣はた振り）である。この惣矩
方の長さの内から、たとえば天端での繩の隙間五尺や、角右
際の繩の隙間五尺五寸、あるいは繩の延び辻より目印までの
長さなどを引いた残りの長さ（はた張り）を秘法七六で割り、
さらに山高さで割ると一尺当りの根石矩が算出できる。その
あと惣矩方の内から秘法（一四）を使って惣規合を決めるの
である。

第十七

すべて仮絵図に、繩張りの次第や勾配などを詳しく述べ
る。これを使って、繩と根石までの隙間などを引いて、本絵
図を作成する。

第十八

指図の絵図について。この絵図の作成の仕方は大事なので、
よくよく念をいれて作成すべきである。付けたり 指図絵
図には、矩方だけを記載し、規合は秘匿して記さないもので
ある。

第十九

石垣の高低とともに、延びを心得て対処すべきこと。

十九ヶ条終

同統しのぎ角石垣矩方など取り様繩張の事

第一

石垣天にて、しのぎ形に、材木たり下りなき様にならべ申す事。ただし、高さ同尺にして坑木にても。

第二

石垣天より、たとえば表丈にても内へすわり、絵図の通り、水綱はる事。

第三

天の水綱いすれも曲尺の手する事。ただし、かくの如く、天地とも繩張りするは、シノギ角ゆえなり。

第四

地にて絵図の通り、シノギ形に水綱はる事。

第五

右、水綱下、水見の事。

第六

シノギ角より、絵図の通り筋違に、下げ振り綱下ろす事。ただし、シノギ故、かくのことし。

第七

左右の捨て綱、絵図の通り下ろす事。ただし、天地同間なり。これにて、陽の綱かせいを見るためなり。陽の綱極め大事なり。

第八

シノギ角より、陽の綱、絵図の通り、筋違に下ろす事。ただし、この綱、正直を見るは、右振り下げにて見るなり。左右陽の綱、一度に下ろし候ては、振り下

同統しのぎ角石垣の矩方などの算出法と繩張りの事

第一

石垣は天端では、しのぎ形に角材を組み、高さを揃えて材木を水平に並べること。但し、高さも同じにすること。杭木も

同様である。

第二

石垣の天端から、たとえば一〇尺ほど石垣の内の方へ石材を据え、絵図の通り水綱を張ること。

第三

天端の水綱は、すべて曲尺の直角で測ること。但し、このように天地共に、綱を張るのはシノギ角だからである。

第四

地面に絵図の通り、シノギ形に水綱を張る事。

第五

右は水綱の下で水見を行うこと。

第六

シノギ角より絵図の通り、筋違に、振り下げ綱を下ろす事。シノギ角なので、このように斜めに下げるるのである。

第七

左右の捨て綱は、絵図の通り、天地の長さが同じになるよう下ろす。この捨て綱で、陽の綱のかせい（加勢、異同）を見るためである。陽の綱を正しく決めることは、とても大事である。
(*8 「すじかい」と読む。斜めに

げなど指し支え候。まま一方ずつ見るなり。右の繩にて、山の高さ勾倍、これ又一文ずつ見るべし。

第九
陽の繩、高さをはかる事。ただし、一丈目一丈目配賦にて。

第十

右陽の繩、左右高さ何丈何尺相知れ候につき、勾倍を見る事。

第十一

右陽の繩の勾倍の伸び一尺につき何寸何分なり。これに一を加え、一尺何寸何分を右に置き、陽の繩高さ割り候えば山の高さ知る事。

第十二

右の高さ何丈何尺に、一尺の勾倍何寸を掛ければ、はた張り知る事。

第十三

右はた張り何丈何尺の内にて、天にて角物か坑木高さ、地にて角石際、繩すき引く事。ただし、左右同様なり。

附けたり、地にて角石際、繩すき違いあるべし。(子細)は左右矩方シノギ角ゆへよほど違ひ有るなり。

第十四

右、引き残り何丈何尺、秘方七六にて割り候上、山の高さにて割れば、本矩方一尺分知る事。左右ともすべ

て仕様違う事なし。山の高さに尺の矩方懸け合わせ候えば、惣矩かた知るなり。

繩が真っ直ぐかは、振り下ろ繩を基準に判断する。左右の陽の繩を一度に下ろしては、振り下ろ繩などに支障が出るので、一方ずつ下ろして繩筋を判断する。また、右の繩によつて山高さや勾配を、一文ずつ見ること。

第九

陽の繩で高さを測ることについて。これは一丈目ことに配符した目印を使って測る。

第十

右の陽の繩から、左右の山の高さが何丈何尺あるか算出されるので、そこから勾配を読み取る。

第十一

右の陽の繩の勾配の伸びが、一尺に付き何寸何分と把握できれば、これに一尺を加えた長さを右に置き、陽の繩の長さをこれで割れば、山の高さが算出される。

第十二

右の山高さに一尺分の石垣勾配を掛けば、「惣はた張」が算出される。

第十三

右の「惣はた張」から、天端における角物・杭木の高さ、地面にては角石際の繩の隙間を引く。左右同様に行う。付けたり、地面の角石際の繩の隙間はシノギ角なので、左右で大きさが違ひがある。

第十四

右の引き残りの長さ(はた張り)を秘法七六で割り、さらに山高さで割れば、一尺分の石垣本体の矩方(根石矩)が算出

第十五

規合秘方を以て、本矩の内より出す事。

第十六

繩張の次第ならびに指図絵図の事。前段の通りなり。

十六ヶ条終

される。左右とも、やり方に違いはない。山高さに一尺当たりの矩方を掛ければ、想矩方が算出される。

第十五

繩規合は、秘法一四を使って、本矩方(根石矩)の内より算出すること。

第十六

繩張りの次第や指図絵図については前段同様のこと。

十六ヶ条終

同統シノギ角石垣崩れ候矩方取り様繩張りの事

第一

石垣崩れ所見分、この所積み留め出来と見切る事。ただし、見切り様大事なり。違わざる様見切るべし。

第二

石垣出来の所、見切り候上、内の方へ、たとえば三間にても武間にすわり、一文字に捨て繩張る事。

第三

右の捨て繩より、たとえば三間にてもすわり、一文字に角取り、繩張る事。ただし、角物を以て、置きあげをするなり。絵図の通り。もつとも高繩に張るなり。

第四

振り下げ繩、一文字に下ろす事。ただし、大手水見にて、繩の足り下りを吟味の事。

第五

陽の繩、一文字に下ろす事。ただし、この繩正直を見

同統シノギ角石垣が崩れた時の矩方の算出と繩張りの事

第一

石垣が崩れた箇所を見分し、その箇所の積み留めの出来(高さ)を判断すること。見切る判断が大事である。間違いなきよう見切らねばならない。

第二

石垣が出来る高さを判断した上で、山腰の内の方へ、たとえば三間ならば、まず二間分の石材を据えて、天端より真っ直ぐに捨て繩を張る事。

第三

右の捨て繩から、たとえば三間ほど石材を据え、真っ直ぐ角取りして繩張りをする。ただし、角材をもつて嵩上げする事。それは絵図の通りである。(陰の繩は)高繩に張る。

第四

振り下げ繩を真っ直ぐ下ろすこと。ただし、大手の水見に上

(*9) 起揚のこと。形物や荷物で横に吊り上げることをいう。

(*10) 「大手水見」の意味不明。

るは、振り下げるに、陽の繩付き候えば、繩の狂いな

きというものなり。それ故、振り下げる繩大事なれば、

大曲尺などにて改め候。

第六

捨て繩、絵図の通り下ろす事。ただし、陽の繩と天地間にして、念のため、捨て繩にて、陽の繩かせいを見るために下ろし、とにかく陽の繩狂わざる様にする事なり。

第七

地にて、絵図の通り、左右の陰の繩張り、水見の事。

第八

右等それぞれ出来の上、陽の繩高さを測り、繩の勾倍を見る事。「ただし、陽の繩一丈目一丈目に紙にて配賦を付け、高さ知るなり。」

第九

右の勾倍の延び一尺につき何寸何分、この延びに一を加え、一尺何寸何分を右に置き、陽の繩高さ割れば、山の高さ知る事。

第十

右の高さ何丈何尺に、一尺の勾倍掛ければ、はた張り知る事。

第十一

右はた張り何丈何尺の内にて、石垣出来より捨て繩までの間たとえ三間、ならびに地にて陰の繩と角石までの繩すき、たとえ五尺、および捨て繩、高繩に張

り繩のたるみを吟味すること。

第五

陽の繩を一文字に下ろすこと。ただし、この繩筋の正しさを点検するのは、振り下げる繩を下して陽の繩に接すれば、狂いがないことがわかるので、それで繩の正直をみるのである。それ故に、振り下げる繩は大事なので、大曲尺などで改めておく。

第六

捨て繩は絵図の通りに下ろすこと。但し、陽の繩と天地の長さを同じにして、念のため、捨て繩で陽の繩の「かせい」を見るために下ろす。とにかく陽の繩が狂わないようにする事が肝要である。

第七

地面では、絵図の通りに左右に陰の繩を張り、水見を行う。

第八

右のことなどが出来たあと、陽の繩の高さを測り、繩の勾配を見ること。ただし、陽の繩に一丈ごとに紙に目印をつけば高さがわかる。

第九

右の陽の繩の勾配の長さ（斜辺）一尺分の延びに、一を加えた長さを右に置き、陽の繩の高さをこれで割れば、山高さが算出される。

第十

右の山高さに、一尺当りの勾配（矩方）を掛けば、「懸はた張り」が算出される。

り候高さ、たとえば一尺五寸、都合三口引く事。

第十二

右三口、引残り何丈何尺、秘方七六にて割り候上、山の高さにて割れば、本炬一尺分知る事。ただし、規合の儀前段の「ことく」右は御石垣に向い、右の方矩方などなり。

第十三

左の炬方は、陰の繩角より陽の繩までの間、何丈何尺、左の方矩角なり。この内にて、石垣出来の所より陽の繩までの間、たとえば二間（地にて左の方角石と陰の繩までのすき、たとえば五尺引き）残る何丈何尺、左の方矩方なり。この丈尺を秘方七六にて割り、山の高さにて割れば、本炬一尺の分知る事。附けたり 規合の儀、前段の「ことし」、「ただし」、繩張りの次第、指図繪形の儀など前段の「ことし」。

第十四

すべて陰の繩一尺も一尺五寸も、高繩に張り候間、この水見などつかへ申す故、角物敷あるいは坑木打ち申すなり。崩れ石垣、繩引きことくとく急を入れ、間違い申さざるように心得るべき事。

第十五

すべて天にても高繩に張らざらでは、繩張りならびに水見などつかへ申す故、角物敷あるいは坑木打ち申すなり。崩れ石垣、繩引きことくとく急を入れ、間違い申さざるように心得るべき事。

第十一

右の「惣はた張り」の長さの内から、石垣の天端から捨て繩までの長さ、たとえば三間、並びに、地面上において陰の繩と角石までの繩の隙間五尺、および捨て繩を高繩にはつた場合の捨て繩の高さ一尺五寸、この三つを引くこと。

第十二

右の三つの引き算の残りの長さを、秘法七六で割り、さらに左側の炬方は、陰の繩の角より陽の繩までの長さであり、これが左側の惣炬方である。この惣炬方の内から、石垣の出来の地点より陽の繩まで、たとえば二間を引けば（地面にては左側の角石と陰の繩までの繩の隙間五尺を引くこと）残りの長さが左の方の炬方（はたばり）である。この長さを秘法七六で割り、さらに山高さで割れば一尺当りの本炬（根石炬）が算出される。附けたり 惣規合は前段同様のこと。（また、繩張りの次第や指図繪形も前段同様のこと。）

第十三

およそ陰の繩は一尺ないし一尺五寸ほど高繩に張るものであるが、その場合、この水準線より高さを決める事。もつとも、（その水平は）角石に移しておくこと。

第十四

おおよそ、天端の方でも高繩に張らなくては、繩張りや水見

絵圖三枚別に有り。

右の通り相違これなきものなり。

に差し支えるので、角材を敷いたり杭木を打つ。崩れた石垣
での繩引きは、よくよく念を入れ、間違いなきよう心得るべ
きである。

宝永二年十一月吉日これを改める。

後藤至兵衛(印)

後藤至兵衛(印)

代々これを伝える

十五ヶ条終

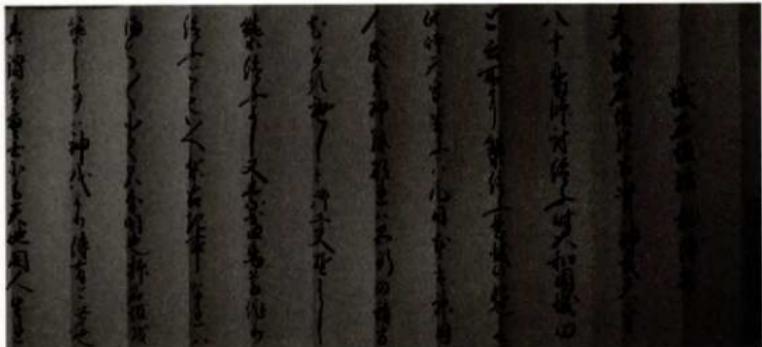
右の通り、間違いはない。

宝永二年十一月吉日に改める。

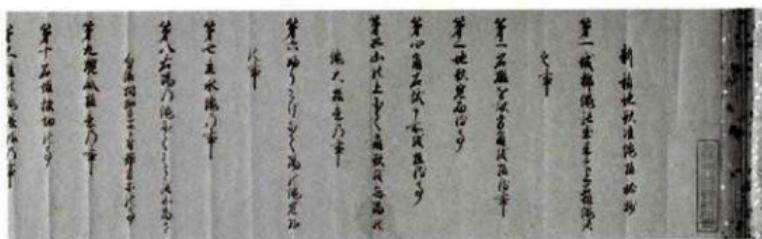
後藤至兵衛(印)

後藤至兵衛(印)

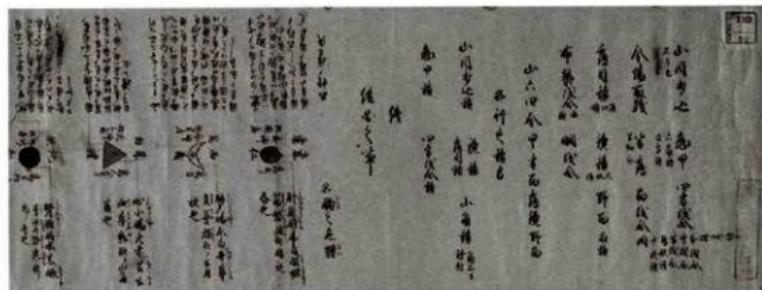
代々これを伝える。



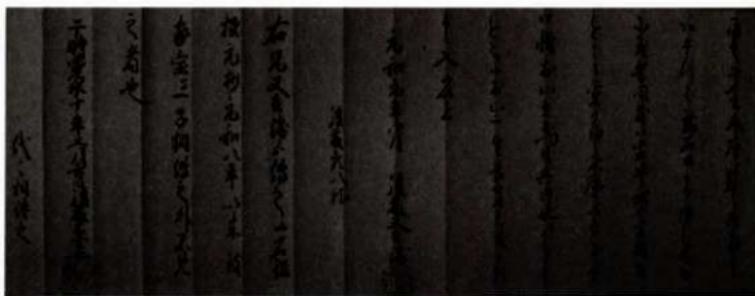
(1)「城石垣始秘伝抄」(冒頭部分) 金沢市立玉川図書館蔵



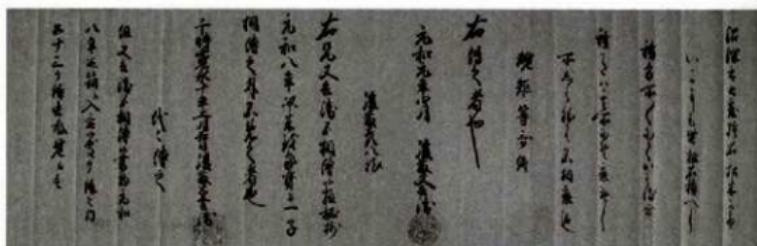
(2)「新地形准綱極秘抄」(冒頭部分) 金沢市立玉川図書館蔵



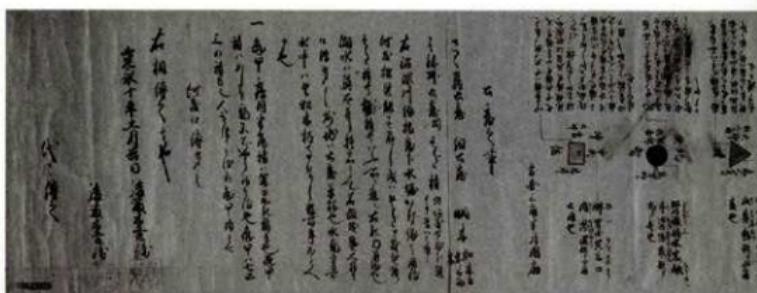
(3)「石垣積方秘伝書」(冒頭部分) 金沢市立玉川図書館蔵



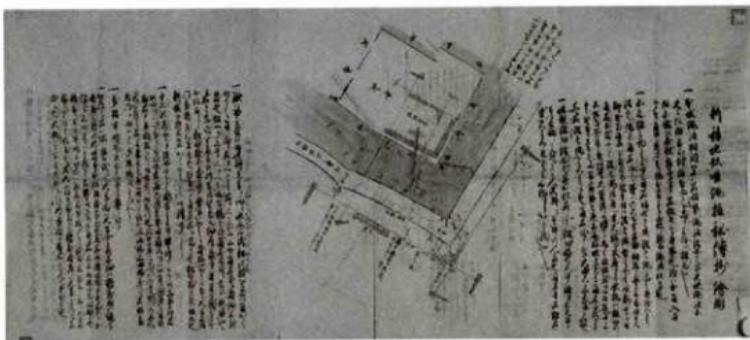
(1)「城石垣始秘伝抄」(末尾部分) 金沢市立玉川図書館蔵



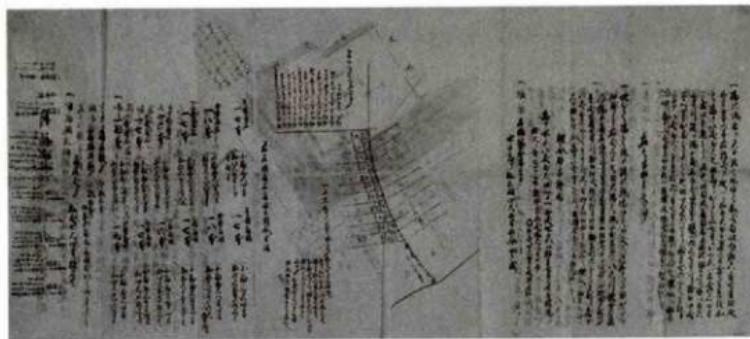
(2)「新積地形准繩権秘抄」(末尾部分) 金沢市立玉川図書館蔵



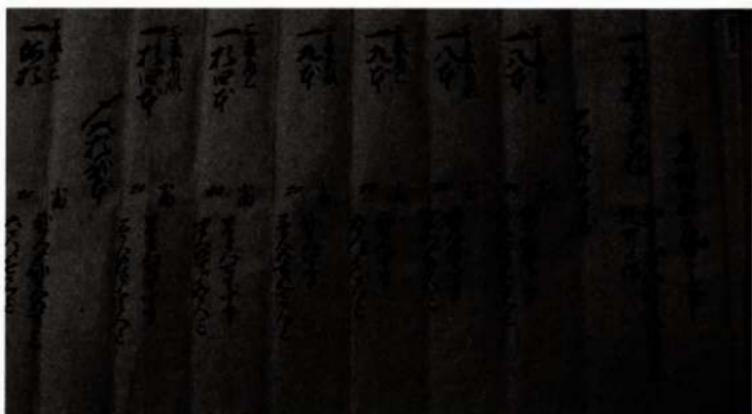
(3)「石垣積方秘伝書」(末尾部分) 金沢市立玉川図書館蔵



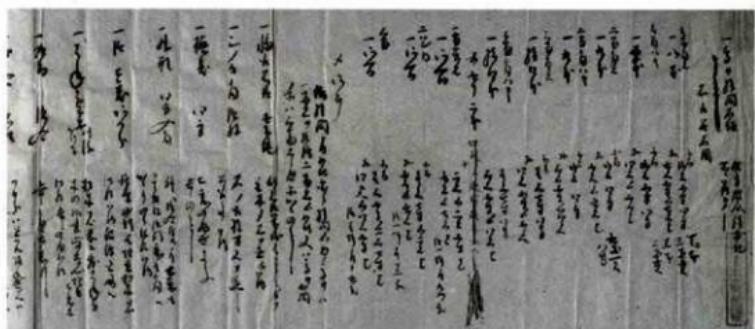
(4) 「新積地形准繩極秘伝抄繪圖」(表部分) 金沢市立玉川図書館蔵



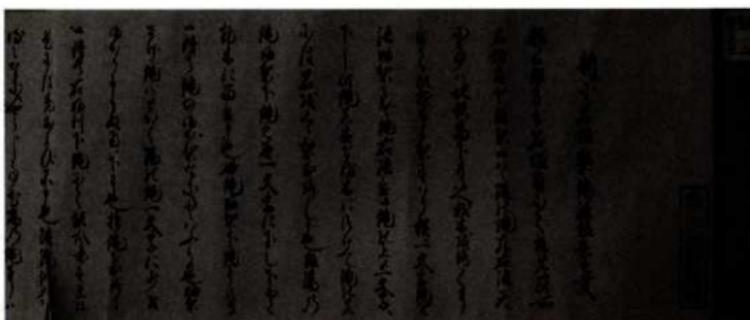
(4) 「新積地形准繩極秘伝抄繪圖」(裏部分) 金沢市立玉川図書館蔵



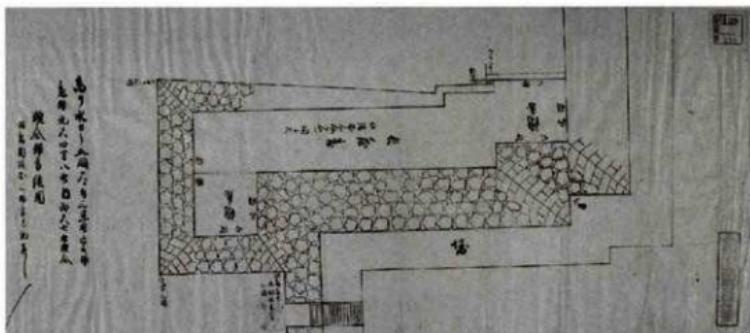
(5) 「先祖家芸之事」 金沢市立玉川図書館蔵



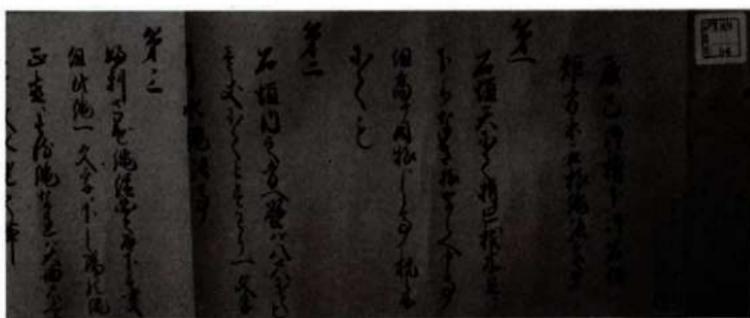
(6) 「石取並石圖」 金沢市立玉川図書館蔵



(7) 「新に石垣縄張極意之事」(冒頭部分) 金沢市立玉川図書館蔵



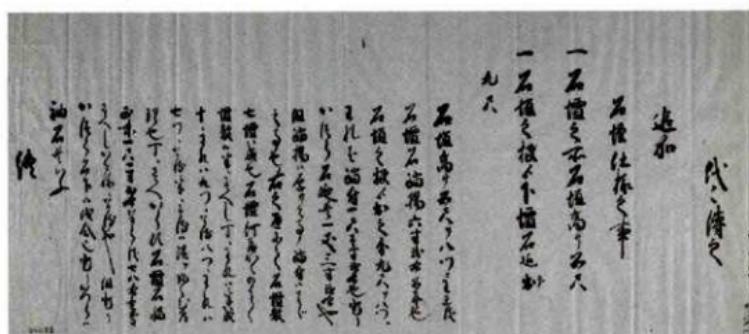
(8) 「規合矩方絵図」(冒頭部分) 金沢市立玉川図書館蔵



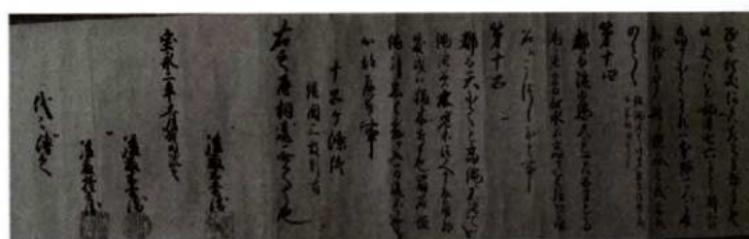
(9) 「辰巳御構下御石垣矩方等取様縄張之事」(冒頭部分) 金沢市立玉川図書館蔵



(7) 「新に石垣築綱張極意之事」(末尾部分) 金沢市立玉川図書館蔵



(8) 「規合矩方絵図」(末尾部分) 金沢市立玉川図書館蔵



(9) 「辰巳御権下御石垣矩方等取様綱張之事」(末尾部分) 金沢市立玉川図書館蔵

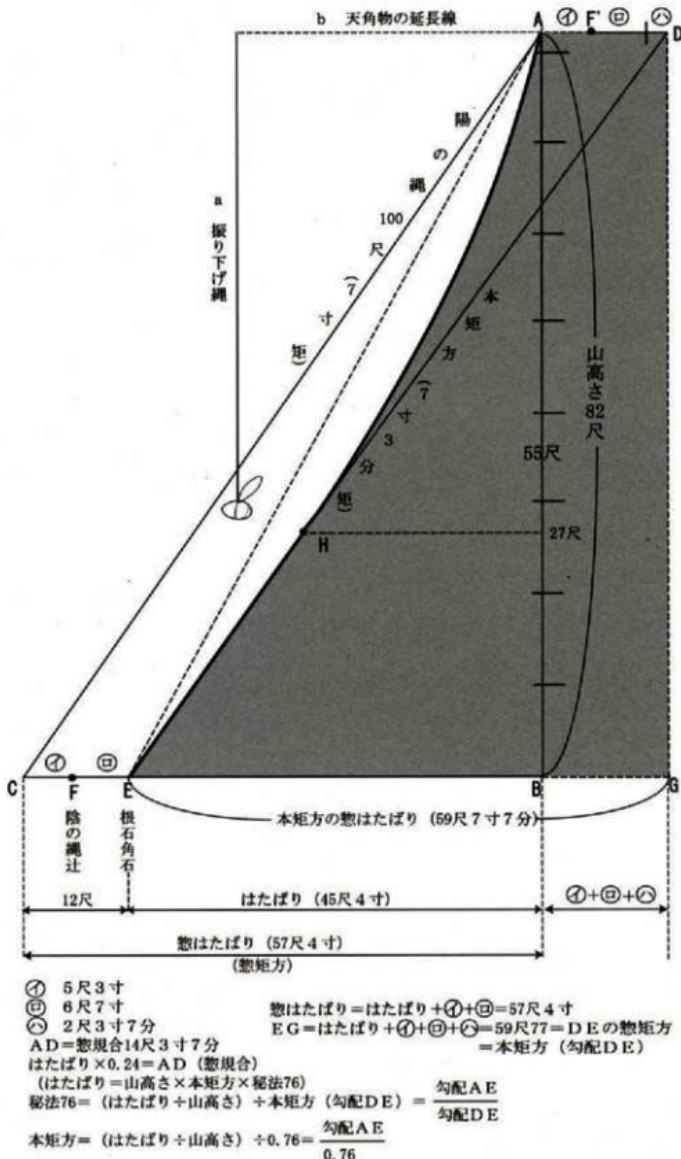
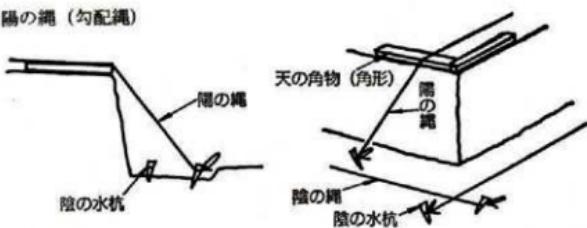
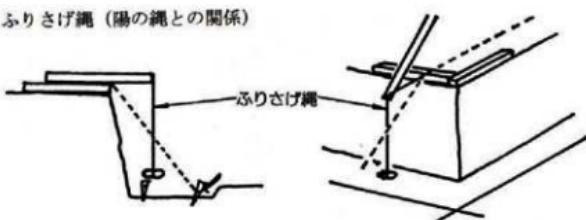


図2 秘法76の解説図

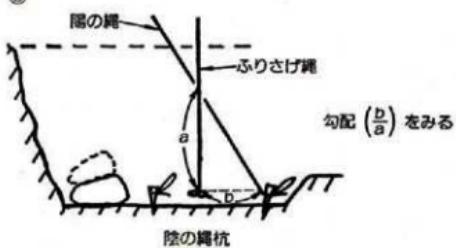
① 陽の綱（勾配綱）



② ふりさげ綱（陽の綱との関係）



③



④ 輪取り・シノギ角・出角・入角



⑤ 大曲尺で水綱をみる

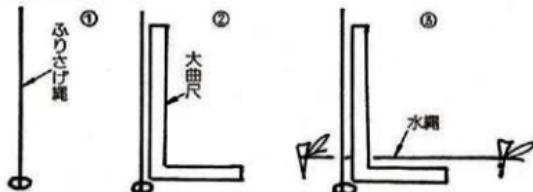


図3 各種綱・大曲尺の使い方 (北川著書1997より)

〔解説〕

後藤彦三郎の石垣技術書と

初期秘伝の読み方

木越 隆三

はじめに

近世初期から後期にわたり、時代ごとに多様な石垣が残つておらず、同時に、石垣構築技術に関する記録・古文書がよく残つておらず、金沢城の価値の一つであると指摘されている。これらは好条件を生かし、金沢城調査研究所では、平成一四年以来、石垣作りの伝統技術の解説にあたってきた。

石垣構築技術については、北垣聰一郎氏が斯界のバイオニアとして、一九六〇年代より、加賀藩前田家で穴生方を勤めた、後藤家に伝來した古文書（後藤文庫）に、いちはやく注目し、石垣技術と穴生に関する論稿を次々と公表し、その成果を『石垣普請』⁽¹⁾に結実させた。喜内敏氏も同じ頃、後藤文庫の価値に注目し、研究成果を公表するとともに⁽²⁾、金沢大学法文部の日本海文化研究室から一九七六年、後藤文庫の金沢城および石垣関係資料をすべて翻刻した『金沢城郭史料—加賀藩穴生方後藤家文書』⁽³⁾を刊行した。これにより後藤文庫所蔵の石垣技術史料がすべて公にされ、巻末の解説とあわせ、加賀藩穴生の石垣構築技術の概要が明らかとなつた。しかし、内容的に煩雑な数式が含まれており、誤解と思われる指摘も一部あり、より正確で平易な解説が求められている。

最近は、一般向けの城郭関係の書物でも後藤流石垣技術として、後藤文庫の内容が紹介されているが、間々、誤解を増幅させるような表現もみられる。本書で、現代語訳を試みたのは、これまでの研究成果にもとづき、

よりわかりやすく平易な史料提供を行い、学際的研究が展開されることを願つたからである。

しかし、石垣技術の秘伝書を現代語訳するというのには、じつは相当の学識と労力を要する課題の大きい企てであり、われわれの現在の力で成し遂げられるのか、はなはだ不適な試みであった。そのような無理を承知で、あえて困難な企画に挑戦したのは、幸い、平成一九年年度から、石垣技術研究の先駆者である北垣氏を所長に迎えることができたからである。また、研究成果は、いたずらに長く熟成させるより、出来るだけ早く県民・市民のもとに還元すべきであるという、金沢城調査研究所の理念があつたからである。

その結果、本書の一部で、北垣所長の監修と助言のもと、後藤彦三郎の執筆した秘伝書の一部を現代語訳することができた。今後の研究の進展により、訂正を要する点が多く出てくることと予想はしているが、そのことを恐れるよりも、今後の学際的研究に裨益することや、一般県民や市民的研究者にとって大きな便宜となることを期待し、刊行を決断した。

後藤文庫というのは、別名、加賀藩穴生方後藤家文書とも呼ばれるが、加賀藩穴生の子孫である後藤卓美家に伝來した二二三點の江戸期の古文書・記録・絵図面などからなる資料群である。昭和三一年頃、金沢市立玉川図書館に寄贈され、「後藤文庫」として所蔵されている。調査あたり、金沢市立玉川図書館の関係者には、毎回、親切に対応していただき感謝申し上げたい。

以下では、今回、現代語訳した初期秘伝書（元和・寛永・宝永の年記をもつ九点を、以下「初期秘伝書」と総称する）を執筆した、後藤彦三郎の経歴および後藤彦三郎による石垣技術書の執筆過程を俯瞰したあと、初期秘伝書を彼が創作したことの意味を、その内容の紹介と合わせて行い、初期秘伝書の

もつ意義や、その執筆動機などを探つてみたい。なお筆者は、同様の問題関心から、昨年、「近世後期、石垣構築技術秘伝の形成過程」(『金沢城研究』五号、一〇〇七年)を公表しており、この解説の多くは、それに依つている

が、新たに全国的な視点で調査した成果も盛り込んでいる。したがつて、

「近世後期、石垣構築技術秘伝の形成過程」に依拠したことの注記は、最も小限にとどめた。

註（なお一節以下の註は本文末に一括掲載した）

(1) 法政大学出版局、一九八七年。本書の刊行に至るまでに北垣氏は「近世城郭の石垣築成者について—とくに近江穴太衆を中心として—」(『伝承文化研究』3号、

一九六九年)、「訂補近世城郭の石垣築成者について—とくに近江穴太衆を中心として—」(『城』56号、一九六九年)、「近世城郭における穴太の系譜」(『城』61号、一九七〇年)、「近世城郭における穴太の動静—明暦・万治の江戸城修築を中心として—」(『伝承文化研究』6号、一九七一年)、「穴太の系譜と石材運搬」(『日本城郭大系』別巻I、一九八一年)などを公表されている。

(2) 「築城の土木工学的考察」(『日本城郭全集』1巻、日本城郭協会、人物往来社、一九六九年)、「城石垣の秘法と史料」(『探訪日本の城別巻』築城の歴史)小学館、一九六九年)ほか。

(3) 監修解説 喜内敏、金沢大学文学部日本海文化研究室編、石川県図書館協会刊、一九七六年。

【その他参考文献】
＊下記の参考文献は(『戸室石引き道』一九九五)などと、以下では表記していく。
『金沢の石切り』(金沢市文化財紀要65)金沢市教育委員会、一九八七年。
『戸室石引き道』金沢市生活環境課、一九九五年。
木越隆三「犀川治水および下流用水管理と辰巳用水」(『加賀辰巳用水』辰巳ダム関係文化財等調査團、一九八三年)。

木越隆三「城郭石垣を築いた人々」(『金沢城研究』4号、二〇〇六年)。
木越隆三「近世後期、石垣構築技術秘伝の形成過程」(『金沢城研究』5号、二〇〇七年)。

北野博司「加州金沢城の石垣修築について」(『東北芸術工科大学紀要』8号、二〇〇一年)。

北野博司「金沢城石垣の変遷1・2」(『金沢城研究』1・2号、二〇〇三・四年)。

富田和氣夫「戸室石切丁場発掘調査の概報」(『金沢城研究』3号、二〇〇五年)。

滝川重徳「金沢城石垣の調査」(『金沢城研究』4号、二〇〇六年)。

富田和氣夫「戸室石切丁場の調査」(『金沢城研究』4号、二〇〇六年)。

朝尾直弘「元和六年案紙」について(『京都大学文学部研究紀要』16号、一九七六年)。

中村博司「穴太」論考(『日本歴史』六九四号、二〇〇六年)。

杉江進「公儀「穴太頭」と諸藩「穴生」」(『日本歴史』七一七号、二〇〇八年)。

内藤昌編「ビジュアル版 城の日本史」(角川書店、一九九五年)。

白峰旬「日本近世城郭史の研究」(校倉書房、一九九七年)。

田中哲夫「日本の美術 城の石垣と屋」通巻四〇三号(至文堂、一九九九年)。

一 藩の穴生と後藤彦三郎

本書で現代語訳を試みた「元和・寛永の秘伝」、「宝永の秘伝」を執筆したのは、加賀藩前田家に仕える石垣職人、後藤彦三郎であった。彼は「穴生方」という職名を藩から押領した藩士であり、「お目見え以下」といえ士分に列する「御歩並」に待遇された侍であった。最初に後藤彦三郎の経歴と、加賀藩穴生という役職について概要を紹介しておこう。

なお、この解説では、石垣職人の呼び名である「穴太」を、「穴生」とも表記する。加賀藩や熊本藩では史料上「穴生」を一般的に使用するからである。そこで、加賀藩の穴太に関する表記や後藤彦三郎に関する表記にお

いては「穴生」を用い、その他は、一般的な用語となつてゐる「穴太」と表記することとした。

彦三郎の実父は、定番御歩の栗山三太夫で、彦三郎は栗山家の次男であったが、安永七年（一七七八）、二三歳のとき、穴生方後藤家五代目の後藤用助（五〇依取り）の娘婿に迎えられ、後藤家の六代目となつた。城内石垣や戸室石切丁場の見習御用を命ぜられたのは、天明四年（一七八四）、二九歳のときであつた。後藤家は用助まで実子相続であつたから、彦三郎は最初の養子相続であつた。

このように彼は、生まれながらの穴生ではなく、成人したのち自覺的に穴生としての技術やプライドを身に付けた人物であり、技術者として選考されであつた。彦三郎にとって最初の転機は、天明五年（一七八五）、三〇歳のときに起きた「天明の御改法」であつた。

天明五年九月、一代藩主治脩の政治運営に飽き足らぬものを感じていた前藩主重教（治脩の兄）は、隠居の立場で勝手方政務を担当すると宣言し、実質的に藩主に代わり政務を横取り、急激な改革を進めた。これが「天明の御改法」と言われる改革政治であるが、どの政策もうまく運ばず、天明六年に頓挫し、重教も間もなく病死した。

「天明の御改法」が着手された天明五年九月（一月、奥源左衛門・正木吉左衛門）といふ二人の穴生が解任されたが、この改革のあおりをくらつた報復人事とみられる。この解任の影響で、後任の穴生に登用されたのが彦三郎であつた。切米三〇依取りの穴生となつた翌年、隠居重教の葬儀・埋葬にあたり、彦三郎に、野田山の前田家墓所で戸室石製の石碑を作るよう申し付けられた。これが彦三郎の穴生として最初の御用であつた。

寛政五年（一七九三）、三八歳のとき、養父用助が病死したので、後藤家の家督を相続し六代目となるが、その頃、城内の石垣修理にどの程度関与したのか、よくわからない。格別の石垣御用がないまま、打ちすぎていつたようのみえる。しかし、寛政一年の金沢地震で石川門付近や本丸石垣に大きな被害が出て、彦三郎ら穴生は、石垣修理普請に参画できるようになつた。四四歳になつてようやく、石垣の御普請という御用が回つてきたのである（木越二〇〇七）。

加賀藩の石垣職人としては、穴生の下に、足軽相当の待遇をうけた「扶持人石切」、小者の待遇をうけた「二十人石切」が抱えられており、穴生は工事の設計・監理ほか現場指導、扶持人石切以下の人事管理などを職務とし、扶持人石切・二十人石切は主に現場作業にあつた（木越二〇〇六）。とくに二十人石切は、当初の定員が二〇であつたことから命名された「石切専門の役小者」であつた。名字のない藩直属公人ではあるが、犀川桜橋上の寺町台地に組地を藩から拝領しており、彼らの住む町は「石伐町」と呼ばれ、犀川に降りていく坂道は「石伐坂」と呼ばれたが、いつしか「W坂」と呼ばれ、市民に親しまれている。二十人石切たちは、城石垣の普請の仕事がない時は、犀川・浅野川の河原に派遣され蛇籠・鳥足・砂利土俵めなど、水防人足として使役された（木越一九八三）。扶持人石切は、穴生の補佐役でもあり、能力次第で穴生に抜擢された事例がみられる。

加賀藩では、天正一五年（一五八七）、穴太源介を知行一〇〇依で召抱えたのを手始めに、多くの穴生を藩士として召し抱え、後藤彦三郎の時代に至るまでに、多くの有能な穴生が輩出された。この間、活躍した主な穴生を、石垣構築の時間軸に沿つて列挙すれば、以下のようない人々が挙げられる（木越二〇〇七の表）。

①文禄～慶長期（一五九二～一六一五）の初期の石垣構築において活躍した穴生として、穴太源介はか宮川彦助・穴太源三郎がいた。穴太源介・源三郎の家は、丹波出身であるが近江坂本の穴太でもあると由緒で主張する

後藤彦三郎（定番御歩栗山家次男）年譜（1756年生～1828年没）

明和 8 年（1771）：10代藩主重教、金谷御殿に隠居し、治脩が11代藩主となる。

安永 7 年（1778）：後藤家 5 代用助の婿養子となる（23歳）。

天明 4 年（1784）：金沢城石垣御用・戸室山石伐出等御用見習を命ぜられる。

天明 5 年 11 月：用助の永年精勤の褒美として彦三郎を穴生に召出す。切米30俵押領（30歳）。

天明 6 年（1786）：10代藩主重教逝去につき戸室石で石壇を作り野田山に納める。

寛政 5 年（1793）：養父死去につき跡目相続し、切米50俵押領（38歳）。

寛政 11 年（1799）：寛政大地震で城石垣大破につき、幕府への城郭修補願図御用を担当。

寛政 12 年（1800）：地震で損害を受けた石垣等の修築始まる（文化 7 年まで「定普請」が始まり、日勤同様に勤務、手合御用も勤務）。山奉行・道奉行を兼帯。嫡子小十郎、穴生に召出される。

享和 3 年（1803）：11代藩主齊広へ代替わりにつき、普請奉行に穴生勤方帳を提出。

文化元年（1804）：彦三郎、病気を機に「門台石垣規合等秘伝書」「石垣本高さを以矩方等秘法之事」「家業之書」など執筆（49歳）。

文化 3 年（1806）：嫡男小十郎と共に、石川門統櫓下石垣等を修理。

文化 5 年（1808）：二の丸御殿焼失後の再建事業に参画。橋爪門統櫓台石垣・二の丸御居間先土蔵石垣等の修築に従事

文化 7 年（1810）：鼠多門統櫓台の修築に従事し規合矩方絵図作成。

文化 8 年（1811）：地震後の石垣修築御用精勤につき、閑屋中務より特押領。

文化 11 年（1814）：閏 11 月「河北郡戸室山開之事等留」を執筆し、宝曆～明和期の穴生を批判。

文化 12 年：この頃までに「唯子一人伝」5 冊本を書き上げる。「御歎始略記」など執筆。

文化 13 年（1816）：本丸南面（三の角＝小築）高石垣の修築に従事。この頃、辰巳櫓下・大築・小築付近の繩張図・規合矩方図など数点作成。12月 27 日、城中石垣御用精勤につき 10 俵加増され 60 俵となる。「石垣にかやり三様之事」など執筆。

文化 14 年（1817）：「石垣築根元心得之事」「御城高石垣之事等」など多数執筆。

文政 2 年（1819）：竹沢御殿御廻廻御普請につき、石垣普請に従事（～文政 5）。

文政 3 年（1820）：数十年の精勤功労により新知行 80 石押領（65 歳）。

文政 4 年（1821）：小十郎、定番御歩に登用され、翌年 60 石押領、別家をたて独立。

文政 5 年（1822）：竹沢御殿（12代藩主の隠居所）石垣普請の御用終る。

文政 6 年（1823）：彦三郎の娘に婿養子久兵衛を迎える。

文政 7 年（1824）：「高さにて矩方を知る法之事」「崩石垣繩張深秘図」等のほか「唯子一人伝」1 冊本を執筆。「落葉集」も執筆。

文政 8 年（1825）：「文禄年中以来等之旧記」「金城深秘錄」などを執筆。20 俵加増うけ 100 俵取となる（70 歳）。

文政 11 年（1828）：病死（73 歳）。久兵衛が跡目相続し 100 俵押領。

ので（本書Ⅱの二・三・四）、純粹に近江坂本の穴太村出身といえない面がある。しかし、何らかの縁故・知遇を得て、坂本の穴太出身の石工であると主張することが許され、「穴太」という名字も默認されたのである。したがって、前田家に仕えた穴太家（のち奥家となる）は、厳密にいえば近江坂本出身とはいえないが、坂本穴太の傘下に入った穴太であり、大きな潮流としてみるなら、坂本系穴太の一人と位置付けたい。

②元和～寛永期（一六一五～一六五〇頃）の石垣普請に活躍した穴生としては、寛永四年（一六二七）『侍帳』に載る戸波駿河（清兵衛）・奥源兵衛・杉野久左衛門・藤田三右衛門・後藤至兵衛・杉野清右衛門の六人が代表である。この六人の中に、後藤家初代の後藤又八（至兵衛）がいたが、後藤家の由緒では、初代又八は加藤清正から石垣秘伝を伝授された後藤又兵衛の弟で、播州三木城主別所氏に仕えていたところ母衣役の武将として天正年中、前田利家に仕官したと主張する。したがって後藤家は、非坂本系の穴生であり、清正流を受け継ぐと主張する穴生であったが、その六代目彦三郎は、後述するように、独特の仕方で石垣構築技術を研鑽し、五六点におよぶ技術資料や絵図を後世に残した。

これにたいし、戸波駿河（三〇〇石）は、近江穴太に住む穴太であり、幕府に仕える公儀穴太でもあった。幕府からも一〇〇石の扶持を得ておらず（北堀一九八一・一九八七）、前田家では、天下普請専門に出役する別格の穴生として優遇されていた。抜量未熟という評価もされた前田家穴生にたいし（朝尾直弘一九七六）、指導的役割が期待され登用されたのである。小川・杉野・藤田などの坂本系穴太は、戸波清兵衛を介し召し抱えられたものと推測される。寛永以後、前田家の穴生方において、戸波の影響で近江坂本系穴太の比重と役割が極めて大きくなつたことが窺える。

なお、坂本系穴太の一人小川長右衛門は、万治元年の江戸城天守台石垣普請のさい、前田家の穴生として活躍した一人であるが、白峰旬氏によれば、慶長一五年（一六〇六）閏二月一二日の黒田長政書状（三）に出てくる人物で、名古屋城の公儀普請に関わっていた福岡藩の坂本系穴太であつた。同一人物が、のち前田家に移籍したことが推定されており、諸藩の穴太職について、全国的視野にたった調査の必要を痛感する。

③寛文～延享期（一六六一～一七五〇頃）になると、石垣の修理普請や築き直しが主流となるが、後藤家三代権兵衛は、この時期、よく活躍した藩穴生の一人であつた。この時期の近江坂本系穴太（杉野家・奥家・小川家など）に人材を欠いていたのか、権兵衛が御用を勤めた普請箇所が非常に多い。この期を代表する鶴喰櫻谷石垣（一ノ丸北面石垣）は、権兵衛の築いた石垣であり、これについて彦三郎は、城内で一番あるいは二番という高い評価を与えていた。

なお、元禄年間には、扶持人石切出身の穴生である林市左衛門の名前もみえる。元禄年間の穴生六人のうち一人は、ほとんど近江穴太に在住し、数年に一度程度に挨拶にくる戸波氏であり、あとの三人（後藤権兵衛・奥・林）は病者であり、わずかに後藤至兵衛家の別家とみられる後藤勘左衛門（以下では「別家後藤」とする）と杉野伝右衛門の二人で石垣御用に対応するという、ていたらくであった。

④宝暦～天明期（一七五九～一七九〇頃）は、宝暦大火後の石垣修理が大きな課題となつており、石不足から戸室石切工場が再開された時期でもあつた。この頃、最も巧者な穴生は正木甚左衛門であった。正木とともに穴生を勤めた五代目後藤用助や奥源右衛門・源左衛門・後藤元右衛門（別家後藤）などに羨氣は感じられない。宝暦一年（一七六一）、正木は扶持人石切から穴生に取り立てられたが、親の代は扶持人石切で、宝暦大火後の再建事業のなかで頭角を表し穴生へ昇格した人物である。正木の名

前は、彦三郎の著作に数多く登場し、石垣「巧者」、「器量の者」という評価のはか「虚を實に仕なす」者などと批判された人物であり、天明初年、五歳で死去した。

みてきたように一八世紀になると、藩穴生の動きは低調となり人材も減少する。多くの石垣を一斉に新たに構築するような時代は終わり、石垣の修理や管理維持に邁進するだけが穴生や石切の本務となり、江戸初期とは異なる沈滯ムードの中で、職人として保身を圖らねばならない時代になつていていた。後藤彦三郎と嫡男小十郎が活躍した文化・文政期とは、そのような時代であった。

加賀藩の穴生の変遷を大きくみてみたが、これを近江穴太出身（戸波駿河、奥・杉野・小川）と、非坂本系（後藤・林・正木）に区分することができる。加賀藩初・前期の穴生の主流は近江坂本系であり、その中心が奥（穴太）家と戸波駿河であった。戸波駿河は、北畠氏によれば、国名官途を名乗る公儀穴生であり、近江穴太の中でも有力な一族である（北畠一九八七）。元禄中頃まで加賀藩から知行三〇〇石押領したが、石垣普請の量が減少するとともに、次第に疎遠となり、一七世紀後半（寛文石垣の頃）になると、非坂本系の後藤家が頭角を現し、一八世紀中期以後は、非坂本系の正木甚左衛門と後藤彦三郎、小十郎が抜群の活躍をした。加賀藩穴生の世界では、一七世紀前半までは近江坂本系が主導的役割を果たしたが、一八世紀以後は非坂本系穴太から人材が輩出されたといえよう。

二 彦三郎親子の執筆した石垣技術書

金沢市立玉川図書館に所蔵される後藤文庫二二二点のうち金沢城の来歴や石垣技術に関する記録・秘伝書は約七〇点あり、このうち石垣構築技術書を「表1」、小十郎の執筆とみられるものを「表2」に掲げた（木越二〇〇七の表3を加工し作成した）。

直接ふれたものは五六点であった（木越二〇〇七の表3）。いずれも、彦三郎と嫡男小十郎（寛政二年から藩穴生に召し出され、頭角を表し、文政四年には定番御手取り立てられ別家を立てた）の執筆したものである。これらを精査した結果、石垣技術書の多くは、文化元年（一八〇四）以後に執筆されたことがわかった。初期秘伝書以外で、最も古い技術書は、寛政四年（一七九二）と推定される「控土台之図」であるが、これに「此絵図、十四歳後藤小太郎調ル」という書き込みがあるので、後藤小十郎が穴生に登用される八年前の、青年期の習作というべき図面であった。また、これに次いで古い享和元年（一八〇一）の「石垣東南角根水之図」も後藤小十郎の筆跡によるものであった。最初期の技術書（図面）が、いずれも小十郎のものである点は注目される。青年期の小十郎がこうした図面を書く背景として、父彦三郎の影響が考えられ、石垣普請の御用がないなかで、彦三郎は書齋で家伝の石垣技術書をひもとき、研鑽に励んでいたことが窺える。

彦三郎は、文化元年（一八〇四）五月から九月にかけ、病氣のため長期欠勤を余儀なくされた。その際、彼自身死の危険を感じ、それまでに会得した（といっても実際に石垣調査書籍の現場にたつたのは、わずか五年程度であるが）石垣技術を、嫡男小十郎のため書き残そうと決意し、石垣秘伝書の執筆に取り掛かった。彦三郎は四九歳であった。

彦三郎の筆跡で最古の技術書は、文化元年七月の「門台石垣規合等秘伝書」と同年九月の「石垣本高さを以矩方等極意秘法之事」である。病氣療養中の石垣技術の極意熟筆、これが彦三郎が石垣構築技術書を書き始めた動機であった。署名・印章・筆跡などから彦三郎の執筆と見られる秘伝書を「表1」、小十郎の執筆とみられるものを「表2」に掲げた（木越二〇〇七の表3を加工し作成した）。

金沢市立玉川図書館に所蔵される後藤文庫二二二点のうち金沢城の来歴や石垣技術に関する記録・秘伝書は約七〇点あり、このうち石垣構築技術書を「表1」、小十郎の執筆とみられるものを「表2」に掲げた（木越二〇〇七の表3を加工し作成した）。

表1 後藤彦三郎の石垣技術書目録（文化元年以後）

文庫番号	標題・「金沢城郭史料」所載頁	年号	西暦	発給者・作成者	形態
142	門台石垣規合等秘伝書 479頁	文化元年7月吉日	1804	後藤彦三郎 花押・印(朱印A)	1通、続紙、裏面反故。 18.5×57cm
146	石垣木高さを以矩方等秘法之事 342頁	文化元年9月吉日	1804	後藤彦三郎 花押・印(朱印A)	1通、切綴紙(2枚) 19×56cm 裏面も記載
138	野面積崩廻修理図 476頁	子6月	1804	(後藤彦三郎)	1枚
117	橋爪御門御櫓台下石積之圖 453頁	(文化5年)	1808	後藤彦三郎筆	1枚
141	二之丸御居間先御土蔵御石垣縄繪図 478頁	文化5年	1808	(後藤彦三郎)	1枚
107	鼠多御門統御櫓台御石垣規合矩方繪 444頁	文化7年	1810	(後藤彦三郎)	1枚
150	御鐵初略記 483頁	文化12年1月	1815	(後藤彦三郎)	1冊
149	御鐵初式図 482頁	不記	?	(後藤彦三郎)	3枚
95	唯子一人伝 5巻本 347頁	文化12年まで	1815	自署なし。文化12年に 校正すべきだが病氣ゆ えできない旨朱書き	5冊、14×20cm 横帳えび茶色表装
128	石垣に規合三様之事 468頁	文化13年6月吉日	1816	後藤彦三郎	1通、続紙(2枚) 朱書き入り図付。27×74cm
126	新に石垣築様縄張規合矩方秘法繪図 468頁	文化13年頃	1816	後藤彦三郎印 (和陸朱印B)	3枚、彩色図①49×39cm ②50×39cm③50×39cm
98	高石垣縄張一巻 303頁	不記	1817	彦三郎自署なし自筆	1冊(1丁) 14×20cm 横帳 紫色表装
144	石垣築根元心得之事 340頁	文化14年4月	1817	後藤彦三郎 印(和陸朱印B)	1通、切綴紙(2枚) 14×80cm 書状
116	二之丸木坂横切合御石垣縄張之事 452頁	文化14年夏調之	1817	(後藤彦三郎)	1枚
100	御城高石垣之事等 314頁	文化14年	1817	彦三郎署名なし自筆	1冊(51丁) 13.3×20cm 横帳 藍色表装
114	湖水線に石垣築様之次第 464頁	文化14年	1817	(後藤彦三郎)	1枚
127	砂浜に城を築いて損失之事 339頁	文化14年	1817	(後藤彦三郎)	1通
129	蓮池御露路御門等石垣積直図 469頁	文政5年秋	1822	(後藤彦三郎)	1枚
137	学校御門内御用地境川石垣積直図 476頁	文政初年	1822	(後藤彦三郎)	1枚
124	角一方の規合矩方図 463頁	不記	1824	後藤彦三郎印 (和陸朱印B)	2枚、朱書き入り。 ①33×39.5cm②16×39.5cm
122	高さにて矩方を知る法之事 462頁	文政7年仲秋改	1824	後藤彦三郎印 (和陸朱印B)	1枚、①51×37.5cm ②7.5×15.5cm ③14×15.5cm ④13.5×15.5cm
121	崩石垣縄張深秘図 461頁	文政7年10月吉日	1824	後藤彦三郎印 (和陸朱印B)	4枚
96	唯子一人伝 1巻本 414頁	文政7年11月吉日	1824	後藤彦三郎印 (和陸朱印B)	1冊(31丁) 16×18.5cm 横帳 肌色表装
125	湖水線に石垣築様秘図 464頁	文政7年初冬吉祥日	1824	後藤彦三郎印 (和陸朱印B)	3枚、朱書き・彩色。 ①25×36cm②50×38cm ③50×38cm
123	山道にても砂地に石垣築様図 462頁	文政7年	1824	後藤彦三郎	1枚、朱書き入り。 50×39.5cm

文庫番号	標題・「金沢城郭史料」所載頁	年号	西暦	発給者・作成者	形態
113	切合石垣積様にて丈夫不丈夫之事 450頁	不記	?	(後藤彦三郎)	1枚
118	門台等石垣積上り半に寸延云々 118頁	不記	?	(後藤彦三郎)	1枚
130	水見不用大曲尺までにて正を見様 471頁	不記	?	(後藤彦三郎)	1枚
131	半鶴半合之積方図 472頁	不記	?	(後藤彦三郎)	1枚
132	規合矩方之事 473頁	不記	?	(後藤彦三郎)	1枚
133	樋台長屋台等曲尺善惡之事 474頁	不記	?	(後藤彦三郎)	1枚
134	御用地御長屋向土塀下亀甲くずし半 切合積之図 474頁	不記	?	(後藤彦三郎)	1枚
135	矩方右左を知る繪図 475頁	不記	?	(後藤彦三郎)	1枚
139	犀川大橋々台石垣繪図 477頁	不記	?	(後藤彦三郎)	1枚
140	土中より石垣積繪図 478頁	不記	?	(後藤彦三郎)	1枚
143	山の高さ等規合図 480頁	不記	?	(後藤彦三郎)	1枚
145	石を和して細工する大秘伝之事 341頁	不記	?	(後藤彦三郎)	写1通

表2 後藤小十郎の石垣技術書目録（寛政以後）

文庫番号	標題・「金沢城郭史料」所載頁	年号	西暦	発給者・作成者	形態
136	控土台之図 475頁	(寛政4年)	1792	(後藤小十郎)	1枚
115	石垣東南角根木之図 461頁	享和元年10月吉日	1801	(後藤小十郎)	1枚
110	石川御樋下等御石垣積直繪図 447頁	文化3年4月	1806	後藤小十郎印	1枚
111	石川御樋下等御石垣積直繪図 448頁	文化3年4月	1806	(後藤小十郎)	2枚
106	四拾間御長屋台同続御樋台指図繪図 443頁	文化4年5月	1807	(後藤小十郎)	1枚
108	樋爪一之御門台並御樋台御石垣積直指図繪図 445頁	(文化5)	1808	(後藤小十郎)	1枚
109	樋爪御樋台御石垣積直出来曲尺合等之控繪図 446頁	(文化5)	1808	(後藤小十郎)	1枚
105	樋爪二之御門下舗石瓦拾分一之図 442頁	(文化5)	1808	(後藤小十郎)	1枚
112	松板御門統御樋台御石垣出來指図繪図 449頁	不記	?	(後藤小十郎)	1枚
148	能州鎧石覚 344頁	不記	?	不明	1通

「表1・2」に列記された技術書リストを眺めていくと、文化二・三年に寛政地震で破損した石川門左方太鼓壇下石垣を修理したときの図面（表2の110・101号）、文化五年の二ノ丸御居間先土蔵石垣や櫻木門統櫻台石垣の修理（105号・108号・109号）、文化七年の玉泉院丸北櫻台石垣の修築（表1の107号）、文化二・三年の本丸南面高石垣三の角（小角）の修築（表1の126号・100号・144号）などに關する圖面が確認され、石垣修理の御用を勤めるなかで作成された技術秘伝の絵図であったことが了解される。これらの絵図のなかには、設計図とみられる「指図」（108号）だけでなく、仕上がった石垣を検査するための「曲尺合図」（109号）もあり注目される。

彦三郎による秘伝書執筆は、「唯子一人伝」五冊本（表1の95号）の執筆によつて画期を迎えた。「唯子一人伝」は、彦三郎の石垣秘伝を集大成したものと理解されているが、「唯子一人伝」について、これまでの研究に、若干の誤解があつたので正しておきたい。

「唯子一人伝」には、海老茶色の表紙の五冊本と黄土色表紙の一冊本の二種類あり、昨年度、この両者の技術内容を詳細に比較検証した結果、双方の石垣構築技術に少なからぬ相違があり、技術認識の進化が確認できたので（木越二〇〇七）、この両者は區別して論すべきことに気が付いた。これまで、両者を区別せず論じてきた点は、反省すべきことであろう。二つの「唯子一人伝」の技術論の内容に差異がある以上、両者は別物と理解し、前者から後者へと技術認識が進化したことの意味を、あらためて検討する必要があろう。今後、彦三郎の石垣技術に関する認識過程を、時間軸の中で検討することが不可欠である。少なくとも、「唯子一人伝」一冊本は、五冊本の付録である、というような認識は改めるべきであろう。

そこで、まず二種類の「唯子一人伝」の成立年次を特定しておこう。

冊本については、「文政七年一月」の年記と彦三郎の自署・花押・朱印（B類）があるので明瞭である。しかし、五冊本には年記がない。前後の状況からみて、文化年間のものであることは動かないであろう。五冊本の五巻目末尾に朱書で「右の五冊、文化十二年、一見致し候所、ケ条の内に仕様宜しからず、趣意違いの趣などこれあり、今一篇、校正致したき存念に候へども、大病ゆえ、其義なく残念、是非なき事に候」と、改訂の必要に言及しているので、文化二年までに一旦は完成しており、校訂できるほどに体裁になっていた。文化二年に、ほとんど完成していたが、さらに改定し内容の向上につとめる意志を持っていたが、病氣のため断念し、一旦五冊にまとめたのである。執筆者として、改定の意図をもつて五冊にまとめた五冊本と、改定が終った「文政七年一月」の一冊本とでは、記載された内容のもの意味は異なるのであり、両者を明確に区別した議論が求められる。今後、所謂「後藤流」の石垣技術などとして、世に紹介するなら、完成度の高い一冊本に書かれた内容を基本に、行うほうが妥当であろう。

彦三郎が病氣を機に秘伝執筆を始めた文化元年、「唯子一人伝」五冊本を書き上げた文化二年頃、そしてこれを改定し再び一冊本にまとめ直したので（木越二〇〇七）、この両者は区別して論すべきことに気が付いた。これまで、両者を区別せず論じてきた点は、反省すべきことであろう。二つの「唯子一人伝」の技術論の内容に差異がある以上、両者は別物と理解し、前者なり、新たに養子久兵衛を迎えた。その結果、彦三郎は、養子久兵衛に改めて石垣秘伝を伝授する必要に迫られていた。したがって、「唯子一人伝」五冊本は実子小十郎を急願にした伝授の書であったが、一冊本は養子久兵衛を急願に書かれた秘伝書ともいえよう。上記および前稿（木越二〇〇七）で行った考察をもとに、彦三郎による石垣技術書執筆過程をまとめる

I期（寛政5年～享和3年）城内石垣の観察や穴生方役所にある書類の書

写などを通し、穴生としての技量獲得にいそした時期。小十郎とともに

寛政地盤で痛んだ金沢城石垣修理の御用に精勤し、石垣技術を研鑽した。なお、この時期の石垣秘伝図は小十郎執筆のものしかない。

II期（文化元年～文化12年頃）文化元年の大病を機に、これまでの研鑽で確信を得た石垣技術の要諦を「門台石垣規格等秘伝書」「石垣本高さを以矩方等秘法之事」に著し、病気回復後、小十郎と共に城内石垣御普請の現場監督に赴き、指図や施工監理図を作成した。また、先祖の残した秘伝書を再興することも心を碎いた。元和・寛永秘伝および宝永秘伝書の執筆は、この時期に行われたと推定される（三節参照）。こうした指図や監理図面、祖先に依託した秘伝書作成の経験をもとに、金沢城における石垣構築技術の要諦を体系的に叙述した「唯子一人伝」五冊本をまとめて脱稿した。これにより加賀藩穴生の石垣技術の多くが集成されたといつて過言ではなかろう。

III期（文化12年～文政7・8年）文化一二年、「唯子一人伝」五冊本を閲読したところ、「仕様宜しからざる、趣意違ひの處」を見出し、改訂の必要を痛感。さらに、文化二三年の本丸南面高石垣の修築で高石垣造営の難しさも痛感し、これまで会得した技術について再検討を迫られた時期。文政年間に彦三郎は知行取へ昇進し、小十郎は定番御歩へ出世するなど、親子ともども立身し厚遇されたが、他方で、自分たちの石垣技術の未熟を恥じ、「唯子一人伝」の改訂に邁進した。その結果「唯子一人伝」一冊本がまとめられた。また、この時期、城内の歴史・来歴への関心も高まり、城作りに込められた伝統的な軍事思想と技術再興を、对外危機の高まる中で主張し始め、文政八年には「文禄年中以來等之旧記」「金城深秘

錄」をまとめ、金沢城代村井氏へ献上し、城防備の必要を上申した。

三 広三郎による秘伝書の創作

後藤家は、上述の通り元祖を後藤又兵衛の弟彦八（初代李兵衛）とし、播州三木城主別所氏ゆかりの武将としており（現代語訳（一）「城石垣始秘伝抄」）、もともと石垣職人ではなかった。近世初期の渡り奉公人（侍）が、いつ石垣職人に転身したのであろうか。後藤家の「由緒一類付帳」では、前田利家の時代に「母衣役」として仕官したといい、その後、利家の重臣であった篠原一孝の与力として預けられたという（「金沢城郭史料」六頁、二七頁など）。つまり、前田家に仕えたとき、石工や石垣職人として召し抱えられたと主張していない。石垣職人に転身したのは前田家に仕官してからと見なければならない。また、前田家の石垣普請は、文禄以後、元和・寛永期までがピーク時であり、この石垣技術が急速に進化していた時期に、石垣職人に転身しなければ機会を失する。したがって、転身時期は、元和・寛永期以前に求めなければならない。

後藤家に残る確實な古文書として、慶長四年（一五九九）七月一八日付の篠原一孝からの知行百俵の宛行状がある（「金沢城郭史料」三六頁）。利家の死後、篠原家の与力となつたことを裏付ける重要な古文書である。こののち、元和八年（一六二二）一月に前田利常のもとに復帰するまでの二四年間、篠原家に属していたが、この間に、少なくとも後藤家は石垣職人に転身したと考えねばならない。「元和元年四月」の年記をもつ秘伝書が創作されたのも、このことと関連する。慶長四年に篠原家の与力となり、篠原家中に属したのち、元和元年（一六一五）までの間に、石垣職人として、一定の評価を得るに至り、元和八年、利常から石垣職人として召し返すよう篠原家に要請したのである。

初代後藤李兵衛が、藩穴生であったことを証明する、最も古い史料は「寛永四年傳帳」である。したがって、元和八年から寛永四年の間に、藩直属の穴生衆（組外護士）となつたことは確実であるが、元和八年以前、すでに穴生となるにふさわしい、優れた石垣技術をもつ職人になつてゐたことが当然予想される。篠原一孝は周知のよう、文禄元年の本丸高石垣を構築した、石垣作りの名手という世評のある、利家殿脇の重臣であつたからである。篠原家に所属していた事実は、この際、やはり注目すべきことであろう。

篠原一孝は、二代利長からも一目置かれ、利長が富山に隠居した慶長一〇年から、金沢城主となつた三代利常を補佐する三人の年寄衆の一人に抜擢されている。慶長期加賀藩の重鎮であり、石垣普請や整備普請に手腕を發揮した篠原家中となつたことで、後藤彦八（初代李兵衛）は、石垣職人へと開眼した可能性が高い。

しかし、母衣役の武将が、石垣職人の穴生方に転身するということとは、さほど一般化できる出来事でもない。やはり、なにか特別な事情を想定しない限り理解しにくい。そこで、慶長四年以前から、職人的な能力をもち、利家から注目されていた直臣であつた可能性も追究しておるべき課題だと思う。「由緒一類付帳」の主張と異なる事実を、後藤文庫史料から導き出すのは難しいであろうが、他の穴生家の史料などの発掘や再検討によつて、後藤家が、いつ、どのような事情で石垣職人に転身し、穴生として認められたのか、さらなる検討が必要なのである。

今回現代語訳した初期秘伝書では、石垣技術の「法式」は神武天皇が示したものであり、この秘伝を、加藤清正が夢の中で神武天皇の化身である翁から伝授され、それが清正から後藤又兵衛に伝授されたと述べる。この秘伝を、大坂夏陣で大坂に籠城中の又兵衛は、死期を悟り、会得した清正

譲りの秘伝を弟又八へ書き送つたものが、元和・寛永の秘伝書であると主張する。秘伝伝授の日付も、この伝説に合わせ、大坂冬陣の直前にあたる「元和元年四月」としている。

しかし、元和・寛永秘伝四点並びに宝永秘伝三點が、彦三郎の筆跡による、後世の創作物であることは、一九八七年に北垣聰一郎氏が指摘して以来、ほぼ定説となつております。昨年度の拙論でも改めて、偽作である根拠を列挙した。また、彦三郎が初期秘伝書なるものを執筆・創作した時期も、昨年度の論稿で、彼の石垣技術書執筆過程からみて、文化元年以後一〇年頃までの期間ではないかと推定した（木越二〇〇七）。再度、偽作であることの根拠を、以下で再確認しておきたい。

まず、後藤家の初期秘伝書九点を「表3」にリストアップしたが、このうち、90・91号の二点は、後藤又兵衛から初代の李兵衛に伝授されたもので、元和元年（二六一五）と寛永一〇年（二六三六）の年記を持つので、「元和・寛永の秘伝書」と呼び現代語訳を試みた。しかし、92号は、又兵衛の名がなく、初代・二代の李兵衛が署名し、年記も寛永一〇年のみで、元和元年がない。また104号は年記がないが、表題から91号の添付絵図とみられるので、92号・104号もあわせて「元和・寛永の秘伝」とみて、現代語訳した。

これにたいし、宝永二年（一七〇五）の年記をもち、初代・二代の李兵衛と三代權兵衛が連名するだけの三點については、「宝永の秘伝」と呼び、これも現代語訳を掲げた。

「元和・寛永の秘伝書」六点のうち三點（90・92号）は、巻子仕立てで、他の三點（101・147・104号）は、一紙文書である。初めに、いかにも秘伝書らしい体裁をもつ「城石垣始秘伝抄」（一巻）、「新精地形准綱権秘抄」（上下二巻）、「石垣積方秘伝書」（一巻）の作為性、つまり、後年に彦三郎が創作

表3 穴生方後藤文庫 初期秘伝書目録

文庫番号	(本文掲載順) 標題 〔金沢城史料〕収録頁	年号	西暦	発給者・作成者	宛先など	形態
101	(五)先祖家芸之事 85頁	寛永3年4月 改置	1626	筆者不明 (筆跡は彦三郎か)	「高十間石垣 矩方 規合別紙絵図記、從 前口伝」とある。147 号の写し。	1通(続紙3枚) 24×109cm
147	(六)石取並石図 481頁	宝永二年	1705	筆者不明	後藤家に伝來した本 來的な秘伝図書	1通(続紙3枚) 24×95cm
90	(一)城石垣始秘伝抄 281頁	寛永10年11月 吉日	1633	後藤玄兵衛 (実は彦三郎筆跡)	元和元年4月後藤又 兵衛(朱印)より代々 相伝之	1巻、幅17.8cm 細地金彩の巻子仕立。
91	(二)新積地形准繩極秘伝抄 282頁	寛永10年11月 吉日	1633	後藤玄兵衛 (実は彦三郎筆跡)	「元和元年4月後藤 又兵衛(朱印)」後藤 彦八完。	細地金彩の巻子2巻 (上中巻・下巻) 幅17.7cm。
92	(三)石垣積方秘伝書 291頁	寛永10年11月 吉日	1633	後藤玄兵衛 (実は彦三郎)	代々伝之	1巻、幅18cm
104	(四)新積地形准繩極秘伝抄 286頁	不記	1633	(後藤彦三郎)	辰巳橋付近彩色園、 「十一返し」規合図、 石取りなどを記す。 91号に關係した解説 図	1枚、45×108cm (35×24cmの用紙6 枚張維ぐ)
93	(七)新に石垣築繩張極意之事 294頁	宝永2年正月 吉日	1705	後藤玄兵衛・玄兵 衛・權兵衛(実は彦 三郎)朱印	前号とともに秘法七 六や繩張りを論ずる。	1巻
119	(八)規合矩方絵図 455頁	宝永2年9月 吉日	1705	後藤玄兵衛・玄兵 衛・權兵衛(実は彦 三郎)朱印	高さ5間の規合・矩 方・規合などを繪 圖で示す。	続紙(12枚) 1通 24.5cm
94	(九)辰巳御櫓下御石垣矩方等 取様繩張之事 298頁	宝永2年11月 吉日改之	1705	後藤玄兵衛・玄兵 衛・權兵衛(実は彦 三郎)朱印	辰巳橋下角、大しの ぎ下石垣、小しのぎ 下の石垣修理にあた つての秘伝項目列記	1巻

したと推定した根拠を列記する。

①まず、この三点の筆跡は、文化年間以後の彦三郎自筆の石垣技術書と同じ筆跡と見られ、その大半が「唯子一人伝」五冊本に、そのまま引用されている。例えば「唯子一人伝」五冊本の卷一「城石垣根元」では「城石垣始秘伝抄」(90号)の大半が引用され、「右私儀、加藤主計頭清政公へ度々召され、御物語の席に城取・石垣の事、これを承り聞き書き、金府において、其家にあたっては黄石公より伝え候書物にも劣り申しまじく候」以下が採用されている。また「新積地形准繩極秘抄」(91号)の下巻に記載された「石垣に三忌五横之事」「祥三吉の事」「積方ならびに規矩歌」や、「石垣積方秘伝書」(92号)の五臘之色体と石積の関連を示す秘伝が、卷一・四・五にそのまま引用されている。

②秘伝書に書かれた技術内容の中で、最も大きな不審点は、「新積地形准繩極秘抄」「石垣積方秘伝書」(91・92号)に載せる石積み名目の中に「金場取残し積み」「布築切合積み」など、金沢城石垣編年では五期(寛文期)以後にしか登場しない積み方が、堂々と記載される点である。このよう

な石積みは、元和以前の金沢城の石垣構造のなかで確認し得ず、また他の城郭等でも慶長以前の石垣遺構のうちに見出しが難しい積み方である。後藤又兵衛が秘伝を伝授した加藤清正が構築した城郭遺構の代表は、熊本城であるが、熊本城で「金場取残し積み」は未だ確認されていない。したがって、これを元和段階で技術秘伝の項目に掲げるのはいかにも不審である。初期秘伝書に見える、石垣積み方の名目一覽は、江戸後期になって、ようやく成立しうる分類概念であり、江戸初期の秘伝書の内容としてそぐわない。

③「城石垣始秘伝抄」(90号)は、元和元年4月に、後藤又兵衛が署名し朱印を押し、加藤清正(慶長二六年死去)から伝授された秘伝を灰燼にする

ことを惜しみ、おい彦右衛門を金沢に下したので、一生の養育を頼み入れると記して終わっている。宛名が明示されていないが、「新積地形準繩極秘抄」(上・下)では、宛名は「後藤彦八様」とされるので、これも又兵衛の弟彦八宛の秘伝書とみてよからう。ここから、おそらく大坂籠城中の又兵衛は、死期を悟り、手元にあった秘伝の書を、甥の彦右衛門に託し、金沢にいた弟後藤彦八のもとに届けさせ、甥彦右衛門の養育を依頼したものと解釈できる。兄又兵衛から届いた秘伝書を受け取った彦八(初代李兵衛)は、元和八年に利常のもとに帰参してから、これらの秘伝書を一子相伝の家宝とし、寛永一〇年一月、二代李兵衛のために書き残した。90号はそのような伝授の形式をとる。

しかし、元和元年四月の後藤又兵衛の朱印に続き、兄又兵衛から相伝した旨を記し、寛永一〇年一月吉日の年記下に、初代李兵衛の署名と朱印を押しているのに、又兵衛の秘伝書の筆跡も、李兵衛がそれを子孫に伝えると述べた部分の筆跡も同じであった。初代李兵衛が書写し二代目に伝授したのであれば、李兵衛の署名と印章だけで十分であり、あえて、又兵衛の朱印まで付けたのは、きわめて作意的で、これによつて、朱印を押しているのに、又兵衛の秘伝書の筆跡も、李兵衛がそれを子孫に伝えると述べた部分の筆跡も同じであった。

④「新積地形準繩極秘抄」下巻の最後に「ヶ条の内五十三ヶ条、虫喰見えず」と記すが、この点を、「唯子一人伝」五冊本の巻一冒頭で「清政語られ候聞書、様子ありて、元和元年、元祖李兵衛へ相伝すといへども、家に入らざるなれば、そのまま置き候ところ、元和八年、穴生に仰付られしをもつて取り出し、虫喰い縛くり、或いは切て、見えずヶ条もあり。これより家主として、これを校正し仕り、代々伝授、この趣をもつて石垣築くなり」と解説する。この中で、元和元年に相伝された秘伝を、後藤家に不要なものとして元和八年まで打ち捨てていたと記述する点は、

じつに不審である。上述の通り、元和元年以前に石垣職人に転身していた可能性が高いだけに腑に落ちない。少なくとも、元和八年に、利常から穴生として登用されたのであれば、慶長も元和期の後藤彦八は石垣職人として相当の名声をものにしていたと考えなければならない。石垣職人に転身していた後藤彦八が、なぜ元和元年に入手した、後藤又兵衛から「石垣秘伝書」に見向きもせず、虫食いで読めないほどに放置しておいたのであろうか。秘伝伝授の説明には矛盾が多く、作意性が強い。さらなる検討が必要である。

次に、「宝水の秘伝」について不審な点を列記したい。

①「宝水の秘伝」の三点とも筆跡は彦三郎のものであるのに、署名者は初代・二代李兵衛に三代権兵衛が連署する形となつていて、初代・二代は宝永二年に実在しないのに、記されているのは、権兵衛か彦三郎の作為によるものである。

②秘伝の内容は、元和・寛永秘伝と酷似しているが、例示内容や説明順序に異同がある。繩張りの秘伝の内容などを相互に比べると微妙に精粗があり、元和・寛永秘伝を改訂したものという印象をうけ、全体により詳しくなっている。同じ初代・二代が署名した秘伝なのに、これだけ内容に異同があるのは、きわめて不審である。つまり「宝水の秘伝」は、「元和・寛永の秘伝」に表現上の訂正を加えているのに、初代・二代がともに署名しているのは、疑問が残る。

③三代権兵衛の経歴をみると、彼は元禄年間から中風を患い、穴生として石垣御用に従事できない状態となつていて、権兵衛が秘伝書を新たに執筆した時期として、宝永二年を持つてきたのは疑念を増幅させる。権兵衛が著述した秘伝であるなら、元禄以前の年記をもつてくべきで、宝永二年の秘伝としたのは、彦三郎自身による創作とみるほかない。

以上から初期秘伝書は、後藤彦三郎が文化年間に創作したことは、ほぼ間違いないといえる。しかし、創作・偽作であるから、初期秘伝書に史料価値がないと考えるのは間違いである。

重要なのは、彦三郎がどのような意図をもつて秘伝書を作成したかであり、そこが解明できれば、彦三郎の「唯子一人伝」一冊本、五冊本を読み解くヒントが得られるのである。「元和・寛永の秘伝」と「宝永の秘伝」で、技術内容や表現方法に変化があるなら、それは文化年間の彦三郎の技術認識の変容を映し出すものであり、そこに江戸後期の穴生職人の意識の投影を見ることができるのである。

また、偽作・創作と指摘したが、全く何もない所から創作したとみるより、後藤家に伝來した、先祖たちが書き残した技術メモなどを参考に、創作した可能性が非常にたかい。ことに寛永二〇年の「石垣積方秘伝書」と宝永二年の秘伝三点には、後藤又兵衛の名前がなく、初代・二代の李兵衛と三代権兵衛の署名だけあり、これら四点は後藤家に、江戸初期から伝來した技術秘伝を参考にし、編集・校訂して出来上がったものと推定される。

したがって、今回、現代語訳した初期秘伝書を、そのまま加藤清正直伝の技術秘伝、あるいは後藤又兵衛直伝とみることはできないが、天正二〇歳長期に前田家に仕えた石垣職人の家に伝來した秘伝の覚書を参照した、一九世紀初頭の瀬戸生彦三郎が、独自に石垣技術を体系化するなかで創案された技術書と位置付けることができる。江戸の伝統的な石垣技術書として、これほど成立事情がわかる史料は珍しく、そこに重要な史料価値があると考え、現代語訳を試みたのである。

また、これら初期秘伝書に書かれた石垣秘伝の内容は、「唯子一人伝」五冊本でより詳しく叙述されており、初期秘伝書類は「唯子一人伝」五冊本

と密接な関連をもつ。「唯子一人伝」研究の基礎資料であることも論を持たない。

四 後藤家に伝わった初期の技術書「石取並石図」

北垣氏は、初期秘伝書の中から不審なものを排除していく結果、彦三郎・小十郎以外の筆跡の石垣技術を筆記した覚書を二点発見した。それが、寛永三年の年記をもつ(五)「先祖家芸之事」(一〇一号)と「宝永二」の年記がある(六)「石取並石図」(一四七号)である。しかし、寛永三年「先祖家芸之事」も彦三郎の筆跡である可能性があり(木越二〇〇七)、慎重に検討する必要がある。

(六)「石取並石図」については、北垣氏の指摘通り、彦三郎・小十郎以外の者の筆跡である。寛永三年「先祖家芸之事」の記載内容はすべて「石取並石図」に書いてある事柄に一致し、「石取並石図」に書かれた「宝永二」という文字は、「寛永三」と誤読される恐れのある書体であつたことから、彦三郎は、後藤家に伝來した「石取並石図」をもとに「先祖家芸之事」を書き写し、年記を誤読か意図的かは不明であるが「寛永三年」と誤記したのではないか。年記について疑問は残るが、内容は「先祖家芸之事」も「石取並石図」も、ほとんど同じ内容なので、原本と目される「石取並石図」こそが、後藤家に伝わった数少ない石垣技術書の覚書であり、初期秘伝書の中で最も注目すべき古文書である。その成立時期は宝永二年か、それ以前であった(七)。

(六)「石取並石図」の内容は、現代語訳した通り、高さ一〇間(一八九)⁸⁾の石垣を例に、どのサイズの角石・角脇石・平石が何個必要か、角石・角脇石をそれぞれ三番組に分け、小面・控長さの寸法を示し、角石・角脇石それぞれ三一本ずつ必要であると記す。平石についても角石同様、三番

組に分け、小面・控の寸法を例示するが、個数の例示はない。最後に、角石を三番組に分け石数を例示したのは、あくまでも高さ一〇間の石垣に対するもので、一〇間以下の石垣なら、「一番角石を省き、二番石・三番石のみで石材を調達し積み上げればよい」とし、高さ五間（約9尺）の石垣では、三番組の石数の見積りで間に合うと注記している。

このように「石取並石図」の内容は、秘伝として、おおまかではあるが観念的でなく、実際的な作業段取りにおいて、最低押さるべき点を押されており、現場ですぐ役立つ情報であった。これを昨年の拙論では「石取・石図り」秘伝と呼び、その意義について論じたが、再度、「石取・石図り」秘伝のもつ原初的な意義について解説したい。

寛永秘伝の一と目される「新穫地形准繩極秘伝抄繪圖」（104号）や宝永秘伝の「新に石垣築造強意之事」（93号）・「規合矩方繪圖」（119号）でも、「石取並石図」と同じように、「石垣の高さ」とに必要な石数をサイズごとに書き上げ、「唯子一人伝」五冊本や一冊本でも、石垣の高さ」とに「石取・石図り」秘伝につき頁を割いて説明する。「唯子一人伝」五冊本は、石垣の高さを七種類例示し、石垣高さと角石の控え長さおよび小面の寸法の関係を例示する。

例えば、「低い石垣の一番角石の控えは、高さを「四つに割る」「五つに割る」とし、「80～90尺の高石垣になると「九つに割る」となどと解説し、寸法を例示する。小面の寸法も「二五にて割れば」「一九にて割れば」などと、高さを割る数を秘法として例示する。ここで、「高さ」とに異なる割る数を示し、秘伝の普遍化を試みている点は注目され、その手法は、基本的に一冊本でも継承される。一冊本では、「控えは高さの十分」というように、ときに定式化した言葉がみられるが、そのつど、こうした「法式」に過度に拘泥するな、多少の寸法の長短は構わない、「あまり法に、かかわり申す

事にてもなく」、「万物は法なくては成らざるゆえ、かくの」とく法を「出したのである」と警句を発する⁽²⁾。

「石取・石図り」秘伝に限っていえば、「唯子一人伝」五冊本、一冊本ともに、認識に大きな相違はなく、二つの宝永秘伝とも基本的に同じ認識である。一冊本には、五冊本の内容を改訂する意図が多少窺える。しかし、表現が多少異なり、事情を法則的に説明しようとする態度が強いという程度で、基本認識に大きな差はない。

これに対し、「石取並石図」は上述の通り、控長さ、小面寸法と高さとの関係性には言及していない。それは、「新穫地形准繩極秘伝抄繪圖」（104号）でも同様で、角石・角脇石・平石を、それぞれ一番から五番まで五番組に分けただけで、高さとの関係などは一切言及していない。上の石ほど小型の石にしてるので「是にて段々石の目形軽く懸かり、石垣こたへ全きなり」と述べるに止まる。つまり「石取・石図り」秘伝というのは、まずは、上の段にいくほど石の大きさや重量を漸次小さくするという、至極当然の理屈を「石垣の高さ」とに具体的に示すという単純なものであった。そこに、「この秘伝の原初的性格がよく表れているが、『石取・石図り』秘伝の意義は、それだけに止まらない。

石垣の高さ」と、角石・角脇石のサイズ別の数量が確定されば、あとは、土台の地盤や地形に応じ、担当する石垣職人の勘と経験で、勾配を予想し石積みを入れたのではないか。高さ一〇～一八尺程度の石垣ならば、職人の勘と、頭の中での算用で、大体は積み上げ可能なのではないか。現在活躍中の石工棟梁に、この点を、ある時質問したところ、「それで十分積みります」と答えていただいたので、少し自信を得た。つまり、「石

取・石垣図」秘伝だけで、経験を積んだ職人なら、石垣が積めるのである。その結果でできる勾配は、相当する石垣職人」として微妙に異なったのである。しかし、石垣勾配は、当初に計算した通りになるものではなく、石垣の高さと石材の性質などを勘案し、作業を行うなかで、結果として固まるものであろう。最初から予定通りの勾配を、正確に要求され構築するというのは近代的な設計思想が一般化してからのことである。江戸初期・前期の石垣技術においては、常識的な勾配の幅の中であれば、許容されたのである。したがって「石取・石垣図」秘伝だけで、十分通用したのである。⁽⁸⁾

(四)「新積地形准繩極秘伝抄繪圖」(104号)は、寛永秘伝の一つであるが、むろん、これも彦三郎の創作であり、文化年間の石垣勾配に関する認識を示すものである。だから、「石取・石垣図」秘伝として例示した石垣本高さは、高さ八二尺(約25.5m)の高石垣を揚げるのであり、角石四五本を五番組に分け積み上げるのが適正であるとし、五番組の石サイズ」と石数を例示する。その結果、積み上がった石垣の長さは九四尺五寸五分とするが、この九四尺五寸五分は、垂直高さ八二尺に対する斜辺の長さを意味している。つまり、基本勾配七寸三分(高さ1に対し、底辺が〇・七三の勾配)から、懶規合(ひきあわせ)一四尺三寸七分に合わせ段階的にソリを強くした石垣ラインに沿った斜辺長さであった。

このように、石垣の垂直高さに対し、適正な斜辺長さまで計算し秘伝としたのは、文化年間の彦三郎による石垣技術の認識によるものであり、宝永年間以前に、溝穴生の間に流通していた「石取・石垣図」秘伝では言及されていないことといえる。適正な基本勾配や懶規合をもとに、斜辺長さまで周到に計算し伝授する段階になつたのは、後藤彦三郎の登場以後である。そのことを明瞭に示してくれるのが、「石取並石図」という、後藤家に

伝來した唯一の秘伝断片(窓)であった。「石取並石図」のもつ素朴さの中に、江戸初期・前期の石垣職人の伝統の技術を窺うべきであろう。

これに対し「唯子一人伝」五冊本において、多数例示された「石取・石垣図」秘伝をみると、すべて「新積地形准繩極秘伝抄繪圖」(104号)や二つの宝永秘伝に書かれた「石取・石垣図」秘伝と概ね同じ調子で記されている。これらは、すべて彦三郎によつて認識された段階の石垣技術を示すもので、江戸初期の石垣技術ではない。

江戸初期・前期の穴生は、素朴な(六)「石取并石図」に書かれた内容を会得しており、それをもとに、それぞれ経験と勘で、石垣の高さや石材の性質に応じ、適切な斜辺長さを類推し石積み作業に入つたのである。したがつて、当時の素朴な「石取・石垣図」秘伝は、「石取並石図」の「とく、石のサイズ」と石数を記載するだけで、石垣の斜辺の長さや石垣勾配は、個々の石垣職人の裁量に任せていた。つまり、初期の原初的な「石取・石垣図」秘伝においても、石垣斜面の長さが重要な要素ではあつたが、それは、個々の石垣職人の裁量の下にあり、その伝授は永年の現場経験で得するか何かの機会に口伝されるしかない技術であった。

彦三郎は、永年の現場仕事の経験のなかで体得する、というタイプの穴生ではなかつた。永く親から子供へ、現場経験をもとに体で覚えるものとされていた石垣技術に、理屈を持ち込み、垂直高さに対し適正な勾配や斜辺長さを帰納的に割り出し、子孫のために記述するという、画期的な対応を行つた風変わりな穴生であつた。後藤彦三郎の石垣技術執筆の大きな意義は、そこにある。これと好対照なのが、宝永二年の「石取並石図」である。

宝永秘伝に書かれた石垣技術

後藤彦三郎が執筆した石垣技術の秘伝の内容は、多岐にわたる。北垣氏の『石垣普請』は、全般的な視点から、彦三郎の技術書を比較検討した著作である。「石垣秘伝之書」(熊本巻)や「石垣築様目録」(3など)、他藩の石垣秘伝書や、荻生徂徠などの兵学書に書かれた内容とも突き合わせ、それらも援用し、総合的に石垣構築の手順に即して、伝統の技の要点を丹念に紹介された。

こうした成果に学びつつ、今回、現代語訳した初期秘伝書の内容について、江戸後期の加賀藩の一石垣職人、後藤彦三郎が石垣構築技術を、どのようなものと理解していたのか、具体的に解説したい。

元和・寛永秘伝のうち巻子仕立ての三点(現代語訳(一)・(二)・(三))は、①石垣技術伝授の来歴、②技術内容の項目列記、③和歌による技術用語の解説や要説の提示、④陰陽五行説による石垣技術の位置付け、などを主題としており、石垣構築の技術そのものに立ち入った記述がないので、ここで解説では除外した。ただ、後藤彦三郎が再発見した、伝統の石垣技術は、神武天皇から加藤清正を経て後藤又兵衛に伝授されたと主張した背景は、独自に検討すべき課題である。非坂本系穴生が、その技術の淵源を熊本城主加藤清正に求めた理由として、一八世紀までの近世武家社会に、石垣作りの名人清正公伝承が、正保・慶安間に成立した「清正記」等の刊行により、ある程度広まっていたことが考えられ、石翁清正伝承の意義についての検討が課題となる。金沢大学附属図書館に「続撰清正記」の異本があり、森山恒雄氏がこれに検討を加えているが⁽¹⁾、こうした問題は、すべて今後の課題としたい。

また、後藤彦三郎は隨所で、④について独自の見解を示すので、こうし

た陰陽道や五行説は何に由来するのか別途検討すべき課題であるが、これも今回は割愛した。

(五)「先祖家芸之事」、(六)「石取並石圖」の意義については、前項でみたので、ここでは、もっぱら、

(四)「新積地形准繩権秘伝抄繪圖」(寛永秘伝、表3の104号)

(七)「新に石垣築綱張権意之事」(寛永秘伝、表3の93号)

(八)「規合矩方繪圖」(寛永秘伝、表3の119号)

(九)「辰巳御槽下御石垣矩方等取様調査之事」(寛永秘伝、表3の94号)

の四点に書かれた、⑤繩張りの手順と方法、⑥石垣勾配の決め方、⑦石取・石囲り秘伝、について言及したい。

(四)「新積地形准繩権秘伝抄繪圖」(一紙)は、表裏両面に繪図と文字で秘伝を記すが(図版4)、58頁参照)、表面では、高石垣の頂上から陽の繩を下ろし、根石に沿っては陰の繩を張った「繩張り解説図」を中央に配し、その前後に、繩張りの手順や方法の秘訣(5)が叙述される。裏面では、高さ八二尺石垣について、下三分一は矩方7寸3分の直線とし、上三分二の五五尺は、一区に分け規合を割り付けた「矩方規合繪圖」を中央に配し、⑥石垣勾配の取り方(規合矩方秘伝)を説明する。また「矩方規合繪圖」の左側では、八二尺石垣の石取りと石囲りの仕方を具体的に例示する(7)。ここで例示した八二尺石垣について、城内の特定の高石垣に関するものと指定していないが、石垣の形状や高さからみて、本丸辰巳槽下の高石垣を念頭にしたものと推定される。

(七)と(四)は、ともに「新たに石垣築く」「新たに積む」という表題をもち、高石垣を新規に積む状況を想定した技術内容が語られるので、相互に関連するものと考える。とくに(七)の冒頭の、陰・陽の繩張り、振り下げる繩の張り方から、根石矩や矩方を算定する説明は、(四)の表面に

描かれた「縄張り解説図」を参照すると、即座に理解できる。そこで（四）の下段の現代語訳の欄に（16頁参照）、あえて北坂氏の示した「解説図」を再掲し、この解説図に即して現代文にしてみた。

（七）では、このあと一つ書きで六カ条の補足説明がつく。さらに、高达三〇尺の檜台・門台石垣について根石矩・惣矩方・惣規合の決め方（六）を簡潔に解説し、その地形・縄張り（五）と「石取・石囲り」の要点（七）を述べる。その後は、石垣の高さ六〇尺・四〇尺・九〇尺・三〇尺の角石・角脇石・平石の拴長さと小面サイズを、その決め方や番組による過減の要点とともに具体的に述べる。まさしく石取・石囲り秘伝そのものであった。

（八）「規合矩方絵図」は、本高さが五間（三〇尺、約九点）で角の高さが三間と二間の檜台石垣について、矩方・規合の取り方を、二つの「矩方規合絵図」で図示したあと、現場の石切職人に示す指図では、石垣の高さと矩方（勾配）のみ指示すればよく、規合まで記す必要はない旨を指示する。

規合の加減は穴生の心得るべきもので、穴生の持つ図面に書くべきものとしている。この指摘は、きわめて重要であり、穴生と扶持人石切以下の役割の相違を、彦三郎は峻別しており、それは江戸時代の穴生の、石切職人に対する態度を示すものであろう。

この二つの「矩方規合絵図」のあととは、高さ五間・三間・二間の石取・石囲り（七）を具体的に記述するシンプルな秘伝であった。このように（四）（七）（八）いずれも、「石取・石囲り」秘伝（七）に相当の分量を費やしているのは、こうした情報を作業現場が、最も求めていたからであり、前項での指摘の裏付けとなる。

ただ、（八）の最後に、新たに積む石垣の角石の寸法について、「秘法を以て割り出し」たものであり、古石垣であっても、この秘法を厳格に適用し、灘りに石組みの番組をこわしてはならない、と伝授した点は注目され

る。「ここで（八）は、新規に石垣を積むことを想定した秘伝であること」を明かしており、それを石垣修理の場合でも要諦とするよう求めたのである。しかし、（八）の「石取・石囲り」の秘伝では、番組ごとの角石の控え長さを決める秘法は示されず、（七）の「石取・石囲り」の秘伝では「三丈を六つに割れば、一番角石控、五尺となる。・・・小面は三丈を一五にて割れば二尺となる也」というように、高さに一定の割る数を示して控え長さや小面の一辺長さを算出する根拠を明かしていた。（八）の「石取・石囲り」の秘伝は、（七）のそれを参照して初めて理解できるものであった。

彦三郎は、（七）を伝授する前提として、まず（八）を伝授し、（八）の要領を、現場仕事のなかで現場に即して会得できるようになって初めて、（七）を伝授したのではないか。具体的に役立つ情報を先に示し、それに馴致したのち、その根拠を明かす、というのは秘伝を効果的に伝授するときの常套手段であった。

（九）「辰巳櫛下御石垣矩方等取様縄張之事」は、表題や事書きなどからみて、辰巳櫛下石垣および本丸南面の大鍋櫛下石垣などを具体例とし、高石垣を修理するときの、陰・陽の繩・振り下げ繩・捨て繩などの要領を一九力条、一六力条、一五力条の項目に分け、同じ秘伝を繰り返し叙述するものであった。その中で「ふりさげ繩・絵図の通り下す事」などと述べるので、これらの箇条を説明する解説図が、この秘伝に添付されていなければならぬが、見当たらない。しかし、周知の秘伝図のうち、（九）の内容に合致する秘伝図として「新に石垣築様縄張規合矩方秘法絵圖」（三枚）が存在する（表1の126号）。しかし、この秘伝図は彦三郎の印章からみて文政年間の秘伝であり、（九）の段階より進んだ認識を記す可能性もある。両者の関連は深いが、その照合は、今後の検討課題としておきたい。また（四）と（七）（九）の縄張り技術に関する記述も重複するところが多くあったが、

詳細な比較検討も次回に譲りたい。

したがつて、以下では（四）「新積地形准備秘伝抄絵図」と（七）「新に石垣築綱要極意之事」の二つに較り、そこで論じた（六）石垣勾配の秘伝について主に解説し、（五）繩張りの秘伝については、基本的な用語解説のみに止めたい。

(1) 石垣勾配の「規合・矩方秘伝」について

彦三郎が、最終的に到達した石垣勾配に関する秘伝の内容は、以下の五点に要約できるが、そこには、(四)「新積地形准備機秘伝抄繪図」などの初期秘伝で、十分認識されていなかつた点も含んでいた。(四)では、石垣斜辺一〇〇尺、高さ八二尺の石垣を例に矩方や規合について秘伝を披露するが、それを最初から模式的に説明すると計算式などが煩雜となるので、まずは私のほうで作成した、高さ九〇尺の石垣で、後藤流の石垣勾配理論の最終モデル（解説図1 参照）を便宜的に説明したのち、上記の五つの要点が、彦三郎の示した（四）の高さ八一尺石垣、（七）で説明した高さ五間石垣あるいは（八）に掲げた高さ五間（三〇尺）・三間（一八尺）・二間（一二尺）石垣の「規合矩方繪図」に例示されていることを、理解されるのがよいと考えている。

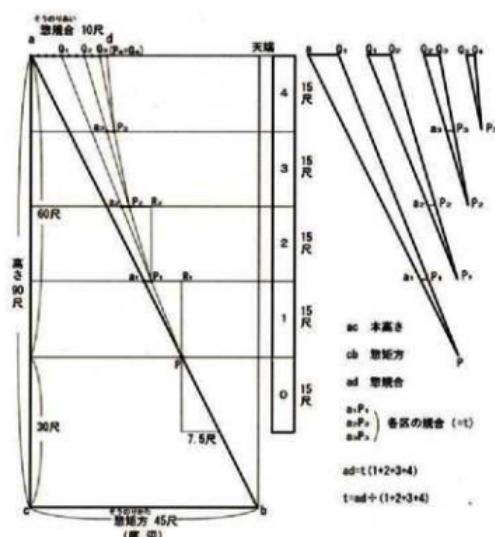
(1) (高さ三分一から急勾配) 三三郎によれば、金沢城石垣の勾配は、根石(根本)から石垣高さの三分一までは直線勾配(根石矩)を用いるが、三分一から上は、段階をおつて勾配を急にし、天端付近では起き上がるような急勾配とするのが特徴である。勾配を急にすることを「ソリ」を付けるといい、「ソリ」の程度は「ノリ=矩」の変化で示されるから、これをノリ・ソリの秘伝ともいう。

表4 60尺石垣における均等な各区規合事例
(後藤文庫124号より)

単位は尺		
区分段階	各区規合	天端での規合
十三	0.06	$\times 1 = 0.06$
十二	0.06	$\times 2 = 0.12$
十一	0.06	$\times 3 = 0.18$
十	0.06	$\times 4 = 0.24$
九	0.06	$\times 5 = 0.30$
八	0.06	$\times 6 = 0.36$
七	0.06	$\times 7 = 0.42$
六	0.06	$\times 8 = 0.48$
五	0.06	$\times 9 = 0.54$
四	0.06	$\times 10 = 0.60$
三	0.06	$\times 11 = 0.66$
二	0.06	$\times 12 = 0.72$
一	0.06	$\times 13 = 0.78$
合計		總規合 5尺4寸6分

・各区規合 (t) が 0.06 の場合の物規合の集計の仕方を示す。

〔解説図1〕高さ90尺石垣モデルでの標高・矩方



勾配は、石垣底辺の長さで表現できるので、彦三郎は、高さ1尺に対する底辺長さをもって勾配を示した。これを「矩」(のり)もしくは「尺当り矩」と呼ぶ。たとえば、「二寸矩」ならば、高さ1尺に対し底辺が0.5尺の勾配をいう。この勾配は $\tan x = 5$ ($1/0.2$) であるから角度は約七九度となる。解説図1では、高さ九〇尺の石垣で「五寸矩」の基本勾配を例示した。

高さ一尺に対し底辺が0.5尺の勾配なので ($\tan x = 2$ だから角度は約六四度)、石垣高さに対する底辺は、高さに0.5を掛けねば求められる。つまり、石垣高さ(図の線分 a_c)に「矩」(尺当り矩)を掛けると、底辺長さ(図の線分 b_c)が算出されるが、この底辺長さを「物矩方」あるいは「物はた張」という。物矩方は石垣高さに応じた勾配が決まれば自から決まるが、石垣高さに対する「物矩方」・「尺当り矩」の決め方を、彦三郎は秘法「七九」などと定義化して伝授する。解説図では、石垣高さに「五寸矩」を掛けた物矩方四五尺を示す (90尺 × 0.5 = 45尺)。

なお彦三郎は、(四)で高さ八二尺、矩方七寸三分の石垣を例示するが、この場合、底辺(物矩方)は五九尺八六となる。適正な矩方は、高さに秘法「七九」すなわち、0.925 (または0.938) を掛けると算出されるというが、文化元年の彦三郎の認識であったが、この秘法を使えば、高さ八二尺石垣の矩方は六寸五分か六寸六分となり、七寸三分と異なる。しかし、秘法「七九」は、その後使わなくなるので、寛永秘伝や(四)を執筆した段階では、秘法「七九」を捨て去っていた可能性がある。なお(四)と宝永秘伝(七)(九)だけが言及する「秘法七六」については、秘法「七九」と全く異質のものなので、あとで解説する。

(三) (規合・矩方の秘伝) 彦三郎は、石垣勾配を示す「矩」(尺当り矩)のことを「矩方」といい、石垣高さに対する底辺を「物矩方」「物はたぱり」と呼称した。これに対し、勾配を変化させる割合を示す概念として「規合」

という用語を使用し矩方と対置させた。それゆえ「規合」・「矩方」によつて、石垣上部三分二から勾配を変化させ、立ち上がるような独特的のカーブ(俗に「扇の勾配」ともいう)を付けることができる」と発見し、これを石垣勾配の秘伝の核心部と考え、意を尽くして説明した。これを「規合・矩方」秘伝と呼ぶこともある。

そこで、「矩」(矩方)に対する「規合」という用語を解説しておきたい。石垣高さの三分一までと三分一以上では勾配の取り方を変化させるというのが、彦三郎の勾配に関する基本認識であったが、下三分の一の勾配は、解説図1でいうと線分 a_b の斜線で示され、例示では五寸矩であり、この基本勾配を「根石矩」ともいう。ところが、三分一以上では、勾配を変化させる段階をいくつか等間隔に設け、各区分ごとに一定の割合で、根石矩(基本勾配)より急な勾配にし、石垣天端の点dに達するが、P_dを結ぶ曲線が現存する石垣ラインである。

勾配を急にするには、底辺を短くすればよいが、短くした長さを「規合」という。基本勾配の矩を短くすることで、勾配が急になるが、各区分ごとに段階をおつて基本勾配の矩を短くする通減方法によって、その石垣独特の弧、すなわち石垣勾配が生まれる。石垣の三分一以上において、勾配を変化させることを「規合を付ける」といい、「かやり」(反り返るの意)起き上がる」ともいう。

解説図1では説明を簡潔にするため、天端から六〇尺の石垣について、一段階などと細分)。解説図1では、各区分ごとの規合は線分 $a_1 P_1$ 、 $a_2 P_2$ 、 $a_3 P_3$ と示され、すべて一尺に統一した。第一区分の線分 $a_1 R_1$ は、その下段(解説図0段目)の基本勾配と同じ五寸矩で、矩方0.5尺である。

が、ここから、規合 $a_1 P_1$ (一尺) の分だけ短くすると、矩方 $P_1 R_1$ は 6.5 尺となり勾配が急になる。同じように第二区分では、第一区分の矩方 6.5 尺 ($a_2 R_2$) から規合 ($a_2 P_2 = 1$ 尺) を差し引き、さらに急な矩方 ($P_2 R_2 = 5.5$ 尺) を得る。同じように、第三区分では、第三区分の矩方 ($P_3 R_3 = a_3 R_3$) から、規合 $a_3 P_3$ を差し引いた線分 $P_3 R_3$ が矩方となる。

最後は、天端における線分 $Q^4 R^4$ が第四区分の矩方となる。

このように各区分ごとに示された矩方の線分 $P_1 R_1, P_2 R_2, P_3 R_3, Q^4 R^4$ は漸次、遞減弧状の曲線が出来るのである。

(iv) (規合割付の秘伝) 各区規合と總規合の関係を示す公式。規合とは、勾配を急にする度合いを示すものであり、各区割合との矩方の遞減量である。こんどは、各区割合との規合の単なる合計ではない、「總規合」について説明し、各区規合と總規合との関係に関する秘伝(關係式)を紹介したい。總規合とは、簡単にいえば、各区割合との規合を石垣天端で集計した数字である。各区割合との規合線分 $a_1 P_1, a_2 P_2, a_3 P_3, Q^4 R^4$ を、例示では、すべて 1 尺 (t) と仮定しているので、合計は 4 尺 (4 t) となるが、總規合は 4 尺ではなく、天端の線分 ad ($= aP$) であり 10 尺となる。解説図の $P_1 P_2$ の延長線と天端ラインとの交点を $Q_1, P_1 P_2$ の延長線との交点を $Q^2, P_2 P_3$ の延長線との交点を Q^3 とすれば、總規合 $ad = aQ_1 + Q_1 Q_2 + Q_2 Q_3 + Q_3 Q^4$ となる。

線分 $a_1 Q_1$ と各区割合 $a_1 P_1$ との関係は、例示した三角形 aPQ_1 を取り出して見れば了解できる。三角形 aPQ_1 と三角形 $a_1 P_1 Q_1$ は相似であり、線分 $a_1 Q_1$ と各区割合 $a_1 P_1$ の長さ比は相似比(高さ比 4 対 1) であるから、各区の規合を t とすれば $4t$ となる。同様に第二区分の線分 $Q_1 Q_2$ は、各区割合 $a_2 P_2 = t$ の三倍となるので $3t$ 、三区目では $2t$ 、四区目では $1t$ となる。これを一般化して表すと總規合 $= (1+2+3+4) \times t$ となる。

しかし、各区割合 t を同一値と仮定した、この規合割付公式は、前稿で解説したように文政年間の「唯子一人伝」一冊本で初めて記述されたものであり、文化年間の五冊本では、ここまで画一的な関係式(秘伝)を認識していない(木越二〇〇七)。今回、現代語訳した(四)でも、表 5(や現代語訳に掲げた表)のことく、各区割合 (t) は一定数ではなく、一区から三区までは一寸七五、四区は二寸、五区は二寸二五、六区・七区は二寸五〇、八区は三寸、九・十区は三寸二五というように、均等になつてない。文政年間に到達した規合割付の理念型によつて、基準規合を求めれば(区分数 n が 1 のので、その総和六六で總規合一四尺(二寸五分)を割ると)、二寸二分となるが、一寸七五から三寸七五の幅でバラついていた。これが、寛永秘伝を創作した、文化年間における彦三郎の認識であり、金沢城の辰巳櫓台など現存の高石垣を測定や観察を行つて得た理解であった。したがつて、表 5 に掲げた規合や矩方の数値は、辰巳櫓の角石付近で計測した結果を示す可能性があると、私は考へている。

(v) (總矩方の約 4 分 1 を總規合とすべし) 「秘法二五」(總規合)と底辺

である「總矩方」の関係について、彦三郎は、總規合は總矩方の四分一もしくは 0.25 倍が適當であると考察し、「これを「秘法二五」「秘法二四」と呼んでいる。「起きあがる」矩ともいう規合の合計は、總矩方(底辺)の 4 分 1 までに止めるのがよいということであり、石垣勾配の安全規準の目安として、こういう数値を見出したのである。しかし、「秘法二五」「秘法二四」

四の根拠は示していない。

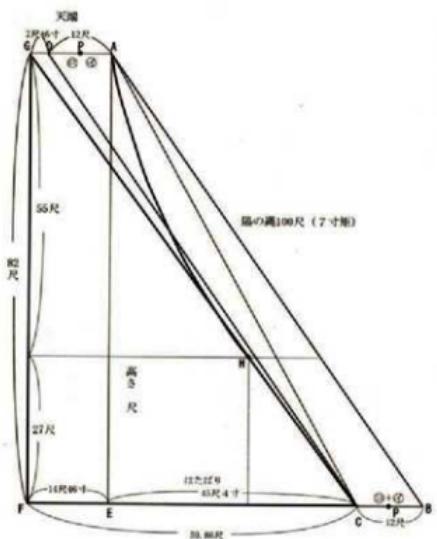
但し解説図1の例示では、懸矩方の4分1となつてない。本来なら、懸矩方の4分1にあたる11.25が懸規合であり、したがつてtは1.125と設定すべきあつたが、説明を平易にするため、tを1と簡潔に例示した結果生じた齟齬である。tを1.125とし、懸規合を11.25と設定するのが後藤流の正しい規合矩方理論である。

彦三郎が文政年間に最終的に到達した石垣勾配の秘伝の要点は、このように(高さ三分)から急勾配、(適正な矩方を決める秘伝)、(規格・矩方秘伝)、(規格割付秘伝)、(「秘法二五」、という五つに細分できるが、文化元年七月の「門台石垣規合等秘伝書」や「石垣本高さを以矩方等秘法之事」をみると、上記の(i)以外、すでに会得されていたことがわかる。

このほか「はたばり」についても、文化元年には熟知していたことを示す記述がみえる。つまり、石垣が現存する場合、その底辺を正確に測るの

は、測点が地表にないため技術的に難しい。そこで実測の利便性から「はたばり（端張り）」から懸規合を算出する方法を紹介している。「はたばり」とは、石垣底辺 c-d から懸規合 a-d を差し引いた長さで、現存石垣の天端から「はたばり」の長さ分の水平線を延ばし、そこから垂線（振り下げ縄）を点 b（根石）に向かって下ろし、点 b に一致する天端の水平長さを測定すれば、「はたばり」は簡単に実測できる。石垣が現存していれば、「はたばり」から懸規合を算定するほうが簡単なのである。懸矩方の四分一が懸規合という原則からすると、「はたばり」は懸矩方の四分三となり、これを 3 割減れば懸規合が簡単に算定される。

こういう簡単な原理で想規合が算出できることにも気付き、彦三郎は、これも秘法として記述している。こうした記述から、彦三郎の述べる秘伝

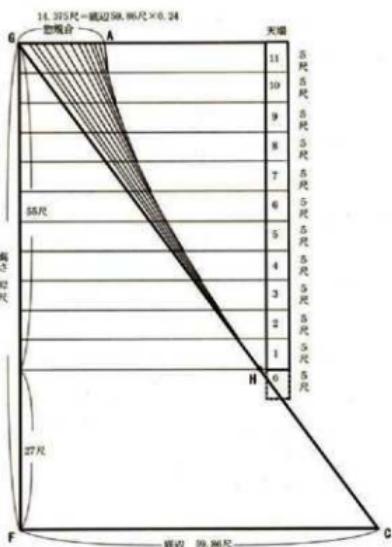


〔解説図2〕高さ82尺石垣の根石矩と脚規合を求める

は、新たに石垣を構築する理論というより、現存する石垣を解析して理解したという印象をうける。しかし、(三) (四) の表題は、「新たに積む地形、准備の極秘伝」というたう。だが実は、新規に建設する石垣の構築技術についてではないのではないか、そういう疑問を現在抱いている。今後さらに検討すべき課題であろう。

表5 82尺石垣の規合割付け表

石垣高さ	区分	(尺当り) 矩方	(尺当り) 各区割合	五尺矩方	五尺規合	總規合
(27尺)	根石矩	0.73				
(5尺)	一区	0.695	0.035	3.475	0.175 × 11	1.925
(5尺)	二区	0.66	0.035	3.3	0.175 × 10	1.75
(5尺)	三区	0.625	0.035	3.125	0.175 × 9	1.575
(5尺)	四区	0.585 (0.590)	0.04	2.925	0.2 × 8	1.6
(5尺)	五区	0.54 (0.545)	0.045	2.7	0.225 × 7	1.575
(5尺)	六区	0.49 (0.495)	0.05	2.45	0.25 × 6	1.5
(5尺)	七区	0.44	0.05	2.2	0.25 × 5	1.25
(5尺)	八区	0.38 (0.39)	0.06	1.9	0.3 × 4	1.2
(5尺)	九区	0.315 (0.32)	0.065	1.575	0.325 × 3	0.975
(5尺)	十区	0.25	0.065	1.25	0.325 × 2	0.65
(5尺)	十一区	0.175 (0.185)	0.075	0.875	0.375 × 1	0.375
(82尺)		5尺155	0.555	25.775	2.775	14.375



[解説図3] 高さ82尺石垣の規合割付による石垣曲線

(2) 「秘法七六」について

(四)「新積地形准繩極秘伝繪図」の裏面の冒頭部分などに書かれた「秘法七六」に関する説明を図示すれば、解説図2となる。ここで、彦三郎が伝授しようとしたのは、山上の（石垣天端A点）から石垣の根本に下ろした陽の縄（石垣の斜辺を計測する基準線AB）一〇〇尺の勾配が七寸であることからスタートし、その数値から、石垣高さ（八二尺）= 線分AE = 線分GFや、現存する高石垣の根石矩（線分CHの角度）や「はたばり」（線分CE）・總規合（線分AG）が算定できることを説明したかったのである。但し、そのため、一つカラクリを施していた。

彦三郎はじつは、高石垣の根石矩七寸三分を実測によって前もって把握した上で、「秘法七六」というマジカルな数字を持ち出し、これを使って根石矩を導いた。そのため、実測値が把握されていたことは隠され、陽の縄の勾配（七寸）から、石垣高さを割り出し、そのあと線分BE（總はたばり）の五七尺四寸という数値を得、そこから隅角の根石から点Bまでの長さ一二尺を差し引き（はたばり）四五尺四寸を求め、ここから現存する石垣下部の三分一の根石矩（七寸三分）、そして總規合が算出できるという迂遠な算用を、秘法めかして述べた。こうしたカラクリのため、ここでの記述が、とてもわかりにくくなつた（62頁の「秘法七六」の解説図 参照）。

また、現存石垣の根石矩七寸三分とともに、「はたばり」の長さも実測可能であり、これら2つの数値を知った上で、根石矩七寸三分や總規合の数値を算出できることを、彦三郎は演出したのである。

この秘伝の「法式」の結論として、根石矩の七寸三分だけ記し、總規合の数字は略すが（18頁）、他の部分で、總規合は一四尺三寸七分、總矩方は五九尺八寸六分と記す（19頁）。また計算値でいくと、解説図2に示したよ

うに懸規合は一四尺四寸六分、總矩方は五九尺八寸六分となる。(二)

この秘伝で最も重要なのは「秘法七六」にて割るという部分である。つまり、「はたぱり」四五尺四寸を「秘法七六」で割り、さらに高さ八一尺でも割ると石垣の根石矩(石垣の下部三分の一の基本勾配)七寸三分が求められる、という点であった(18頁)。數式で示せば、

$$45.4 + 82 \div 0.76 = 0.728(0.73)$$

となるが、數式 $(45.4 + 82 = 0.554)$ の意味する所は、解説図2の斜辺ACの矩方四五尺四寸(はたぱり)を右垣高さ(八一尺)で割つて算出される、 $\triangle ACE$ の斜辺角度(尺当たり矩五寸五分四厘)であるが、それは實際の石垣の扇の勾配(実線弧AC)とは異なり、單に直線ACの角度を示すにすぎない。そこで石垣下部三分一(線分CHG)の緩い石垣勾配を割り出し、この根石矩をもとに、急勾配となつた三分二の部分でどれだけ石垣天端(底辺長さ)が前方にせり出したか、つまり懸規合の數値を推算しようというわけである。そのため石垣下部三分一の勾配をなわち根石矩が極めて重要な數値とされ、これがわかれれば点Gの位置が決まり、底辺CFの長さもわかり、引き続き線分EFの長さ、そしてGDの長さまで算出されるのである。

しかし、じつは $(45.4 + 82 = 0.554)$ で示された勾配より緩い七寸三分(0.73)という根石矩は、「秘法七六」を持ち出さなくとも、前述の通り実測可能な數値であり、直線ACの尺当たり矩 $(45.4 + 82 = 0.554)$ を、0.76 $(= 0.554 + 0.73)$ で割るという作為を行つたにすぎない。この割る数0.76を「秘法七六」と称しているが、これは、直線ACの勾配(0.554)を根石矩(直線CHの勾配、実測値0.73)で割った係数にすぎない。つまり、根石矩の実測値七寸三分がなければ、「秘法七六」は出てこない數値であった。根石矩の實際値を知りながら、そこに「秘法七六」なる數値を持ち出し、

あえて陽の縄の勾配から、迂遠な手順を経て根石矩にたどりついたのは、あくまで、新たに積み上げる石垣の秘伝として語るためにカラクリであつた。

しかし、この「秘法七六」は、他の秘伝書や技術書にない。(四)(七)三郎自身、高さ六〇尺以上の石垣を新たに積み上げた経験はないので、「新積地形準規極秘伝抄絵図」という表題に惑わされず、この秘伝を読めば、現存する高石垣を前に、「陽の縄」の長さや勾配、「はたぱり」といった実測可能な數値から、どうしたら根石矩や懸規合が算出できるのかを明快に解説した、じつに合理的な技術書であると了解できる。

このような記述のあと、懸規合の算出の説明にうつるが、原文には高さ八一尺に秘法0.24を掛けることしか述べていないが、根石矩七寸三分(0.73)も掛けないと懸規合は出ない。現代語訳では、秘法二四を掛けるだけでなく、高さに根石矩七寸三分を掛けることも補つてある。しかし(七)では脱漏なく、そのように記述する。

「秘法七六」が出てくる根拠は、「はたぱり」四五尺四寸であったが、それは七寸勾配の陽の縄の懸規合五七尺四寸から、根石Cから陽の縄の下端Bまでの距離一二尺(解説図2の④+⑤)を差し引いて算出されるものであった。この「はたぱり」を測定する手順は、秘伝の本文では、山の縁から天角物木までの長さ(五尺三寸)と、陰の縄(その直交点P)から角石(根石C)までの長さ(六尺七寸)の合計を、「懸はたぱり」から差し引いて求めている。解説図2で説明すれば、図の④が山の縁から天角物木までの長さで、図の⑤が陰の縄から角石までの長さであった。陽の縄ABの底辺BEから、線分BC(④+⑤)を差し引いたに過ぎないが、④と⑤の境界点Pは、根石に沿つて張られた陰の縄の直交点であり、縄張り作業は地表

から一、三尺上でなされるので、こうした遊びの長さ①・②が生じるのである。その作業上の遊びの長さを、たとえば、石垣天端に置かれた「天角物木」から点Aまでの距離(①)と表現した。したがって、この「天角物木」の位置は、点Aより①の長さ(五尺三寸)だけ退かせて設置したことが、逆に類推することもできるのである。いずれにしても①と②は合わせて一二尺であり、繩張り作業者が任意に設定したものだから、実測値として把握できるものであった。

また、ECの長さは天端から水平に計測板を差し出し、垂直に鍵をたらしC点に降ろせば計測できた。この長さECが「はたぱり」であり、これに①・②(線分BC)を加えれば五七尺四寸であり、これを「惣はたぱり」と呼んでいる。

これに対し、点Gの位置つまり長さAGは計測不能の数値であり、これを知るため、線分CHGの勾配をCH間ににおいて測定し、図上でGを割り出し、CGの根石矩(七寸三分)から底辺CFを算出し、すでに把握していた「はたぱり」四五尺四寸(線分CE)を差し引けば、惣規合一四尺四寸六分が算定できる。一四尺四寸六分から①・②の合計一二尺を差し引いた二尺四寸六分(DG)は、惣規合を計算して求めたなかで出てきた端数であり、根石矩から起き上がる勾配へと勾配を変更させたことで出てきた調整数であり、この数字が大きければ大きいほど、勾配変化が大きいといえるのである。

なお、石垣高さの出し方は、「延び」という方法を用いるが、これは天端にある点Aから陽の繩を点Bに向かって降ろし、その角度が七寸矩で、ABが一〇〇尺であることから、△ABEにおいて三平方の定理を使って、高さ八二尺を算出したにすぎない。つまり、高さを1、底辺は尺当たり矩で0.1とし、そこから三平方の定理で斜辺を算出し、1以上の端数を「延

び」と呼んだので、「延び」に1を加えて斜辺比と理解するのである。こうした説明も、じつに迂遠であるが、実測する手順を、新規に積み上げる石垣の技術として語り直したことによつている。

(四)の「秘法七六」の解説に多くのを費やしたが、(七)(九)でも、上述と同じ「秘法七六」を別の語り口で繰り返し述べるに過ぎない。但し、根石矩と惣規合が算定されたあとの各区規合については「割付様口伝」とあり、解説図2や表5に示したような規合割付例は示されない。また高さ五間(三〇尺)石垣の根石矩三寸の事例をあげた部分では、矩方九尺に「秘法二四」をかけ、惣規合二尺一寸六分を算出するが、その割り付け方は、やはり「割付様口伝」とするだけで、具体的例示はなかった。

(3) 初期秘伝書にみる「繩張り」用語

彦三郎が記述した石垣技術の内容は、城地選定後の地形・横切・水繩張りと水見・陰・陽の繩張り、石取・石固り、石垣勾配の規合・矩方、鍛始祭式と禁忌、このほか、石積みの分類、意匠の類型、礫石の配置、栗石詰めなど、その内容は多岐にわたる。

このうち繩張りの方法について、北垣氏の『石垣普請』(一九八七)が詳細に説明しており、今回の現代語訳でも同書に多くを負っている。しかし、理解不十分なまま訳した所もあり、今後も一層の検討が必要と考えている。したがって、系統的な解説は後に譲り、(九)「辰巳御櫓下御石垣矩方等取様繩張り之事」や(四)「新積地形准繩張秘伝抄繪圖」に頻出する「繩張り」用語の解説に徹することにした。なお、この用語解説にあたり、北垣氏の助言および北垣氏著書に携つたことを明記し、謝意にかえたい。また、本

①「陽の縄」（『尾張法76』の解説図）の幕分A.C. 62頁

石垣隅角部の基本勾配を計測するには、隅角部の石垣の天端から根石前方に置かれた杭に向かって、斜めに縦の縄を張る必要があり、この基準縄のことを「陽の縄」という。陽の縄から、根石矩や懸規合などを算定することは可能であり、この具体的手順は（四）（七）（九）の現代語訳に詳しい。陽の縄の長さと勾配から、まず石垣高さが計算でき、そこから「懸はたばり」すなわち石垣の懸矩方が測定され、そこから「はたばり」や根石矩が算定または実測できる。また、石垣の矩方や「はたばり」が判明すれば、懸規合がわかり、規合割付も可能となる。このように、高石垣の陽の縄から、変則的なカーブを描く石垣勾配を再現するために必要な基本数値が、測定や算定によって把握できる。なお陽の縄の丈（または一間）ごとに紙で印を付け、この印をもつて天端からの長さを測る目印の区分も行っている。

②「陰の縄」（16頁の解説図参照）

石垣の基礎となる根石の外側に沿って、地面の上に水平に張られた水綱のこと。石垣斜面前方に張られた、縦の陽の縄とともに、石垣築造にあたって不可欠の基本縄。根石を据える土台を整え、根切りしたあと、根石列の水平位置を決める基準的な役割を果たした。石垣の隅角部に張るときは、根石列に沿って左右二方向に設けた。史料文では「水綱」と呼ばれることもあった。石垣の水平位置の基準線でもあった。地形・根切りした地面上に、「一番角石」を配置するが、この場合の角石は、直交する左右の陰の縄より内側に、例えば五・六尺ばかりも離して据え置く。そのあと、（水平を測る）大曲尺・水見を使って地面の凹凸を吟味し、陰の縄辺の直角を測る。縄は地表より一尺ばかり高く張る。水見のさい便利だからである。そのあと水平ラインを角石へ移す。つまり、陰の縄と

は、地形の凹凸や石垣の石列を正すための基準となる水平を測る縄である。水平のことを一般に「陸」（六・正）とか「水」といい、「陸をみる」「陸水をとる」という表現もみられる。

③「捨て縄」（16頁の解説図参照）

陽の縄の正確さを「かせい」（加勢）（手助け）する縄で、のちに不用となる縄である。陽の縄と捨て縄は、傾斜角も長さも同じである。陽の縄の重要性により、斜めの縄が正しく入っているか確認するため使った縄である。なかでも隅角部では、石垣稜線を通すため、陽の縄が狂わないよう念を入れた。もともと、振り下げ縄がよく吟味されれば、その必要はない。

④「振り下げ縄」（16・62頁の解説図参照）

檐台の天端の先端より前方へ出した板木の先から、水綱により垂直に下ろした縄のこと。振り下げ縄は陽の縄にたるみが生じないよう「正直」（真っ直ぐ）に整える縄であるから、まず天端面における陰の縄辺を、あらかじめ大曲尺でよく吟味し、直角を確かめ、さらに水見により水平を測る。その後、振り下げ縄の先に「下げふり」という鍵を結び付け、それを石垣の中腹まで垂直に下ろし、陽の縄と交わるようにする。なお天端から地表面に真っ直ぐ下ろす縄は「立水綱」という。立水綱は山高さ（本高さ）を測るとともに、加えて勾配・延びを知る縄であった。これも振り下げ縄の一種と考えてよい。

⑤「水綱」（16頁の解説図参照）

「水糸」または単に「縄」ともいう。水平を測るための縄。後藤家文書では、陰の縄についてこの用語を主に用いている。地表から一尺か一尺二・三寸の高さに張るが、足下の低いところでは「高縄」にするといい、これより高く張ったようである。足下の高いところでは逆に「低縄」を

少なくとも、低くすることもあった。

⑥「水見」（16頁の解説図参照）

「水見箱」ともい、長方形をした木箱の中に入れた水の高さから、その水平を水縄へ移し、地形の凹凸を直す水準道具。

⑦「大曲尺」（16頁の解説図参照）

曲尺を大型化したL字型の計測用具。「大矩」ともい。L字型が作る直角三角形の各辺は三・四・五の比とする。かつて建築用具として使われた大曲尺のなかに、厚さ一五〜二四センチ、幅九・五〜一・五センチ、長さ三・六メートル（二間）のものがあるとい、そのおよその大きさが推量できる。材質は、杉・檜・さわらが使われ、水縄と水縄との交点、つまり陰の縄辺の直角や、石垣列の凹凸を測るほか、高さを求める場合などに使用された。水見が行えない所では大曲尺を使い、いち早く水縄の水平を測ることができた。その場合、水糸を伸ばし、その先端を持って立水縄をつくり、大曲尺の長辺をそれにあて、短辺の水平をもつて水縄が決まるのだとい。

⑧「矩方定規」
（16頁の解説図参照）

長さ二間、幅五寸、厚さ一寸の大定規のこと。使用例をあげると、崩壊した石垣を修理するとき、まず崩壊箇所の両側に、この定規を一本ずつ立てる。次に、崩壊部分の下方の地表に沿って、左右の定規から水平糸（横糸）を張る。これを「正縄」という。この場合、石垣と正縄との隙は三寸ばかり出ると後藤彦三郎は指摘する。また、定規は石垣の高さに応じて、いくつか組いで使用することもあった。定規は少しも動かぬよう、その下部は土中におよそ五・六寸も埋め、上部では、石垣の天端に立てた控え木に釘打ちして固定し、ふりさげ糸（縄）を使って矩を測つたとい（129）。

六 結び —石垣技術に託したもの—

最後に、彦三郎が秘伝書という形式で、石垣技術を執筆した動機は何か、また、伝統の石垣技術を記述したことの意義はどこにあるのか、所見を述べ拙い解説を締め括りたい。

後藤彦三郎の執筆した石垣技術書は、彼の晩年に書かれたものだが、彼が石垣普請の御用に本格的に従事したのは、四四歳を過ぎた頃であり、青年時代から現場で会得した技術というより、見聞して得た知見が大半を占めているようみえる。その意味で、扶持人石切出身の穴生とは異なり、石垣技術をかなり観念的に再構成したようみえる。

彦三郎が石垣技術を述べるにあたり、根拠にしたものは、大きくみて四つある。一つは、彼が職務上、保守管理を命ぜられていた城内石垣の観察結果である。もう一つは、穴生方（普請会所の一機関）に保管されていた様々な金沢城城や石垣管理に関する書類や図面等である。しかし、宝曆大火によつて、普請会所に保管されていた宝曆以前の書類の大半が失われたため、宝曆大火以前の資料は、さほど多くなかった。それは、藩の穴生たちの技術的衰退に拍車をかける要因の一つと認識していた節があり、石垣技術書執筆の大きな動因となつてゐる。

したがつて、役所に架蔵された絵図や文書だけに頼らず、出来るだけ城内石垣の観察によつて、忘れられた石垣構築技術を頗る推した。こうした現場での石垣観察において洞察力があつたから、石垣高さの三分一までは直線的な根石の勾配、三分一より上部の石垣はソリの付いた「起き上がる」カーブを付けるという「法式」を発見できたのである。また、城内石垣を約一〇種類に分類し、それぞれ築造履歴にもとづき出来栄えを批評した点も、彼の観察眼のただならぬことを示す。

三つめは、石垣普請の現場で見聞した情報である。金沢城内の石垣普請の作業現場では、穴生の下に置かれた専門職人の扶持人「石切」と「十人石切」、あるいは雇用された町工らが現場作業を担当していたが、その業務を指揮するなかで、彦三郎は作業手順や働きぶりを漏らさず実見し、学ぶべき点をしっかりと掌握していた。四つめは、後藤家に伝來した口伝や秘伝の記録類からの知見である。「石取並石図」が、その好例であるが、今はわずか一例に止まる。

一八世紀になって、石垣普請の仕事自体が大幅に減少し、穴生の数も減少するという衰退傾向を背景に、穴生の家に伝来されるべき技能が途絶しかけていた。それは、たとえば「石垣積み方丈夫・不丈夫の事」の中で、彦三郎が、穴生は石切の仕事をぬかりなく監督せよ、目を離していると石切任せの「素人石垣」に陥ると忠告、「御普請も中絶致し候えば、穴生は必ず不功者にあいなり候は、眼前なり。さるによつて調べ置き候書を得て、御普請の時、驚き申さず、夫々指図するを、家柄と言ひ、平生の心得次第なり」「因の」とく角石・角脇・平積ども、堅筋の曲り申すは、素人石垣と名付け、これは穴生の不詮索、不知ゆえなり。御城中に所々これあり候。細工人（石工）にまかせ置き候ゆえに候。石垣の事は大体、人は知らざるゆえ、ケ様の積み様にても、まず相済み候えども、肝煎なき村方のことくにて、さてさて不興に候」（「」と苦言を呈した所からも窺える。

石垣普請の仕事量が減れば、経験不足による技術衰退がおき、穴生の責任感欠如と怠慢が重なれば、下役の石切任せとなり、伝統に背く壞れやすい石垣が出来るというのが、彦三郎の危機感であり、こうした状態が続くと、伝統的な石垣技術が廃れ、「法式」が失われるのである。これを深く憂慮した言葉が、彦三郎の著作に満ち溢れ、それが技術書執筆に向かわせた底流にあつた。

本来口伝されていた情報を、あえてあれだけ丹念に記述した熱意に注目すると、「秘伝」執筆のもう一つの動機が浮かび上がる。彦三郎は、「口伝」による技術伝授に限界があることを察知し、意識的に文字媒体や画像媒体で技術を承継する必要を感じたのであろう。口伝は不正確で不安定であると考え、技術を客観的な対象として洞察し、記述媒体に切り替えたのである。技術の承継を口伝（主観的な言葉）から記述した秘伝書に転換させた意義はすこぶる大きい。言葉でしか伝えられないものと信じていた穴生の世界の「常識」を覆したからである。

その結果、江戸の石垣技術が現在に伝わるという幸運を享受できたのである。ただし、秘伝伝授という形式をとったことは、彦三郎の限界というわけではなく、当時の技術伝授の形式として一般的であり、西洋流砲術であろうが、洋式の測量術や天文学でも似たような伝授形式が見られる。

彦三郎の秘伝書や著作を瞥見した限り、有沢永貞・山鹿素行などの兵学者からの影響は小さい。むしろ、同じ時代に西洋流の天文知識や高度な和算や測量術に通曉した遠藤高環・石黒信由らの碩学が活躍、文化・文政年間に、「金沢一九枚絵図」や郡国など精度を数倍向上させた測量地図を作成しており、その活躍ぶりに刺激された可能性があり、その影響力に、むしろ注目すべきではないか（註）。一二代藩主斉広の時代は、蘭学や経世学が興隆し、実学者（遠藤高景・石黒信由）たちが活躍し藩主から評価された時代であったが、文化・文政期の合理的思考に關心を高め、学問熱の高まつてていたという時代背景が、彦三郎を突き動かしたのであろう。

金沢城石垣の伝統技術が、彦三郎の学識と倫理性を媒介に、文化・文政年間に再興されたことは意義深い。とくに途絶えかけていた伝統的な城郭石垣の構築技術を再生するにあたり、彦三郎が払つた努力や態度の中に学ぶべき所が多くあるよう思う。

彦三郎の執筆した石垣技術書のうち、初期秘伝書に於ては、「石取・石囲り」秘伝、石垣勾配の秘伝などについて主に解説してみたが、彼が再興した伝統の技すべてに言及できたわけではない。今後に課題を多く残しているので、あくまでも中間的なまとめとして、活用されることを望みたい。

(注)

(4)『福岡県史(福岡藩初期・上)』(一九八一年、本書目の一の(一)・二〇七頁参照)。

(5)北垣聰一郎氏によれば、日光東照宮に「金場取り残し積み」があるというが、築造年代は不明である。しかし、寛永以前に上ることはない。

(6)「先祖家芸之事」は寛永秘伝、「石取並石図」は宝永秘伝と分類することもできるが、本書では両書とも宝永秘伝に分類した。

(7)『金沢城郭史料』四二〇頁。木越二〇〇七参照。

(8)北垣聰一郎氏によれば、万治元年に前田家が担当した江戸城本丸天守台普請で造成された、現存の石垣遺構は、石取・石囲りの秘伝どおり三番組に石材が配置され、その裏付けになるという。

(9)熊本藩の穴太北川作兵衛が筆写した「石垣秘伝之書」は上妻文庫本(熊本県立図書館蔵)のほか北川浩氏所蔵本(北垣聰一郎編著『石垣秘伝之書』二〇〇三年)などがあるが、最も古本と思われる、延宝八年の年記のある熊本市教委本は『特別史跡 熊本城跡(西出丸、二の丸御門跡・南大手門・南坂)石垣保存修理工事・発掘報告書』(熊本市教委、一九九九)に翻刻文と写真で紹介される。また『石垣築様目録』(岡本保司氏所蔵)は北垣聰一郎氏によって『大阪城天守閣博物館紀要』¹³、14号で翻刻・紹介されている。このほか、丸亀市には「石櫻書」という秘伝書が伝来する。

(10)森山恒雄「加藤清正伝記『続後清正記』の成立とその追加集の紹介(一)」(『熊本大学教育学部紀要』人文科学四二号、一九九三年)。

(11)どれも一尺未満の誤差であり、計測や計算ミス、小数点以下の切り上げ・切り下げで生ずる齟齬とみられ、ここでは、その程度の誤差に拘泥せず説明を述べたい。

(12)後藤彦三郎「土中より石垣積絵図」(『金沢城郭史料』四七八頁)、「野面積崩所修理図」(『金沢城郭史料』四七六頁)。

(13)『金沢城郭史料』四五〇頁。

(14)渡辺誠『遠藤高理を中心に行われた加賀藩の技術文化の研究』(『江戸のモノづくり 文部省科学研究補助金成果報告書』二〇〇六年)、本廉宏史『からくり師大野弁吉とその時代』岩田書院、二〇〇七年)など。

II

金沢城石垣技術史料

凡例

II部では、加賀藩穴生方の由緒書ならびに金沢城等の普請に関する新史料を次の要領で収載した。

一、加賀藩の穴生後藤彦三郎が著した「文禄年中以来等之旧記」の異本が横山隆昭氏所蔵史料の中に含まれていたので、今回初めて翻刻することとした。翻刻にあたり、上段に原文の翻刻文を掲げ、下段に書き下し文を掲げて利用の便宜をはかった。なお、周知の後藤文庫本は、「金沢城郭史料」（一九七七）に翻刻されており、本書と相当の異同があつたが、後藤文庫本との対比は特に示していない。文末の文献解題で若干の所見を示すに止めた。

二、このほか、後藤家とともに加賀藩穴生を勤めた奥家（当初は穴太家）の由緒書三点、穴生勤方帳および戸室石運搬人足に関する法令史料、寛永年間に加賀藩が参画した大坂城公儀普請関連の史料を各々一点づつ収載し、それぞれに文献解題を付した。

三、史料の翻刻にあたっては、原文を尊重したが、わかりやすい表記に統一するため、語意を損なわない範囲において、次のような原則で表記を統一した。

(1) 字体は常用漢字を原則としたが、「軒」「扣」「井」などは原文どおりに表記した。

(2) 变体仮名は仮名に改めた。ただし茂・面・者・江・与などはそのままとした。また、合わせ字の「より」などについてもそのまま表記した。

(3) 本文中に適宜読点（—）と並列点（・）とを加えた。

(4) 文意の通らない文字には右傍らに（ママ）と注し、明らかな誤字・脱字は右傍で適宜補訂した。また、重複した文字がある場合は右傍に（衍）と表記した。

(5) 抹消部分には文字の左側に×を付け、原文に修正・書き加えがある場合には、右側に示した。

(6) 虫損・破損などにより判読できない文字は□□□、もしくは□□□で示した。

(7) 表敬の欠字や台頭は、一字あけ、台頭の場合には（台頭）と注記した。

(8) 編者の付した傍注には（—）を付した。

(9) 原本部分に空白がある場合には、（原本空白）と注記した。

四、本文中、職業・身分や身体などに関する尊称・賤称が使用されることがあるが、本書では原史料の通り掲載している。それは、歴史的事実を正確に認識するものであり、決して差別を容認するものではない。

一 文政8年 文禄年中以来等之旧記（横山本）

〔横山隆昭氏蔵〕

〔表紙〕
〔文禄年中以来等之旧記〕

〔表紙〕
〔文禄年中以来等之旧記〕

城石垣古実

夫石垣古実、神武天皇八十ノ臘師を討給ふ時、大和國ノ城田と云所に築給ふ、是城の始と云、此時天皇宣ふは、凡日本は神國、人民ハ神孫なれば、五行の積方尤成へしとて築給ふよし、抑天地開人生れたるはじめは、野に住、山に住けるか、寒暑雨露にくるしミテ、後子穴を掘住けるとぞ、和漢共かのことく、疾熱鬱症の病をいとむ、後子家を作り住けるとそ、天照太神の御時は、最早宮室と有之といへ共、是は尊貴の人の事也、神武の比まで、賤民は穴に住けるよし、田舎に石にて疊たる穴有しは、其跡也と云、地面を塊のことくにして石にて疊住居とす、是土留石垣の類と見へたり、古へ火の雨降し故、屋ねハ木石をならべ、さま／＼にして防の為とす、都近きにきは、普請等に石を取たる故也、当世諸国城普請繁多成といへと茂、石垣の法式を以、築し人稀にして、忌嫌ふの道理蔑なく、築しハ何事そや、法式を以築し城は、不圖其国繁昌を増と云、清政何心なく築し事を歎き考へ、或夜の夢に、小高き山城に老翁葉付の竹を城形に、指廻す軸也、清政、此所ハ本城かと問、然りと答、石垣積方は、五行を根元とし給ふ歎、又、規矩準繩を全用ひ、築給ふ事かと問、又然りと答、夫より法式相極め給ふよし、依て石垣の法式は、加藤家にて定る故、祖と云、又石翁ともいふよし、法式を以、築し城は、果而其国繁昌、四方八方へ榮をなし、天理に通して、後宋の瑞相有と云、普請道具數多人の知る所なれは略之、内玄翁ハ、昔玄翁和尚といへる禪僧、殺生石を珠数にて割しいはれを以、

城石垣古実

それ石垣の古実、神武天皇八十ノ臘師を討ち給う時、大和國の城田という所に築き給う。これ城の始りという。この時天皇のたもうは、およそ日本は神國、人民は神孫なれば、五行の積法もつともなるべしとて、築きたもうよし。そもそも、天地開き、人生れたるはじめは、野に住し、山に住し、うよし。そこそも、天照太神の御時は、最早宮室と有之といへ共、是は尊貴の人の事也、神武の比まで、其跡也と云、田舎に石にて疊たる穴有しは、その跡也と云、地面を塊のことくにして石にて疊住居とす、是土留石垣の類と見へたり、古へ火の雨降し故、屋ねハ木石をならべ、さま／＼にして防の為とす、都近きにきは、普請等に石を取たる故也、当世諸国城普請繁多成といへと茂、石垣の法式を以、築し人稀にして、忌嫌ふの道理蔑なく、築しハ何事そや、法式を以築し城は、不圖其国繁昌を増と云、清政何心なく築し事を歎き考へ、或夜の夢に、小高き山城に老翁葉付の竹を城形に、指廻す軸也、垣の法式をもって、築きし人まれにして、忌み嫌うの道理なく、築きしは何事ぞや。法式をもって築きし城は、ふと、その国繁昌を増すという。清正、何心なく築きし事を歎き考へ、ある夜の夢に、小高き山城に、老翁葉付の竹を、城形に指廻す軸なり。清正、この所は本城かと問い、翁しかりと答う。石垣積み方は、五行を根元とし給うか、また、規矩准繩を全く用ひ、築きし事をかと問う、また、しかりと答う。それより法式相極め給うよし、それより石垣の法式は、加藤家にて定まるゆえ、祖といい、また

石割鎌を玄翁と名付たる也、後世に至て人智かしこく、種々弁利の道具茂考出すべし歟。

右者清政咄れ候事共、私元祖彦八、兄後藤又兵衛より元和元年四月大坂より(元)、
指下シ候節、相伝候書物之内に御座候、家にハ無用の書物に候得共、金
府の一助共可相成哉と心得、指越候哉、其節ハ元祖彦八義、篠原出羽守殿

江御附人に被為遣候故、不入書物ニ御座候處、同八年御尋被為成被 召返、
組外被仰付、御知行七拾石押領、穴生被仰付、小松引越御城御用相勤

申候、右彦八義、名至兵衛改申候、親ハ幡州三木の城主別所小太郎家老
後藤将監基春二男ニ御座候、小太郎、秀吉公与戰負て生着仕候、嫡子又兵
衛、其節黒田殿江罷起、私元祖は小松江罷居、(元)高徳院様被召出、御母

衣役相勤罷在候處、元和八年被召返、夫より代々穴生役相勤申候、然處、
二代目至兵衛遺書調方不調法之趣有之、三代目御切米式拾九俵被下、親ニ
不劣御用立次第、親知行之通、可被下旨被仰付候、其後式拾俵御加増被

仰付、都合四拾九俵被下置候處、長病ニ罷成、久々御用相勤不申候得共、
右御知行等之跡ニ而御座候故歟、筋目茂有之者との御折紙被成下候、御
切米ニ被仰付候得共、遺書指上、土中跡目被仰付候、同日相続被仰

付、七十歳ニ罷成候得者、代役御聞届、五十歳ニ相成候得者、養子御聞届
御座候、當時後藤永五郎家茂、私方ニ准シ、遺書も指上、其外右之通御座
候、永五郎元祖ハ、私二代目之二男ニ而、二代目奉願、穴生ニ被仰付候、

右翁ともいよし。法式をもつて、築きし城は、果してその国繁昌、四方
八方へ榮をなし、天理に通じて後、榮の瑞相ありと云う、普請道具、數多
人の知る所なれば、これを略す。うち玄翁は、昔玄翁和尚といへる禅僧、
殺生石を珠数にて割り計説をもつて、石割鎌を玄翁と名付けたるなり。後
世に至て人智かしこく、種々弁利の道具も考え出すべきか。
右は清正咄され候事とも、私元祖彦八、兄後藤又兵衛より、元和八年四月
大坂より、甥指し下だし候節、相伝え候書物の内に御座候。家には無用の
書に候えども、金府の一助とも相なるべきかなと心得、指し越し候や。そ
の節は、元祖彦八儀、篠原出羽守殿へ御附け人に遣わせられ候ゆえ、入
らざる書物に御座候ところ、同八年御尋ねなさせられ、召し返され、組外
仰せ付けられ、御知行七十石押領、穴生仰せ付けられ、小松引越し、御城
御用相勤め申し候。右彦八儀、名至兵衛と改め申し候、親は、幡州三木の
城主別所小太郎の家老後藤将監基春二男に御座候、小太郎、秀吉公と戦い
負けで、生着仕候。嫡子又兵衛、その筋黒田殿へ罷り越し、私元祖は、
小松へ罷り越しおり、高徳院様へ召し出だされ、御母衣役相勤め、罷り在
り候ところ、元和八年召し返され、それより、代々穴生役相勤め申し候と
ころ、二代目至兵衛遺書調のえ方不調法の趣これあり。三代目御切米二十九
俵下され、親に劣らず御用立次第、親知行の通り下さるべき旨仰せ出され
候、その後、二十俵御加増仰せ付けられ、都合四十九俵下し置かれ候とこ
ろ、長病に罷りなり、久々御用相勤め申さず候得ども、右御知行等の跡に
て御座候ゆえか、筋目もこれある者との御折紙成し下され候。御切米仰せ
付けられ候得ども、遺書指し上げ、土中跡目仰せ付けられ候。同日相続仰
せ付けられ、七十歳に相なり候えば、代役御聞き届け、五十歳に相なり候
えば、養子御聞き届け御座候。當時、後藤永五郎家も私方に准じ、遺書も
指し上げ、そのほか、右の通りに御座候、永五郎元祖は、私二代目の二男

にて、二代目願い奉り、穴生に仰せ付けられ候。

一、前書のことく、王代は賤民ハ穴に住ける所、病にくるしミ候故、柴の庵を結び、始メ候ハ穴生村の者一番候よし、穴より出候、其縁を以、穴生村と名付し候由。夫々追々柴の庵を結び住居と仕候よし、昔は穴生名处ニ面、穴生何某と申候、當時奥源兵衛家ハ、江州坂本穴生村の産之林御座候、左ニ穴生名前人高相調申候。

一、大手御石垣者、^(合)利長公御采幣にて御築と伝来仕候、角石、御城中第一番之石ニ面御座候。

一、文禄元年二月下旬、^(合)利家公、上方江御參勤の節、^(合)利長公江被仰置、金沢之御城被築之、是以前者、石垣等も尤無之、只山屋敷之地形ニ面、始本願寺之末寺御堂有之、國中之士民蹲踞して御山より名付、又地形之山者、白山より統たる尾ニ面、所なく、今之地形にて山終山共、又者尾山共いへり、然ルを今年掘切て小立野の方を少水ヲ懸入、其沢ヲ金沢と云、是より御山を改て金沢之城と云、此石垣普請戸室山より大石ヲ切出、石垣ヲ築、本丸東の方之石垣兩度崩落、不出来を、^(合)利長公御難儀ニ思召候、^(合)利家公被聞召、榎原出羽ヲ上方より御下シ、石垣之奉行して、為築可申旨被仰出、^(合)利長公茂其通被仰遣、出羽罷帰、御奉行仕けられ候、石垣を八分通築立候上ニ少塙ヲ付て被築ければ、御成就仕候、高石垣ニ塙を付られ候事、利家公歿御両公之内殊之外、御腹立被為成候得共、御出来之上者、無是非と御堪忍被為成候由、是よりして段々大城と成、出羽大器之人ニ面、普請功者御目鑑を以、上方より御下シ有ける所、右之仕合、出羽殿以下之者共、恐入奉り候よし、

但、私ニ云、山城山形ニ築事ハ、素之事、南原石垣輪取ニ築、此輪

一、前書のことく、王代は賤民は穴に住する所、病に苦しみ候ゆえ、柴の庵を結び、始め候は、穴生村の者一番候よし、穴より出候、その縁をもつて、穴生村と名付候由。それぞれ追々庵を結び、住居と仕候由。昔は穴生名處にて、穴生何某と申し候。當時奥源兵衛家は、江州坂本穴生村の産の体に御座候。左に穴生名前人高相調申し候。

一、大手御石垣は、利長公御采幣にて、御築と伝來仕り候。角石、御城中第一番の石にて御座候。

一、文禄元年二月下旬、利家公、上方へ御參勤の節、利長公へ仰せ置かれ、金沢の御城これを築かる。これ以前は、石垣・堀等ももつともこれなく、ただ山屋敷の地形にて、始めて本願寺の末寺御堂これあり。國中の士民蹲踞して御山と名付け、また地形の山は、白山より統たる尾にて、切る所なく、今之地形にて山崎山共、または、尾山ともいへり。しかるを、今年掘切て、小立野の方を少し水を懸け入る。その沢を金沢という。これより御山を改て金沢の城といふ。これ、石垣普請戸室山より大石を切り出し、石垣を築き、本丸東の方の石垣兩度まで崩れ、不出来を、利長公御難儀に思し召すか、利家公聞し召され、榎原出羽を上方より御下し、石垣の奉行して、築かせ申すべき旨仰せ出さる。利長公もその通り仰せ遣わされ、出羽罷帰り、御奉行仕りけるか、石垣を八分通り、築き立て候上に、少塙を付て築かれれば、御成就仕候、高石垣に塙を付られ候事、利家公か御両公のうち、このほか、御腹立させられ候得共、御出来の上は、是非なしと御堪忍なさせられ候由。これよりして、段々大城となり、出羽、大器の人にて、普請功者御目がねをもつて、上方よ

取之矩方を以、東平築候得者、辰巳御櫓台築、出来之上、御櫓下剣先相成候ニ付、出羽殿工夫、東平ハ、無矩同様にして積上、犬走ヲ築、本文後江石垣を丈夫ニおさへたる也、無左而者、繩納り兼可申哉、是功者故、見切なくてはハならぬ筈御座候、此上之築方ハ、如何可有御座候哉、右、御腹立之義者、御奥意御座候様、乍恐奉改候、此所者能々味ふて、考知へき事ニ御座候哉、

一、慶長四年、此年之浮沈ニ依て、金沢之、御城廻り惣構堀普請、今年十月初リ、翌年之三月迄ニ御出来ス、尤士普請之由、

一、同十九年十月より玉温泉様丸ニ御座候作事被仰付、

一、同十六年辛亥年尾州名護屋之城普請、關東之公役として、國大名衆江御頼二面、尾州江至御勤之時、利光公後其内二面被為入、御留守ニ、利光公及篠原出羽守俄ニ今之惣構ヲ申付らる、縮之為与云伝、尤士普請、且又御城之高御石垣をも被築之、是大主之大普請、急ニ被取立候事、其器量可知之、人持衆・御馬廻・百姓・町人迄茂加リ築之、石垣ハ江州坂本之石切二十一人充ニ面、其比者、石百姓町・法島村辺ニ夥敷有之、御取寄、早速出来、利家公御感喜之よし、出羽殿大器之人也ト一統感心仕合、利家公御感喜之よし、石垣出来ニ付、御奉行高御石垣之義、最早登ル義相成間敷与御座候を、

右石切承り、道具を指込、隨分登り可申と申候よし、依而御成敗ニ可被仰付義ヲ承り、致出奔候由御座候、右、御石垣上石毫石充、不足之様ニ相見江、夫故雨水御石垣之方江流申軸ニ相見江申候、

一、元和六年大坂御城普請、日本國諸大名御普請御勤、御國より御奉行与して、本多安房守殿・横山々城守殿被指登、御普請御用人々被相動候内、足輕小頭之内、杉原五左衛門組木村久藏小屋より出火に付、右五左衛門腹ヲ切、火之中江飛入焼死ス、是天下之御普請場ニ面不調法を悉、利常公此、利常公不便ニ被思召、五左衛門せがれ九郎兵衛ヲ金沢より申べ

り御下しありける所、右の仕合わせ、出羽以下の者共、恐れ入り奉り候よし。

ただし、私にいう。山城山形に築く事は、素のこと、南原石垣輪取に築き、この輪取の矩方をもつて、東平築き候へば、辰巳御櫓台築、出来の上御櫓下、劍先に相成り候に付き、出羽殿工夫、東平は、無矩同様にして積み上げ、犬走りを築き、本文後に石垣を丈夫におさへたるなり。左なくては、繩納りかね申すべき哉、これ功者ゆえ、見切なくてはならぬ筈に御座候。この上の築方は、いかが御座あるべく候哉、右御腹立の儀は、御奥意御座候様、恐れながら改め奉り候。この所はよくよく味うて、考へ知るべき事に御座候哉、

一、慶長四年、この年の浮沈によりて、金沢の御城廻り惣構堀普請、今年十月より初まり、翌年の三月迄に御出来ス。もつとも士普請の由、

一、同十九年十月より玉温泉様丸ニ御座候作事仰せ付けらる、

一、同十六辛亥年尾州名古屋之城普請、關東の公役として、國大名衆へ御頼みにて、尾州へ至つて御勤の時、利光公後其内二面被その内にて入らせらる。御守に、篠原出羽守殿にわかに、今の惣構を申し付けらる。しまりのためと云い伝う。もつとも士普請、且又御城の高御石垣をも築られ、これ大主の大普請、急に取り立てられ候事。その器量これを知るべし。人持衆・御馬廻・百姓・町人迄も加わりこれを築く。石垣は、江州坂本の石切二十二人充にて、そのころは、石、百姓町・法島村辺におびただしくこれあり。御取り寄せ、早速出来。利家公御感喜のよし。出羽殿大器の人なりと一統感心仕合。石垣出来に付き、御奉行・高御石垣の儀、最早登る儀となるまじきと御座候を、右石切承わり、道具を指込込み、隨分登り申べきと候よし。よつて、御成敗に仰せ付けるべき義を承わり、出奔いたし候由に御座候。右、石垣上石一石あて、不足の様に相見え、

召書、五左衛門跡代被仰付候、初御普請御成就シ、諸國の御奉行我見ゆると江戸より之御奉行申出シ、大事の義ニ候間、築直被申よとの事

ニ付、山城守殿御答ニは、此義者、此方ニ得与見届申、以後弱ニ相成間敷哉与遂吟味候所、少茂不苦与申ニ付、其趣ニ極申候、只今天下之諸大名各御普請相仕廻罷帰候所、（吉原）（日下舟）築前守殿丁場不調法有之、築改候与有之

候而ハ、天下江対シ、失面目候義ニ候間、築前守殿不存事ニ候、拙者両人之不調法ニ而、何茂不存事ニ候、（吉原）（日下舟）築前守殿ニ面目ヲ失候而、我一度對面難成候間、先兩人切腹可申候、其跡ニ而如何様ニ茂築直可被仰付与申切タル氣色ニ、御奉行入り入、其分ニ而請取相済申候、城州返答、（吉原）手柄、（吉原）築前守様御機嫌不大形、御家中ニ而ハ、人持衆以下、御馬廻中迄及、是を築直サハ、一統済レ可申所、城州手柄ヲ申たり、扱も／＼と悦合候よし、

但、私ニ云、石垣はちみてとハ、孕之事御座候、国所ニ而少名目替り申候、右ハ積孕と申物ニ而、石垣面引通シ之繩不吟味故御座候、穴生之不調法与相見江申候、石垣ハ出来之上、石垣面繩之面之ことくニ築事、定法とする所ニ御座候、

それゆえ、雨水御石垣の方へ流れ申す体に相見え申し候。

一、元和六年大坂御城普請、日本國諸大名へ御普請役御勤め、御國より御奉行として、本多安房守殿・横山山城守殿指し登せられ、御普請御用人々相勤められ候うち、足輕小頭のうち、杉原五左衛門組木村久藏小屋より出火に付、右五左衛門腹を切り、火の中へ飛び入り焼死す。これ天下の御普請場にて不調法をおそれ、かくの「ことし」利常公、不便に思し召され、五左衛門せがれ九郎兵衛を金沢より召し寄せられ、五左衛門跡代仰せ付けられ候。さて、御普請御成就し、諸國の御奉行われもれもと罷り帰り候時分になり候處、こなた様の御請け取りの御丁場御石垣、少しひちみて見ゆる、と江戸よりの御奉行申し出し、大事の義に候間、築き直し申されよとの事に付き、山城守殿御答には、この義は、此方にてとくと見届け申し候。以後弱に相成まじきやと吟味をとげ候所、少も苦しらず、と申すに付き、その趣に極まり申し候。只今天下の諸大名おの御普請相仕廻い、罷り帰り候所、築前守殿丁場不調法これあり。築き改め候、とこれあり候ては、天下へ対し、面目を失い候義に候間、筑前守殿存ぜられざる事に候。拙者両人の不調法にて、何も存ぜらる事に候。筑前守殿に面目を失なわせ候て、我一度と対面なししがたく候間、先づ兩人切腹申すべく候。その跡にいかにも驚き直し仰せ付けられるべき、と申し切りたる氣色に、御奉行困り入り、その分にて請け取り相済み申し候、城州返答、さてもさて手柄、築前守様御機嫌大形ならず。御家中にては、人持衆以下、御馬廻中までも、これを驚き直さば、一統済れ申すべき所、城州手柄を申したり。さてもさても悦び合い候よし。但し、私に云う。石垣はちみてとは、孕の事に御座候、国所にて、少し名目替り申し候。右は積み孕みと申す物にて、石垣面引通しの繩不吟味ゆえに御座候。穴生の不調法と相見え申し候。石垣は出来

の上、石垣面鏡の面のことくに盛ること、定法とする所に御座候。

江戸御城之事

一、内桜田石壁築かる時、外桜田口之東比々^(二)容之類之簾檣台迄^(三)、浅野但馬守長晟・加藤肥後守兩人蒙仰、此邊皆足入所なれば、石垣之土台堅メ兼シ、其世之風ニ而一場ニ人々幕を打、普請^ヲ見せず、肥後守殿普請場ハ今桜田御殿^{北近吉松平陸奥守殿}政宗之家殊ニ招成ければ、普請奉行森本義太夫武辺場工夫をなし、武藏野邊より萱^ヲ焼せ、沼ニ踏込段々土台をかけ、數之士^ヲ集メ拍子を取躍日を送る^{此時千本突と云事ヲ仕出ス}、其隙に忠広の方には槍之挽^ヲ八重十文字ニ踏込、大石ヲ積懸出来、地形を平均、掃除迄極む、是偏ニ清政公^ヲ請候武辺場數之士四、五人も有之ゆへ、無異義出來、長晟之方にハ、石口ヲたゞむに不及、天下之笑草之種となりし、折節霖雨にて土台はみ出し、石なたれ落、是^は又下地ヲ堅メ、保太とも多く^ハ入り、石ヲ疊上^れは、半を越て、下^る崩るゝ、加藤か場ハ、習の通り、段々石ヲ重ね成就し、一度も崩るゝ事なし、但馬守殿悉ク難義に思ハレ、肥後守殿江使者を以頼し、森本義太夫を招し習之、其通ニ築けれ者、是後無程事成にける。右石垣普請取繕之節、浅野但馬守長晟之町端深成によつて、大木を底に敷たれ共、普請半三石垣崩たり、公義之沙汰長晟之身上可危と人口かまひすし、浅野采女正長重は、長晟の弟也、普請奉行ニ腹切セ、公義江陳謝し給へと諭らるゝ、長晟不聞、長重數諭、かねて御為を存れども、用ヒられすと云て、恨色有、長晟静ニ^ニ嗤之て曰、我浅野佐衛門佐に令して名代とす、普請奉行ハ左衛門佐か下知ヲ請る、石垣の崩たる事、其罪普請奉行一人ニ不有、罪有らハ我先ニ^ニ帝シ、其次者左衛門佐也、身之難を免ルさんとて無事ヲ致する事ハ不義也、我不忍為之、其方如此之心なるか故に以、庶矯^ヲ爲事義ハ、上下共武士之守所

江戸御城之事

一、内桜田石壁築かる時、外桜田口の東、日比谷の類の簾檣台迄を、浅野但馬守長晟・加藤肥後守兩人蒙仰、此邊皆足入所なれば、石垣の土台堅め兼シ、その世の風にて一場に人々幕を打ち、普請を見せず、肥後守殿普請場は、今桜田御前^{このあたり、吉松平陸奥守}殊に沼なりければ、普請奉行森本義太夫^{武辺場工夫をなし、武藏野邊より萱ヲ焼}数之士^ヲ集メ拍子を取躍日を送る^{此時千本突と云う事を仕出ス}、其隙に忠広の方には槍の挽^ヲ八重十文字ニ踏込、大石を積み懸け出来、地形を平均し、掃除迄極む。これより、段々石ヲ重ね成りし、一度も崩るゝ事なし、但馬守殿悉ク難義に思はれ、肥後守殿江使者を以頼し、森本義太夫を招し習之、其通ニ築けれ者、是後無程事成にける。右石垣普請取繕之節、浅野但馬守長晟之町端深成によつて、大木を底に敷たれ共、普請半三石垣崩たり、公義之沙汰長重は、長晟の弟なり。普請奉行に腹切せて、公義へ陳謝し給へと諭らるる事なし。但馬守殿、ことごとく難義に思はれ、肥後守殿へ使を以て頼まれ、森本義太夫を招かれ、これに習ひてその通りに築きければ、これがも程なく事なりにける。右、石垣普請取り懸かりの節、浅野但馬守長晟の町端深成によつて、大木を底に敷たれども、普請半ばに石垣崩れたる事なし。公義の沙汰、長晟の身上危なかるべしと人口かまびすし、浅野采女正長重は、長晟の弟なり。普請奉行に腹切せて、公義へ陳謝し給へと諭らるる。長晟聞かず。長重數諭かねて御為を存れども、用いられずと云うて恨色あり。長晟静にたとえていわく、われ浅野佐衛門佐に令して名代と云うて恨色あり。長晟静にたとえていわく、われ浅野佐衛門佐が下知を請ける。石垣の崩たること、そ

也、義ヲ捨て利を取ハ、商賈人之風也、今試ニ武士をさして商賈之風有
といは、必怒て復讐不止ハ相忍殺せん、其名ヲ外ニ恥て、其實を内に
劣さんやと云、長重応するに無詞止ぬ。

但、万物習なくては成就しかたし、軍にたとふれは備のことし、清
政公不思義の大将、石垣築事ハ凡日本に並ぶ人なしと云、森本義太
夫等其習を請て築し故、不調法なく、鉄石のことく丈夫ニ出来、大
坂御城も清政公築ル、大仏の大石茂同様、日本一人ト流布仕よし、
石垣ハ、武辺場數士之役たりと云伝、尤將士之覺ゆゆき事と林子平
兵書二載置候、石垣ヲ築ニハ、悉ク習有之、秘事・秘密有之候、兎
二角石垣ハ六ヶ敷習多ニ御座候、第一ハ、場数重り不申面ハ相成不
申候、

の界普請奉行一人にあらず。罪あらば、我先に帰し、その次は左衛門佐
なり。身の難を免るさんとて無事を観ることは不義なり。われ不忍これ
をなし、その方、かくの「とき」の心なるゆえに、もって庶庶を慕わるる
事、義は、上下とも武士の守るところなり。義を捨て、利を取るは商賈
の風なり。今誠に武士をさして商賈の風ありといわば、心怒りて復讐、
なお止ざるは相忍殺せん。その名を外に恥じて、その実を内に有さんや
と云う。長重応するに詞なく止ぬ。

但し、万物習いなくては成就しがたし。軍にたとふれば、備のこと
し。清正公は不思義の大将にて、石垣を築く事は、およそ日本に並
ぶ人なしという。森本義太夫等その習を請て築しゆえ、不調法なく
鉄石のことく、丈夫に出来。大坂御城も清正公築かる。大仏の大石
も同様、日本一人と流布仕るよし。石垣は、武辺場數士の役たりと
云ひ伝う。將士の覺ゆべき事と、林子平兵書に載せ置き候。石垣を
築くには、ことごとく習いこれあり、秘事・秘密これあり候。とに
かく石垣は、むつかしき習い多きに御座候、第一は、場数重なり申
さずでは、相成り申さず候。

御城中御石垣崩所等御普請之義 公辺御届起本之事、

寛文二年 御上被成候御絵図裏書きの写

加州金沢城石垣損之覚

一、二之丸土橋門脇右の方、石垣高八尺間、長八間、上石二篇崩申候、寛
永八年得 上意、石垣申付候處、小石二面扣短御座候ニ付、翌年之春、
大風ニ而崩共崩申候、其以後不申上、其便ニ指置申候、

一、同所門脇左横幅六尺、高八尺間、折廻長八尺拾四間、高堀底
七間三尺、右同時得 上意、普請仕候處、小石故崩、其便ニ指置申候、

一、同所門脇左横、幅六尺、長さ四間二尺、高さ二間、折廻し、長さ二十

御城中御石垣崩るる所等御普請の義、公辺へ御届起本の事。
寛文二年 御上げなされ候御絵図裏書きの写

加州金沢城石垣損じの覚

一、二之丸土橋門右の方、石垣高八尺間、長八間、上石二篇崩れ申し
候。寛永八年、上意を得、石垣申付け候ところ、小石にてひかえ短く
御座候に付き、翌年の春、大風にて壊とも崩れ申し候。それ以後申し上
げず、そのままに指し置き申し候。

一、同所門脇左横、幅六尺、長さ四間二尺、高さ二間、折廻し、長さ二十

一、同所土留石垣築さし長三十間、高三間、右同時得上意、石集置候得者、あなたこなた相延、干今普請不申付候、三ヶ所普請之義付而、酒井

雅樂守殿・土井大炊頭殿・酒井讚岐頭殿・永井信濃頭殿一紙奉書、去春松平伊豆守殿迄上申候。

右御届起本如此御座候、此末調不申、御届起本年号迄調上ル、

元和末年、寛永初年之記

三州諸士俸禄分限帳之内

御小替組三百石、江州坂本穴生村之產

本国同様百石組外

播州の產

戸波清兵衛門

杉野久左衛門

後藤至兵衛

但し、彦三郎元祖

元和末年・寛永初年の記
三州諸士俸禄、分限帳のうち

右清兵衛病死、せがれ駿河、何不調法御座候哉、跡目不被仰付に付、

駿河・江戸表ニ縁有之三付、罷越候よし、(合運)松雲院公歲附等御取上御座

候得共、終ニ跡目不被仰付、大坂御城御石垣等之義ニ面候哉、何レ不調法有之軸

思召御座候義之様奉存候、右駿河より御普請奉行中江指越候紙面、役所ニ御座候、

本国清兵衛等同様 杉野清右衛門

本国清右衛門同様 六生源介
後奥与名乗

四拾石 藤田三右衛門

奉願江戸表江帰ル

右、寛永後被召抱候穴生

江州坂本穴生村產 本国同様
小川長右衛門 同

矢倉彦兵衛

被召抱候相動
御眼奉願江帰ル
御切末 杉野伝右衛門

四間、高さ底より七間三尺、右、同時上意を得、普請仕り候ところ、小石ゆえ崩れ、そのまま指し置き申し候。

一、同所土留石垣築さし、長さ三十間、高三間、右同時上意を得、石集め置き候得ども、あなたこなた相延び、今は普請申し付けず候。三ヶ所

普請の義付て、酒井雅樂頭殿・土井大炊頭殿・酒井讚岐守殿・永井信濃守殿一紙の奉書、去春松平伊豆守殿迄上げ申し候。

右御届起本、かくのごとく御座候。この末調い申さず、御届起本年号まで調え上る。

元和末年・寛永初年の記
三州諸士俸禄、分限帳のうち

御小替組三百石、江州坂本穴生村の產

本国同様、百石組外

播州の產

戸波清兵衛

杉野久左衛門

後藤至兵衛

但し、

彦三郎元祖

元和末年・寛永初年の記
三州諸士俸禄、分限帳のうち

御小替組三百石、江州坂本穴生村の產

本国同様、百石組外

播州の產

戸波清兵衛

杉野久左衛門

後藤至兵衛

但し、

彦三郎元祖

元和末年・寛永初年の記
三州諸士俸禄、分限帳のうち

御小替組三百石、江州坂本穴生村の產

本国同様、百石組外

播州の產

戸波清兵衛

杉野久左衛門

後藤至兵衛

但し、

彦三郎元祖

元和末年・寛永初年の記
三州諸士俸禄、分限帳のうち

御小替組三百石、江州坂本穴生村の產

本国同様、百石組外

播州の產

戸波清兵衛

杉野久左衛門

後藤至兵衛

但し、

彦三郎元祖

元和末年・寛永初年の記
三州諸士俸禄、分限帳のうち

御小替組三百石、江州坂本穴生村の產

本国同様、百石組外

播州の產

戸波清兵衛

杉野久左衛門

後藤至兵衛

但し、

彦三郎元祖

元和末年・寛永初年の記
三州諸士俸禄、分限帳のうち

御小替組三百石、江州坂本穴生村の產

本国同様、百石組外

播州の產

戸波清兵衛

杉野久左衛門

後藤至兵衛

但し、

彦三郎元祖

元和末年・寛永初年の記
三州諸士俸禄、分限帳のうち

御小替組三百石、江州坂本穴生村の產

本国同様、百石組外

播州の產

戸波清兵衛

杉野久左衛門

後藤至兵衛

但し、

彦三郎元祖

同

後藤勘左衛門
但し、永五郎元祖御扶持人石切御座候處
穴生二波仰付
林市左衛門矢倉彦兵衛
杉野伝右衛門
御扶持人石切御座候處
穴生に仰せ付けらる
利御火災の事
御扶持人石切御座候處
穴生に仰せ付けらる
利御火災の事
御扶持人石切御座候處
穴生に仰せ付けらる
利松雲院公御代より穴生御切米被下義初ル、
右之通御座候事、

慶長十年より文化五年迄之内　御城中御屋形御櫓御長屋御門等

御火災之事

一、慶長十年十一月晦日　御本丸雷火之為三炎上、此時天守茂炎上、其以後御天守之御建方相止ミ、三階之御櫓被仰付候、御本丸御屋形ハ、往古、下間法橋或者、七里參河守等が建立致候、家作、御住居、此御建物、但、右御材木黒津船林ノ松木為御伐取、御用ヒ之由、黒津船之方ル

慶長十年より文化五年迄のうち、御城中御屋形御櫓御長屋御門等
御火災の事

一、慶長十年十一月晦日、御本丸雷火の為に炎上。この時天守も炎上。それ以後、天守の御建方相止み、三階の御櫓仰せ付けられ候。御本丸御屋形は、往古、下間法橋、あるいは、七里三河守等が建立致し候。家作し、御住居、この御建物。

但し、右御材木、黒津船御林ノ松御伐り取り、御用ヒの由、黒津船の方より火の玉、御本丸へ落ちると見えて、火手へ上り候よし。

一、元和六年十一月廿四日の夜、御城中御奥方御次の置いりの底に、火残りて、縁の下へ火まはり、ねだ一めんニ火まわり、大火相成、御本丸御屋形不炎上、此時　御前様・御子様方、^利興津内記殿宅江被為入、^利常公は北ノ丸山崎美濃殿宅江　御入、翌日横山大膳殿宅江御移被遊、一、寛永八年四月十四日、天氣続宜西風強ク騒敷候處、已ノ刻才川橋爪法船寺門前家江火はさみ焼上り、段々広り葉師堂江火付、夫々諸堂不残燒、河原町一めんニ押來り、風ハ西南ニ成、弥つよく、中川原之大橋燒、千石町・堂形一めんニ火ニ成、御城之御本丸之上二人雲霞之ことく、葦を以防ク所、黒煙有頂天ニたなびき、御城之形茂見江さりける、然所、

火之玉、御本丸落ルト見江て、火もへ上り候よし、
一、元和六年十一月廿四日之夜　御城中御奥方御次の置いりの底ニ火残
而、縁之下江火まはり、ねだ一めんニ火まわり、大火相成、御本丸御屋
形不炎上、此時　御前様・御子様方、^利興津内記殿宅江被為入、^利常公は北ノ丸山崎美濃殿宅江　御入、翌日横山大膳殿宅江御移被遊、一、寛永八年四月十四日、天氣続宜西風強ク騒敷候處、已ノ刻才川橋爪法船寺門前家江火はさみ焼上り、段々広がり葉師堂江火付、夫々諸堂不残燒、河原町一めんニ押來り、風ハ西南ニ成、弥つよく、中川原之大橋燒、千石町・堂形一めんニ火ニ成、御城之御本丸之上二人雲霞之ことく、葦を以防ク所、黒煙有頂天ニたなびき、御城之形茂見江さりける、然所、

御城を打越、奥村河内殿屋敷三火懸りけれども、是は／＼と云内ニ、御城之辰巳之櫓ニ火懸り、御本丸御焼失、火之粉ニ而江戸町焼、田井口悉ク焼通、金谷町ニ而火留ル、江戸表江此旨相聞江、為上使徳山五兵衛殿・桑山左衛門殿ニ御夜着・蒲団・御小袖・御帷子被進、右火事ニ南丁・片町ハ焼され、金屋忠左衛門方井近所三軒の町屋江、上使ヲ入置御要応、御通与にハ子小将柳田長三郎・佐藤伊織・安彦兵部也、俄ニ御材木無之所、其時第六条之末寺建立之為、數万之材木数千本、年々官腰ニ積置けるを御かり被成、京都牛車十疋言上有之、被召下、彼大木等を車ニ而取寄られ、北国七ヶ國の大工共集り、其年兩年懸て御出来ス、右十四日之火事法船寺權管上人、北国第一之談義也、領而寺を建立せんとて、材木共夥敷置有之候、法船寺を禁牢被仰付、段々御吟味有之所、火付相知し、法船寺ハ御赦免也、是より法船寺ハ寺替被仰付、犀川之下ニ面敷数ヲ被下、火付相知、女子共三人泉野にて火罪ニ成申候。

一、同年五月廿日、河原川も出火、是も段々大火ニ相成、通り町等不燃燒失、田井口迄焼、鬼沙門切にて漸火留ル、此節今之金谷御屋敷之中ニ有之、通り町共外江出ル。

一、宝暦六年十二月、越後屋敷御門統御長屋御焼失、此年大雪降ル、同七年右御長屋拾五間計被仰付、

一、同九年四月十日未ノ下刻、泉寺町舜昌寺も出火、南風悉く強、段々大火ニ相成、忽チ川ヲ越、所々二火移り、前代未聞の大火相成、人々是は／＼と云計也、右火事ニ而御城内御屋形等炎上、且御家中之家作焼失ケ所左之通、

御城内不残御焼失、但、相残候御ヶ所茂左二記申候、

は西南になり、いよいよ強く、中川原の大桶焼、千石町堂形一めんに火になり、御城の御本丸の上に人雲霞のごとく、轟をもって防ぐ所黒煙有頂天にたなびき、御城の形も見へざりける。しかるところ、御城を打ち越し、奥村河内殿屋敷に火懸かりければ、これはこれはといううちに、御城の辰巳の御櫓に火懸り、御本丸御焼失、火の粉にて江戸町焼き、田井口悉く焼き通り、金谷町にて火とまる。江戸表へこの旨相聞え、上使として徳山五兵衛殿・桑山左衛門殿に御夜着・蒲団・御小袖・御帷子進せられ、右火事に南町・片町は焼けざれば、金屋忠左衛門方、ならびに近所三軒の町屋江、上使を入れ置き、御要応。御通とは、子小将柳田長三郎・佐藤伊織・安彦兵部なり。にわかに御材木これなきのところ、その時節、六条の末寺建立のため、數万の材木数千本、年々官腰ニ積み置けるを御かりなされ、京都牛車十疋言上これあり、召し下さる。彼大木等を車にて取り寄せられ、北国七ヶ國の大工共集り、その年より兩年懸けて御出来す。右十四日の火事、法船寺權管上人、北国第一の談義なり。やがて寺を建立せんとて材木共おびただしく積み置きこれあり候、法船寺を禁牢被せ付けらる。段々御吟味これあるところ、火付け相知れ、法船寺は御赦免なり。これより法船寺は寺替え仰せ付けられ、犀川の下にて屋敷を下さる。火付け相知れ、女子共三人泉野にて火罪になり申し候。

一、同年五月廿日、河原川より出火、これも段々大火に相成り、通り町等残らず焼失。田井口まで焼き、鬼沙門切にて漸火留る、この節今之金谷御屋敷の中にこれあり。通り町共外へ出る。

一、宝暦六年十一月、越後屋敷御門統御長屋御焼失、この年大雪降る。同七年右御長屋、十五間ばかり仰せ付けらる。

一、同九年四月十日未の下刻、泉寺町舜昌寺より出火、南風悉く強く、段々

一、御本丸

御屋形・御樋・御門・瓦塀・鉄御門前三拾間御長屋、同統御樋・薪丸高御樋并御門・高石垣下御長屋不残、東御丸御同様。

一、二之御丸

御屋形・御広式・同下部屋・御樋・御長屋・御門・瓦塀・樋等不残、

一、三之御丸

御長屋・御門・御樋・瓦塀・都面御番所々等石川御門外御門々・樋不残、

一、越後屋敷

御建物・御門・御樋・御長屋不残御焼失、

一、御作事所

不残御焼失、

御城内相残候御ヶ所

一、薪丸 玉泉院様丸 金谷御門 同御屋舗 七拾間御門

同所御長屋 松原屋敷 甚右衛門坂御門等并御長屋

御宮 会所

下御台所

割場 西丁口御門

但、御焼失御樋御門等、宝曆年中御絵図朱引を以、悉ク公辺御届

一卷ニ委キに付、此所ニ者、有増調置申候、

一、御城外橋々井役所々御焼失、

一、喜郎九郎殿御居宅 同

一、拾四ヶ所 浅野川橋構橋々、

一、拾三ヶ所 用水橋々、

大火に相成り、たちまち川を越え、所々に火移り、前代未聞の大火にあ
いなる。人々これはこれはと云ばかりなり。右火事にて御城内御屋形等
炎上、かつ御家中の家作焼失ヶ所、左の通り、

御城内残らず御焼失。ただし相残り候御ヶ所も左に記し申し候。

一、御本丸

御屋形・御樋・御門・瓦塀・鉄御門前三十間御長屋、同統御樋・薪丸高御樋御門ならびに高石垣下御長屋残らず、東御丸御同様。

一、二之御丸

御屋形・御広式・同下部屋・御樋・御長屋・御門・瓦塀・樋等残らず、

一、三之御丸

御長屋・御門・御樋・瓦塀・すべて御番所番所等、石川御門外御門御門・樋残らず。

一、越後屋敷

御建物・御門・御長屋残らず御焼失、

一、御作事所

残らず御焼失、

御城内相残り候御ヶ所

一、薪丸 玉泉院様丸 金谷御門 同御屋敷 七十間御門 同所御長屋

松原屋敷 甚右衛門坂御門ならびに御長屋、御宮、会所 下御台所

割場 西丁口御門

ただし、御焼失御樋御門等、宝曆年中御絵図朱引をもつて、悉く
公辺届一卷に委しきに付、この所には、有増調え達し申し候。

一、御城外橋々井役所々御焼失、

一、喜六郎殿御居宅 同

一、十四ヶ所 浅野川橋構橋々、

一、十三ヶ所 用水橋々、

一、公事場・兩御堂形・御普請会所道橋方役所・火矢所・薪藏・籠藏・
本堂形向・御貸小屋・公事場向・御貸小屋・津田内記揚家

御家中類焼之ヶ所

一、五軒

御年寄衆

一、三拾三軒

人持衆

但、寄合組共、

一、四拾老軒

頭分

一、六軒

表小将

一、四拾五軒

大小將

一、百三拾七軒

御馬廻組

内

拾老人
拾武人
拾武人

青木組
高山組
三輪組

九人
八人
八人

一木組
戸田組
後藤組

九人
八人
八人

戸田組
後藤組
土方組

九人
八人
八人

神谷組
土方組
勝尾組

九人
八人
八人

不破組
不破組
不破組

九里組
九里組
九里組

武人
武人
武人

御用番支配

一、公事場・兩御堂形・御普請会所道橋方役所・火矢所・薪藏・籠藏・
本堂形向・御貸小屋・公事場向・御貸小屋・津田内記揚家

御家中類焼のか所

一、五軒

年寄衆

一、三十三軒

人持衆

但し、寄合組とも

一、四十一軒

頭分

一、六軒

表小将

一、四十五軒

大小將

一、百三十七軒

御馬廻組

内

十一人
十二人
十二人
九人
十人
十一人
八人
戸田組
後藤組

青木組
高山組
三輪組
一木組
九人
八人
八人
戸田組
後藤組

十人
九人
八人
九人
十人
十人
十人
十人
十人

土方組
神谷組
勝尾組
不破組
九里組

九人
八人
八人
九人
十人
十人
十人
十人
十人

神谷組
土方組
勝尾組
不破組
九里組

九人
八人
八人
九人
十人
十人
十人
十人
十人

九里組
九里組
九里組

不破組
不破組
不破組

九里組
九里組
九里組

武人
武人
武人

御用番支配

一、七拾人

定番御馬廻組

内

九人	九人	九人	九人
拾四人	拾四人	拾四人	拾四人
六人	五人	八人	八人
拾四人	保組	杉浦組	大野山組
篠原組	廣瀬組	馬渕組	飯田組

一、七拾武人
内
組外

九人	九人	九人	九人
拾四人	拾四人	拾四人	拾四人
六人	五人	八人	八人
岡田組	多胡田組	久村組	大野山組
御用番支配	御用番支配	御用番支配	御用番支配

三人	三人	三人	三人
武人	武人	武人	武人
火矢方	火矢方	町同心	町同心
御厨方	御射手	御異風	御射手
三十人頭			

一、七十人

定番御馬廻組

内

九人	九人	九人	九人
十四人	十四人	十四人	十四人
六人	五人	八人	八人
十四人	保組	杉浦組	大野山組
篠原組	廣瀬組	馬渕組	飯田組

一、七十二人
内
組外

二十一人	二十一人	二十一人	二十一人
十六人	十四人	十四人	十四人
二人	二人	二人	二人
三十人頭			
御用番支配	御用番支配	御用番支配	御用番支配

三人	三人	二人	二人
二人	二人	二人	二人
火矢方	火矢方	町同心	町同心
御厨方	御射手	御異風	御射手
三十人頭			

武人 二人 寺社奉行支配
九人 新番組、新家の分除之

二人 寺社奉行支配
九人 新番組、新家の分これを除く。

拾三人 御附御用人等

十三人 御附御用人等

惣ノ 八百六拾五軒

惣じて 八百六十五軒

侍屋敷并足輕小者拝領地

侍屋敷ならびに足輕小者拝領地

一、百ヶ所

一、百ヶ所

一、四千四百四拾六軒

一、四千四百四十六軒

町奉行支配

外ニ武拾五軒 半壇子家

ほかに二十五軒

半壇わち家

一、百三拾八軒

一、二百三十三軒

寺社方門前

一、武拾武人

一、百五十八軒

御郡奉行支配

一、百拾八軒

一、二十二人

燒死人

内

拾五人 男

十五人 男

七人 女

七人 女

侍町共

侍町共

一、拾老人

一、十一人

町奉行支配

町奉行支配
あやまち人

行方不明

一、武人

一、二人

女 行方不明

又家中家數略ス、
五千七百九拾武軒 焼失

以上

一、文化五年正月十五日夕、二之 御丸御焼失之儀、近年之事ニ付、略
之仕候、

一、文化五年正月十五日夕、二ノ 御丸御焼失の儀、近年の事に付き、
これを略し仕り候事。

尾山八町之事

一、尾山八町者、佐久間盛政の時ノ旧名也、

金谷町 材木町 近江町 堤町 南町 西町 安江町 河南町也、

尾張町ハ荒子引越之所とぞ、新丁ハ尾張町之割出也、右八町ハ御国主入

國之御能有之節ハ、拝見御赦免也とぞ、

一、大坂御陣之時、金沢より松任迄御燈立也、松任ニ面御装束被為替、御陣

羽織、陣笠に成、伏見より御燈三成、冬夏御陣也、

一、元和元年卯五月八日大坂落城、秀頼公御生害、

御留守居等之事

慶長十九年、攝州大坂御進発の節、御領國中所々御城代

奥村伊与守永福入道快心

一、加州尾山

前田達江守入道峰

一、同小松城

前田達江守入道勾

一、同大聖寺城

近藤大和守

一、越中魚津

青山豊後守

一、富山城

笛嶋織部

一、今石動

笛嶋織部

一、能州七尾

三輪藤兵衛

一、大井久兵衛

一、冬御陣御人數、四万人之由、

一、夏御陣御人數、武万人之由、

一、七月七日御札、在江戸之諸候・御旗本不残白帷子上下着用、是は權現様御時分御聞敷染申間無之故、右之通御吉例与成、今以白かたひら着用。

一、七月七日御札、在江戸の諸候・御旗本残らず白帷子・上下着用。これ

尾山八町之事

一、尾山町は、佐久間盛政の時の旧名なり。

金谷町 材木町 近江町 堤町 南町

西町 安江町 河南町なり。

尾張町は、荒子引越の所とぞ。新丁は、尾張町の割出なり。右八町は、

御国主御入國の御能ニある節は、拝見御赦免なりとぞ。

一、大坂御陣の時、金沢より松任迄御燈立なり。松任にて御装束替えさせ

られ、御陣羽織、陣笠になり、伏見より御燈になる。冬夏御陣なり。

一、元和元年卯五月八日大坂落城、秀頼公御生害、

御留守居等の事

慶長十九年、攝州大坂御進発の節、御領國中所々御城代

奥村伊与守永福入道快心

一、加州尾山

前田達江守入道峰

一、同小松城

前田達江守入道勾

一、同大聖寺城

近藤大和守

一、越中魚津

青山豊後守

一、富山城

笛嶋織部

一、今石動

笛嶋織部

一、能州七尾

三輪藤兵衛

一、大井久兵衛

一、冬御陣御人數、四万人のよし。

一、夏御陣御人數、二万人のよし。

之由、

- 一、慶長七年五月四日於御城、太田但馬守殿義横死、横山々城守殿・山崎守齋殿江殺害被仰付候所、閑斎還く、勝尾半左衛門在合、助太刀、
一、寛永十五年五月大坂御登せ米始ル、
一、寛文三年五月殉死ヲ被禁、
一、享保十一年、才川舟渡シ願相叶、
一、五ヶ山、長拾三里横四里村數五拾七ヶ村、
又二十里トモ云
- 一、宝永六年二月十六日、前田采女正殿、於上野小田監物殿与喧嘩、同十八日切腹、御知行毫万石飛驒守様江被下、
一、慶長十四年酉ノ年八月十六日、於高岡御城御築に付、御祈禱有之、是御城御移徒之為也、同十五年九月、御城御就成也、(元)利長公御移城被為成候、始ハ閑野と云、後高岡守被改、昼夜之御普請之由、高山南坊繩張、惣御奉行藤原出羽守殿也、御逝去後御量被仰付候、御長屋大手口御残シ之御様子ニ相見江、御堀度深ク相見江申候、
一、土清水鉄炮之薦屑しむる御藏、慶安四年五月、小立野波着寺辺ニ水車ヲ設、薦ヲ屑シむる所出来ス、後七年ヲ経て今之土清水ニ移給フ、
一、小松御城、往昔築シハ、一向宗繩張与承り申候、其跡敷、村上周防守居城、其後丹羽長重居城、寛永之比、御再當有之、(元)利常公万治元年迄御居城、御逝去後、同二年五月前田三左衛門殿竹島ニ為御城代居住、延宝元年五月前田平太夫殿同格ニ而、古殿町ニ居住、同七年五月一代代り之御城番ト成、此年初前田權佐殿・岡崎市郎兵衛殿御在番ニ而、於今前田性老人、他苗老人充、御在番也、
一、高岡瑞龍寺御建立、明暦元年御出来也、但、三ヶ年ニ而御成就、此御寺守山御在城之時繁久寺と云寺有、是ヲ今之繁久寺之所江被移御墓ヲ

は、權現様時分、御開敷染申す間これなきゆえ、右の通り御吉例となる。今もつて白かたひら着用の由。

一、慶長七年五月四日、御城において、太田但馬守殿の義横死。横山山城守殿・山崎守齋殿へ殺害仰せ付けられ候所、閑斎還く、勝尾半左衛門在り合わせ、助太刀。

一、寛永十五年より大坂御登せ米始まる。

一、寛文三年より殉死を禁ぜらる。

一、享保十一年、才川舟渡し願、相かなう。

一、五ヶ山、長さ三里また二十里とも云う、横四里、村數五十七ヶ村。

一、宝永六年二月十六日、前田采女正殿、上野において織田監物殿と喧嘩。

同十八日切腹、御知行一万石は飛驒守様へ下さる。

一、慶長十四年酉ノ年八月十六日、高岡において御城御築きに付き、御祈禱これあり。これ御城御移徒のためなり。同十五年九月、御城御就成なり。

利長公御移城なさせられ候始めは、閑野と云う。のち高岡と改めらる。昼夜の御普請の由、高山南坊繩張、惣御奉行藤原出羽守殿なり。御逝去後御量仰せ付けられ候。御長屋大手口御残しの御様子に相見え、御堀も深く相見え申し候。

一、土清水鉄砲の薦屑しむる御藏、慶安四年五月、小立野波着寺辺に水車を設け、薦を屑しむる所出来ス。後七年を経て、今之土清水に移給フ。

一、小松御城、往昔築シハ、一向宗繩張与承り申候、其跡敷、村上周防守居城、その後丹羽長重居城、寛永之比、御再當有之、(元)利常公万治元年迄御居城、御逝去後、同二年五月前田三左衛門殿竹島ニ為御城代居住、延宝元年五月前田平太夫殿同格ニ而、古殿町ニ居住、同七年五月一代代り之御城番ト成、此年初前田權佐殿・岡崎市郎兵衛殿御在番ニ而、於今前田性老人、他苗老人充、御在番也、
一、高岡瑞龍寺御建立、明暦元年御出来也、但、三ヶ年ニ而御成就、此御寺守山御在城之時繁久寺と云寺有、是ヲ今之繁久寺之所江被移御墓ヲ

被葬、其旧地ニ

瑞龍公之為ニ中華經王寺ヲ模シ御建立、本尊ハ唐仏之

祀迦、寺門ノ額ハ龜元禪師之筆也。此余ハ略仕。

一、小松之天神之社、明暦三年二月廿五日御成就ス、菅相丞自画之像を安置して、京都より能順ヲ召し來りて別當とす。

一、能州淹谷妙成寺、^(元和二年)綱利公御臨駕者、寛文三年三月四日之事御座候、

此余ハ略仕、

一、天徳院御建立、寛永元年御座候、御仏殿等不残御出来ハ元禄七年也、
但、元和二年トモ

一、玉泉寺、明暦元年今之所江移建、旧地ハ祇園之辺、成覺寺之所也、此時天神社毎月之連歌料御寄附也、

一、玉泉寺、明暦元年今之所江移建、旧地ハ祇園之辺、成覺寺之所也、此時天神社毎月之連歌料御寄附也、

一、御馬廻組六組二候處、天和二年九月廿九日初而十二組ニ分ツ、只今迄者、六組ニ候、組頭一組ニ兩人充ニ候所、一組一頭となるよし、

一、御小将組及此時六組ニ分ツ、組頭老人、番頭一人、横目一人、御小將二十五人、役懸りハ、外ニ定ル、此時迄ハ頭六人ニ面、一統支配ス、

一、聞番起本、万治年中相極り候、料知二百石被下、妻子引越、相勵め候處、享保十一年二月廿八日物頭ニ被仰付、料知百五十石賜、聞番足輕ヲ組として、見習之分者、小将組ニ面、料金先規之通被下、

一、御奏者番者、寛文元年起本ニ御座候、

一、風廻り起本、万治元年正月十一日新命、每歲三月朔日五十月晦日迄、御馬廻高知之内ニ御城下町中火之本遙見、是ヲ風廻りと申候、本名ハ町廻りと称ス、正月五人數ヲ定、一組五人充之内、二人二手合ニシ、一昼夜四人充、十二番四十八人組、寛文元年四手合ニシテ、一昼夜十六人充、三番ニ定、風廻りと可称旨、奥村

一、高岡瑞龍寺御建立、明暦元年御出來なり。ただし、三ヶ年にて御成就。

この御寺、守山御在城の時繁久寺と云う寺あり。これを今繁久寺の所へ移され、御墓を築かる。その旧地に瑞龍公のために中華經王寺を模し御建立。本尊は、唐仏の祀迦、寺門の額は、龜元禪師の筆なり。この余は略仕する。

一、小松の天神の社、明暦三年二月廿五日御成就ス、菅相丞自画の像を安置して、京都より能順を召し來りて別當とす。

一、能州淹谷妙成寺、綱利公御臨駕は、寛文三年三月四日の事に御座候、この余は略仕する。

一、天徳院御建立、寛永元年に御座候。ただし、元和二年とも御仏殿等残らず御出来は、元禄七年なり。

一、玉泉寺、明暦元年、今の所へ移し建てる。旧地は、祇園の辺り、成覺寺の所なり。この時、天神社毎月の連歌料御寄附なり。

一、御馬廻組六組に候ところ、天和二年九月廿九日、初て十二組に分つ。

只今迄は、六組に候。組頭一組に兩人あてに候所、一組一頭となるよし、

一、御小将組もこの時六組に分つ。組頭一人、番頭一人、横目一人、御小將二十五人、役懸りは、ほかに定る。この時迄は、頭六人にて一統支配す。

一、聞番起本、万治年中相極り候、料知二百石下され、妻子引越し相勵め候處、貞享四年より引越御止み、料知全く年中六十両あて下さる。元禄二年より平士相勵め候處、享保十一年二月廿八日より物頭仰せ付けられ、料知百五十石賜る。聞番足輕を組として、見習の分は小将組にて、料知全く先規の通り下さる。

一、御奏者番は、寛文元年起本に御座候。

伊豫殿申後ス、

一、風廻り起本、万治元年正月十一日、新たに命じ、每歲三月朔日より十

一、文禄四年、射手之士、百人被召抱候由、内四拾人奥村河内殿ニ御預
也、河内殿ハ弓上手ニ面、此時より幕目之役家ニ伝ル、二十人者吉見九右
衛門、二十人ハ藤懸又太夫預リ、二十人も夫々頭ヲ被仰付よし、
一、元和二年、金沢町立替ニ付、町中之寺々泉野与卯辰江被集、野田道左
右ニ並松ヲ植、馬場ニ成、又宮腰海道直ニ成、御馬廻頭瀧与右衛門奉行
ス、
一、人持衆下屋敷渡り初者天和二年、今枝内記殿江被命、瀧与右衛門奉行
ニ而渡ル、
一、天和三年五町人猿樂刀御停止、
一、寛文十年七月廿六日より天下一統京升ニ改ル、
一、元禄四年二月廿一日、盜賊改奉行初而被仰出、同三月准盜賊奉行被
仰出、
一、宝永二年正月五日素立軒・源隨殿御城三ノ丸二ノ御門迄乘駕御免、
一、延宝五年九月廿七日被仰付、由緒帳ニ義絶之者、指除間敷候旨、肩
書ニ其謹可書載候、
一、元禄十四年八月朔日、横山左衛門殿被仰渡之趣、七十歳三罷成候者
御番御赦免被成、代番願申者御留守ニ面茂可為願旨被仰渡、
一、金沢足輕田中弥太夫、飛州江之関道、加州河北郡戸室山越、秋之日一
日ニ而罷越候、是は手渡シ越と申て、娘之所ニ面、人足立並ヒ候面、米
一俵充、手渡ニ仕通達ニ候、石川郡之兵糧被遣候ニハ、心安ク參ル答ニ
候、御領分ニ不相成以前者、宮腰塙ヲ此道より高山江取運ヒ候由、所之者
申候、弥太夫者、度々罷越候故、村々之名・里数等承度与尋候所、其御
用意ニ罷越候誓詞も仕候ゆへ、左様之委事ハ、難申聞旨、申聞候由、
一、二俣村ノ高ニおまた越と申て、関道有之候、此道より高岡等江も出、右
関道上りはなし候得者、琵琶落佐々成政取出跡御座候、

月晦日迄、御馬廻高知の内より御城下町中火の本巡見、これを風廻り
と申し候、本名は町廻りと称す、正月より人数を定め、一組より四人あ
ての内二人二手合にし、一夜四人充十二番四十八人組、寛文元年四手
合にして、一昼夜十六人充三番に定め、風廻りと称す、寛文八年正月向
後町廻りと称すべき旨、奥村伊豫殿申し渡す、
一、文禄四年射手の士、百人召し抱え候由、うち四十人奥村河内殿に御預
けなり。河内殿は、弓上手にて、この時より幕目之役家に伝る。二十人
は、吉見九右衛門、二十人は藤懸又太夫預リ、二十人もそれぞれ頭を仰
せ付けらるるよし。
一、元和二年金沢町立て替えに付き、町中の寺々泉野と卯辰へ集められ、
野田道左右に松を植え、馬場になし、また、宮腰海道直に成し、御馬廻
頭瀧与右衛門奉行にて渡る。
一、人持衆下屋敷渡り初めは、天和二年、今枝内記殿へ命ぜられ、瀧与右
衛門奉行にて渡る。
一、天和三年より、町人猿樂刀御停止、
一、寛文十年七月廿六日より天下一統、京升に改まる。
一、元禄四年二月廿一日、盜賊改奉行初めて仰せ出され、同三月准盜賊奉
行仰せ出さる。
一、宝永二年正月五日、素立軒・源隨殿、御城三ノ丸・二ノ御門迄乘駕御
免、
一、延宝五年九月廿七日仰せ出さる。由緒帳の義絶の者指し除くまじき旨、
肩書にその趣き書き載すべく候。
一、元禄十四年八月朔日、横山左衛門殿仰せ渡たさるの趣、七十歳に
罷り成り候はば、御番御赦免なされ、代番願い申さば、御留守にても顧
いさすべき旨仰せ渡さる。

一、足輕野田次右衛門越中新川郡三日市之辺、上野と申す信州松本江之

道罷越候覺候、是茂御横目相勧候故、村里名數ハ難申聞旨申候、立山より流出候川、越後の方江流候ハ、姫川之源ニ御座候、其所ニ構も有、涉て参る所茂候、美濃江後罷出候、

利常公御代

一、御先弓・御先筒二十丁充御願ニ付、二十人之外、小頭一人、手代り二人ニ候故、二十御弓・御簡持參候節、組之内二人、私用有之候得者、手代リ二人ニ事済候、其上三度私用可有之時ハ、当分小頭共、其道具

持申御定ニ候旨、御意被遊候由、

一、御持弓方ハ五丁ニ一人手代有之御定ニ候、足軽共達者業不仕ニ付、御道中杯ニ面茂、殊之外疲候面、度々加入請取申候、御出陣之時者、割場等ニ茂、足軽入申義ニ候故、何方とも可出所無之候、五人ニ老人之手代之外ハ、御當家御定ニ曾面無之旨、毎度、御意ニ御座

候事、

一、乙十一月廿三日板橋筋江、御成ニ付、御家老中ら御中屋敷御門々等足

軽番人御人高之義、書付相調相同候處、想而ケ様之図り、御家の御格ニ

不仕、其節之様子、了簡ニ任せ候故、高相圖り候故、諸事不埒ニ成候、御家之御格者、御家中諸組人高ニ面、御願被遊候面、又御道具之員數を以、御願被遊との差別有之候、仮令ハ足軽等二十・三十、或者五十杯と其御道具數ニ面、御願被遊候ニ付、手替井小頭者其外員之外相因事ニ候、

火事杯ニ面、御人數出候時分、組二十人候ハ、外ニ小頭手替小頭者出申候、御長柄等及其格ニ候、御歩組以上者、人數ニ面御願被遊候故、番頭又小頭等も其一組之内ニ相図り、過人又其數茂九人ニ面、相応と存候處者、拾人又八人ニ面後事済申候、左候者、拾人之内、小頭二人杯と図り候得者、諸事きつはりと仕候處、何度左様之考茂なく、七人、九人、或ハ十一人

一、金沢足軽田中弥太夫、飛州への関道、加州河北郡戸室山越え、秋の日

一日にて罷越候、これは手渡し越えと申して駿組の所にて、人足立ち並び候て、米一俵あて手渡しに仕る通達候。石川郡の兵糧遣わされ候には、心安く参る筈に候。御領分に相ならざる以前は、官腰塩をこの道より高山へ取り運び候由、所の者申候。弥太夫は、たびたび罷り越し候ゆえ、村々の名・里数等承わりたきと尋ね候處、その御用意に罷り越し候誓詞も仕り候ゆえ、左様の委しきことは、申し聞かせがたき旨、申し聞かせ候由。

一、二俣村の高に、おまた越と申して、開道これあり候。此の道より高岡

等へも出、右閑道上りになし候へば、琵琶落し、佐々成政敢出跡御座候。一、足輕野田次右衛門、越中新川郡三日市の辺り、上野と申す所より、信州松本への道罷り越し候覺え候。これも御横目相勧め候ゆえ、村里名數は、申し聞かせがたき旨申し候。立山より流れ出で候川、越後の方へ流れ候は、姫川の源にて御座候。その所に橋もあり。涉つて参る所も候。美濃へも出候由。

利常公御代

一、御先弓・御先筒は、二十丁あて御願いに付、二十人の外、小頭二人、手代リ二人に候ゆえ、二十御弓・御簡持參候節、組之内二人私用有

之候えば、手代二人にて事済み候。其上にも私用これある時は、当分小頭どもその道具持ち申す御定に候旨、御意遊ばされ候由。

一、御持弓方は、五挺に一人の手代り、御簡五挺に一人手代これある御定に候、足軽ども達者業仕ざるに付き、御道中などにても、殊の外疲れ候て、たびたび加入請け取り申し候。御出陣の時は、割場等にも足軽入り申す義に候ゆえ、何方よりも出すべき所これなく候。五人に一人の手代の外は、御當家御定にかつてこれなき旨、毎度御意に御座候事。

杯と國り候ニ付、見苦敷相見江候、同格に候、向後左様之義、御格ニ合
申候ハヽ、御聞届被遊間敷よし、被仰出候事、
一、寛永十二年江戸、御城二之曲輪ノ橋台石垣、天下之諸大名江御頼也、
此方様江者、筋違橋台御頼、利次公利常公茂御普請場江 御出被為成、無程御
成就也、此御用石者、伊豆山江奉行人等夫々被為遣、切寄、江戸江廻ル、
御国より鍛冶被遣候事、

一、万治元年、東都城御火災ニ依而、御天守台等、以下如先規、可修造
之命下ル、且諸侯家督相続以後、公用不相勅の國々江各配當有、此方様
江ハ天守台御石垣御普請之命下ル、依而三月九日、(合)中納言様小松御
発駕、同廿二日江戸表江御參府、御國より人夫式千五百人、外ニ杖突・帳
付・めし番以下ノ三千人之御団也、今之御上屋敷ニ明地茂なく小屋懸、
賄ハ升屋市郎兵衛仕、右之外仁作手木与申て、大坂も被召喜二百人有、
御入用ハ五千貫目与申事ニ候、御普請惣御奉行久世大和守殿也、被罷越
候御奉行等、且穴生名前如左之、此外略仕候、

本多安房守殿

奥村因幡殿

奥村河内殿

青山将監殿

長左兵衛殿

青山藏部殿

菊池大学殿

宮田内藏助殿

外諸役人略仕

次

惣御奉行

穴生 戸波清兵衛
杉野茂兵衛

一、寛永十二年、江戸御城二の曲輪の橋台石垣、天下の諸大名へ御頼みな
り。こなた様へは、筋違橋台御頼み、利次公利常公も御普請場へ御出なさせら
れ、程なく御成就なり。この御用石は、伊豆山へ奉行人等それ遣わ
させられ、切り寄せ、江戸へ廻る。御國より鍛冶遣わされ候事。

一、万治元年、東都城廓御火災によりて、御天守台等以下、先規のことく
修造すべきの命下る。かつ諸侯家督相続以後、公用不相勅ざるの國々へ各
配當あり。こなた様へは天守台御石垣御普請の命下る。よつて三月九日、
中納言様小松御発駕、同廿二日江戸表へ御參府。御國より人夫二千五百
人、外に杖突・帳付け・めし番以下、しめて三千人の御団なり。今の御

一、乙十一月廿三日、板橋筋へ御成に付き、御家老中より御中層敷御門御
門等、足輕番人御人高の義、書き付け相調え候ところ、惣じてかようの
國り御家の御格に仕らず、その節の様子了簡に任かせ候ゆえ、高相國り
候ゆえ、諸事不埒になり候。御家の御格は、御家中諸組人高にて、御願
あそばされ候て、また、御道具の員数をもつて、御願い遊はさるとの差
別これあり候。仮令ば足輕等二十、三十、あるいは、五十などと、その
御道具數にて、御願遊ばされ候に付き、手替ならびに小頭は、その外員
の外相団る事に候、火事などにて御人数出候時分、組二十人候ばば、外
に小頭手替り小頭は出で申し候。御長柄等もその格に候。御歩組以上人
數にて御願いあそばされ候ゆえ、番頭また小頭等もその一組の内に相団
り、過人又その数も九人にて相応と存候處は、十人また八人にも事濟
み申し候。左候はば、十人の内小頭二人などと國り候えば、諸事きつぱ
りと仕り候處、何も左様の考えもなく、七人、九人あるいは十人など
と國り候に付き、見苦しく相見え申し候。同格に候。向後、左様の儀御
格に合い申さず候はば、御聞き届け遊ばされまじきよし、御せ出され候

小川長右衛門

後藤至兵衛

上屋敷に明地もなく、小屋懸け、晴いは、升屋市郎兵衛仕る。右の外仁作手木と申して、大坂より召し寄せられ、二百人あり。御入用は、五千貫目と申す事に候。御普請御奉行久世大和守殿なり。召し越され候御奉行等、かつ穴生名前左のごとし。このほか略し仕り候。

一、御天守台御成就に付、九月十二日、^(合意)利常公小松江邊城、小役人ハ翌年二月迄ニ帰ル、

一、御成就に付、^(合意)敵有院様被為成 上賢候、此時 ^(合意)相公様御十六之御歲也、御先立被遊候との事御座候、御草履召候事難成よしニ而、御天守

之石垣之辺、御門外より御はだし御先立被遊候、栗石ニ而御難義被遊候由、

兎角、此方様御先立者何方ニ而も御草履成不申よし、

一、御天守台御石垣御普請為御用、人持組頭下奉行七人、御馬廻組等下奉

行六人ならひニ定杖等罷起、夫々御用相勧候事、

一、御官御造営、寛永十六年後、^(合意)光高公御代也、右御造営中 ^(合意)利常公小松

5 級御出、御見分被為成候よし、御官御造営三事寄られ、御算用場の方

江山ヲ御附出之思召之様、伝來仕候、江戸表三面流行歌唄候ハ、加賀之

尾山者ほふて出ると唱候故、御指止ニ被為成候由、右御普請中甚右衛門

坂下ニ船商完之者、毎日參り居候所、御普請相済候上、右飴うり居不申

よし、其後江戸表三面、馬上ニ面參り候者有之、右飴うりニ能似タ人か

など詠候處、笑候而通り候よし、右様之御普請之節ハ、公義らかくし御

目附參り居候由、既ニ文化五年二之 御丸御造営之節、日用之中江二、

三人入交り、御城内江入込候よし、承り申候、御算用場の方江山ヲ御付

出御座候者、大手口御手配無頼与奉存、残念之義與奉存候、

一、武州江戸之地理、四神相應之神靈之地ニ而、繁昌タラン事は、永様之

比、万里和尚、其地ヲ見玉イテ曰、

一、御天守台御成就に付き、九月十二日、利常公小松へ遷城、小役人は、

翌年二月迄に帰ル。

一、御成就に付き、敵有院様上賢なさせらる。この時 相公様御十六の御

歳なり。御先立遊ばされ候との事御座候。御草履召候事がたきよしにて、御天守の石垣の辺御門外より御はだし、御先立遊ばされ候。栗石に

て、御難義あそばされ候よし。兎に角、此方様御先立は、何方にも御

草履なり申さざるよし。

ト伝古句ヲ引テ、後宋之瑞相有ト見立ラ、ル咄も有之、天正五丁丑年上

ト傳古句ヲ引テ、後宋之瑞相有ト見立ラ、ル咄も有之、天正五丁丑年上

憲含西嶺千秋雪

門繁ク東湖万里船

本多安房守殿

奥村因幡殿

青山將監殿

長左兵衛殿

大山内蔵助殿

菊池大学殿

宮田内蔵助殿

青山織部殿

穴生

戸波清兵衛

杉野茂兵衛

小川長右衛門

後藤至兵衛

杉輝虎公加州表御出陣之時、和尚ヲ同道ましめて、茶臼山ニ陣ヲ居ラレ、其地勢を見て茶臼山ヲ臥龍山ト名付ラレ、万里和尚此山より望景ヲ見て、金城之事ヲ褒ラル、題臥龍山

臣守四方金沢城

君祈万歳白山社

ト云對句ヲ作ラルト云伝、果而天正十一年癸未年、御居城トナシ玉ヒ、今世ニ到テ繁昌可云様なし、是亦不可思義ト可云歟、此外之義略仕、一、堂形ハ京都之三十三間堂間尺ヲ模サレ、射手之士ニ通り矢を稽古被仰付たる也、後年此跡ニ米藏を作トイヘリ、地名と成て堂形と云、別ニ米藏出来、是ヲ新堂形と云、初ノ地を古堂形ト云、

一、寛文十二年、今之御算用場西丁権現堂之下ニ移サル、万治年中迄御算用場・公事場一所に奥村老岐殿屋敷之前ニ有之、小松之士中引越候砌、公事場ハ越後丸之下岡崎備中隣、御算用場ハ金谷御門之外、堂形屋敷ニ移サル、最前之跡屋敷ハ、成田五兵衛ニ渡ル、
一、同十六年、關東筋大地震、江戸・御城升形、其外諸大名屋敷々井小家等破損、金沢ハ少々之地震、
一、宝永五年、此春大錢出來、毛錢十錢ニ通用可致旨、被仰出、去冬富士山燒、近國灰降ル、御普請シシテ、諸侯并旗本より百石ニ、二両充可上旨、被仰出候西、宰相様^{（西田）}も茂二万三百八十両御上也、江戸中夥敷灰降ル、

一、元禄十二年十二月廿三日申中刻、茶臼山崩るゝ、浅野川ヲ埋、川除之上ヲ越て濱家十五軒、組外塚本左内・御大工中村久太夫・中村勘左衛門・御縫工人加藤仁兵衛・御扶持方大工小右衛門横死、依之御普請奉行御馬廻組茨木左太夫・梅大学・生駒万兵衛・山崎彦右衛門・富永權之助・大橋九郎兵衛・荒木六兵衛・大原十左衛門被仰付、

一、御天守台御石垣御普請御用として、人持組頭下奉行七人、御馬廻組下奉行六人、ならびに定杖等罷り越し、それぞれ御用相勧め候事。
一、御官御造営、寛永十六年後光高公御代なり。御造営中、利常公小松より御出、御見分なさせられ候事。御官御造営に事寄せられ、御算用場の方へ山を御附き出しの思召の様伝來仕り候。江戸表にて流行歌唄候は、「加賀の尾山はほうて出る」と唄い候ゆえ、御指し止めになさせられ候由、右御普請中甚右衛門坂下に船商売の者、毎日参り居り候ところ、御普請相済み候上、船うり居り申さざるよし、その後江戸表にて馬上に入り交り、御城内へ入り込み候よし、承り申し候。御算用場の方へ、山を御付け出し御座候は、大手口御手配無類と存じ奉り、残念の義と存じ奉り候。

一、武州江戸の地理、四神相応の神靈の地にて、繁昌たらん事は、永禄のころ、万里和尚、其地を見たまいて曰く、

窓含西湖万里船

一、宝永五年、此春大錢出來、毛錢十錢ニ通用可致旨、被仰出、去冬富士山燒、近國灰降ル、御普請シシテ、諸侯并旗本より百石ニ、二両充可上旨、被仰出候西、宰相様^{（西田）}も茂二万三百八十両御上也、江戸中夥敷灰降ル、

と云う古句を引て、後采えの瑞相ありと見立てらるる話もこれあり候。天正五丁丑の年、上杉輝虎公、加州表御出陣の時、和尚を同道ましまして、茶臼山に陣を居られ、その地勢を見て、茶臼山を臥龍山と名付けられ、万里和尚この山より、望景を見て、金城の事を褒らる、題臥龍山

という対句を作らると云い伝う。果して天正十一年癸未年より御居城と

一、延宝四年六月朔日之夜より一ヶ月之間、能州外浦の海上焼テ、夜中人之面見分ル程之あかるき也。

一、同六年御算用者小頭初而出、齊藤四郎左衛門・寺岡与兵衛・生駒四兵衛・桐山吉兵衛、此四人也。昔ハ御算用者与小算用者と二様有之よし、御知行被下候分ハ御算用者、新ニ被召抱御切米被下候分ヲ小算用者と申候歟、

一、元禄十三年二月二日、茶臼山再崩、新川筋ヲ埋、怪我人ハなし、

一、寛文十二年六月、能州虚空三太鼓之声聞江て、廿日計程不止、其秋大風、五穀不熟、

一、同三年五月大地震、御城中御石垣崩所等、公辺江御届之事、

一、同十一年六月廿二日笠前村非人小屋被仰付、非人ヲ被入、

一、元禄十五年十二月晦日、御普請奉行高畠久兵衛・高木庄兵衛・浅加十郎左衛門閉門被仰付、不調法之品ハ奇日・御星敷打渡し候様承伝候、

一、同八年飛州高山魔城為御用、御普請奉行前田清八・穴生杉野伝右衛門罷越候、御家中役小者二百人可被召連由被仰渡、其後百人減シ、残百人者

飛・手木・日用之者、可被召連旨、被仰渡候、其余者略仕候、

なしたまい、今世に到て繁昌いうべき様なし。これまた不可思議と云うべきか。この外の義理し仕る。

一、堂形は、京都の三十三間堂の間尺を模され、射手の士に、通り矢を稽古仰せ付けるたるなり。後年この跡に米藏を作るといえり。地名となりて堂形と云う。別に米藏出来、これを新堂形と云う。初めの地を古堂形と云う。

一、寛文十二年、今の御算用場西丁権現堂の下に移さる。万治年中まで御算用場・公事場一所に奥村壱岐殿屋敷前にこれあり。小松の土中引越し候みぎり、公事場は、越後丸の下岡鳴唄中隣、御算用場は、金谷御門の外堂形屋敷に移さる。最前の跡屋敷は成田五兵衛に渡る。

一、同十六年、関東筋大地震、江戸御城升形、そのほか諸大名屋敷屋敷、ならびに小家等破損す。金沢は、少々の地震震。

一、宝永五年、この春大錢出来。一錢を十銭に通用致すべき旨仰せ出さる。去冬富士山焼き、近國灰降る。御普請として、諸候ならびに、旗本より百石に付き、二両あて上ぐべき旨、仰せ出され候て、宰相様よりも、二万三百八十両御上なり。江戸中おびただしき灰降る。

一、元禄十二年十二月廿三日申中刻、茶臼山崩る。浅野川を埋め、川除けの上を越えて渕岸十五軒、組外塚本左門・御大工中村久太夫・中村勘

左衛門・御細工人加藤仁兵衛・御扶持方大工小右衛門横死。これにより、

御普請奉行馬廻組茨木左太夫・梅大学・生駒万兵衛・山崎彦右衛門・

富水権之助・大橋九郎兵衛・荒木六兵衛・大原十郎左衛門仰せ付ける。

一、延宝四年六月朔日の夜より、一ヶ月の間、能州外浦の海上焼けて、夜中人の面見分る程のあかるきなり。

一、同六年御算用者小頭初めて出来、齊藤四郎左衛門・寺岡与兵衛・生駒四兵衛・桐山吉兵衛、この四人なり。昔は御算用者と小算用者と二様二

れあるよし。御知行下され候分は、御算用者、新に召し抱えられ、御切
米下され候分を小算用者と申し候が。

一、元禄十三年二月一日、茶臼山再び崩れ、新川筋を埋める。怪我人はなし。

し。

一、寛文十二年六月、能州虚空に太鼓の声聞えて、二十日ばかり程止まず。

その秋大風、五穀不熟。

一、同三年五月、大地震、御城中御石垣崩れ所等、公辺へ御届けの事。

一、同十一年六月廿二日、笠幡村非人小屋仰せ付けられ、非人を入れらる。

一、元禄十五年十二月晦日、御普請奉行高畠久兵衛・高木庄兵衛・浅加

郎左衛門、閉門仰せ付けらる。不調法の品は、奇日に御屋敷打ち渡し候
様、承わり伝え候。

一、同八年飛州高山廃城御用として、御普請奉行前田清八、穴生

後藤勘左衛門・杉野伝右衛門・罷り越し候。御家中役小者二百人召し連れらるべきよし仰

せ候さる。その後百人減じ、残り百人は、飛・手木・日用の者召し連れ
らるべき旨、仰せ渡され候。その余は、略し仕り候。

飛州高山へ役人罷り越し候事、

一、飛州高山江為御用、役人百人之内、杖突拾人附被遣候間、役知之人々
江相触可被申候。

右之趣、前田清八殿、三郎右衛門方より申来候。以上、

亥
三月十八日　　御普請会所

人持組　御馬廻組　下奉行中

一、同九年前田清八町御奉行被　仰付、

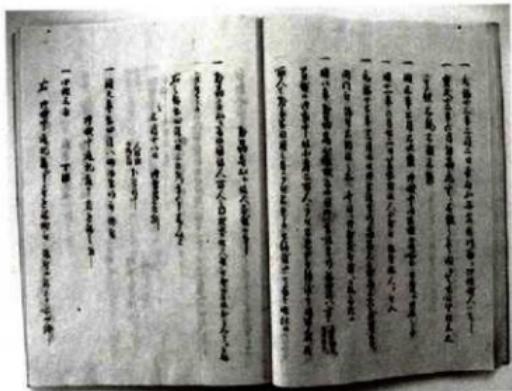
御城中通札落申者過銀之事

亥
三月十八日　　御普請会所

人持組　御馬廻組　下奉行中

一、同九年前田清八、町御奉行仰せ付けらる。

御城中通札落し申す者過銀之事



一、四拾三匁 丁銀

右、御城中通札落申ニ付、過銀就彼 仰付候、指上申所如件、

所件のごとし。
右、御城中通札落し申すに付き、過銀仰せ付けられ候。指し上げ申す

延宝二年二月二日

長瀬善右衛門役人 六兵衛

松原市右衛門殿

長瀬善右衛門役人
六兵衛

神戸七左衛門殿

松原市右衛門殿

右、御城中通札落申ニ付、過銀為上申候、過料銀之内江御請取可被成候、

以上、

松原市右衛門 印

神戸七左衛門 印

松本惣左衛門相添、割場江遣候所、右証文相調、

割場六兵衛ニ指添、会所ニ遣候よし、

場印有之切手、役人落シ候事

一、前月大音六郎家來野村知右衛門、場印有之才川懸役人入切手ヲ落申ニ付、其砌御普請奉行高畠久兵衛御用番江申上、先例之通、右切手拾ヒ申者有之候哉之旨、町会所江申遣、町中相触候而度、拾ヒ申者無之旨、今般申來候、則御用番江其段申上、右六郎家來、最前より御普請会所江罷出候義、為指扣置申候、前々之通、相勤候様可仕哉之旨、相伺申候處、然者左様可仕候、去共、六郎義ハ、対馬殿組之様、御覺被成候間、対馬殿下奉行へ申渡、向後之為候条、急度しかり、其上ニ面赦免可然由、被仰渡候事、

一、御当家御代々 将軍家より御判物御頂戴、利長公御代ハ信長公、秀吉公より御墨附、或ハ御朱印歟、御頂戴被成候哉、家康公より慶長十九年初面

一、前月大音六郎家來野村知右衛門、場印これあり、才川懸役人入切手を落し申すに付き、其砌高畠又兵衛御用番へ申し上げ、先例の通り、右切手拾い申す者これあり候哉之旨、町会所へ申し遣わす。町中相触候ても拾い申者これなき旨、今般申來り候。すなむち御用番へその段申し上げ、右六郎家來最前より御普請会所へ罷り出で候儀、申し控えさせ置き申候。前々の通り、相勤め候様、仕るべきやの旨、相伺い申し候處、然らば、左様仕るべく候。されども、六郎義は、対馬殿組の様御見えなされ候間、対馬殿下奉行へ申し渡したす。向後のため候条、急度しかり、その上にて赦免然るべき由仰せ渡され候事。

一、御当家御代々 将軍家より御判物御頂戴、利長公御代ハ信長公・秀吉

(古通) 利常公御判物御頂戴之案文左之通、

加賀・越中・能登三ヶ国之事

一円被 仰付訖、者守此旨、可抽忠孝者也、依如件、

慶長十九年九月十六日 家康御直判

松平筑前守殿

又家綱公と寛文四年、(古通) 純利公改御頂戴御判物之古案左之通、但、最初者

富山・大聖寺江ハ、御判物不相渡、利常公 御逝去之以後、有故如此、

加賀・能登・越中三ヶ國百二十万二千七百六十石之内、加州江沼

郡・能美郡之内七万石、越中守負郡・新川郡之内、(古通) 壱万石以上、

拾八万石余除之、百二万一千七百六十石、并近江國高崎郡之内、

岡村二千二百六十石余、都合百二万五千石余別ニ有 如前、宛行之

乾、全可被領知状如件、

寛文四年四月五日 家綱御判

加賀
中将殿

越中国婦負郡百十村、新川郡之内七十三ヶ村、都合十万石、如前々
宛行之事、全可領知状如件、

寛文四年四月五日 家綱御判

富山
(古通)

侍従とのへ
加賀國江沼郡百三十ヶ村、能美郡之内六ヶ村、都合七万石、如前々

宛行之事、可領知者也、

寛文四年四月五日 家綱御判

松平飛驒守とのへ

公より御墨付き、あるいは御朱印か、御頂戴なされ候や。家康公より慶長十九年初めて利常公御判物御頂戴の案文左の通り、

加賀・越中・能登三ヶ国之事一円仰せ付けられおわんぬ。てえれ

ば、この旨を守り忠孝にぬきんすべきものなり。よつて件の」と

し。

慶長十九年九月十六日 家康御直判

松平筑前守殿

また家綱公より寛文四年、純利公、改めて御頂戴御判物の古案左の通り、

ただし、最初は富山・大聖寺へは御判物相渡さず。利常公 御逝去の以

後、ゆえあり、かくの」とし。

加賀・能登・越中三ヶ國百二十万二千七百六十石のうち、加州江

沼郡・能美郡のうち七万石、越中守負郡・新川郡のうち十万石、

能登四郡のうち一万石以上、十八万石余これを除く、百二万二千

七百六十石、ならびに近江國高島郡のうち岡村二千二百六十石、

都合百二万五千石余別ニ有 あり前のごとく宛がいおわんぬ。全く

領知せらるべきの状、件のごとし。

寛文四年四月五日 家綱御判

加賀
中将殿

越中国婦負郡百十村、新川郡のうち七十三ヶ村、都合十万石前々
のごとく宛がいの事。全く領知すべきの状、件のごとし。

寛文四年四月五日 家綱御判

富山
(古通)

侍従とのへ
加賀國江沼郡百三十ヶ村、能美郡のうち六ヶ村、都合七万石、前々

のとく宛がいの事。領知すべきものなり。

寛文四年四月五日

松平飛騨守どのへ

今津弘川御知行高之事

一、今津御知行高千百五十九石八斗三升九合、

一、弘川御知行高千百石四斗四升三合、

合式千武百六十石武斗八升武合、

右両所之事 豊臣卿より芳春院様江為粧田賜ル、又一説ニ徳川家より上

洛之砌、御馬之為餌料、利常公御拌領之由、両説区二付、委承候処、

文禄二年 豊臣公より芳春院様江為粧田賜り、芳春院様元和二年

薨去、此年後 利常公より秀忠公江御返上候処、又翌年 秀忠公より再び

利常公御拌領之旨、今津甚四郎物語仕候、私ニ曰、今津・弘川・利常

公御拌領者元和五年、芳春院様薨去、又翌年奉申候、

一、太閤様御代文禄二年、江州今津・弘川一千二百六十石芳春院様江為粧

田被進、

海津 中村町 百七十老石九斗八升

一、手取川高、高畠石見守城地者、昔門跡の家司坪坂新五郎親長五郎築之

よし、且野田山松すかし不申様、利家公被仰出、是は、石見守野心

有之故、野田山ニ取出築候而ハ六ヶ敷故ニ候、墓所被仰付候義も右御

心持ニ而御座候哉、

一、御城辺兩橋之内、火事之節石川御門・河北御門、御馬廻頭并大組足軽

頭組召連相固メ候、河北御門の方ハ、御馬廻頭組越後屋敷江相集り、石川

の方ハ、蓮池御堀端ニ前々有之候処、今程堂形江集り申よし、享保十一

年之比、右之通相成候由、蓮池御露路の方、三十人頭井手木足軽召連相

今津弘川御知行高の事

一、今津御知行高千百五十九石八斗三升九合、

一、弘川御知行高千百石四斗四升三合、

合式二千二百六十石二斗八升二合、

右両所の事、豊臣卿より芳春院様江為粧田として賜わる。また一説に、徳

川家より御上洛の砌、御馬の餌料として、利常公御拌領の由、両説区に

付き、委しく承り候処、文禄二年 豊臣公より芳春院様江為粧田として賜

り、芳春院様江為粧田として賜わる。この年の後ち、利常公より秀忠公へ御返

上候ところ、また、翌三年、秀忠公より再び利常公御拌領の旨、今津甚

四郎物語仕まつり候。私に曰く、今津・弘川・利常公御拌領は、元和五

年、芳春院様薨去、また翌年と承り申し候。

一、太閤様御代、文禄二年、江州今津・弘川一千二百六十石、芳春院様江

為粧田として進らせらる。

海津 中村町 百七十一石九斗八升

一、手取川高、高畠石見守殿城地は、昔、門跡の家司坪坂新五郎親長五郎

築之を築くよし。かつ野田山松すかし申さざるよう、利家公仰せ出さ

る。石見守野心これあるゆえ、野田山に取出、築き候ては、むつかしき

ゆえに候。墓所仰け付られ候義も、右御心持にて御座候哉。

一、御城辺り兩橋のうち、火事の節、石川御門・河北御門、御馬廻頭なら

びに大組足軽召連相固め候。河北御門の方は、御馬廻頭組、越後

屋敷へ相集り、石川の方は蓮池御堀端に前々これあり候所、今程堂形へ

備候様被命、右御馬廻頭ハ、前々之通、御門江罷出組者、堂形ニ屯仕候よし、

一、諺ニ手上免と申事有之候、三ヶ国一統改作之法成就、越中・能州ハ平均免三ツ八歩、加州者三ツ三歩ニ振候所、百姓共結構ニ被仰付、過分之御助也、無勿軸義与、一統五步充、指上申度奉願候、神妙之段御聞届、是より加州ハ三ツ八歩、能越ハ四ツ四歩也、依而諸士中増免被下候刻、加州ハ三ツ六歩、能越ハ四ツ七歩ニ定被下、二歩ハ公義江納ル、是ヲ百姓之手上免と云、

一、夫銀者慶長十五年之比、御領國之百姓も人夫を以、御用井御家中共ニ用事ヲ相立候處、農業ニ指支候旨を以相断、夫錢として出ス也、今云、夫銀是也、元祿之初迄ハ中村源右衛門方ニ老母有之候、是は百姓も夫銀ニつかへ、人を以代りとしたる故、久敷召仕、源右衛門方ニ面死ス、諺ニ夫銀ばゞと云、

一、慶長十一年金沢、利常公御婚礼之節ハ御國許江御入奥と承る、御附属之御家老興津内記殿、御用人は由比民部殿・矢野所在衛門殿、矢部覺右衛門殿、新丸・石川御門の下ニ江戸町とて長屋ヲ建、夫々被入置、

一、昔は、御本丸南の方ニ沢有、此沢ヲ金洗沢と云しか、中略して金沢と云、佐久間居住之時も也、金洗沢と云ハ、此沢ニ面鉄ヲ洗候故歟、鉄砂を掘出す共、又金之砂を堀出し候共いふ、不詳、何處金生有之理然也、

金沢と名付し事

金沢と名付けし事

一、昔は、御本丸南の方に沢あり。この沢を金洗沢と云しか。中略して金沢と云う。佐久間居住の時よりなり。金洗沢と云うは、この沢にて鉄を洗い候ゆえか、鉄砂を掘り出すとも、また金の砂を堀り出し候ともいう。

集り申すよし。享保十一年のころ、右の通り相なり候由、蓮池御露路の方三十人頭手木足輕召し連れ、相備え候様命ぜらる。右御馬廻頭は、前々の通り、御門へ罷り出で、組は堂形に屯し仕り候。

一、諺ニ手上免と申す事これあり候、三ヶ国一統改作の法成就し、越中・能州は、平均免三ツ八歩、加州は、三ツ三歩に極め候所、百姓共結構に仰せ付けられ、過分の御助けなり。もつたいなき義と、一統五歩あて指し上げ申たく、願い奉り候。神妙の段御聞き届け、これより加州は三ツ八歩、能・越は四ツ四歩なり。よつて諸士中へ増免下され候きざみ、加州は三ツ六歩、能・越は四ツ一歩に定め下され候。二歩は、公義ハ納れる。これを百姓の手上免という。

一、夫銀は、慶長十五年のころ、御領國の百姓より人夫をもつて、御用ならびに御家中共に用事を相立て候處、農業に指し支え候旨をもつて相断り、夫錢として出するなり。今いう夫銀これなり。元祿の初めまでは、中村源右衛門方に老母これあり候。これは百姓より夫銀につかえ、人をもつて代りとしたるゆえ、久しく召し仕かい、源右衛門方にて死す。諺に夫銀ばゞという。

一、慶長十一年、利常公御婚礼の節は、御國許へ御入奥と承る。御附属の御家老興津内記殿、御用人は由比民部殿・矢野所在衛門殿、矢部覺右衛門殿、新丸・石川御門の下に江戸町とて長屋を建て、それぞれ入れ置かる。

金ハ万代不朽之心、沢ハ金育スル理、何レも長久ヲ象テ加府之通称となり、又、鉄ハ國之大宝成と知ヘし、第一武具・農具用る品なれ者、重宝也、金銀者公家、鉄者武家与 東照宮御遺訓にも有之候得共、何茂重宝物事、不摘ては成就仕かね申事ニ候。

一、金沢ニ兩説有、本多殿向、往古太田但馬守殿屋敷跡、南ニ沢有、此沢とも云ふ、御本丸下之沢共、兩説不儘、何茂 御城之南ニ当ルなり、

不詳、何も金生これある理然なり。金は万代不朽之心、沢は金育する理、何れも長久をかたどりて加府の通称となる。

また、鉄は國の大宝なりと知るべし。第一武具・農具用いる品なれば、重宝なり。金銀は公家、鉄は武家と 東照宮御遺訓にもこれあり候得ども、何も重宝物事、摘わすでは、成就仕りかね申す事に候。

一、金沢に兩説あり。本多殿向い、往古太田但馬守殿屋敷跡、南ニ沢あり。この沢とも云う。御本丸下の沢とも、兩説皆ならず。何も御城の南に当るなり。

戸室山御石 御定夫付之事

一尺六方

一、巷尺五寸五尺四寸迄

冬堀人八夫

一、巷尺五寸五尺三寸迄

夏堀人五夫

一、巷尺五寸五尺二寸迄

冬武人

一、巷尺五寸五尺一寸迄

夏堀人八夫

一、巷尺五寸五尺迄

冬武人八夫

一、巷尺五寸五尺迄

夏武人

一、巷尺五寸五尺迄

冬武人八夫

一、巷尺五寸五尺迄

冬武人五夫

一、巷尺五寸五尺迄

冬四人

一、巷尺五寸五尺迄

夏三人五夫

一、巷尺五寸五尺迄

夏四人

一、巷尺五寸五尺迄

夏四人五夫

右は、一尺六方の夫付け、この算用を以つて、三丈迄人力団り仕り候事、人力付の義、四夫迄は捨て、五夫より一人に相究めるべき事、平石の儀、知りがたく御座候間、御相見御奉行衆と相談の上をもつて、目分量次第、人力付け仕るべき事。

戸室山御石 御定夫付の事

一尺六方

一、一尺より一尺四寸迄

冬一人八夫 夏一人五夫

一、一尺五寸より三尺五寸迄

冬二人 夏一人八夫

一、三尺六寸より六尺五寸迄

冬二人八夫 夏二人五夫

一、六尺六寸より九尺五寸迄

冬二人八夫 夏二人五夫

一、九尺六寸より一丈三尺五寸迄

冬四人 夏三人五夫

一、一丈三尺六寸より一丈六尺五寸迄

冬四人五夫 夏四人

一、一丈六尺六寸より一丈九尺五寸迄

冬五人 夏四人五夫

一、一丈九尺六寸より二丈三尺五寸迄

冬五人一夫 夏四人八夫

一、二丈三尺六寸より二丈六尺五寸迄

冬五人五夫 夏五人二夫

一、二丈六尺六寸より三丈迄

冬五人八夫 夏五人五夫

一、丈九尺六寸五丈三尺五寸迄 冬五人奄夫

夏四人八夫
冬五人五夫

一、武丈三尺六寸五丈六尺五寸迄

夏五人二夫
冬五人一夫

一、丈六尺六寸五丈迄

夏五人八夫
冬五人五夫

右者老尺六方之夫付、此算用を以、三丈迄人力因り可仕候事、

一、人力付之義、四夫迄ハ捨、五夫迄ハ老人ニ可相候事、

一、平石之義難知御座候間、御相見御奉行衆与相談之上を以、目分量次第、

人力付可仕事、

一、引石之義、平石同断之事、

一、石釣運ヒ候一日、道団り之義、戸室・鷹巣井宮腰迄金沢迄夏冬一帰光

之事、

一、栗山・坪野・能州滝石ハ、戸室石夫懸ニ二割増之事、

一、水見庄之内、小境石、戸室同前之事、

一、鶴川・土合・水見庄石井鷹巣石ハ、戸室夫懸ニ五夫劣之事、

一、二十人迄内、釣石夫付肩下当りニ候得者、棒不足仕候条、一人充、

懸増之事、

俱利石為持候一日道団り

一、三月迄八月迄一日七里運之事、

一、九月迄二月迄一日五里運之事、

右之通、割場御奉行衆、御相談之上を以、如此御座候、以上、

万治三年五月廿三日

人持
下奉行名

一、引石の義、平石同断の事。

一、石釣り運び候一日、道団りの儀、戸室・鷹巣、ならびに宮腰より金沢迄夏冬一帰りての事。

一、栗山・坪野・能州滝石は、戸室石夫懸りに二割増の事。

一、水見庄之内、小境石、戸室山同前の事。

一、鶴川・土合・水見庄石ならびに、鷹巣石は、戸室夫懸りに五夫劣りの事。

一、二十人よりうち、釣り石夫付け肩下り半当りに候得ば、棒不足仕り候条、一人あて、懸け増しの事。

澤田次郎左衛門殿

村 善右衛門殿

岡田十右衛門殿

右石夫付人足団り、下奉行中相究通、可有才許者也、

前田対馬 今枝民部

奥村因幡

津田次郎左衛門殿

村 善右衛門殿

岡田十右衛門殿

右、石夫付、各団り之通、於御寄合所、相究候条、可被得其意候、以上、

御普請会所

人持 馬廻 下奉行中

朱二面付札

一、三丈六寸より三丈六尺五寸迄

冬六人奄夫
夏五人八夫

朱にて付札
一、三丈六寸より三丈六尺五寸迄

冬六人一夫
夏五人八夫

一、三丈六尺六寸より四丈迄

冬六人七夫
夏六人四夫

朱にて付札
一、三丈三尺六寸より三丈六尺五寸迄

冬六人四夫
夏六人一夫

右三丈より上之夫付 御定無之三付、小幡宮内窓申所、何處致相談、夫懸

可仕貰、被仰渡候ニ付、先此通可被致候、以上、

右、三丈より上の夫付け、御定これなきに付き、小幡宮内窓い申す所、

何れも相談いたし、夫懸り仕つるべき旨、仰せ渡され候に付、先ずこの通り、致さるべく候、以上。

午 九月十四日 人持 御普請会所

御馬廻 下奉行中

右付紙之通、夫付申來候に付、先下奉行中心得を以、団置、

人持 下奉行名

澤田次郎左衛門殿

村 善右衛門殿

岡田十右衛門殿

右、石夫付け人足団り、下奉行中相究める通り、才許あるべきものなり。

前田対馬 今枝民部

奥村因幡

津田次郎左衛門殿

村 善右衛門殿

岡田十右衛門殿

右、石夫付け、各団りの通り、寄合所において、相究め候条、その意を得らるべく候、以上。

御普請会所

人持 馬廻 下奉行中

朱二面付札

一、三丈三尺六寸より三丈六尺五寸迄

冬六人四夫
夏六人奄夫

朱にて付札
一、三丈六寸より三丈六尺五寸迄

冬六人七夫
夏六人四夫

一、三丈六尺六寸より四丈迄

冬六人四夫
夏六人一夫

右三丈より上之夫付 御定無之三付、小幡宮内窓申所、何處致相談、夫懸

可仕貰、被仰渡候ニ付、先此通可被致候、以上、

右、三丈より上の夫付け、御定これなきに付き、小幡宮内窓い申す所、

何れも相談いたし、夫懸り仕つるべき旨、仰せ渡され候に付、先ずこの通り、致さるべく候、以上。

一、四丈六寸より四丈三尺五寸迄

冬七人

夏六人七夫

冬七人三夫

夏七人

冬七人六夫

夏七人三夫

冬七人

夏六人七夫

冬七人三夫

夏七人

冬七人

夏六人七夫

冬七人三夫

夏七人

冬七人

夏六人七夫

冬七人三夫

夏七人

冬七人

夏七人

右御折紙写如此候条、可被得其意候、以上、

御普請会所

人持組下奉行中

右、御折紙写し、かくのべく候条、その意をえらるべく候。以上。

御普請会所

午九月十四日

御普請会所

人持
御馬廻下奉行中

右、付け紙の通り、夫付け申し來り候に付き、先ず下奉行中心得を以て、
因り置く。

一、四丈六寸六寸より五丈迄

冬七人

夏六人七夫

冬七人三夫

夏七人

冬七人

夏六人七夫

冬七人三夫

夏七人

冬七人

夏六人七夫

冬七人三夫

夏七人

冬七人

辰
四月十三日
御家中人持組頭より御雇手木仕い、一人に付き、出入一人半あて、石切並二可
被指遣候、以上、

辰
四月十一日

御家中人持組頭より御雇手木仕い、一人に付き、出入一人半あて、石切並二可
並に指し遣わざるべく候。以上。

辰
四月十三日

御家中人持組頭より御雇手木仕い、一人に付き、出入一人半あて、石切並二可
並に指し遣わざるべく候。以上。

辰
四月十三日
御家中人持組頭より御雇手木仕い、一人に付き、出入一人半あて、石切並二可
並に指し遣わざるべく候。以上。

辰
四月十一日

御家中人持組頭より御雇手木仕い、一人に付き、出入一人半あて、石切並二可
並に指し遣わざるべく候。以上。

辰
四月十三日

御家中人持組頭より御雇手木仕い、一人に付き、出入一人半あて、石切並二可
並に指し遣わざるべく候。以上。

辰
四月十一日

御家中人持組頭より御雇手木仕い、一人に付き、出入一人半あて、石切並二可
並に指し遣わざるべく候。以上。

辰
四月十三日

御家中人持組頭より御雇手木仕い、一人に付き、出入一人半あて、石切並二可
並に指し遣わざるべく候。以上。

辰
四月十一日

御家中人持組頭より御雇手木仕い、一人に付き、出入一人半あて、石切並二可
並に指し遣わざるべく候。以上。

辰
四月十三日

御家中人持組頭より御雇手木仕い、一人に付き、出入一人半あて、石切並二可
並に指し遣わざるべく候。以上。

辰
四月十一日

御家中人持組頭より御雇手木仕い、一人に付き、出入一人半あて、石切並二可
並に指し遣わざるべく候。以上。

辰
四月十三日

御家中人持組頭より御雇手木仕い、一人に付き、出入一人半あて、石切並二可
並に指し遣わざるべく候。以上。

二十人石切御定等之事

一、万治二年之御定、役知より石切手木持張高之事有之候、依面石切ハ、割場懸之者ニ而、寛文十年二十人石切懸有之、左ニ調置申候、且石切調、棟取役所江指出候迄、切手仕立、場印請、割場江石切持參、切手高之通、通ニ記シ、割場御印請、書替ハ正月より六月迄、七月より十二月迄二通ニシテ渡シ申候、石切請取來り、御扶持人石切江相渡、棟取ノ所江達、同所より下奉行江渡、御算用者、惣役算用跡付ニ仕立申候、

一、石切者、老人五歩ニ相立候事、

一、拾五人　二十人石切

右石切共、一ヶ月三日充之休日有之候所、只今迄御石垣御用無之節も無休召仕、右休日之節、銀子ニ而相渡候得共、今般註義之趣、指止メ候采、右石切共、毎月割場より其場江被引請、御石垣御用之外者、休日ニ而可被相

二十人石切御定等の事

一、万治二年の御定に、役知より石切手木持張高の事これあり候。よつて石切は、割場懸りの者にて、則ち寛文十年二十人石切懸りこれあり。左に調え置き申し候。かつ石切御算用は、去七月より今六月迄御馬廻下奉行算用立てて、当七月より来年六月迄、人持下奉行相立て申し候。

一、毎月二十人石切張高御扶持人石切未進これある分、高引、正味人高小紙ニ紙に調え、棟取役所へ出し出し候迄、切手仕立て、場印請け、割場へ石切持參、切手高の通り、通に記し、割場御印請け、書き替えは正月より六月迄、七月より十二月迄二通にして渡し申候。石切請け取り來り、御扶持人石切へ相渡し、棟取の所へ達し、同所より下奉行へ渡す。御算用は惣役算用跡付に仕立て申し候。

一、石切は、一人五歩に相立て候事。

寛文三年御定

一、二十人石切、三十日之内、三日・正月三日・盆三日・五節旬・御一門様方御年忌御法事有之砌、為休可申候、但、急御用之刻者、可為格別、公義御用無之時ハ、割場懸之面を以、算用可相立、未進有之候ハ、一日二銀子六分充、役銀所江可上之、過上仕候者、六分充、役銀之内を以、可相渡候事、但、御一門様方御法事之節、為休申義者、元禄七年相止ミ候事、

覺
一、拾五人　二十人石切
右石切共、一ヶ月三日充之休日有之候所、只今迄御石垣御用無之節も無休召仕、右休日之節、銀子ニ而相渡候得共、今般註義之趣、指止メ候采、右石切共、毎月割場より其場江被引請、御石垣御用之外者、休日ニ而可被相止み候事。但し、御一門様方御法事の節、休ませ申す義は、元禄七年、

寛文三年御定め

一、二十人石切、三十日のうち三日、正月三日・盆三日・五節旬・御一門様方御年忌御法事これある砌、休ませ申すべく候、但し、急ぎ御用の刻は、格別たるべし。公義御用これなき時は、割場懸りの面をもつて、算用相立つべし。未進これあり候ばば、一日に銀子六分あて、役銀所へこれを上ぐべし。過上仕候はば、六分あて、役銀の内をもつて、相渡すべく候事。但し、御一門様方御法事の節、休ませ申す義は、元禄七年、

右、石切共一ヶ月三日あての休日これあり候所、只今迄御石垣御用これ

渡候、若不參之者之義者、前々之通、可被相心得候事、

丙子閏

十一月朔日

村井豊後守 印

菊池弥四郎殿

山崎小右衛門殿

成田宇左衛門殿

但、宝曆五年也、

上ハ書

寛文十年

御割場より二十人石切懸り之写

五月分

二十人石切懸り之覚

一、武拾人 戸室山三面石切

玉井藤左衛門 懸
有賀半右衛門 懸

寺西左平次

右奉行人指出之留、遂吟味候事、可被相渡處如件、

寛文十年五月朔日

高山 勘兵衛殿

荒木 善太夫殿

武部四郎兵衛殿

但、此三人御普請奉行二面、御座候、毎月如此二面、石切請取也、

一、右夫団り、万治二年御定与相成申候、両下奉行数年相様シ、後々不支所見切御達申上候義、一通之義ニハ無之、骨折之程、感入候、右夫団之通、勿論、當時度指支申義者無之、ケ様ニ御定、夫団リニ相成候まで

なき節も休みなく召しつかう。右休日の節、銀子にて相渡し候得共、今般詮義の趣、指止め候条、石切共毎月割場よりその場へ引き譲れられ、

御石垣御用のほかは、休日にて相渡さるべき候。もし不參の者の義は、前々の通り、相心得らるべき候事。

丙子閏

十一月朔日

村井豊後守 印

菊池弥四郎殿

山崎小右衛門殿

成田宇左衛門殿

ただし、宝曆五年なり

うわ書

寛文十年

御割場より二十人石切懸りの写

五月分

二十人石切懸りの覚

一、二十人 戸室山にて石切

玉井藤左衛門 懸
有賀半右衛門 懸

寺西左平次

ただし、この三人山奉行・道奉行なり。

右、奉行人指出し出しの留め、吟味をとげ候条、相渡さるべき処、件のごとし。

寛文十年五月朔日

割場

高山 勘兵衛殿

荒木 善太夫殿

武部四郎兵衛殿

ハ、大義至極、往古ハ兩下奉行大役、且山奉行・道奉行大役、雖所之道ヲ大石ヲよく釣申候、是皆奉行等之采幣、又戦國之人者、強氣之所も可有之、大人數を以、釣候故、役小者少弱き者ハ、多ク死候由、往古之道等、當時之道、比候得者、格別之違ニ御座候。

一、引石之義、平石同断与前ニ調有之候得共、此節之詮義方ハ、如何候哉、引石ニ而茂、根元夫団リ不仕面ハ、人數付相成候、修羅車、或ハ台車、杯ニ而、理不尽ニ引候様、相見江、宝曆年中地車出來、甚弁利御座候、此一卷末ニ委曲、夫団等之義、相調置申候。

一、戸室山より中山迄、四千石余の御石釣出相濟候上、戸室山御覺ニ御座候、戸室山より中山迄ハ、一里半の道程、必一里半の夫付可有之、右ニ調有之、御定夫団リハ、戸室山より御城中迄釣出候、夫団リ御座候、然處、右中

山へ釣出候、夫団リ、且御焼失前、中山より御城中江釣出候所、夫付之訳合、私共役所両下奉行役所ニ及見江當り不申候、天明八年橋爪御檣台御石垣御普請、被仰付、足シ石中山より釣出申候ニ付、夫付之義、御奉行衆へ相達、両下奉行度々示談仕候上、はかゝ敷相究不申ニ付、役小者ニ為釣候上、相様シ、相極め申候、戸室山より御城中江百人ニ而、釣出候御石者、中山より御城中江八十人ニ而、釣出候事ニ治定仕候、其節之奉行金森猪之助殿・阿部昌左衛門殿・村八郎左衛門殿へ委曲相達、承知ニ御座候、以來、右之趣を以、釣出申候、右ハ二夫引申もの御座候、遠近之差ヒ無之而ハ、夫付と申かたく御座候、夫付者、不輕義、御座候間、能々ためし可相極事御座候。

寛永十一年
一、玉泉院様御泉水御普請者、^(合)利常公御隨居前ニ御座候、大キ成御普請与承伝、木石數多所々より御取寄、能州ニがめ石有之、御取寄為御用、奉行人被遣、両下奉行、役小者召連罷越、宮腰浦江着船水上仕、大石ニ候

ただし、この三人御普請奉行にて御座候、毎月かくのときにて、石切請け取るなり。

一、右夫団リ、万治二年御定と相なり申し候。両下奉行數年相様し、後々支えざる所、見切り、御達し申し上げ候義、一通の儀にてはこれなく、骨折の程、感じ入り候。右夫団リの通り、もちろん、當時も指し支かえ申候義はこれなく、かように御定め、夫団リに相なり候までは、大義至極、往古は両下奉行大役、かつ山奉行・道奉行大役、雖所の道を大石をよく釣り申し候。これ皆道奉行等の采幣、また、戦國の人は、強氣の所もあるあるべく、大人數をもって、釣り候ゆえ、役小者少し弱き者は、多く死に候由。往古の道と、當時の道、比べ候えば、格別の道にて御座候。

一、引石の義、平石同断と前に調えられあり候えども、この節の詮義方は、いかが候哉。引石にても、根元夫団リ仕らずては、人數付相成りかね候。修羅車、あるいは台車などにて、理不尽に引候様、相見え、宝曆年中地車出來、はなほだ便利に御座候。この一卷末に委曲、夫団等之義、相調え置き申し候。

一、戸室山より中山迄、四千石余の御石、釣り出し相濟まし候うえ、戸室山御覺ニ御座候。戸室より中山迄は、一里半の道程、必ず、一里半の夫付けこれあるべし。右に調これあり。御定夫団リは、戸室山より御城中迄釣り出し候。夫団リ御座候。然る處、右中山へ釣り出し候、夫団リ、且御焼失前、中山より御城中へ釣り出し候所、夫付けの訳け合い、私共役所両下奉行役所にも見え当り申さず候。天明八年橋爪御檣台御石垣御普請、仰せ付ける。足シ石、中山より釣り出し申し候に付き、夫付けの義、御奉行衆へ相達し、両下奉行たびたび示談仕候うえ、はかばかしく相究め申さざるに付、役小者に釣らせ候うえ、相様シ、相極め申し

得者、修羅車二而引候哉、半途二(一)而がめ之首もげ申ニ付、其何ん捨置、奉行人切腹スト云、今三宮腰道の大石と云ハ是也。

一、小松江(合)利常公御隠居、御城御普請悉々被仰付、此節那多寺御普請

ニ事寄ラレ候御様子、戸室石那多寺ニ有之候、小松御城江戸室石多ク御

取寄、大事之虎口々々、為御積之由、右御石、戸室山より宮腰江出シ、

船二而 小松江被為遣候、橋杭為御用、長キ石數本御取寄御座候處、其

内、就御逝去、御塙藏邊ニ御座候、又高岡繁久寺大石戸室山より被為

遣候、小石者、山越ニ面茂參り候哉、大石ハ戸室山より金沢江引出、本道

通り、參り候哉、

又二保村下より庄川江出候様ニ茂承伝、或森下川下より參り候共、大石二石、所々

川江落候由、今繁久寺ニ有之大石ハ、三度目承ル、其節之義不詳、昔ノ難所

ハ今、安ク相成居候得者、何レ共、難申事、御座候、

一、御作事所懸り諸役人羽織迄、着用罷出候起本、(合)常憲院様御代御用被

仰付比ハ、極暑之時分也、御所覽被成、羽織迄着候様、奉行人江命下

ル、夫ち諸国共、御作事役人ハ、羽織迄着仕候よし、

一、延享之比、寺町谷屋と申葉子ハ、古ギ者ニ候、此町家後がけニ小道を

付、下江出入、其外町家二軒、右之通、小道ヲ付、用事調候處、犀川々

除才許永井助之進、急々ニ右小道ヲ塞キ候様申渡、人々塞キ候よし、小

道左右ニ小竹林植、目立申様仕候よしニ候、右之趣、助之進了簡を以、

申渡候哉、又者、被仰渡ニ付、為塞候哉、永井方旧記茂有之候哉、相尋

候得共、否相知レ不申、元來がけ縁ニ小道を付候義者、御停止ニ面茂可有

御座哉与奉存候、當時茂所々ニ小道を付候林、御座候、昔犀川々除才許

二行山清八与申者有之候、是は川除上手ニ付、開塞と見相見江候、下ノ船場

除ニ有之松ハ、右清八植候由、川除江ハ、毎日罷出、所々ニ栗石ヲ積、

出水之時、水当りを見て、川除仕候、故無之普請なく、能ク出来仕、甚

候。戸室山より 御城中へ百人にて、釣り出し候御石は、中山より御城中へ八十人にて、釣り出し候事に治定仕り候。その節の御奉行金森猪之助殿・阿部昌左衛門殿・村八郎左衛門殿へ委曲相連し、承知に御座候。

以来、右の趣をもつて、釣り出し申し候、右は二天引きと申ものに御座候、遠近の差ひこれなくては、夫付けと申かたく御座候。夫付けは、輕からざる儀、御座候間、よくよくためし相きめるべき事御座候。

寛永十一年

一、玉泉院様御泉水御普請は、利常公御隠居前に御座候。大きな御普請と承り伝える。木石数多く所々より御取り寄せ、能州にこかめ石これあれ。御取り寄せ御用として、奉行人遣わさる。両下奉行・役小者召し連れ罷り越し、宮腰浦へ着船水上仕る。大石に候得は、修羅車にて引候哉。

半途にてがめの首もげ申すに付、その間に捨て置き、奉行人切腹すと云う。今に宮腰道の大石と云うはこれなり。

一、小松ヘ利常公御隠居、御城御普請悉々仰せ付けらる。この節那谷寺御

普請に事寄せられ候様子、戸室石那谷寺にこれあり候。小松御城へ戸室石多く御取り寄せ、大事の虎口虎口、御積さするの由、右御石、戸室

山より宮腰へ出し、船にて、小松へ遣わさせられ候。橋杭御用として、

長キ石數本御取り寄せ御座候處、その内、御逝去につき、御塙藏邊に御

座候。また高岡繁久寺、大石戸室山より遣わさせられ候。小石は、山越

えにても参り候哉。大石は戸室山より金沢へ引き出し、本道通り、参り

候哉。

又二保村下より庄川へ出候様にも承り伝え、あるいは森下川下より参り候とも、

大石二石、所々川へ落ち候由、今繁久寺にこれある大石は、三度目と申し承る。

その節の義不詳、昔の難所は今、安く相なり居り候得ば、何れ共、申しがたき事、

心體、実義を以、相勧め候者之よし、承居候、夫故、清八組外ニ被仰付候由、百年余も相立候義々奉存候、其時分は川形も遅可申、清八流ヲ川中水通シ候様、心懸居候よし、川往来の方つけば、米直段高直ニ相成候と老人之咄も承居候處、今年者、悉ク川往来の方江つき申候故、米直段高直当り之なき事ハ、申さぬものかと奉存候事、

一、茶臼山ニ小道ヲ付、往来する事、御停止之義々奉存候、

一、御作事所懸り諸役人羽織迄着用、罷り出で候起本、常憲院様御代、御用仰せ付けらるるは、極暑の時分なり。御所覽なされ、羽織迄着し候様、奉行人へ命下る。夫より諸国共、御作事役人は、羽織迄着し仕り候よし。

一、延享のころ、寺町谷屋と申す菓子は、古き者に候。この町家後がけに小道を付け、下へ出入り。そのほか町家二軒、右の通り、小道を付け、用事調べ候處、犀川川除才許永井助之進、急々に右小道を塞ぎ候様申し渡し、人々塞き候よし。小道左右に小竹など植え、目立申さざる様仕り候よしに候。右の邊、助之進了儀をもつて、申し渡し候哉。又は、仰せ渡さるるに付、塞がせ候哉、永井方田記もこれあり候哉、相尊候得共、否相知れ申さず。元来がけ縁に小道を付け候儀は、御停止にても御座あるべき哉と存じ奉り候。當時も所々に小道を付候体、御座候。昔、犀川川除才許に行山清八と申す者これあり候。これは、川除上手にて、開塞と相見え候。下の船場除にこれある松は、右清八植え候由、川除へは、毎日走り出で、所々に栗石を積み、出水の時、水当りを見て、川除仕り候。故これなき普請なく、能く出来仕る。甚だ心懸け、実儀をもつて、相勧め候者之よし、承り居り候。夫ゆえ、清八組外に仰せ付けられ候由。百年余も相立ち候儀と存じ奉り候。その時分とは川形も遅い申すべく、清八流を川中水通し候様、心懸け居り候よし。川往来の方つけば、米直段高直に相成り候と老人の咄も承り居り候處、今年は、悉ク川往来の方へつき申し候故、米直段高直當りのなき事は、申さぬものかと存じ奉り候事。

一、茶臼山に小道を付け、往来する事、御停止の儀と存じ奉り候。

御城中御門々之事

御城中御門御門の事

一、尾坂御門、当御城は白山の尾連続して、其尾先之止ル所に依面、尾山之城共云、大手尾坂ハ、御城之尾先之止ル所故、尾坂御門と名付る歟、一、河北御門・石川御門は、郡之名を取て、付給ふ歟、佐久間殿時代、越中敵地タル故、河北口大手と成よし、

一、西丁御門は、町名ヲさして名付給ふか、又方角西寄に当ル故、西丁御門と名付る歟、

一、甚右衛門坂御門、昔当國一揆國と成時、京都本願寺より末寺ヲ建立シ、屋敷之境地、此所可然とて、時之頭取仕る者、小立野尾崎芝山にて有之

所を新米六石ニ永代買取、一向宗ヲ建、則寺号本源寺と名付たり、後に是、近郷之者共付隨ヒ、自然与一揆大将のことく成也、右以前者、今之御宮之地ニ居住致候事、有時本源寺湯涌口江鷹野二出候處、越中之一揆共、発向して、尾山ヲ伐隨シと、不意ニ押寄ル、其頃美濃浪人平野甚右衛門与申者有、本源寺ニ養育セラレ居る、右押寄候ニ付、一左右ヲ本源寺江告申、無恙入城せり、甚右衛門出向、入城ヲ賀ス、其時本源寺面色不勝ヲ、平野氣色ニ面落滯候哉、否と問答、汝ハ臆病ニ而眼之眩ミ見損ルと覺ゆるそと云、平野答、我少戻體せすとて、大勢寄手之中江懸入、數度敗ヲ退、終ニ討死仕けり、是よりして、此坂ヲ甚右衛門坂と云、平野か備無双の由、小立野、當時、上野村八幡空地端ニ墓有、是本源寺墓ニ而御座候歟、

一、七拾間御長屋御門、御長屋七十間之御名目故、七十間御門といふ歟、右御長屋味噌藏と申御名目ニ而被仰付候由、(音通)利常公御隠居一两年以前歟、昔松原町より金谷七十間御門辺迄、松原の由ニ候、松原里號与名付シハ、松原後御開拓出来仕候故、松原屋鋪と云歟、金谷御園、右御長屋被仰付候節、同時ニ而御座候哉と奉存候事、

一、尾坂御門、当御城は、白山の尾連続して、その尾先の止る所によつて尾山の城共云う。大手尾坂は御城の尾先の止る所故、尾坂御門と名付けるか。

一、河北御門・石川御門は、郡の名を取て、付け給うか。佐久間殿時代、越中敵地たる故、河北口大手となるよし、

一、西丁御門は、町名をさして名付け給うか。また方角西寄に当る故、西丁御門と名付けるか。

一、甚右衛門坂御門、昔当國一揆國となる時、京都本願寺より末寺を建立し、屋敷の境地、この所然べとして、時の頭取仕る者、小立野尾崎芝山にて有之所を新米六石に永代買取、取り、一向宗を建て、則ち寺号本源寺と名付けたり。後には、近郷の者共付き隨ヒ、自然と一揆大将のことをなるなり。右以前は、今の御宮の地に居住致し候体。ある時本源寺湯涌口へ鷹野に出候處、越中の一揆共、発向して、尾山を伐隨んど、不意に押寄る。その頃美濃浪人平野甚右衛門と申者あり。本源寺に養育せられ居る。右押寄候に付、一左右を本源寺へ告げ申し、つがなく入城せり。甚右衛門出向、入城を買す。その時本源寺面色勝れざるを、平野氣色にても滯り候哉、否と問答。汝は臆病にて眼の眩み見損なうと覺ゆるそと云う。平野答え、我少戻體せずとて、大勢寄手の中へ懸け入り、數度敗を退け、終に討死に仕りけり。これよりして、この坂を甚右衛門坂と云う。平野が備無双の由。小立野、當時、上野村八幡空地端にて御座候歟。

一、七十間御長屋御門、御長屋七十間の御名目ゆえ、七十間御門といふ歟、本源寺墓にて御座候か。

一、金谷横丹後屋敷ニハ、前田丹後殿・前田次郎八殿居住地也、七拾間御長屋等も被仰付候ニ付、立退被仰付、其跡故、今以丹後屋敷と申候、此度奉指上候御城中小繪圖之中ニ調置申候。

一、昔者、金谷御門辺往来之由ニ候處、御城中と相成、金谷御屋敷茂被仰付候故、往来御停止相成候よし、
一、金谷と名付られし事、昔金ノ砂ヲ掘出候故共申よしニ候得共、此事不祥。

一、不明御門は、松原口とて、昔神護寺之地面ニ相成候、以前にも候哉、竹田市三郎殿居住之由也、^(註)利常公之姫君春姫様ハ、右市三郎殿江被為預、彼宅ニ面御成長也、此時昼夜門ヲ塞キ、往来ヲ留候所、正保三年、春姫様金沢より小松江移ラセ給ひ、同年安房守殿御下嫁、是より以後、御門昼開キ、夜中者塞キ、往来なし、依面不明門といふ、

一、坂下御門ハ、坂之上御門下ニ有之を以、坂下御門といふ、
一、玉泉院様御門御土藏、^(註)利常公御隠居以後被仰付、其節御石垣積立申に付、地形根切仕候處、夥鼠、土中より出候故歟、鼠多御門と名付られ、御土藏壁之色、鼠色ニ被仰付候ハ、鼠多ク出候故、其色ニ被仰付候歟、長屋を多門と申候、兩様兼て之御名目ニ面御座候。

一、極楽橋と名付シハ、往昔本丸之地ニ下間法橋等住居シ、其節士民共、信仰して、本丸を上品上生の台として、其道に有之橋故、極楽橋と名付候よし、其節之右手木鉢二ツ之内モツハ、今以有之、モツハ薪丸下口御橋台ニ積有之、

一、坂下御門は、坂の上御門下にこれあるを以つて、坂下御門という。

一、玉泉院様御門御土藏、利常公御隠居以後仰付けられ、その節御石垣積み立て申すに付、地形根切仕候處、おびただしき鼠、土中より出候ゆえか、鼠多御門と名付けられ、御土藏壁の色、鼠色に仰せ付けられ候は、鼠多く出候故、その色に仰せ付けられ候か。長屋を多門と申し候。
一、極楽橋と名付けしは、往昔本丸の地に下間法橋等住居し、その節士民共、信仰して、本丸を上品上生の台として、その道にこれある橋ゆえ、

屋敷と名付けしは、松原後ろ御園いも出来仕り候ゆえ、松原屋敷と云うか。金谷御園い、右、御長屋仰せ付けられ候節、同時に御座候哉と存じ奉り候事。

一、金谷横丹後屋敷には、前田丹後殿・前田次郎八殿居住地なり。七十間御長屋等も仰せ付けられ候に付き、立ち退き仰せ付けられ、その跡ゆえ、今もって丹後屋敷と申し候。このたび指し上げ奉り候御城中小繪圖の中に調え置き申し候。

一、昔は、金谷御門辺往来の由に候處、御城中と相なり、金谷御屋敷も仰せ付けられ候故、往来御停止に相なり候よし。
一、金谷と名付られし事、昔金の砂を掘り出し候ゆえ共申よしに候得共、この事不詳。

一、不明御門は、松原口とて、昔神護寺の地面に相なり候、以前にも候哉。竹田市三郎殿居住の由なり。利常公の姫君春姫様は、右市三郎殿へ預けさせられ、彼宅にて御成長なり。この時昼夜門を塞ぎ、往来を留候所、正保三年、春姫様金沢より小松へ移らせ給い、同年安房守殿へ御下嫁。

これより以後、御門、昼は開き、夜中は塞ぎ、往来なし。よつて不明門という。

一、坂下御門は、坂の上御門下にこれあるを以つて、坂下御門といふ。
一、玉泉院様御門御土藏、利常公御隠居以後仰付けられ、その節御石垣積み立て申すに付、地形根切仕候處、おびただしき鼠、土中より出候ゆえか、鼠多御門と名付けられ、御土藏壁の色、鼠色に仰せ付けられ候は、鼠多く出候故、その色に仰せ付けられ候か。長屋を多門と申し候。

一、極楽橋と名付けしは、往昔本丸の地に下間法橋等住居し、その節士民共、信仰して、本丸を上品上生の台として、その道にこれある橋ゆえ、

一、御裏口御門、能役者出入之御門之由、御門内ニ御楽屋有、是を御楽屋多門といふ、右御門、猿樂御門と俗ニ申候。

一、土橋御門ハ、御広式出入之御門、御門外左右堀切ニシテ、土橋ニ相成候故、土橋御門ト云、石川御門内外茂土橋ニ相成候。

一、鍵留足輕番所向水御門と申候、昔運池より御門台之上、寛にて、石川御橋下御石垣之中ニ埋穂有之、是る鶴御丸・二・御丸江上り申候、右寛相止、いつ之比ヲ只今之通、埋穂ニ相成候哉、寛ハ寛永年中と相見江申候、埋穂ハ甚宜工夫、大事之水なれば、左茂あるべき事ニ候、右埋穂、

明和之比貳、功者なる棟梁、工夫して、丸松木二間余も有之ヲ縁抜、水通シ候、大キ成工夫、末々御益御座候。

一、新坂橋御門、昔御築之節、地形谷ニ相成居候所ヲ埋立、坂付、御門出来に付、新坂橋御門与申歟、

一、都面唐御門は、唐ノ門之建方故、唐御門と申歟、鉄御門者、鉄ノ板かねを以、柱等ヲ包候故、鉄御門といふ、

一、御焼失以前、三ノ御丸南御門ハ、末森ノ大手之門材木と申伝候、

一、水之手御門ハ、御乳母之池之所、懸堀入口有之、此所屬之繩共可申歎、蓮池之水汲申事茂可有之、夫故、水之手と名付、寿福院様、東御丸被

成御座候節、右池之御膳水之由、池ノ脇ニ御歩番所有之候、寿福院様御逝去之後、明番所与成、夫故御歩番所番、或ハ明番所下御石垣と中古之書物ニ有之候、

一、紺屋坂御門と名付シハ、昔紺屋坂ニ龟甲屋居住ス、御館紺屋と申候、

一、石川御門外より下馬邊を江戸町と云、昔江戸より引越之人々居住之所故、鶴ノ御丸ハ、鶴之下タルヲ、寿福院様御寛、御悦、名付給ふよし、玉泉院様御在世中ハ、玉泉院様丸ヲ西之丸と奉称候由、御逝去後、玉泉院

丸与申、今之御武具役所、御座所・御上壇茂御座候、

極楽橋と名付け候よし。その節の石手水鉢二ツのうち一つは、今以つてこれあり。一つは薪丸下口御槽台に積み置きこれあり。

一、松坂御門は、往昔この辺松原にて候由。その所に御門出来に付き、松坂御門と申候か。下間等居住の時分は、松坂御門外は、墓所これあり候處、御築に付き、墓所残らず御居間先下と所へ集られ、旧跡に石建てこれあり。新五郎塚は御居間先にこれあり。同所尾山様これあり。

一、裏口御門、能役者出入りの御門の由。御門内に御楽屋あり。これを御楽屋多門という。右御門、猿樂御門と俗に申し候。

一、土橋御門は、御広式出入りの御門、御門外左右堀切にして、土橋に相なり候ゆえ、土橋御門と云う。石川御門外も土橋に相なり居り候。

一、鍵留足輕番所向い水御門と申候。昔運池より、この御門台之上、寛にて、石川御橋下御石垣の中に埋穂これあり。これより鶴の御丸・二・御丸へ上り申し候。右寛相止む。いつのころより只今の通り、埋穂に相なり候哉。寛は、寛永年中と相見え申し候。埋穂ははなはだ宜き工夫、大事の水なれば、左もあるべき事に候。右埋穂、明和のころか、巧者な

る棟梁、工夫して、丸松木二間余もこれあるを縁抜き、水通し候、大きなる工夫、末々御益御座候。

一、新坂橋御門、昔御築之節、地形谷に相なり居り候所を埋め立て、坂付、御門出来に付き、新坂橋御門と申すか。

一、すべて唐御門は、唐の門の建て方ゆえ、唐御門と申すか。鉄御門は、鉄の板かねをもつて、柱等を包み候ゆえ、鉄御門という。

一、新坂橋御門、昔御築之節、地形谷に相なり居り候所を埋め立て、坂付、

一、水の手御門は、御乳母の池の所、懸け堀入口これあり。この所屬之繩とも申すべきか、蓮池の水汲み申す事もこれあるべし、それゆえ、水の手と名付け、寿福院様、東御丸御座なされ候節、右池の御膳水の由、池

一、薪丸は天徳院様御本丸ニ御座て成候節、薪ヲ置たる所故、薪丸と云、鉄御門前ニ御舞台有之候、御疊御舞台歟、御絵図ニ調有之候、

一、蓮池を程乗屋敷共申候、程乗御亭御用久しく相勤候由、御手水鉢、影物
杯仕置、石三六地蔵茂影置、今ニ有之候、御庭御用、私曾祖父相勤候、

一、御作事所昔ハ、蓮池之内、広坂之横ニ有之候、本名元作事坂、又広坂
安房殿坂と申候、

一、承応・明暦之比迄ハ、三之 御丸石川両御門、無瀧貴賤・老少・男女
共往来せし也、然處、白鳥堀江往来之女、身ヲ投シより、御城中とて往
來御停止となる也、

一、寛永八年五月二之 御丸御居住と相成候由、

一、辰巳上水起本、寛永九年、長九郎左衛門殿内毛利半右衛門と申者、昔
伏見川せき之時分、工之上手成事隠なし、此者ニ可被仰付處、致病死
候ニ付、小松之町人板屋兵四郎と云者、算勘之上手面、左様之曲尺ヲ
見る事、上手成と御聞被為成、被召寄、被仰付候處、川上江參り、
曲尺下墨を以考、罷帰、何之造作もなく、小立野江水ヲ登セ可申よし、
申上ル、則被仰付、夏中役人一日三四度充、賄ヲ被下、此時より四度
めしといふ事初ル也、川上ニ辰巳といふ在所有之、夫々山ノ根ヲ掘廻シ
して、小立野江水ヲ上る、辰巳上水是也、此水町之内ヲ通シ、越前福井
之ことく有けれ共、後ニハ埋廻ニ成て、所々江水ヲ取、小立野井下段之
荒地、其時分ら田地と成、栗之木林、七ツ屋村・上笠前村之田地是也、
是より初面、其後正保三年、田中覚之丞与云浪人、小松江言上仕、寺津村
之石崎と云所ら別ニ川を掘上て、土清水之山の腰ヲ廻シ、牛坂之上野村
と土清水と田地になる、又寛文十一年、内川之割レ岩といふ所ら大桑村
之腰ヲ掘廻シ、野田山之麓、泉野・長坂之下、六塔林悉ク田地に成、在々

之倒レ者ヲ新百姓ニ被仰付、農具・家財・作食等御渡、野田之麓に在
之倒レ者ヲ新百姓ニ被仰付、農具・家財・作食等御渡、野田之麓に在

の筋に御歩番所これあり候。寿福院様、御逝去の後、明番所となる。そ
れゆえ、御歩番所番、あるいは、明番所下御石垣と中古の書物にこれあ
り候。

一、紺屋坂御門と名付けしは、昔紺屋坂に龜甲屋居住す。御舎紺屋と申し
候。

一、石川御門外より下馬邊を江戸町と云う。昔江戸より引越の人々居住の
所ゆえ。

一、鶴の御丸は、鶴の下たるを寿福院様御覽、御悦び、名付け給うよし。
玉泉院様御在世中は、玉泉院様丸を西ノ丸と称し奉り候由。御逝去後、
玉泉院丸と申す。今の御武具役所御座所、御上壇も御座候。

一、薪丸は天徳院様、御本丸に御座なされ候節、薪を置たる所ゆえ、薪丸
と云う。鉄御門前に御舞台これあり候。御疊御舞台か、御絵図に調べこ
れあり候。

一、蓮池を程乗屋敷とも申し候。程乗、御亭御用久しく相勤候由、御手水
鉢、影物など仕り置く。石に六地蔵も彫り置き、今にこれあり候。御庭
御用、私曾祖父相勤め候。

一、御作事所、昔は、蓮池のうち、広坂の横にこれあり候。本の名、元作
事坂、また、広坂、安房殿坂と申し候。

一、承応・明暦のころ迄は、三ノ御丸石川両御門、瀬りなく貴賤・老少・
男女とも往来せしなり。然る處、白鳥堀江往来の女、身を投しより、御
城中とて往来御停止となるなり。

一、寛永八年より、二ノ御丸御居住と相なり候由、
一、辰巳上水起本、寛永九年、長九郎左衛門殿内毛利半右衛門と申す者、
昔、伏見川せきの時分、工の上手なる事隠なし。この者に仰せつけら
るべき處、病死いたし候に付、小松の町人、板屋兵四郎と云う者、算勘

所を定させ給ふ、

右、板屋兵四郎頭取、其以下都合九人ニ面、忽子其功成、希代之者也、御成就之上、九人共牢舍被仰付置候處、一人不思義之事有之、逃出候咄承る、年古キ事ニ候所、上方ニ面出合、右之咄ニま／＼仕ルよしなれども、余り怪キ事故略之、其係ニ被指置候而ハ、若他國江罷越、相洩可申哉之旨ニ面、右之通被仰付候類、八人之者、袋村之神ニ祝籠ラレ候由、夫故開帳有之節ハ、果而變事有之与申事、寛政十一年、大地震茂、右故歎々、人々附合仕候得共、不祥事ニ候、右上水、町中用心水之趣を以、公辺御届之由、上水溝屈曲被附置候義、御様子有之義与奉存候、

一、廻國之者之咄ニ面、承り候、播州之国江参り、止宿仕候處、奥々老人之尋ニ面、國ハいづくと尋候ニ付、加州ニ候得共、越中之よし答候所、彼老人申ハ、私ハ石垣積ニ面、昔加州江参り居、誓詞仕、大手の御石垣築候者ニ候、御石垣向ニ御大名有之苦、頼先辻漸ク家三軒有之候と申候よし、極老至極ニ面、目ハやつと、ほそ／＼と明候由、是等も怪シキ事、俗ニ申人魚トやら喰候哉、私承リ、三十年余相立申候、その時分ハ百七、八十にも相立申義ニ面御座候、

一、昔は法島村辺、石多ク有之、御城中江悉ク引取、御用立、百姓町者其節之石作場、広坂下辺茂同様、右石専、高御石垣ニ積立候よし、右石之色ハ薄赤キ石之由、先年高御石垣御普請之節、石之色見候處、薄赤石多ク有之、亦法島村之石と相見江申候、今ニ面茂、掘候ハ、土中より出可申哉と奉存候、

一、越後屋敷之内二郭公鳥と云石有、是をいらへハ、風雨すると申事ニ候、石ニ左様之石も不思義相考候処、越後守殿信仰之尊天之堂跡ニ、其印を残され置候石ニ面茂候哉、蜀魂島と名付シハ、蜀ノ國之王敵ノ為ニ擒ニ成ニ、故郷ヲ恋しく思レ候中、死シ給ふよし、其後よりして、郭公とい

の上手にて、左様の曲尺を見る事、上手なりと御聞きなさせられ、召し寄せられ、仰せ付けられ候處、川上へ參り、曲尺下墨を以つて考え、罷り帰る。何の造作もなく、小立野へ水を登せ申すべきし申し上る。則ち仰せ付けられ、夏中役人一日に四度あて、賄を下され、この時より四度めしといふ事始まるなり。川上に辰巳といふ在所これあり。それより山ノ根を掘廻して、小立野へ水を上る。辰巳上水これなり。この水、町の内を通し、越前福井のことくありけれ共、後には埋種になりて、所々へ水を取り、小立野ならびに下段の荒地、それ時分より田地となる。栗の森・七ツ屋村・上笠舞村の田地これなり。これより初めて、その後正保三年、田中覚之丞と云う浪人、小松へ言上仕り、寺津村の石崎と云う所より、別に川を掘り上げて、土清水の山の腰を廻し、牛坂の上野村と土清水と田地になる。また、寛文十一年、内川の割れ岩という所より大桑村の腰を掘り廻し、野田山の麓、泉野・長坂の下、六塔林ことく田地になり、在々の倒れ者を新百姓に仰せ付けられ、農具・家財・作食等御渡し、野田の麓に在所を定めさせ給う。

右、板屋兵四郎頭取、それ以下都合九人にて、たちまちその功なる。希代のものなり。御成就の上、九人とも牢舍仰せ付けおかれ候處、一人不思議の事これあり。逃げ出し候咄承る。年古き事ニ候所、上方にて出合一年、大地震も、右ゆえかと、人々詫合い仕候得共、不祥事に候。右上水、町中用心水の趣を以つて、公辺御届けの由、上水溝屈曲附け置かれ候、御様子これある儀と存じ奉り候。

ふ島出来候ゆへ、蜀ノ國之王ノ亡魂故、時鳥と名付候由、

一、越後守の者に對して、承り候。播州の國へ參り、止宿仕まつり候處、奥より老人の尋ねにて、國はいづくと尋ね候に付、加州に候へ共、越中のよし答え候所、彼老人申すは、私は石垣積みにて、昔加州へ參り居り、誓詞仕り、大手の御石垣築き候者に候。御石垣向に御大名これある筈。領先辻漸く家三軒これあり候と申し候よし、極老至極にて、目はやつと、ほそほそと明き候由。これらも怪しき事、俗に申す、人魚とやら喰い候哉、私承り、三十年余相立ち申し候。その時分は百七、八十年も相立ち申す儀にて御座候。

一、昔は法嶋村辺、石多くこれあり。御城中へことごとく引き取り、御用立て、百姓町は、その節の石作場、広坂下辺りも同様、右石専ら、高御石垣に積み立て候よし。右石の色は薄赤き石の由。先年高御石垣御普請の節、石の色見候處、薄赤石多くこれあり。いよいよ法島村の石と相見え申し候。今にても、掘り候わば、土中より出で申すべき哉と存じ奉り候。

一、越後屋敷の内郭公鳥と云ふ石あり。これをいえれば、風雨すると申す事に候。石に左様の石も不思議相考え候處、越後守殿信仰の尊天の堂跡に、その印を残され置き候石にても候哉。蜀魂鳥と名付けしは、蜀の國の王、敵の為に擒に成るに、故郷を恋しく思れ候中、死し給うよし。その後よりして、郭公という鳥出来候ゆへ、蜀の國の王の亡魂ゆえ、時鳥と名付候由。

犀川・浅野川橋無謂すべられ候事

一、橋長サを減ラレ候義者、不輕義ニ而不吉、御国主ニ崇り有と伝來仕候、寛保二年等、浅野川橋之長サ、五拾間、幅三間ニ候處、寛保二年當時之橋之長サニ被仰付候、橋台石垣押出申に付、右御用、私祖父江被仰護、

犀川・浅野川橋謂われなくすべられ候事

相勧申候、其節御不吉之趣、申上候哉、否相知レ不申、大概内蔵丞了簡を以、すべ候様、専沙汰仕候よし、大概ハ惡逆者三面、左様不吉之義も能存知居申出候哉、打続御凶事奉絶、言語符合仕候義、只今於私奉入候、よもや、御達茂申上候ハ、御詮義も可有御座、此一卷何ニも伝來不仕候、大概惡事者、謙德院様御代頸レ申候、文化四年犀川大橋懸直り申告之所、橋之長すべられ候様、取沙汰仕候ニ付、不輕義、御達も可申上處、四十間御長屋、就彼仰付候、御手配之義、角尾金左衛門等ヘ内分申候中之義、他手合之義、二ヶ条申上候及、其手之役人、心持度不宜与、御大工井上庄右衛門内分申入、寛保二年之義も申入候處、庄右衛門落洩仕、私共方にハ、ケ機義無之、何レに度否義、早速奉行中江相達可申旨、申聞、其後其さた、相止ミ申候、橋川除ハ、御國主之御仁篤第一ニ候所、御檢約等にて減られ候義ハ、天理に叶不申哉共、奉存候、

昔ノ長サ

但、犀川橋長サ四十間、幅三間、宝永ノ比、長サ減られ候様、相見申候、浅野川橋長サ五十間、幅三間、寛保年中減ラル、

往昔 御城内に土屋敷之事
一、越後屋敷は、富田越後守殿居住之所、今以、其号サス、越後丸共云、
一、御細工所之地ニは、岡崎備中守殿居住地後、御城外江立退、其跡御細工所ニ相成候所、南御馬場入口江役所替被仰付候由、最初之所を、元御細工所与申候、
一、御作事所ニ向ヒ、右の方は、横山々城守殿居住地、左の方ハ、津田玄

右御用、私祖父へ仰せ渡され、相勧め申し候。その節御不吉の趣、申し上げ候哉。否相知れ申さず。大概内蔵丞了簡をもつて、すべ候様、専ら沙汰仕り候よし、大概は惡逆者にて、左様不吉の儀もよく存知居り申し出候哉。打ち続き御凶事絶し奉り、言語符合仕り候義、只今私において恐れ入り奉り候、よもや、御達も申し上げ候わば、御詮儀も御座あるべく、この一卷何にも伝來仕らず候。大概惡事は、謙德院様御代頸れ申し候、文化四年犀川大橋懸直り申告之所、橋の長さすべられ候様、取沙汰仕り候に付、軽からざる義、御達も申し上げべき處、四十間御長屋、仰せ付けられ候。御手配の義、角尾金左衛門等ヘ内分申し款じ候中の義、他手合せの義、二ヶ条申し上げ候も、その手の役人、心持度宜からずと、御大工井上庄右衛門内分申し入れ、寛保二年の儀も申入れ候處、庄右衛門落洩仕り、私共方には、かよう義はこれなく、何れにもかたじけなき儀、早速奉行中へ相達し申すべき旨申し聞かせ、その後そのさた、相止み申し候、橋川除は、御國主の御仁篤第一ニ候所、御檢約等にて減られ候義は、天理に叶い申さず哉共存じ奉り候。
昔の長さ
ただし、犀川橋長さ四十間、幅三間、宝永のころ、長さ減られ候様、相見申候、浅野川橋長さ五十間、幅三間、寛保年中減ラル。

往昔 御城内に土屋敷之事
一、越後屋敷は、富田越後守殿居住之所、今以、其号サス、越後丸共云、
一、御細工所之地ニは、岡崎備中守殿居住地後、御城外江立退、其跡御細工所ニ相成候所、南御馬場入口江役所替被仰付候由、最初之所を、元御細工所与申候、
一、御作事所ニ向ヒ、右の方は、横山々城守殿居住地、左の方ハ、津田玄

蕃助殿居住、横山家ヲ新丸といふ、所持小絵図ニ茂、調有之候、右御両

所共、後御城外替地被下、立退レ、其跡御作事所ニなる。

一、三ノ御丸稽古之地ニ者、村井豊後守殿居住、其後權現堂之地移サル、

其後御城外今之所江御移、

一、二之御丸ニハ、長如庵殿居住地、其後今之屋敷江移サルよし、

一、藤右衛門丸と云ハ、小塙藤右衛門居住地也、柳ヶ瀬御陣ニ討死也、

一、丹後屋敷ニハ、前田丹後守殿・前田次郎八殿屋敷地也、

一、丹後殿向ハ、女中屋敷也、

右、御城中ニ居住の由候處、段々御治世ニ相向候ニ付、右御人々御城

外江替地被下、移ラレ候よし、

右、御城中ニ居住の由候處、段々御治世ニ相向候ニ付、右御人々御城

外江替地被下、移ラレ候よし、

右、御城中ニ居住の由候處、段々御治世ニ相向候ニ付、右御人々御城

外江替地被下、移ラレ候よし、

御城内江 御城外より船ヲ被入、土持出井新道之事

一、寛政年中、御坊主御進物所之御かね盜取候ニ付、御詮義御座候所、蓮

池御堀御露路御門向江投捨申段、申上候由ニ付、私共手合ニ面、さらへ

させ候様、御城代被仰渡、御奉行中改被罷出、石切ニさらへさせ候、じ

やれんと申物ヲ竹にくくり付、折角さらへさせ候得共、石垣之上よりさら

へ候事故、行届不申に付、定掃除所より船借り請可申所、船損御用立不申

ニ付、犀川定小屋より借用之義、御奉行中 御城代方御内談有之處、御城

外より船ヲ被入候義ハ、不被為成由ニ面、相止ミ候、是は公辺より御咎之

品之内より相考申候、其比ハ心付不申、後々ニ至、会得仕候、御城内御用

者、定掃除之船ニ面、相弁申義、船ハ御籠城之節、御用之品故歟、

一、安永年中 玉泉院様丸御門統御檣台積直被仰付、御出来候迄、鉄道

具御城中江取落シ候趣を以、掃除御進御聞届之上、御城中土ニミ、松原

一、御作事所に向い、右の方は、横山山城守殿居住地。左の方は、津田玄

蕃助殿居住、横山家を新丸といふ。所持小絵図にも、調べこれあり候。

右御両所共、後御城外替え地下され、立退かれ、その跡御作事所になる。

その後御城外今之所へ御移り。

一、二之御丸には、長如庵殿居住地、その後今之屋敷地へ移さるよし、

一、藤右衛門丸と云うは、小塙藤右衛門居住地なり。柳ヶ瀬御陣に討死なり。

一、丹後屋敷には、前田丹後守殿・前田次郎八殿屋敷地なり。

一、丹後殿向は、女中屋敷なり。

右、御城中ニ居住の由候處、段々御治世ニ相向候ニ付、右御人々御城外

へ替地下され、移られ候よし。

右、御城中ニ居住の由候處、段々御治世ニ相向候ニ付、右御人々御城

外江替地被下、移ラレ候よし、

右、御城中ニ居住の由候處、段々御治世ニ相向候ニ付、右御人々御城

外江替地被下、移ラレ候よし、

御城内へ御城外より船を入れ、土持ち出しならびに新道の事

一、寛政年中、御坊主御進物所の御かね盗み取り候に付、御詮義御座候所、蓮

池御堀御露路御門向江投捨申段、申し上げ候由に付、私共手合

にて、さらへさせ候様、御城代仰渡され、御奉行中も罷り出でられ、

石切にさらへさせ候。じやれんと申す物を竹にくくり付、折角さらへさせ

候得ども、石垣の上よりさらへ候事ゆえ、行き届き申さざるに付、定

掃除所より船借り請け申すべき所、船損御用立て申さざるに付、犀川定

小屋より借用の義、御奉行中御城代方御内談これある處、御城外より船

を入られ候義は、なさせられざる由にて、相止み候。是は公辺より御咎之

品の内より相考申候、其ころは心付申さず候。後々に至り会得仕候。

御城内御用は、定掃除の船にて、相弁じ申す義、船は御籠城の節、

御用の品ゆえか。

屋敷江取除申義、御達御座候所、御様子茂可有御座趣ニ面、越後屋敷之内江内通り、持届候様、被仰渡ニ付、其通相心得申候、松原屋敷ハ、内之事、若七十間御門外等之間違ニ面、御座候哉与奉存候、御城内は御指支無御座奉存候、御城内より御城外江土ヲ出シ候義ハ、御堀普請ニ相聞江、是茂公辺御不審之品之内歟与奉存候、

一、元禄十五年正徳二年比迄之事ニ候よし、安房守殿表門筋向揚地之土塙、取除、新道ニ相成、前田殿前江通抜候由御座候、奥村伊豫守殿御在江戸ニ候御老中方より御用申來、伊豫守殿御出被除候處、新道ヲ付ラレ候義、分明ニ候との御不審ニ候、伊豫守殿少茂、御存知無之處、右之通りニ付、御答ハ、土入用に付、為取候、取仕廻候上ハ、如元為審申段、速ニ御答等之事、相済候、此段早速御飛脚ニ而申來、新道御塞之由、伝來仕候、誠ニ御頼智と感心仕候由、其比流行哥に、

伊勢は津でもつ、津ハ伊勢でもつ、

加賀の尾山は城でもつ、といふを唄かへ、加賀の尾山ハ伊豫でもつ、
と唄候よし、他国にも唄候よし、

其比石引町上より、右之哥唄參り候者有之、伊豫守殿御耳ニ入、只今哥

ふて参る者、門前出尋候様、被申付、則罷出候處、參り尋候處、相違

茂無之、町人之事、相達候所、居間先江廻し候様との事故、まいり候所、
只今唄參り候哥、唄候様、被仰候ニ付、御辞退莫、不相成、伊豫守殿御

前⁽⁸⁾ニ面、伊豫でもつとも唄かたく思ひ候故、城でもつと唄候所、用事無之とて、罷帰候、伊豫でもつと唄候ハ、御褒美も可有御座与、其節皆々申よしニ候得共、町人唄申所、尤ニ相聞江廻し申事之由、

一、享保五年之比、宮崎長太夫御小将頭之時分之由、心付で想構之内外之橋番之屋下等を川石を以、石垣ヲ為積、堀底之塵ヲさらへ、水流之瀧なき様ニいたされ候由、

一、安永年中、玉泉院様丸御門統御櫓台積み直し仰せ付けられ、御出来候迄、鉄道具御城中へ取り落し候様をもって、掃除御達し御聞き届けの上、御城中土のみ、松原屋敷へ取り除き申す義、御達し御座候所、御様子も御座あるべき處にて、越後屋敷の内へ内通り、持ち届け候様、仰せ渡さるに付、その通り相心得申候、松原屋敷は、内の事、もし七十間御門外との間違にても、御座候哉と存じ奉り候。御城内は御指支御座なき様存じ奉り候。御城内より御城外へ土を出し候儀は、御堀普請に相聞え、是も公辺御不審の内かと存じ奉り候。

一、元禄十五年より正徳二年ころ迄の事に候よし、安房守殿表門筋向揚地の土塙、取り除き、新道に相成り、前田殿前へ通り抜け候由御座候。奥村伊豫守殿御在江戸ニ候御老中方より御用申し来たり、伊豫守殿御出なされ候處、新道を付られ候儀、分明に候との御不審ニ候。伊豫守殿少モ、御存知これなき處、右の通りに付き、御答は、土入用に付き、取らせ候、取仕廻い候上は、元のごとく塞がせ申段、速かに御答等の事、相済せ候。この段早速御飛脚にて申し来たり、新道御塞の由伝来仕り候。誠に御頼智と感心仕まつり候由、そのころ流行歌に、

伊勢は津でもつ、津は伊勢でもつ、

加賀の尾山は城でもつ、といふを唄かえ、加賀の尾山は伊豫でもつ、
と唄候よし、他国にも唄候よし、

そのころ石引町上より、右の歌唱參り候者これあり。伊豫守殿御耳に入り、只今歌うて参る者、門前へ出、尋ね候様、申し付けられ、則ち罷り出で候處、參り尋ね候處、相違もこれなく、町人の事、相達し候所、居間先へ廻し候様との事故、まいり候所、只今參り候歌唱候様、仰せられ候に付、御辞退も、相ならず、伊豫守殿御前へにて、伊豫でもつとも唄かたく思ひ候故、城でもつと唄候所、用事これなしとて、罷り帰り候。

一、稻荷屋敷之稻荷は、真長寺江御預のよし、右屋敷ノ内、杉折レ木有之候得者、真長寺江被遣候よし。

御城中御門々・御長屋・御櫓名目附井員數、宝曆御焼失以前之御模様、大概相調、且御櫓々二者、出シ附、當時御出来之分迄、出シ數調候事、但、御本丸吉之堀ニ被仰付候者、切戸口出シ數度増減可

有御座哉奉存候。

大手等之部

尾坂御門 外左右櫓 足輕番所 同統左の方 出シ二つ

角御櫓等 三つ 右の方 角御櫓出シ一つ

越後屋敷 御建物御門内左右入口 同御門 御長屋御土蔵二つ 足輕番所

大手御石垣 石壇四ヶ所 桐の木御門 下馬

元御細工所入口 御土蔵二つ 割場御貯用物 道具置所

御作事所御門 同所向下馬 御建物多シ 同所横御堀縁懸け堀

下御台所入口 小口二つ 御建物 吉之伝

同所後 御堀中御建物 御土蔵 一ツ 後通櫓

割場御建物 入口昔之伝

会所 御長屋御門 足輕番所 文政七年御建直

御土蔵 三つ外ニ御建物二つ 西丁御門 足輕番所

同所外 土塙之中小口御算用場、同所横御所壁所

藤右衛門丸 同御門内小口二ヶ所御建、会所御奉行支配 三之御丸等之部

河北一御門 外形 一二之御門 出走つ

同統御櫓 石垣 足輕番所 与力番所 士番所

御弓矢所 一ノ御門高懸下御石垣・石壇

九拾間御長屋 同統御櫓 出シ二つ

伊豫でもつと唄候わば、御褒美も御座あるべきと、その節皆々申すよしに候得ども、町人唄い申す所、もつともに相聞え候と申す事の由。

一、享保五年のころ、宮崎長太夫御小将頭の時分の由、心付て物構の内外

の櫓番の屋下等を川石をもって、石垣を積ませ、堀底の塵をさらえ、水流の滲なき様にいたされ候由。

一、稻荷屋敷の稻荷は、真長寺へ御預のよし、右屋敷の内、杉折れ木これ

あり候得ば、真長寺へ遣わされ候よし。

御城中御門御門・御長屋・御櫓名目附ならびに員數、宝曆御焼失

以前の御模様、大概相調え、かつ御櫓御櫓には、出し附、當時御

出来の分迄、出し数調え候事。但し、御本丸吉の崩に仰せ付けられ候

は、切戸口出し数も増減御座あるべき哉と存じ奉り候。

大手等の部

尾坂御門 外左右櫓 足輕番所 同統左の方 出シ二つ

角御櫓等三つ 右の方 角御櫓出シ一つ

越後屋敷 御建物御門内左右入口 同御門 御長屋御土蔵二つ 足輕番所

大手御石垣 石壇四ヶ所 桐の木御門 下馬

元御細工所入口 御土蔵二つ 割場御貯用物 道具置所

御作事所御門 同所向下馬 御建物多シ 同所横御堀縁懸け堀

下御台所入口 小口二つ 御建物 吉のまま

同所後 御堀中御建物 御土蔵 一ツ 後通櫓

割場御建物 入口昔のまま

会所 御長屋御門 足輕番所 文政七年御建直

御土蔵 三つ外ニ御建物二つ 西丁御門 足輕番所

同所外 土塙の中口御算用場、同所横御所壁所

藤右衛門丸 同御門内小口二ヶ所御建、会所御奉行支配

御居射手・御異風稽古所 左右入口

石川御門 足軽番所・与力番所 出シ

同一ノ御門 外形 河北・石川外形之内足軽番所

同所御長屋 白鳥塗高出シ

同統出二 足軽番所

同所 堀縁後戸一枚

から堀 同高出シ 早かね

諸方所入口御門

御堀縁 足軽番所

定掃除小屋 四拾間御長屋 石塙三ヶ所同統出

同統御槽 石塙一 土橋御門 一・二 同統出

土御番所 足軽番所 外形土橋 左之方懸梯ニ小口

同所御石垣 石塙一 切手御門向

同統御堀高 土居の上板塗 御宮御門 玉垣 石塙

甚右衛門坂御門 足軽番所 御長屋櫻坂ノ内板塗懸梯、かねつき堂石だん

御官向懸小口より 松原屋敷江行

二之御丸等之部

橋爪一ノ御門 外形出シ 小橋出 二之御門

土御番所 足軽番所 五疋建御厩御門 役所から堀へ出ル御門

雁木坂 五拾間御長屋 石塙二 出シ三

唐御門同門 塚重門足軽番所 表御式台 裏御式台 菱御槽 石塙一

御台所口御門 タスキ御門共 下馬 御防番所 脚歩

埋御門左右 銀長屋二 石塙同 松坂御門 足軽番所

同統御槽 松坂御門内板塗小口御居間御馬場

御居間先 御土蔵二樓 新五郎塚 同所下ニ滝ツ木有 墓所ヘト所被集旧跡石有

御殿御舞台 裏口御門 御築屋多門

三ノ御丸等の部

河北一御門 外形 二の御門 出二つ

同統御槽 石塙 足軽番所・与力番所 士番所

御弓矢所 一の御門高懸り崩下御石垣・石塙 九十間御長屋 同統御槽 出し一つ

御射手・御異風稽古所 左右入口

石川御門 足軽番所・与力番所 出し一

同所御長屋 白鳥塗高出シ 同統御槽 石塙 八枚戸

から堀 同高出シ 早かね 同所 堀縁後戸一枚

同所御石垣 石塙一 土橋御門 一・二 同統出

同統御槽 石塙一 土橋御門 一・二 同統出

土御番所 足軽番所 外形土橋 左之方懸梯ニ小口

同所御石垣 石塙一 切手御門向

同統御堀高 土居の上板塗 御宮御門 玉垣 石塙

甚右衛門坂御門 足軽番所 御長屋櫻坂ノ内板塗懸梯、かねつき堂石だん

御官向懸小口より 松原屋敷江行

二ノ御丸等の部

橋爪一ノ御門 外形出し 小橋出 二の御門

土御番所 足軽番所 五疋建御厩御門 役所から堀へ出る御門

雁木坂 五十間御長屋 石塙一 出し三

唐御門同門 塚重門足軽番所 表御式台 裏御式台 菱御槽 石塙一

御台所口御門 タスキ御門共 下馬 御防番所 脚歩

埋御門左右 銀長屋二 石塙同 松坂御門 足軽番所

同統御槽 松坂御門内板塗小口御居間御馬場

御居間先 御土蔵二樓 新五郎塚 同所下ニ滝ツ木有 墓所ヘト所被集旧跡石有

御殿御舞台 裏口御門 御築屋多門

御土藏三

表御納戸役所 橋キハニ小口

小口御門

三階御櫓 石壇二

鉄御門続 球御門又御台所口に御門とも

桐之木御門 雅木坂

極楽橋から堀之内御門 新埋御門

新埋御門

三十間御長屋 出し一、石壇

同統御櫓

同所疊御舞台昔あり

柿木門 此内坂五疋建御殿也、

但御門文化五年御造営の節後戸ニナル、間違歟

柿木門 雅木坂

柿木門

柿丸へ下口御櫓 左右御門

柿丸御門 土御番所 足輕番所

足軽番所

鶴之御九等之部

鶴之御九等之部

但此所ニ出シ有

石川御門統御櫓之統

中御櫓

水ノ手御門御長屋

足軽番所 石壇左右二

同所入口小坂

但御門、文化五年御造営の節後戸になる、間違か

から堀 同高出一

水ノ手御門御長屋

足軽番所 石壇左右二

同所入口小坂

但御門文化五年御造営の節後戸になる、間違か

御乳母池

昔御歩番所 後明番所ニナル

同所入口小坂

但御門文化五年御造営の節後戸になる、間違か

東御丸等之部

鶴之御九等之部

但此所ニ出シ有

附壇御門

足軽番所 出シ一

同所入口小坂

但御門統御櫓之統

中御櫓

但此所ニ出しあり

御土藏二

一ヶ所ハ御式台、一ヶ所ハ御茶具

同所入口小坂

但御門統御櫓之統

中御櫓

但此所ニ出しあり

唐御門

土御番所 足軽番所

同所入口小坂

唐御門

足軽番所 足軽番所

同所入口小坂

但御門統御櫓之統

中御櫓

但此所ニ出しあり

御門統御長屋

丑寅御櫓

同所入口小坂

但御門統御櫓之統

中御櫓

但此所ニ出しあり

辰巳御櫓

入口二 底下出シ五、切戸口九 四枚戸 八枚戸

同所入口小坂

但御門統御櫓之統

中御櫓

但此所ニ出しあり

大シノキ角

中御櫓 小シノキ角 同

同所入口小坂

但御門統御櫓之統

中御櫓

但此所ニ出しあり

申西御櫓下隠御門

申西御櫓下隠御門

同所入口小坂

但御門統御櫓之統

中御櫓

但此所ニ出しあり

高御石垣下御土藏

四筋 足軽番所

同所入口小坂

但御門統御櫓之統

中御櫓

但此所ニ出しあり

東御丸下

犬走二つ三つ

同所入口小坂

但御門統御櫓之統

中御櫓

但此所ニ出しあり

石川御門外之部

白鳥堀縁橋 御堀ノ内水留ノ上橋

同所入口小坂

但御門統御櫓之統

中御櫓

但此所ニ出しあり

鍵留足軽番所

水御門 下馬 腰懸脇御門

同所入口小坂

但御門統御櫓之統

中御櫓

但此所ニ出しあり

蓮池御堀

白鳥堀縁橋 御堀ノ内水留ノ上橋

同所入口小坂

但御門統御櫓之統

中御櫓

但此所ニ出しあり

紺屋坂御門

内水留ノ内小口

同所入口小坂

但御門統御櫓之統

中御櫓

但此所ニ出しあり

坂之上御門

上下タニ一枚開有 一番口二番口ト云

同所入口小坂

但御門統御櫓之統

中御櫓

但此所ニ出しあり

新坂橋御門

新坂橋御門

同所入口小坂

但御門統御櫓之統

中御櫓

但此所ニ出しあり

終

御石垣押直被 仰付候起本井崩所 御城代御見分、且御普請中

度々御見分之事

土橋御門与同所御番所之統石垣・堀共、崩候由、只今改田儀兵衛申聞承
候、江戸江可致言上候間、明日御作事奉行被同道、右崩口委細被見届、
尤崩口間數等少茂相違無之様、絵図ニ調可被相超候、拙子茂急御用無
之候者、明朝五ツ半承、彼所江罷出、可令見分候、以上、

五月十二日

菊池九右衛門殿

駒井勝大夫殿

杉江平之丞殿

一、元文元年辰巳御橋下大走御石垣張出候所、御普請被 仰付候三付、

御普請奉行江

辰巳御橋下御石垣張出申所、今般御普請被 仰付答三候条、其心得

可有之候、此度者、外ニ御奉行不被 仰付候間、各内替々被罷出、
諸事可被申付候、且又御横目津田五左衛門・戸田与一郎義、右御普
請之内、主付替々罷出、見分申候二候、御歩横目茂四人、主付二人

充罷出、明不申様、相勧申候条、可被得其意候、以上、

一、右、御普請二月十六日古掛、五月朔日出来之事、

一、右、日數之内、御城代大和守殿三度御見分之事、

一、五月四日出来、大和守殿御見分之事、

一、御石垣不表立、所々御普請者、押直、被 仰付候、起本、元禄五年二

御座候、表立候所ニ而、大手御石垣門の方、見罷仕、押直被 仰付候、

先例度々御座候、押直御普請中、御奉行中見廻り、尤御出来之上、

御

く候。以上。

終

御石垣押直し仰せ付けられ候起本、ならびに崩れ所、御城代御見
分、かつ御普請中度々御見分之事

土橋御門と同所御番所の統き石垣・堀共、崩れ候由、只今改田儀兵衛申
し聞かせ、承り候。江戸へ言上いたすべく候間、明日御作事奉行同道せ
られ、右崩れ口委細見届けられ、もつとも崩口間數等少も相違これなき
様、絵図に調え相越さるべく候。拙子も急御用これなく候わば、明朝五
ツ半承わり、彼所へ罷り出で、見分せしむべく候。以上。

五月十二日

菊池九右衛門殿

駒井勝大夫殿

杉江平之丞殿

前田佐渡

城代様御見分無御座候、不表立御普請故与奉存候、右、押直之義、被仰
渡候義、旧記ニ茂相見江不申、得与相調理候處、元禄五年以前押直之義、
無御座、元禄五年起本与奉存候、

一、天和三年江戸御屋舗之内、御土杯かづら石井いり石、其外切石、細
工為御用、御扶持人石切櫻葉新兵衛・正木甚左衛門、二十人石切六人被
為遣、御用相勤め候、相仕廻罷帰候、年号相知レ不申候、今年江戸御屋敷
為御用、御扶持人石切、二十人石切被遣候ニ付、旧記就御尋、右之趣、
御達上候、

一、右、御普請二月十六日より取り掛かり、五月朔日出来の事。

一、右、日数之内、御城代大和守殿三度御見分の事。

一、御石垣表立たざる所々御普請は、押し直し、仰せ付けられ候、起本、
元禄五年に御座候。表立ち候所にて、大手御石垣門の方、見廻仕り、
押し直し仰せ付けられ候。先例度々御座候。押し直し御普請中、御奉行
中見廻り、もつとも御出来之上、御城代様御見分御座なく候。表立てざ
る御普請ゆえと存じ奉り候。右、押し直しの儀、仰せ渡され候儀、旧記
にも相見え申さず、得と相調理候處、元禄五年以前、押し直しの義、御
座なく、元禄五年起本と存じ奉り候。

一、天和三年江戸御屋敷のうち、御土などかづら石ならびに、いり石、
その外切石細工御用として、御扶持人石切櫻葉新兵衛・正木甚右衛門、
二十人石切六人遣わさせられ、御用相勤め候。相仕廻り罷り帰り候。年
号相知れ申さず候、今年江戸御屋敷御用として、御扶持人石切、二十人
石切遣わされ候に付き、旧記御尋につき、右の趣、御達し申し上げ候。

御普請鍛治大略

急度申遣候、然者、鍛治町之内、奉公人并無役之者共、數多有之鍛治共
迷惑仕由之条、堅相改致候、鍛治共江見計可相渡者也、

御普請鍛治大略

急度申遣候。然ば、鍛治町のうち、奉公人ならびに無役の者ども、
數多これあり、鍛治ども迷惑仕る由の条、堅く相改め致し候。鍛治共へ
見計い、相渡すべきものなり。

子
五月四日

浅野将監殿

西村右馬之助殿

石川義兵衛殿

利光公御判

子
五月四日

浅野将監殿

西村右馬之助殿

利光公御判

御普請殿治
四郎右衛門

め申し候。

与助
忠右衛門

一、右の通り、数年来御相勤め候に付、先年より、越前のため五貫目あて、

御貸渡し遊ばされ、御用相勤め來り申し候。

新助
四郎兵衛

右、私共代々御用相勤め申し候由緒、かくのごとく御座候。以上。

天明五年
御普請殿治
四郎右衛門

天明五年

町
御会所

町
御会所

八兵衛
善四郎

八兵衛
善四郎

八兵衛
善四郎

八兵衛
善四郎

八兵衛
善四郎

八兵衛
善四郎

御普請殿治七人之者共、數代御用相勤め、由緒等茂有之、格別之者故、段々

遂詮義、又兵衛殿江相達、老人年中武人扶持充披下之、脇指ヲ帯候様申

渡候条、猶更御用方精三人、綿密相勤め可申事。

癸巳
九月廿日

御普請奉行
御普請殿治共

一、御普請奉行井上半五右衛門殿、右由緒等被相尋、難捨置由來之者計之

由二而、又兵衛殿江御達、右御扶持被下候、明和年中之事ニ御座候、

一、御普請会所之内ニ鉄籠二つ有り候、年々鉄網殿治江御渡の御様子ニ候

得共、専御軍用と奉存候、宝曆九年御焼失後、不被仰付候事、

癸巳
九月廿日

御普請奉行
御普請殿治共

一、御普請奉行井上半五右衛門殿、右由緒等相尋ねられ、捨て置きがたき

由來の者計りの由にて、又兵衛殿へ御達し、右御扶持下され候、明和年中之事ニ御座候。

一、御普請会所之内ニ鉄籠二つこれあり候、年々鉄網殿治へ御渡の御様子ニ候へ共、専ら御軍用と存じ奉り候、宝曆九年御焼失後、仰せ付けられず候事。

一、戸室山より石釣出彼道筋ニ有之候ハ、文禄二年二月利家公江
(文禄)御奉勤、利長公江被命、金沢御城被築之、此比迄ハ、本願寺末寺之山屋敷地

形之假御座候、

一、御城御築之事なれば、日々々役小者を以、釣出、或ハ修羅車ニ而、引候よし、石切は所々罷越候内、近江辺より專罷越候由、右為御用、山奉行・道奉行相詰羅在、両下奉行罷越、御石釣方役小者才配仕、昔ハ役小者勤ヶ所江両下奉行不出ハなし、山奉行等、且石切島田村へ止宿仕、期々御丁場江罷越、御丁場之内ニ、湯小屋迄相建候、手木持籠等、村方ニ而主付出来、毎朝起シ役、夫々之役、極置候由、御石釣出、夫因り漸万治年中御定江成、其節之諸役人、只今杯与ハ、大役と相見江申候、役小者大勢之義、其上戸室道之内、難所有之、只今之道与者、大ニ違申事御座候、起本ハ、万物大儀ハ相知レ申事ニ候、

一、御城中鶴丸ニ、虎石とて虎ノ風有之石、戸室山より釣出有、又戸室山ニ而、先年孕付候大石之片々も、御城内江釣出有之よし、戸室山ハ堅実ニシテ、大軸火ヲいと申、みかけ石・伊豆石等品々、諸國より出候石、多分火をいと申候、戸室山ハ、要害第一之石と相見江申候、山奉行岡田助三郎、助右衛門祖父奉行之時、或日、大石割落候所、石ノ割目より光芒輝ク事甚數、石工ヲ初、人夫等、大ニ恐れ、地ニ臥て、見居たり、漸光度散シ、薄成候得者、其光之形、三日月ノさまに見江たり、終にハ、光芒も尽たり、翌日見候得者、其光ノ跡、石に残て、彷彿として、月ノ形ト成、其以後奥村老岐殿唐札、木下順庵被呪けれど、大石孕月より申義ヲ承およひ候、ケ様之事ニ而もやと被申候由、且安永五年より大石数多割得共、右様之義ハ無之、安永五年より寛政年中迄三、兩度有之、石割放シ候所、雪之如ク之白玉出申候處、初ハ石切共、如何仕候哉、跡之玉

一、戸室山より石釣り出し、彼道筋にこれあり候は、文禄二年二月利家公江
(文禄)御奉勤、利長公ハ命ぜられ、金沢御城これを築かる。このころ迄は、本願寺末寺の山屋敷地形のまま御座候。

一、御城御築之事なれば、日々々役小者をもつて、釣り出し、あるいは修羅車にて、引き候よし、石切は所々より罷り越し候内、近江辺より専ら罷り越し候由、右御用として、山奉行・道奉行相詰め罷り在り、両下奉行罷り越し、御石釣方役小者才配仕る。昔は、役小者勤めヶ所へ両奉行出さるはなし、山奉行等、かつ石切、島田村へ止宿仕り、期々御丁場へ罷り越し、御丁場之内ニ、湯小屋迄相建候、手木持籠等、村方にて主付出来、毎朝起シ役、夫々之役、極め置き候由、御石釣り出し、夫因り漸く万治年中御定へ成り、その節の諸役人、只今などとは、大役と相見え申し候、役小者大勢の義、その上戸室道之内、難所これあり、只今の道とは、大いに違い申す事御座候、起本は、万物大儀は相知れ申事候。

一、御城中鶴丸に、虎石とて虎の風これある石、戸室山より釣り出しあり。又戸室山にて、先年孕み付け候大石の片々も、御城内へ釣り出しこれあるよし。戸室山は堅実にして、大体火をいとい申さず、みかけ石・伊豆石等品々、諸国より出で候石、多分火をいとい申し候。戸室石は、要害第一の石と相見え申し候。山奉行岡田助三郎・助右衛門祖父奉行の時、ある日、大石割り落し候所、石の割目より光芒輝ク事甚しく、石工を初め、人夫等、大に恐れ、地に臥して、見居たり。漸く光も散じ、薄くなり候えば、その光の形、三日月のさまに見えたり。終には、光芒も尽たり。翌日見候えば、その光の跡、石に残て、彷彿として、月の形と成り、それ以後奥村老岐殿唐札、木下順庵被呪けれど、大石孕月と申

八、私當番詰居候ニ付、取上申候、細ニ相成申候、日ノ裏之由ニ面、医者中所望ニ付遣シ、今少所持仕候、文化年中奉指上候様成物者、出不申、珍物御座候、石花と申ものニ面、可有御座候与奉存候、切右之切出石、其比役小者を以、釣出させらるゝ三百人、四百人釣之石共多ク、戸室山道ニ有石二人高等之銘有之候、右道脇ニ有之石、以後三至、寛永七年御城御火災之翌年、御普請之節、切出候哉、此年比大坂軍功、重而御褒美士中之子息、御手廻りと申名目ニ面、被召出、辰巳上水金沢町中火事水ノ手之趣ニ面、出来、秀忠公御他界前旁々以、御不審ヲ被蒙、俄に

(左用)利常公御同道ニ面御參府、土井大炊殿横山大膳殿被遣申条々、分明故、雜説之御難事相済候、ケ様之趣ニ面、先御用ニ無之、右之石、彼道ニ有之候哉、右石割之節、玄翁ハ拾武貫目迄之玄翁打候よし、安永年中拾武貫目之玄翁、石切之内、役小者之内、力量有之者ハ、心安ク、二、三十茂打申候、文化中程ニ安永・天明之比之役小者とハ、申申候、万物ケ様之ものニ面御座候哉、御石釣・石引杯は、強き者無之てハ、品ニ寄、大キ違有之候。

一、戸室山は田島村領ニ面、井上之庄と申候、一、寛文年中、戸室山御丁場御量等之御縮方、其節之山奉行絵図も仕、委曲相調置申候、絵図所持仕候、來年可指上裁与奉存候、

一、御丁場御量之上者、御石井一山田島村江御預番人被仰渡候、若故障有之候得者、御普請会所江及断申候、都御丁場、縮方申渡有之候得共、百年余も田しま村江御指預、百姓と申ハ、手前之勝手宣事耳申出ス者ニ御座候、

一、安永四年迄ハ、御丁場柴・抄田しま村より取、年中山役銀百三拾三匁余、御算用場江致上納候、同五年より私共以下、止宿仕候ニ付、右山役銀上納不仕候、

す義を承りおび候。ケ様の事にてもやと申され候由。且つ安永五年より大石數多割候へ共、右様の義はこれなく、安永五年より寛政年中迄に、兩度これあり。石割放し候所、雪の如くの白玉出申し候處、初めは石切共、如何仕り候哉。跡の玉は、私當番詰め居り候に付、取り上げ申し候。

細に相成り申し候。日の裏の由にて、医者中所望に付き遣わし、今少し所持仕り候。文化年中指し上げ奉り候様なるものは、出申さず、珍物御座候。石花と申ものにて、御座あるべき哉と存じ奉り候。さて右の切り出し石、そのころ役小者をもつて、釣り出させらるる。三百人、四百人釣りの石共多く、戸室山道にある石に人高等の銘これあり候。右、道脇にこれある石、以後に至り、寛永七年御城御火災の翌年、御普請の節、切り出し候哉。この年ころ大坂軍功、重ねて御褒美士中の子息、御手廻りと申す名目にて、召し出だされ、辰巳上水金沢町中火事水の手の趣に出来。秀忠公御他界前かたがたもつて、御不審を蒙むられ、俄に

利常公御同道にて御參府、土井大炊殿へ横山大膳殿遣わされ申す条々、分明ゆえ、雜説の御難事相済み候。ケ様の趣にて、先御用にこれなく、右の石、彼道にこれあり候哉。右石割りの節、玄翁は十二貫目より十五貫目迄の玄翁打ち候よし、安永年中十二貫目の玄翁、石切之内、役小者之内、力量これある者は、心安く、二、三十も打ち申し候。文化中程より安永・天明のころの役小者とは、違い申し候。万物ケ様之ものにて御座候哉。御石釣・石引などは、強き者これなきては、品に寄り、大き違いこれあり候。

一、戸室山は田島村領にて、井上の庄と申し候、一、寛文年中、戸室山御丁場、御量等の御縮方、その節の山奉行絵図も仕、委曲相調置申候、絵図所持仕候、來年指し上ぐべき哉と

一、御丁場八町四方計与山奉行調置候得共、長サハ大概有之候得共、幅者、不足仕候、何レ繩張仕候哉、相知レ不申候。

一、中山迄四千石余、角石等中出仕置候ニ付、中山村番人申渡有之、若故障有之候得者、右之通、及断申答ニ候。

一、戸室山御丁場御縮方之内、屑石たりとも、出申義を堅ク御停止仕置候、一、清水村者、御丁場出口ニ付、是又申渡置、屑石たりとも、出候者見付

候ハ、捕、御普請会所断、別所村も、右同様御座候、昔御石割候所ニ面御座候。

一、慶長之比、中山迄利常公度々御臨駕、御座山と申所ニ御陣取也、夫故以御座山と申候、或時中山村肝煎江御意被成候ハ、何ぞ望ハなきかと、御尋之所、百姓御請申上るハ、望無御座候、併御石垣役人田畠ヲあらし、難義仕段、申上候處、被聞召、左之通、高札被下、中山村肝煎所持仕居、私拝見仕、写置申候、且中山大休場と申ハ、坂々上りはなし、広キ所ニ御座候、此所ニ面、肝煎江御益被下候故、此所今以、益と申候。

一、戸室山御丁場御縮方之内、屑石たりとも、出申す義を堅く御停止仕候得共、幅は、不足仕り候、何れより繩張仕り候哉、相知れ申さず候。

一、中山迄四千石余、角石等中出仕り置き候に付き、中山村番人申し渡たしこれあり。若し故障これあり候得ば、右の通り、断わりに及び申す筈に候。

一、戸室山御丁場御縮方之内、屑石たりとも、出申す義を堅く御停止仕候者見付け候わば捕え、御普請会所へ断り、別所村も、右同様に御座候。

一、清水村は、御丁場出口に付、是又申渡たし置き、屑石たりとも、出候、御石割候所にて御座候。

一、慶長のころ、中山迄利常公度々御臨駕、御座山と申す所に御陣取るなり。それゆえ、今もつて御座山と申候。ある時中山村肝煎へ御意成され候は、何ぞ望はなきかと、御尋ねの所、百姓御請申上るは、望御座なく候。しかしながら御石垣役人田畠をあらし、難義仕る段、申し上げ候、聞こし召され、左の通り。高札下され、中山村肝煎所持仕り居り、私拝見仕り、写し置き申候。かつ中山大休場と申すは、坂々上りはなし、広キ所に御座候、この所にて、肝煎へ御益下され候故、此所今以て、益と申し候。

一、しば・ほゑを切捕候事、

捷
慶長七年十二月六日 御判

中山村
其外在々

一、御丁場御疊の上は、御石ならびに一山島村へ御預り番人仰せ渡され候。もし故障これあり候えば、御普請会所へ断におよび申す筈、すべて御丁場、縮方申し渡しこれあり候得ども、百年余も田しま村へ御指し預づけ、百姓と申すは、手前の勝手よろしき事のみ申し出す者に御座候。

一、安永四年迄は、御丁場柴・糞田しま村より劫取、年中山役銀百三十三匁余、御算用場へ上納いたし候。同五年より私共以下、止宿仕り候に付、右山役銀上納仕らず候。

一、御丁場八町四方計りと山奉行調え置き候得共、長さは大概これあり候得共、幅は、不足仕り候、何れより繩張仕り候哉、相知れ申さず候。

一、中山迄四千石余、角石等中出仕り置き候に付き、中山村番人申し渡たしこれあり。若し故障これあり候得ば、右の通り、断わりに及び申す筈に候。

一、戸室山御丁場御縮方之内、屑石たりとも、出申す義を堅く御停止仕候者見付け候わば捕え、御普請会所へ断り、別所村も、右同様に御座候。

一、清水村は、御丁場出口に付、是又申渡たし置き、屑石たりとも、出候、御石割候所にて御座候。

一、慶長のころ、中山迄利常公度々御臨駕、御座山と申す所に御陣取るなり。それゆえ、今もつて御座山と申候。ある時中山村肝煎へ御意成され候は、何ぞ望はなきかと、御尋ねの所、百姓御請申上るは、望御座なく候。しかしながら御石垣役人田畠をあらし、難義仕る段、申し上げ候、聞こし召され、左の通り。高札下され、中山村肝煎所持仕り居り、私拝見仕り、写し置き申候。かつ中山大休場と申すは、坂々上りはなし、広キ所に御座候、この所にて、肝煎へ御益下され候故、此所今以て、益と申し候。

一、松・竹木・桑・ちやの木切捕候事、

一、田島作毛ふみあらし候事、并普請之もの在々へ立入、対地下人非分之族申懸、無理に宿をとりし事、

右条々、相背いたつらもの有之ハ、おさへおき、注進可仕、忽可加成敗者也、

慶長十八年拾月十五日 御判

田島村肝煎方ニ所持仕候制札之写

一、御普請役人等野之草木を盜可取事、

一、田島立毛刈とり、并ふみあらす事、

一、在々へ立入、諸事狼籍之事、

右之条々、若於違犯之輩者、速可被処嚴科者也、依執達如件、

横山々城守
本多安房守 判

寛永九年八月 日

一、しば・ほえを切り捕り候事。
一、松・竹木・桑・ちやの木切り捕り候事。

一、田島作毛ふみあらし候事。ならびに普請之もの在々へ立ち入り、地下

人に対し、非分の族申し懸け、無理に宿をとりし事。

右条々、相背くいたつらものこれあらば、おさえおき、注進仕るべし。たちまち成敗を加えるべき者なり。

慶長十八年十月十五日 御判

田島村肝煎方に所持仕候制札の写

一、御普請役人等、野の草木を盜み取るべき事

一、田島立ち毛刈とり、ならびにふみあらす事

一、在々へ立入り、諸事狼籍之事、

右の条々、もし違犯の輩においては、速に嚴科に処せらるべきものなり。よつて執達件の」とし。

寛永九年八月 日

横山山城守
本多安房守 判

高札

上山組中山村
其外在々

普請の者とも、在々へ入こみ、百姓等にたいし、いわれざる義をしかけ、あるいは、四へきの竹木・桑・ちやの木等をきり、あるいは、田島のさくもう、さいえん、せんさいをあらし申すものこれあらば、おさへ置き、ちゅうしんすべし、たちまち成敗すべき者なり。

慶長七年十二月六日 御判

中山村
其外在々

田島村肝煎方ニ所持仕候制札之写

横山々城守
本多安房守 判

寛永九年八月 日

右の条々、相背いたつらものこれあらば、おさえおき、注進仕るべし。たちまち成敗を加えるべき者なり。

慶長十八年十月十五日 御判

田島村肝煎方に所持仕候制札の写

一、御普請役人等、野の草木を盜み取るべき事

一、田島立ち毛刈とり、ならびにふみあらす事

一、在々へ立入り、諸事狼籍之事、

右の条々、もし違犯の輩においては、速に嚴科に処せらるべきものなり。

戸室石目形之事

赤石

壱尺六方

目形拾七貫武百目

水二漬、七百目増

青石

壱尺六方

目形拾八貫四百目

水二漬、四百目増

右相様シ、如此ニ候得共、石之堅和ニ寄、少充目形増減有之候、

戸室石目形之事

赤石
一尺六方

水に漬け、七百目増

青石

一尺六方

目形十七貫二百目

水に漬け、四百目増

右、相様し、かくのごとくに候得共、石の堅和に寄り、少しあて目形増減これあり候。

栗石土等目形之事

犀川栗石壱升目形、三千五百貫目計

但、壱升ハ六尺六方、三千貫目計、米八十石程

浅野川俱利石ハ三千貫目計

土一尺立方拾貫目計、米式斗七升程目形

但、土ハ春夏秋ニ而少之増減有之、又其所々ニ而少ノ違有一様ニ極かたく

砂一尺六方、拾貫目程、米三斗目程

一、昔御築之節、大御奉行人持衆御座候、名前且御普請御奉行起本、左ニ

相調申候、御築之節ハ、右御両方御普請所仮小屋江御詰、穴生以下、相

詰、兩下奉行定杖井野杖役小者相勧申候、悉皆役小者才配下奉行仕、私

共古夫々申談候通、申渡候由、其時分、穴生ハ御石垣之指図一向ニ而、

只今与は、表裏之違ニ而、御座候、御用石其時々御奉行相達候得者、戸

室山奉行江御申談、約出方ハ、兩下奉行取嘴申義ニ而、只今与者、骨折申

義無之軒、御焼失後よりハ、悉皆取嘴候故、余程事、多御座候、御築中ハ、

し談じ、釣り出し方は、兩下奉行取さばき申す儀にて、只今とは、骨折

栗石土等目形之事

犀川栗石一升目形、三千五百貫目計り

但し、一升は六尺六方、三千貫目計り、米八十石程

浅野川くり石は三千貫目計り

土一尺立方十貫目計り、米二斗七升程目形

但し、土は春夏秋にて少しの増減これあり、又其所々にて少しお違あり。一樣ニ極めかたく。

砂一尺六方、十一貫目程、米三斗目程

一、昔御築之節、大御奉行人持衆御座候、名前かつ御普請御奉行起本、左ニ

に相調え申し候。御築の節は、右御両方御普請所仮小屋へ御詰め、穴生

以下相詰め、兩下奉行定杖ならびに、野杖役小者相勧め申し候。悉皆役

小者才配下奉行仕り、私共よりそれぞれ申し談じ候通り、申し渡しし候

由。その時分、穴生は御石垣の指図一向にて、只今とは、表裏の違いに

て御座候。御用石、その時々御奉行へ相達し候得ば、戸室山奉行へ御申

仮小屋等、御石垣足代桟橋等悉皆、御作事所手合二面出来、然者、御作事所役人、夫々相詰申義、既ニ元文元年大走御石垣御普請之節、足代桟橋御作事所出來、御焼失前迄、右之通、御座候得共、御作事所二面、よほど彼は相懸り、其上存寄之通、はか取不申ニ付、御焼失後、木方之義も、私共手合ニ面、出来仕候ニ付、万端手廻シ、宜御益之筋合御座候、文化年中高御石垣大御普請、年限五ヶ年与図上候處、漸ク二ヶ年ニ面、御成就仕候義、御白徒ニ面ハ、甚御不審御座候義候得共、足代桟橋高サ拾間余、足代も數十間御座候、是迄ハ、御普請中ニ仕法等、詮義仕候故、彼是日後レ相成候ニ付、私義、工夫仕、御普請不初以前ニ、御扶持人石切等江会得為仕置候ニ付、御普請中ニ其詮義無之故、是果敢取之一ツ、役小者戸室山中山より御城中御石引出釣出申義、役小者相止メ、日用頭請負ニ被仰付候故、四年ニ面相済可申候處、忽子釣出仕候故、果敢取ニツ、右釣出等仕候御石、桟橋より釣上り候故、果敢取ニツ、御普請中御石割、御用相止め、石切二十一人不残仕御普請所江打込、休日ハ、申、不審茂、尤ニ相聞江申候、

往古御普請大御奉行名前

藤原出羽守殿

菊池十六郎殿

青山織部殿

小幡宮内殿
後入道不入ト云

多賀左近殿

青森將監殿

横山織部殿

永井織部殿

富田治部左衛門殿

神尾教馬殿

御普請奉行起本

り申す義これなき体、御焼失後よりは、悉皆取さばき候ゆえ、余程事、多御座候。御案中は、仮小屋等、御石垣足代桟橋等悉皆、御作事所手合にて出来、然ば、御作事所役人、それぞれ相詰め申す儀、既に元文元年大走御石垣御普請の節、足代桟橋御作事所より出来。御焼失前迄、右の通り、御座候得共、御作事所にて、よほど彼れは相懸り、その上存じ寄りの通り、はか取り申さざるに付き、御焼失後、木方の儀も、私共手合せにて、出来仕候に付き、万端手廻し、よろしく御益の筋合御座候。文化年中高御石垣大御普請、年限五ヶ年と図り上げ候處、ようやくニケ年にて御成就仕候儀、御白徒にては、はなはだ御不審御座候儀に候得共、足代桟橋高さ十間余、足代も數十間御座候。是迄は、御普請中に仕法等、詮義仕候故、かれこれ日後れ相なり候に付き、私義、工夫仕り、御普請初めざる以前に、御扶持人石切等へ会得仕らせ置き候に付き、御普請中にその詮義これなきゆえ、これ果敢取の一つ。役小者戸室山中山より御城中へ御石引き出し、釣り出し申す義、役小者相止め、日用頭請負に仰せ付けられ候故、四年にて相済み申すべく候處、たちまち釣り出し候故、果敢取ニツ。右釣り出し等仕候御石、桟橋より釣り上り候故、果敢取ニツ。御普請中御石割り、御用相止め、石切二十一人残らず仕り、御普請所へ打ち込み、休日は、一日二匁九分充に御雇ゆえ、はか取、ニツ。役小者召し仕うべき處、日用召し仕え候に付、果敢取四ツ。この詮け合いにて、早く御出来仕候、悉皆役小者にて、相弁え候時は、國り五ヶ年にはせ申すべき歳と存じ奉り候。右の詮け合いは、外へは頗れ申さず、不審モ、もつともに相聞え申し候。

往古御普請大御奉行名前

藤原出羽守殿

菊池十六郎殿

青山織部殿

小幡宮内殿
後入道不入ト云

多賀左近殿

青森將監殿

宮崎太左衛門殿 慶長元年十一月被仰付、役料式百石と御座候。

慶安元年死ス、此後之分略仕候。

横山織部殿 永井織部殿 富田治部左衛門殿
神尾數馬殿

御城中御石垣御入用定銀起本并増減等之 御城方5

被仰渡候、都御押之事、但し、此御達寶十三年

御石垣御普請、當時五拾間御長屋下御修復取懸居申所、先日半減ニ仕候

様、被仰渡候ニ付、先人懸方相減シ置申候、御道具等者、損物得与相し

らべさせす候ハテハ、難申上奉存候、然処、格段ニ何卒御普請致様茂、可有之哉之旨被仰渡候ニ付、役人共江申渡、詮義之上、致様之趣、別

紙面之通、御座候、來年五月定御普請ニ相極メ、御普請人中山丁場共、人

数一日百四拾人充請取、御道具之分ハ、二之、御丸以来上刃かね入古道

具修復申付、不足之分者、新出来等、申付候而、定銀年中四拾貫目^(二)之

因相極申候、年切上り役銀之内、四拾貫目ニ面之因坪高出来可仕候ヶ所、

広キ御普請所者、翌年江懸リ、夫々可申付候段、來申二月上旬より外御石

垣積方ニ取懸候節者、丁場山ノ手共、両所ニ面、一日百四拾人充召仕、

残人割場ニ相残、諸手合江相懸候得者、日用銀年中三拾貫目余御益相成

申候、惣而御石垣、古来与違、万事々輕ニ仕置候得共、猶更此度、悉ク

詮義仕、別紙帳面上之申候、被仰渡次第、夫々可申付奉存候、以上、

未 八月

菊池弥四郎

山崎小右衛門

羽田伝大夫

本多安房守様

前田駿河守様

右、始り之義、享和二年閏正月、就御尋調上ル、

宮崎太左衛門殿 慶長元年十一月仰せ付けられ、役料一百石と御座候、慶安元年死す、この後の分、略し仕り候。

御城中御石垣御入用定銀起本、ならびに増減等之 御城方より仰せ渡され候、すべて御押の事、但し、この御達、宝暦十三年

御石垣御普請、當時五十間御長屋下御修復取り懸かり居り申所、先日半減ニ仕り候様、仰せ渡され候に付、先人懸方相減シ置申し候。御

道具等は、損物得と相しらべさせず候わでは、申し上げがたく存じ奉り

候。然る處、格段に何とぞ御普請致様も、これあるべきやの旨、仰せ渡され候に付、役人共へ申し渡し、詮義之上、致様の趣き、別紙面

の通り御座候。來年より定御普請に相極め、御普請人中山丁場共、人數

一日百四十人あて請け取り、御道具の分は、二ノ御丸以来、上刃かね入

古道具修復申し付け、不足の分は、新出来等、申付候て、定銀年中、四

十貫目の因り相極め申し候。年切上り役銀之内、四十貫目にての因り坪

高出来仕るべき候ヶ所、広キ御普請所は、翌年江懸リ、それぞれ申し付

くべく候段、来る申二月上旬より外御石垣積方に取り懸り候節は、丁場

山の手共、両所にて、一日百四十人あて召仕い、残人割場に相残り、

諸手合ひへ相懸り候得ば、日用銀年中三十貫目余御益に相なり申し候。

惣じて御石垣、古来与違、万事事軽ニ仕置候得共、猶更このたび、

ことごとく詮義仕り、別紙帳面これを上げ申し候。仰せ渡さる次第、そ

定銀始、四拾貫目之御押、左之通、右同年也、

未
八月

菊池弥四郎

山崎小右衛門

羽田伝大夫

付札、御普請奉行江
御城中御石垣來年より定御普請之儀、各詮儀之趣、達御聽候處、右之
通、可申渡旨、被仰出候条、可被得其意候事、

未
九月十七日

付札、御普請奉行江

御城中御石垣御普請方、明和元年より定御普請申渡、年中御入用銀四拾貫
目、役小者百四十人ニ相極メ、坪數九拾坪苑、致出來候因リ申渡置候得
共、詮義之趣有之候条、來年より右御入用銀等、半減ニ而、速ニ御普請致
出來候様、夫々可被申談候、右、相減シ候御かね者、役銀之内を以、除
置可被申事、

已丑
十二月四日

但、明和六年被仰渡也、

付札、御普請奉行江

付札、御普請奉行江
御城中御石垣御普請之儀、右紙面を以、相同候處、辰巳御槽下御石垣崩所
來年御石垣御普請之儀、右紙面を以、相同候處、辰巳御槽下御石垣崩所
5、早速御普請取掛候様、被仰出候条、可被得其意候事、

十一月五日

但、明和八年被仰渡也、

付札、御普請奉行江

來年御石垣御普請ヶ所、右紙面之通、可被得相心候事、

十一月十四日

但、右同断、

付札、御普請奉行江

未
九月十七日

本多安房守様
前田駿河守様

右、始りの義、享和二年閏正月、御尋につき調べ上る。

定銀始め、四十貫目の御押え、左の通り、右同年なり。

付札、御普請奉行へ
御城中御石垣來年より定御普請之儀、各詮儀之趣、御聽に達し候處、右
の通り、申し渡たすべき旨、仰せ出され候条、その意を得らるべく候事。

未
九月十七日

付札、御普請奉行江

御城中御石垣御普請方、明和元年より定御普請申し渡たし、年中御入用
銀四十貫目、役小者百四十人に相極め、坪數九十坪あて、出来いたし候

因リ申し渡たし置き候得ども、詮議の趣これあり候条、來年より右御入
用銀等、半減にて、速に御普請出来いたし候様、それぞれ申し談ぜらる
べく候。右、相減シ候御かねは、役銀之内を以て、除き置き申さるべき
事。

已丑
十一月四日

但し、明和六年仰せ渡さるなり。

付札、御普請奉行江

未
九月十七日

來年御石垣御普請之儀、右紙面を以て相同い候處、辰巳御槽下御石垣崩

御城中御石垣方御普請、今年五二、三年御猶予被成、戸室山より石切出候義迄、可被仰付候、依て定銀式拾貢目之半減を以、右御用相弁、相残候拾貢目与除銀式拾貢目、都合三十貢目、外御入用候事、村井又兵衛可被任指國候、且又穴生御扶持人石切等之内、別御用申渡候義迄、可有之候事、是亦又兵衛指國次第、可被相心得候事、

十一月廿四日 未

但、安永四年被仰渡也、

十一月十四日 但し、右同断。

付札、御普請奉行江

御城中御石垣方御普請、定銀之内、拾貢目二相極メ、残三拾貢目御勝手方被任指國候様、去春申渡候得共、今年五改而四十貢目二相極、内式拾貢目を以、戸室山石切出御用、并御城中御普請方相弁、残り式拾貢目者、最前之通、除置可被申候事、

十一月廿四日 申

但、安永五年被仰渡也、

十一月廿四日 未

但、安永四年仰せ渡さるなり。

御城中御石垣方御普請、定銀四拾貢目之内、式拾貢目、右御用相弁、残る式拾貢目者、除置候様、申渡候處、今年五高御石垣御普請御入用不足三付、除銀之内より相弁度趣、若除銀難相渡候者、役銀之内より拾貢目増銀被致度之段、各紙面之趣、承届候事、役銀之内より足銀可有之候、尤除銀之分、只今迄之通、全可被除置候事、

十一月廿四日 成

但、安永七年被仰渡也、

戸室山御丁場より中山迄之間、只今迄之道難所ニ而、御石難引出候三付、

所より、早速御普請取り掛り候様、仰せ出され候事、其意を得らるべく候事。

十一月五日 但し、明和八年仰せ渡さるなり。

付札、御普請奉行江 来年御石垣御普請ヶ所、右紙面の通り、相心得らるべく候事。

付札、御普請奉行江

御城中御石垣方御普請、今年より二、三年御猶予成され、戸室山より石切出し候義迄、仰せ付けらるべく候、よつて定銀二十貢目の半減を以て、右御用相弁又、相残り候十貢目と除銀二十貢目、都合三十貢目、外御入用候事、村井又兵衛指國に任さるべく候。かつまた穴生御扶持人石切等之内、別御用申渡候も、これあるべく候事、これまた又兵衛指國次第、相心得らるべく候事。

十一月廿四日 未

但、安永四年仰せ渡さるなり。

付札、御普請奉行江

御城中御石垣方御普請、定銀の内、十貢目に相極め、残り三十貢目御勝手方指國に任され候様、去春申し渡され候得とも、今年より改めて四十貢目二相極め、内二十貢目を以て、戸室山石切出御用、ならびに御城中御普請方相弁まえ、残り二十貢目は、最前の通り、除き置き申さるべく候事。

南原村・新保村等、山手の方江道付替度旨、各紙面を以、被申聞候趣、

申
四月朔日

無拋義二付、承届候、乍然田地等江相障候間、右道下二相成候田地等、

別紙之通、御石引出候御用中者、役銀之内、可被請高候、此段被得其意
地子銀高之儀者、御算用場可被承合候、以上

歲

本多安房守自

但し、安永五年仰せ渡さるなり、
御城中御石垣方御普請、定銀四十貫目の内、二十貫目、右御用相弁まえ、
残る二十貫目は、除き置き候様、申し渡たし置き候處、今年より高御石
垣御普請御入用不足に付き、除銀の内より相弁えたき趣、もし除銀相渡
しがたく候は、役銀の内より十六貫目増銀致されたきの段、各紙面の趣、
承り届け候条、役銀の内より足銀これあるべく候。もつとも除銀の分、
只今迄の通り、全く除き置かるべく候事。

成

但安永七年被仰渡也。道下ニ相成候田地等、御算用場々書出候写

一
歩四指百

一、長百八拾九間

此山系
美招目
田地
一、武百步

高ニシテ壱石

一、長百九拾四間

五
問

一、千百六拾步

高ニシテ五石八斗

長四抬五唱

卷五

高ニシテル石

此山役銀拾匁

田島村領
南原村村
若清水村領

本多安房守印
村井又兵衛印

皮

御普請奉行中

但し、安永七年仰せ渡さるなり。

高にしや一石一斗

山役銀ノ四拾五匁

以上、但、毎暮御渡シ之地子米代此分三御座候、

一、長さ百八十九間 山
二の山銀 二十日

同村領

一、安永八年、穴生・山奉行・道奉行兼帶可相勧旨、被仰渡、
一、同年右新道出来、戸室山より大角石等、地車を以て、引出候事、

一、二百歩 田地
高にして一石

但、右ニ付、御石道幅之義、且地車起本、此次ニ相調申候、

一、長さ百九十四間 山

同村領

付札、御普請奉行江
御城中御石垣御普請、來年者、可被指止候、戸室山より石切出候義迄、只

一、千百六拾步 新聞歩數
幅五間 この山役銀 十五匁

田島村 南原村 清水村
若松村 領

今迄之通、可被相心得候、御石垣方定銀之内、拾貢目三面、石切出相弁、
残拾貢目之分者除置、最前より之式拾貢目与同様可被相心得候事、

一、長四十五間
高にして五石八斗

田島村

十一月廿八日
但、安永九年

この山役銀十匁

幅五間

この山役銀十匁

高にして八石

山役銀ノ四十五匁

以上、但し、毎暮御渡しの地子米代、この分に御座候。

一、安永八年、穴生・山奉行・道奉行兼帶相勧むべき旨、仰せ渡さる。

一、同年右新道出来、戸室山より大角石等、地車を以て、引き出し候事。

但し、右に付き、御石道幅の儀、かつ地車起本、此次に相調申

し候事

付札、御普請奉行江

御城中御石垣御普請、來年は、指し止めらるべく候。戸室山より石切り

出し候義迄、只今迄の通り、相心得らるべく候。御石垣方定銀之内、十
貢目にて、石切り出し相弁じ、残り十貢目の分は除き置く。最前よりの

二十貢目と同様相心得らるべく候事。

同
石川御門等御普請ニ付、右御用主付藤原勘左衛門・大野仁兵衛被仰渡候

条、被得其意、諸事可被申談候事。

五月四日 但、天明三年也。

十一月廿八日 子 但し、安永九年

同 石川御門等、御普請所御指止メ、二之 御丸菱檜御造営三付、右主付 湯原典膳・河野弥次郎被 仰付候旨、(合付) 中将様と被 仰出候条、被得其意、

諸事可被申談候事、

已 十月十一日 但、天明五年

一、天明五年御改法之事、

付札、御普請奉行江

石川御門御普請、最前之通、相初候様被 仰出候、右御用主付岡田太郎
右衛門・河野弥次郎、菱御檜兼帶相勸候条、可被得其意候事、

未 二月廿七日

但、天明七年

橋爪御門統御檜井五拾間御長屋御普請三付、右御用主付今井甚兵衛・野

村与三兵衛被 仰付候条、被得其意、諸事可被申談候事、

申 正月 但、天明八年

一、戸室山御石切出、毎年被 仰渡御題紙、此末略仕候、

同 石川垣方普請、來年も指し止められ、戸室山石切り出し候義迄、仰せ付
けられ候条、諸事去年の通り、相心得らるべく候事。
寅 十二月廿六日 但し、天明元年なり。

十二月廿六日 但し、天明二年なり。

— 158 —

同 石川御門等、御普請に付き、右御用主付篠原勘左衛門・大野仁兵衛仰せ渡
され候条、その意を得られ、諸事申し談せらるべく候事。
巳 十月十一日 但し、天明三年なり。

一、戸室山御石切出、毎年被 仰渡御題紙、此末略仕候、
湯原典膳・河野弥次郎仰せ付けられ候旨、中将様より仰せ出され候条、
其意を得られ、諸事申し談せらるべく候事。

一、天明五年御改法の事、
巳 十月十一日 但し、天明五年

付札、御普請奉行へ

石川御門御普請、最前の通り、相始め候様仰せ出され候、右御用主付岡田太郎右衛門・河野弥次郎、菱御機麻呂相勤め候条、その意を得らるべく候事。

未
二月廿七日

但し、天明七年

橋爪御門統御機ならびに五十間御長屋御普請に付き、右御用主付今井甚兵衛・野村与三兵衛仰せ付けられ候条、その意を得られ、諸事申し談ぜらるべく候事。

申
正月 但し、天明八年

一、戸室山御石切り出し、毎年仰せ渡さる御題紙、この末略し仕り候。

地車起本の事

一、御扶持人石切正木甚左衛門義者、功者成者ニ面、御絵図及達達ニ仕候ニ付、宝曆五年、御絵図書ニ被仰付、御焼失御絵図義相調申候、同一年穴生ニ被仰付候、然處、御石引地車与申道具、御手木小頭閣口喜大夫等四人工夫仕、弁利之趣、甚左衛門江委申入候處、甚左衛門段々相尋候處、弁利至極之道具、老若打交り候面茂、綱手引候得者、石釣与達、丈夫成者擴ニ茂、およひ不申、御石引には無類の道具ニ付、御奉行中江得御内談候處、御益之道具ニ候間、御城方御達可申上候間、木國ヲ拵、運方等、試ニ申度旨ニ付、則木國ニ取懸、右之趣、御達申上候處、御聞届、木國出來候上、御城方江指上、弥御聞届ニ付、犀川於定小屋引綱等、御手木小頭以下茂打懸り、同十二年中山より引出釣石与ハ、

地車起本の事

一、御扶持人石切正木甚左衛門義は、功者なる者にて、御絵図も達達に仕り候に付き、宝曆五年、御絵図書に仰せ付けられ、御焼失御絵図義相調え申し候。同十一年、穴生に仰せ付けられ候。然る處、御石引地車と申す道具、御手木小頭閣口喜大夫等四人工夫仕り、弁利の趣、甚左衛門へ委しく申し入れ候處、甚左衛門段々相尋ね承り候處、弁利至極の道具、老若打交り候ても、綱手引候得ば、石釣りと遙い、丈夫成る者擴びにも、およひ申さず。御石引きには無類の道具に付き、御奉行中へ得と御内談候處、御益の道具に候間、御城方へ御達し申し上ぐべく候間、木國を拵え、運び方等、試に申たき旨に付き、則ち木國に取懸り、右の趣、御達し申し上げ候處、御聞き届け、木國出來候うえ、御城方へ指し上げ、い

弁利ニ相聞江申候、右之節、手木小頭等指添、御用兩年相動申候、然處、御扶持人石切等、悉ク手馴候ニ付、手木小頭等御用無ニ付、罷出不申候、長ク右御用相動候所存ニ候所、右之趣ニ付、大キニ残念かり申よし、尤ニ相聞江申候、

一、地車ハ弁利之道具、人々御益々与申候得者、私儀会得仕兼申候、子細ハ、戸室山等より釣出石、夫団りを以、役小者相極候義、本文ニ候處、右地車目分量を以、日々御用相弁來候義、釣石与打合、夫団り仕、御益之人高顯レ不申てハ、何レニ御益有之候哉、石釣・石引、本文者、夫付ニ候、其詮義方無之、只御益々申てハ、分り不申、其日役小者不働之義等、有之候節抔茂、右夫団り之義、能ク会得不仕面ハ、詮義方ニ茂、指候義も可有御座哉、新道具を拵申時ハ、第一、本文之義不相極面ハ、物事不捕と申もの御座候、依而私義、天明年中、寛政年中、戸室山より中山迄御石引御用數年相様シ、何とそ石引夫付相極置度心中ニ面、長日、短日雨降、或晴、坂數ニ面、夫団り遼申義與數年相ためし、本文ハ、

釣石ヲ根ニシテ、相極メ、引出候處、夫団り之通、指支不申、甚御用弁宜ニ付、是ヲ役所切之御定之様ニ相心得、年々御用相弁來申候、
一、釣石ヲ引石与差ヒハ、體者、四丈有之石、釣出申時ニハ、戸室山より御城中迄、夏夫付ニシテ、武百六拾人相懸り申候、地車ニ面、御城中江釣石同様、一日ニ面引付候得共、武百六十人充、役小者請取申義者、逆御指支ニ付、一石ヲ二日ニ面、引付申圖にて、一日ニ八拾五人充請取、二日相懸候得者、百九十人之役小者之高、指引、ノ九拾人充之御益、日用銀ニ直一人毫勿として、九拾目充、此分御石引諸入用指引、ノ銀銀御座候、其上一日ニ過分之役小者請取不申、是又於割削、甚御益釣石与引石との差ハ、此所ニ面、本文者、夫団り不仕てハ、此所ハ、雖相知御座候所、細ニ相極置候故、堀三郎左衛門殿御石引御用度々見分、夫団等之義、

よいよ御聞き届けに付き、羅川定小屋において、引き綱等、御手木小頭以下も打懸り、同十二年中山より初めて引き出し、釣石とは、弁利に相聞え申し候。右の節、手木小頭等指添え、御用兩年相動め申し候。然る處、御扶持人石切等、ことごとく手馴れ候に付き、手木小頭等御用これなきに付き、罷り出で申さず候。長く右御用相動め候所存に候所、右の趣に付き、大きに残念かり申すよし、もつともに相聞え申し候。

一、地車は弁利之道具、人々御益御益と申し候得ば、私儀会得仕り兼ね申候。子細は、戸室山等より釣り出す石、夫団りを以て、役小者相極め候義、本文に候處、右地車目分量を以て、日々御用相弁來り候儀、釣り石と打合わせ、夫団り仕まつり、御益の人高顯れ申さずでは、何れに御益これあり候哉。石釣り・石引き、本文は、夫付に候、その詮義方これなく、只御益御益と申ては、分り申さず、その日役小者働ざる儀等、これあり候節なども、右夫団りの儀、よく会得仕まつらずでは、詮議方にも、差し支え候義も御座あるべき哉。新道具を拵え申時は、第一、本文の義相きめずでは、物事不捕いと申もの御座候。よつて私義、天明年中、寛政年中、戸室山より中山迄御石引御用數年相様シ、何とそ石引夫付相極め置き心中にて、長日、短日雨降り、あるいは晴、坂數にて、夫団り違ひ申す義と數年相ためし、本文は、釣石を根にして、相極め、引き出し候處、夫団りの通り、指し支え申さず、はなはだ御用弁よろしきに付き、これを役所切の御定の様に相心得、年々御用相弁え來り申し候。

一、釣り石と引き石と差いは、たとえば、四丈これある石、釣り出し申す時には、戸室山より御城中迄、夏夫付けにして、二百六十人相懸り申候、地車にて、御城中へ釣り石同様、一日にて引き付け候得共、二百六十人あて、役小者請け取り申す儀は、とても御指し支えに付き、一石を

委々被相守候ニ付、一々相答候處、能心懸、夫団り出来ニ候、御達申上、御定夫付可致旨、御申聞ニ付、御定ニ仕候義ニ候得者、先達而、私御達申上可相極候得共、釣石とハ、格別之違有之、右之通、夫団相極置候得共、悉皆穴生之取嘴ニ有之事ニ面、甚甲乙茂可有御座、中山より御石引、自然其日、無謂、御城入不仕時ハ、其僕難被成義奉存候、不輕義も出来仕候面ハ、諸役人迷惑ラ仕義、兎角穴生ハ、役小者召仕事、何方ニ面茂、手足のことくニなくては、全御益之義者、無之奉存候、私義者、申上かたく候得共、別者与思召可被下候、御定夫付之義ハ、何卒御指止メ被下候様仕度与申上候處、是茂尤成事、御手前御石引之節ハ、大石ヲ引、早ク万仕廻候故、役小者、翌朝江疲茂越不申ゆハ、一入致出精候林、此趣、助右衛門殿江茂御唱申達候段、御申聞被成候事、地車を以、戸室山御丁場奥より中山迄役小者ヲ以、

御石引出夫付之覺

一、武丈三尺

三丈迄

一尺六方
老人九夫充

一、三丈巷尺

四丈迄

一尺六方
老人九夫充

一、四丈巷尺

五丈迄

一尺六方
老人九夫充

一、五丈巷尺

六丈迄

一尺六方
老人九夫充

一、六丈巷尺

七丈迄

一尺六方
老人九夫充

右者御丁場奥より三月より七月中引出候夫附ニ御座候、八月より武夫充増ヲ加申候事、

加ニ、且雨降り、或者道悪敷時節ハ、三夫充増ヲ加申候事、

一、二丈三尺より

き出す夫付けの覺

一尺六方

三丈迄

べく、中山より御石引、自然その日、謂われなく、御城入仕らざる時は、そのままなされがたき義と存じ奉り候。軽からざる儀も出来仕り候ては、諸役人迷惑を仕る儀、兎に角、穴生は、役小者召し仕う事、何方にも手足のことくニなくては、全御益の義はこれなきと存じ奉り候。私義は、申し上げがたく候得共、別者と思し召し下さるべく候。御定夫付の義は、何卒御指止め下され候様仕りたくと申し上げ候處、これも尤なる事、御手前御石引きの節は、大石を引き、早く万仕廻い候故、役小者、翌朝へ疲も越申さざるゆえ、一入出精いたし候体、この趣、助右衛門殿へも御唱申し達し候段、御申し聞かせ成され候事。

地車を以て、戸室山御丁場奥より中山迄役小者を以て、御石引

一、往古より御石釣道幅五間と伝来仕候、子細ハ、二、三百人茂相懸り候石ハ、真棒之長、拾間余、横指之棒、三間有之候得者、右五間無之面ハ、

四割指支申候、尤山中所々ニ五間幅之形有之候ニ付、是等之趣を以、道崩崩込、自ラ仕出候ヶ所茂可有御座候哉、御石引ニ指支申儀者、先無之候得も、御石引者、新道具御石釣、本文之義、右道幅之便ニ而、御石引御用相弁候面者、百姓之義、後々詮義方六ヶ敷可有御座与、其砌御算用場段々及欠合候上、五間幅ニ相極、後年之為、所々印石ヲ伏置候、當時道幅外御用之節、不寄何時、五間幅ニ作立申趣、治定仕候、上田上村等格別道狭り候所、或ハ溝之内江田植付等之義も有之ニ付、御算用場段々候上、百姓共承知之旨、五間幅ニ相心得罷在候、返書到来ニ付、釣石与違、道幅九尺御座候得者、御石引御用相弁候ニ付、後々之所、悉ク入念示合五間幅ニ相極メ申候、右山中印石、紛敷相見江、後々全印石与者、相成兼可申、御先規之通、中山江四千石余中出被仰付候上者、其節之御詮義ニ而、一先御疋可被仰付哉、其節印石、小立野上野村領迄道幅二五間幅之印石相建申義、被仰付可然奉存候、戸室御丁場茂田島村与御丁場境、松植、或ハ、大石ヲ所々ニ相建、境茂敷重ニ相極申度義ニ奉存候事、

以上、

右、文様以来伝來之旧記并近來之趣等書加奉上之候、以上、

于時文政八年十一月吉祥日

後藤彦三郎（花押）

り、御座候。

一、去昔、御奉行中へ相達し置き申す通り、釣れ申す御石は、なるだけ釣らせ候得ば、一日にて御城中へ釣り入れ申し候間、御答御座候。もつとも両下奉行夫付け、私共立ち会い相極め申し候。角石、角脇、大平石の分は、引き出し申すは、御答素釣れ申さず候。以後は、御達し置き候通り、御聞き届け仰せ渡され候わば、弁じ方もよろしく、御答の筋合ないと存じ奉り候。

一、右地車の外、品々新道具御手木小頭より申し談じ、安永八年御石引の節、山中所々地車引き上げ候松木を以て、鳥居形等、口品々道具相用い申し候得共、手初めの義ゆえ、先ずかくの」とき御不益入らざる品々に御座候。私儀、御石引主付同様に天明年中より相勤め候に付き、右道具無用の品に付き、相用い申さず候得共、確分御用弁よろしく御座候。とにかく、御入用相懸らず、事軽に相弁じ申す儀、その時々の役人の心得方、第一御座候。新道具の内、弁利は、地車にて、道幅も五間これなくても、随分相弁まえ、誠に類なく御座候。

一、往古より御石釣道幅五間と伝来仕候。子細は、二、三百人も相懸り候石は、真棒の長さ、十間余、横指の棒、三間これあり候得ば、右、五間これなきては、四割指し支え申し候。もつとも山中所々に五間幅の形これあり候に付き、これらの趣を以て、道幅崩れ込み、自ら仕出候ヶ所も御座あるべく候哉、御石引に指し支え申す儀は、先ずこれなく候得も、御石引は、新道具御石釣り、本文の儀、右道幅のままにて、御石引御用相弁じ候ては、百姓の儀、後々詮義方六ヶ敷むつかしく御座あるべきと、そのみぎり御算用場段々欠合におよび候上、五間幅に相極め、後年の為、所々印石を伏せ置き候、當時道幅外御用の節、何時に寄らず、五間幅に作り立ち申す趣、治定仕候、上田上村等格別道狭り候所、あるいは溝

【解題】本書は、「金沢藩秘蔵」とともに、金沢城の歴史や石垣書請の歴史、戸室石切丁場などについて記す。加賀藩の穴生後藤彦三郎の代表的な著作である。從来より金沢市立玉川図書館後藤文庫に収蔵されている。後藤文庫本が加賀藩、「金沢城御史科」ではこれを底本に翻訳している。後藤文庫本は、「御城代江奉上候印」とあるように、彦三郎が金沢城代に選出されたものである。これに対し、本書では、加賀藩の年号で、元禄期以降、三人の金沢城代を選出した横山家に伝來したものと底本としている（以下「横山本」と表記する）。

横山本は、金沢城研究調査室（当時）において、横山家の古文書調査を行い、一、一〇〇点余の文書群のなかから見い出されたもので、玉川図書館加賀藩御文庫に残る写本の原本である。

後藤文庫本・横山本とともに、筆跡から彦三郎自筆のものと確認できるが、横山本には、彦三郎の花押が捺されているが、後藤文庫本には、「署名とともに」「判」と書かれてい

て、花押はみられない。また、彦三郎が、城代歴任本の表紙について記載したものとともに合致するので、横山本は、城代へ選出したものとみて差し支えない。後藤文庫本・横山本ともに、奥書きに「文政八年乙酉十一月吉祥日」とあり成立年代がわかるが、その時の金沢城代は、横山家の当主陸草ではなく、村井長徳だから、横山家に伝來した理由を改めて考究する必要がある。

さて、控えとしての後藤文庫本と横山本とを見比べてみると、とくに中段から後半において大きな相違があることがわかる。詳細は、別に譲らざるをえないが、両者は、

(1) カタカナである箇所がひらがなで書かれるなどの表記の仕方が違う。

(2) 書き加えや文章を削除した箇所がある。

(3) 金沢城内の建物を書き上げた箇所などのように、後藤文庫本にはみられるが、横山本では見られない箇所がある。

(4) 記載順序が大きく前後している。

などの差異がみられ、後藤文庫本の長いセントラルが横山本では、きわめて要領よくまとめられているという印象をもつ。おそらくは、後藤文庫本成稿後に大変な見直しを行った、再編集したのが、横山本であった。このように、後藤文庫本は横山本の単なる擇えではないと見られる。

いずれにせよ、双方の比較検証によって、本史料の執筆意図が浮かび上がるのではないと期待している。なお、横山本の細則は、今回が初めてである。

の内へ田植え付け等の義もこれあるに付き、御算用場欠け合い候上、百姓共承知の旨、五間幅に相心得罷り在り候、返書到來に付き、釣り石と違い、道幅九尺御座候得ば、御石引御用相弁じ候に付き、後々の所、悉く入念示し合い五間幅に相極め申し候、右、山中印石、まぎらわしく相見え、後々全印石とは、相なり兼ね申すべく、御先規の通り、中山へ四千石余中出仰せ付けられ候上は、その節の御詮議にて、一先ず御量仰せ付けらるべき哉。その筋印石、小立野上野村領迄道駄に五間幅の印石相建て申す儀、仰せ付けられ、然るべきと存じ奉り候。戸室御丁場も田島村と御丁場境、松植え、あるいは、大石を所々に相建て、境も厳重に相極め申したき儀に存じ奉り候事。

以上。

右、文禄以来伝來の旧記ならびに近來の趣等書き加え、これを上げ奉り候。以上。

時に文政八年乙酉十一月吉祥日

後藤彦三郎（花押）

卷之三

卷之九

一
卷之三

卷之九

卷之三

三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

三

卷之三

卷之三

六道與金剛一和合而用之於「一」方無之用者也

卷之三

卷之三

卷之三

故在子房者，亦是心之子。故以心比之，則子房爲母也。

卷之三

詩人之言也。故曰：「人情有所不能已者，非所以為德也。」

卷之三

卷之三

卷之三

右文承子集傳序。四記其事。子集者。孫子書。子之子也。
子時久。故人稱其子曰古。詳用。淮寧之子也。

二年未詳 奥源兵衛家系

卷四

奥源兵衛紀

「小松市 穴太家旧藏」

三

穴太源太左衛門 本國近江ト云穴太之根元タテ得ト考
又文字与穴太之根元タテ得ト考
実名・行年等不知 本國丹波穴太

織田家二代々罷在、天正十年越前府中江罷越候候處、御合力金被下、
之猶猶、二代之猶猶、難於憂患而已

瑞龍院様江波
文政五年
弘化元年四月十四日於府中病死、同所正覺寺江送ル、法名等不知、妻
女先達而慇懃助方江罷越居、天正年中病死之由、由緒不承、葬地等不知、且御合
力金員數等不知、越府中大宝寺云伝在レトモ不詳。

○元祖穴太源介正寿
姓安倍，源定綱之輪之尾三枝。
氏穴太，本国越前行年六十九歲。
高德院様御代、天正六七年、越前府中被仰出、其後金沢引越、天正十五年七月十六日、為新知、石川、河北兩郡之内を以、百俵押領被仰付、御石垣御普請御用相勸、普請之懇摯稟之由、御普請奉行、御普請奉行會所末也。元和二年丙辰十一月十日病死、金沢淨土大蓮寺江送ル。号「妙見」。

夫二同号月桂院妙春大姊、
奥志摩 実名・行年・葬地等不知

奥源三郎 崇昌 行年七十六歲

大正九年一月六日
最前被下置候御知行被指除、御石垣御普請御用相勸、寛永元年越中大小
矢部橋台御普請御用、江城二席御石垣、ヤシキ御田廻り等石垣相勸、
正保四年丁亥年正月廿八日病死、大蓮寺江送ル、号梅陽院圓居士、
妻之由緒等不知、寛文七年丁未年六月九日病死、夫二同大蓮寺送、号
林月院永春大師、婦ノ妻ノ口下不記

六生源兵衛保命
初名萬三四 中比翼魯右衛門相忠昌
年號不詳
瑞源院御代 父源介存生之內、慶長十乙巳年三月十一日被召出、為
**新知、加州之内、宮川彦助跡知行三拾石之所、押領被仰付、御石垣
普請方高岡御城御築御用、所々櫓台御普請御用相勸、
御書御代**

前略
利政等江御奉公申上、慶長之初、蒲生飛彈^朝守殿^{ムカシ}御所望之由三面、奥州会津江被遣、会津城普請相濟、直二居留り候由、御合力知等不知、

天正年中父源太左衛門与一集三大坂江罷越、御城御築御用相勧、其後
城州淀江罷越、御城御築御用相仕廻、京都江罷上り、禁裏御衆人二
相成候、其以後之儀、不知、
実名、行年等不知、

陽院様拂被仰付、御石垣御普請御用相勸、明暦四年江戸御普請御用被仰渡、相勸、寛文元年罷拂り、同三年小松、御城中御石垣御普請

御用相勸、

松雲院様御代、寛文五年三月十一日、武拾石御加增拂被仰付、先知都合七拾石拂下之、御城中御石垣御普請御用相勸、元禄十五年正月朔日病死、金沢野町大蓮寺向寿院念善唯専居士号与、苗字奥与唱シ候、子細不承伝、源三郎無妻文政八年正月某日也御石垣御普請御用相勸、

源三郎無妻二罷在由也。

附タリ、源三郎唯冒者代々之内、石垣築、繩張之上手与聞、御城中之中、所々其功有り、中二毛車橋大留石垣積、喰、崩丁場ト云、最上之出来也、是然廻之上、御加思有とぞ聞、出来年限不詳、苗字奥与唱シ候也、其比被御出之様三伝へ有とも、前二有ル名ナレバ、是セ不詳、又崩丁場ノ名モ上ニ兩度讀テ、此時三度め之普請卜問ヘヌ、又越所々橋台、佐社麻、府船、海際、河側之石垣も數々所勤ル由、又云、堤町西側之後元ニ住ス居屋敷步数、武戈拾間余、春水井掘揚之比、右中八尺下より長一寸一步之不動之尊像、銅鏡仏を存焉、累代秘藏持伝ル也。

奥原八郎茂英
七十九歳

松雲院様御代、寛文八年四月御石垣御普請、為見習申度之段、父源

六十年正月

三郎奉願候處、同年五月願之通、被仰渡、見習御用相勸、元禄十五年正月朔日、父源三郎病死、同十六年七月九日為跡目、被召出、遣知七拾石、無相違拂被仰付、御城中御石垣御普請方・御庭方御用相勸、享保八年三月三日病死、送大蓮寺、大悟院廟皆智居士、妻女之由緒、不承伝、年齢・名不知、元禄十五年正月朔日病死、号夏光妙心信女、送大蓮寺、后妻女由緒・年齢・名不知、元文元明丙辰年七月十七日病死、号光月妙了大師、送大蓮寺、後華月院改ル、女名・齡不知、穴生小河長右衛門、一男子河八右衛門産、

女行年十一歳、名不知、

元禄十四辛巳年十二月廿九日病死、号淨譽玄清信女、送大蓮寺、夏光妙心之腹也、

男子 源太郎、夫名 行年不知、

正徳元辛卯年七月、御石垣御普請御用見習之儀、父源八郎と御達相勸罷在、參照 同三年と病氣ニ而、離相勸、御斯申上、相違罷在、享保八年九月八日病死、号秋月淨入信士、送大蓮寺、夏光妙心之腹也、

女 年・名不知、

宝永六年十一月廿五日病死、冬月清光信女号、

送大蓮寺、夏光妙心之腹也、

女 年十一、名不知、此以下、一男二女、華月院之腹也、

正徳三年己未年十三日病死、号夏葉光幼童女、大蓮寺送、

奥原右衛門茂勝行年八十一年

夫名

穴生後藤柳兵衛三男

松雲院様御代、享保五年三月、父源八郎婿養子奉願、同年七月、願之通被仰渡、同九年三月三日、父源八郎病死、同九年十月廿八日、為跡目、

用相勸、寛保二年浅野川大橋橋台石垣積、且御普請御用相勸、安永二年河北郡戸室山元山を開き、御石垣石切立御用被仰渡、相勸、同四乙未年七月朔日病死、号喜法院理秋居士、送大蓮寺、

被召出、遣知無相違、七拾石拂被仰付、御城中御石垣御普請御用相勸、寛保八年三月三日病死、大悟院廟皆智居士、妻女名よし、行年六十六歳、奥原右衛門茂勝妻、

享保五年婿養子嫁娶、明和七年正月十四日病死、号一空院惠明大師、

男子 名、実名不知、行年十一歳、

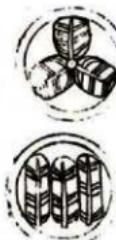
享保十七壬午年七月十日病死、号源理童子、

延享二年正月廿七日、隠而淺野川小橋之邊、水流死、号池宝水

没信女、

男子 安太郎、五歳

享保十六年辛亥年正月十八日病死、号春照童子、



元時是之

奥源左衛門紀時七十一歳、幼名疾之助、嘉慶太。

泰雲院様御代、宝曆五年四月、御城中御石垣御普請為見習申度段、父源

右衛門奉願、同年五月願之通、被仰渡、相勸、安永元年七月八日、父

源右衛門數十年全相勸候為御褒美、六生三被、召出、御切米三拾俵被

下之、相勸、同二年河北郡田島村領户室山本山を開き、御石垣石切出

御用被仰渡、相勸、同三年石川郡牛場村御明地北浅野川（西之子）除御用相

勸、同四年七月朔日、父源右衛門病死、同年閏十二月十八日、亡父源

右衛門為跡目、遣知七十石無相違、拜領被仰付、最前被下置候御切

米被指除、御城中御石垣御普請、戸室山御石切立、御用等相勸、同七

年戸室山道之内、新道附替、御石引出、御用被仰渡候二付、山奉行、

道奉行兼常可相勸候、被仰渡、相勸、天明五年九月廿八日、不為處思

召趣、有之由二面、御知行被召放、浪人二罷在、是迄累代堤町内側町家

步除有之、浪人番御馬廻組（堀和左衛門方同居所）、寛政三年七月十日、御

用御座候由二面、二 御九日御呼出、先祖

高徳院様御代累代御奉公申上候者之儀二付、格別之禮を以、被召返、最前被下置候御知行、七拾石之内、為新知、五拾石拜領被仰付、先規

之通、穴生三被仰付、惣面最前之通、御用相勸、寛政二年九月以後、

某方一年同居、又寺町妙立寺向七、足輕隊森某方同居、夫ヨリ新堅町、福町夷又五郎居屋舗の旧家、町家を求す、前後九年之間、居住、

享和三年癸亥三月四日病死、号欣淨院宗心居士、妻女人持組不破産三家

二面病死、号冬岸院慈榮大姉、后妻明和三年九月、再嫁之儀、父源右

衛門奉願、同年十二月願之通、被仰渡、嫁娶、御馬廻組堀和左衛門娘、

天明八戊申年八月十日、行年四拾六才、病死、号榮春院秋室大姉、一

來給人、広瀬市右衛門娘、明和元年甲申年十月廿三日、行年二十八歲

男女四女産、助太郎、五歳

男子 他十郎、武藏

元文五庚申年十一月十五日病死、号含光童子、

男子 他十郎、武藏

元文五庚申年十一月廿八日病死、号霧寒童子、

井口半大夫方孝幼名又次郎、行年五十三歳

二男一女産、甚麻

御名紋、寛保二壬戌五月廿六日誕生、

御科理人山本津平妻女、

宝曆六年九月、坊主小頭井口閑庭養子、同十年十一月町奉行支配御矢

師三被召抱、御扶持方五人扶持被下、御弓土蔵御用勤、安永元年十

月、御切米三十俵二御引直、右同断御用罷在候内、寛政三年十月廿三

日病死、不埒之趣有之、慎中病死、仍之跡目退転、井口家寺、泉野寺

町送本因寺、号帰向院軒空信士、

女名紋、寛保二壬戌五月廿六日誕生、

明和元年四月、父源右衛門方奉願、津平与縫組、嫁娶、享和二年七月、

津平病死、同年養子半左衛門、名跡半左衛門、文化五年四月、故蹟有

之、御切米三拾俵被召放候、以後奥源兵衛紀隆方江引請、厄介、

文化十四丁丑年五月七日病死、行年七拾六歲、山本之寺、卯辰日蓮宗

御橋台等、御石垣手広き御普請入情相勧、旁格別之趣を以、被下之候由二面、御目錄を以、白銀式枚押領被仰付、同五年二之、御丸就御造當、桶爪一之御門台左右御石垣御普請被仰付、仍之、同年六月廿八日、御鍬初御用相勸、依而御目錄を以、白銀五兩押領被仰付、同年十二月廿五日、二之、御丸就御造當、御石垣御普請御用等、出情相勸候由二面、御内々を以、金三百匹押領被仰付、同六年七月十三日、右同断、御用出情相勸候由二面、御目錄を以、白銀一枚押領被仰付、同年七年五月十六日、於武学校、劍術、御覽被遊候比、仍入情、芸術致^使達者候段、蒙、御意、同年七月十三日、日頃心懸意、劍術稽古入情、達者仕候旨、被仰出を以、金三百疋押領被仰付、同年十一月廿五日二之、御丸御造當、御成就、為御祝、御目錄を以、金武百匹押領被仰付、同年十二月廿五日被、鼠多御門後御橋台御石垣等御普請御出来之處、右御用入情相勸候由二面、御目錄を以、金毫百疋領被仰付、貳最前名、源次郎申中候處、同十一年十月、高石垣御普請可被仰付旨、被仰渡、相勸候旨、仍之、御築以後、初面之大御普請不容易、就御用、先代之内、大御普請、専相勸候者之名ニ付、源兵衛又相改申候、源兵衛記降三相改申候。同年十二年九月十六日、高御石垣御普請二付、御鍬初御用相勸、同年十一月、右御普請御用之足代等之杉木材、能州所々御材も相渡寄ニ付、成候三付、木柄見分可仕旨、被仰渡、相勸、同断、金沢松木頭方より右木柄御林山々江龍越、見分可仕旨、被仰渡、相勸申候、同十三年正月、右同断御用杉木材、石川郡鷲森原村、河北郡北方村も御賣上ニ相^{同十四年正月}同十四年九月十日、高御石垣御普請御用出情相勸候旨二面、御目錄を以、白銀三枚押領被仰付、文政二年十二月廿八日、蓮地上之、御居住向御石垣御普請御用、烈敷相勸候ニ付、御定候由二面、御次^{同十四年正月}白銀式一枚押領被仰付、同三年五月十九日、右御居住所御用廻り御石垣御普請

請、去夏以來、被、仰付置、多端之處、出情相勸、詮義方も行届由、重立候石垣之分、大半出来、御主之門二相称候旨二而、被、仰出候由ニ面、御普請所於仮役所、御吸物、御酒頂戴被、仰付、其上、右主附頭を以、金武百匹拝領被、仰付候、同年七月十三日、右御用、烈敷相勸候ニ付、被下之候由ニ而、御次々白銀武枚拝領被、仰付候、同年十二月廿八日、於、御目通、結構之被、仰出を以、白銀三枚拝領被、仰付候、是事同年七月十三日、右同断御用弥繁多烈敷相勸候旨ニ而、御次々人宅稽古出情仕候旨、被、聞召候由、被、仰出を以、御持地一具拝領被、仰付、同年十二月廿八日、蓮地上之、御居住、就御普請、御石垣御用、烈敷出情相勸候旨ニ而、金六百匹、別段武百匹拝領被、仰付候、是事同年七月十三日、右同断御用烈敷出情相勸候旨ニ而、白銀武枚御前之處、格別出情、烈敷相勸候旨ニ而、別段三金武百匹拝領被、仰付候、同年十二月四日、竹沢、御殿御普請方段々御出来、近日之内、御移り可被遊所江至リ、御喜悦過之思召候旨等、被、仰出を以、於懸宣教、竹沢、御殿御普請方御用等入情相勸候旨ニ而、前項候旨金龍院様御前、小判五両拝領被、仰付候、同年十二月後引移ニ付、石川御門外江御送罷出候様、被、仰出候旨ニ而、罷出、其處ニ而、二之、御丸ニおろて御悦、御吸もの、御酒波下之候、同年十二月晦日、家業心可被遊所江至リ、御喜悦過之思召候旨等、被、仰出を以、於懸宣教、竹沢、御殿御普請方御用等入情相勸候旨ニ而、前項候旨被、仰出候条、主附相勸候様、土佐守殿被仰渡旨之条、御次々主付相勸候處、被仰渡相勸、同年四月、奉願、先祖百回忌相当之應を以、日數七日御報奉願、越前府中正観寺江碑參致候、同年二月、竹沢、御殿鐘樓被、仰付候ニ付、台石垣屋室山石葺出来之儀、七年七月十三日、仍先例

金龍院様御石郭、戸室山石を以、出来之儀、手合江被仰渡、相当之趣を

以、日数七日御暇奉願、越前府中正覺寺江碑參仕候、同七年七月十三日

金龍院様御逝去二付、御先例戸室石切立、御石櫛出来方井御誌名石作立、

文字彌入候義、是迄御作事所ニ而町職人を以、出来候得共、此度

格別御尊敬之趣ニ付、御扶持人石切ニ可被仰付条、主附可及指引旨、

被仰渡、相勤、同十二年十月、桐木御門と越後屋敷前通溝縫、尾坂御

門外左右石樋、是迄御作事所手合ニ而御修覆等仕來候得共、是以後、

後石垣方手合附属三被仰渡、同天保五年三月、二之御丸御式台前歩

石等井雨落之内から敷石之分、向後於手合御修覆等可仕旨、被仰渡、

相勤、同七年五月奉願、山代江三越湯治

五月廿九日差足、六月廿一日上湯、

同七年七月、上辰巳村と御城中迄之水道江筋、向後御普請方等、被

仰渡、相勤、同九年四月、金谷御屋敷御補理、近々

真龍院様江戸表と被為入管ニ候、仍之、御土藏等、追々出来御指急ニ

候条、御作事所江戸主附相勤候、御次と被仰渡、相勤、同年七月

月御次と金六百四十五領被仰付、同八月御出来、真龍院様御引移之上、

又候御次と金三百疋被仰付、同十年五月、竹沢御庭之内三三重之

宝塔、戸室石二而被仰付候旨、御次と被仰渡、組場方格別之品ニ付、

竹沢御屋敷江

真龍院様御初御出三而、御二階と御透見有之、其上二而

榮操院様と御菓子・御酒など被下候、同十二年五月小立野波着寺境界樹木拂度々相

損シ、御費之筋も有之間、橋台等丈夫二出来候様、御用番方と被仰渡、

上三下モ積立、土橋三出来之様、御達申上、右御用相勤、同十五年二月、竹沢

御宝塔扉開閉之節、誤テ損シ候由、手入方之義、御次と被仰渡候得とも、甚六ヶ敷、容易取替り不申ニ付、仕組方之義、石切江

申論、一存を以、繕可申旨、御達申上、被仰渡、出来候處、宜敷出來之旨ニ而、七月十四日、御次と金五百匹被下之候、同年四月、七世之祖父百五拾回忌ニ相当ニ付、日数七日、御暇奉願、越前府中正覺寺

江碑參仕候、弘化元年十一月、金谷御殿御建総

筑前守御座所ニ相成候、仍之御作事所江戸主附相勤候様、被仰渡、

相勤罷在候内、六月十九日出情相勤候之義候、御内々を以、金百五拾

匹、真龍院様と併領被仰付、同年七月十三日、石御普請御成就之處、

御用中出情相勤候旨ニ而、被下候旨ニ而金三百疋、麻上丁一具、御覺書、

右主附、御作事奉行被渡之候、同御覺書を以、心附之趣等品々、世話いたし、宣敷出来候由ニ而、別段金子七百匹被下之候、同四年四月

宝円寺山門就御再建、右御用石、於戸室山切立方御用出情相勤候由ニ

而御勝手方と十二月廿六日御勝手方と御覺書を以、金百五拾被仰付、

付候、同十二月廿八日數十年御用方情二入相勤、御用立候ニ付、武拾石御加増、先知都合九拾石被下之候旨、御用番将之佐殿被仰渡、同五年二月十一日去年蓮池御城縁石垣崩候、御修復方、九十間御長屋跡太

被拂下御石垣等、押直、東九唐御門台等石垣崩所等御普請彼是烈敷

相勤、御用事格別出情候旨ニ而、白銀或枚御覺書を以、被下之、東御

丸御普請中衆ニ越、世話いたし、早出来候旨等之由ニ而別段御覺書を以、小判老二郎被仰付候、嘉永四辛亥二月江筋方御用向拂取手相引

渡候様、奉行衆被申断、同日引渡、同五年六月十九日、於經武館、劍術被遊、御覽、武芸心懸宣教、一段之儀ニ被思召候旨、蒙御意候、

女名手和子、安永九庚子四月五日出生、

奥源兵衛紀賀美、享和二年七月婿養子奉願、源兵衛与娶、文政三年庚辰五月十日、四十歳病死、号光熙院妙覚大師、大蓮寺送ル、

后妻

人持本多主水家來給人松田源五兵衛養方おは、字孝、文政十二年七月

奉願、再嫁娶、嘉永二年己酉九月晦日病死、大蓮寺葬、号宝樹院葉著
華光大師、

女、名彈タケ十二歳、享和三癸亥十月廿四日夜亥刻出生、

文化十一甲戌四月五日巳中刻病死、号青林童女、

女、名律ル十七歳、文化乙丑年十二月六日辰下刻出生、

文政四年己卯年六月十九日、辰下刻病死、号芳雲妙晴信女、

女、文化七年庚午十月六日酉刻、胎死、出産、号了覺孩女、

義女、名茂モロ文化六己卯年十二月十四日誕生、

実者定番御歩生島成兵衛養方妹也、文政五年二月奉願、同年同月、願

之通被仰渡、奥又五郎与嫁娶申合候、

男、天保七乙申一月十九日、額角入袖下留、実名紀重、米原軍記附、
前半文政六年壬未正月四日子中刻誕生、

石垣御普請方井戸室山御石割方等惣而穴生勤向見習相勤候様、御城代
美作守殿被仰渡旨、被仰渡相勤罷在、同十年七月、竹沢御庭石の御宝

塔御用相勤候ニ付、御次々金武百匹押領被仰付、同九年四月、御用向

本役同様ニ相勤候様被仰渡、相勤罷在候内、同十四年七月十三日、見

習御用被仰付置候處、本役同様、烈敷相勤候旨等ニ而穴生ニ被召出、

御切米三拾俵被下、同年八月、御切米三拾俵之口割米、御算用場振

合之通相渡ル、口割三八、御借上米無之、先格之由、仍之奉願、御借
米指上ル、甚奇特ニ思召候由、御書立相渡ル、同十五年四月十八日戸

室山奉行・道奉行兼帶相勤候様、御城代美作守殿被仰渡、相勤罷出軒、

同年十月廿八日、劍術稽古出情仕候旨ニ而御覺書を以、御持地一具拝

領被仰付候旨、学校御主附将之佐殿被仰渡候段、被仰渡、弘化三年

年宝円寺山門就御再建、右御用石於戸室山、切立方御用出情相勤候旨

ニ而、御出来候上、同年十二月廿六日、御勝手方る金百匹御覺書を以、

拝領被仰付、弘化五年十一月十一日、穴生頭、播磨守殿去年東丸唐

御門台等、石垣御普請之處、右御普請中、出情相勤候ニ而、御覺書

を以、白銀一枚被下之、右御用中、格別骨折出價ニ相勤ニ而、別段白

銀一枚拝領被仰付候、暨テ嘉永二年十一月廿二日、劍術稽古出情仕候

旨ニ而、覺書を以、御持地一具拝領被仰付候旨、学校御主付大膳殿被

仰渡候、

嫁、名能ノミ出生

弘化二年四月、源之丞奉願、御料理人天野增右衛門嬢女、同月願之通

(原本空白、以下、妙晴信女より喜三郎まで、内容面での記載の重複有り)

妙晴信女、
天保元年庚寅出生

女、文化七年十月六日酉刻胎死、出産、号了覺孩女、

義女、名茂モロ文化六己卯年十二月十四日誕生、

実定番御歩生島成兵衛養女、文政五年二月奉願、同年四月願之通、被

仰渡、奥又五郎与嫁娶申合候、

男、名喜三郎一月十九日、文政六年壬未正月四日、子刻誕生、

天母承服之謂也、不記、天保七乙申一月十九日、額角入袖下留、実名紀重、米原軍記附、インキ

同九年丁亥正月十五日、前妻カミ、名源之丞、紀政二改、大島清太付ル、

天保七年三月御石垣御普通請為見習申度段、奉願、同五月御石垣御

普請方井戸室山御石切出方等、都而穴生勤向見習相勤候様、美作守殿
被仰渡候旨、被仰渡、相勤罷在、同十年竹沢御庭御宝塔御用相勤候ニ

付、御次々金武百匹押領被仰付、同十一年四月、御用向烈敷ニ付、

本役之者同様ニ相勤候様、被仰渡、相勤罷在候内、同十四年七月十三

日、見習御用被仰付置候處、本役同様、出情相動候旨二面、穴生ニ面被召出、御切米三拾俵下之、同年八月、三拾俵之日割御用算用場撮合之通、相渡、日割ニ御借上米無之、先格之由、仍之奉願、御借上米指上

ル、奇特ニ思召候由、被仰渡、同十五年四月廿日、戸室山奉行・

道奉行兼帶相動候様、御城代美作守殿、被仰渡、動向罷在候、

日割ニ御借上米無之、先格之由、仍之奉願、御借上米指上

ル、奇特ニ思召候由、被仰渡、同十五年四月廿日、戸室山奉行・

道奉行兼帶相動候様、御城代美作守殿、被仰渡、動向罷在候、

女名八十
寛政七年十一月八日、四才ニ面病死、号智軒童女

源右衛門病死以後、源左衛門病死以後、源兵衛尼介

義育、文化七年三月十七日、十九歳ニ面、病死、号桃顔妙清信士、

女名鶴
寛政六年十一月十七日、五才ニ面病死、

女名貞
寛政十戊年四月十六日、五才ニ面病死、号智軒童女

又五郎恒茂
寛政十庚年六月朔日辰刻出生

源右衛門病死以後、源左衛門病死以後、源兵衛尼介義育、文化十一年二月、額角入・袖下留、名又五郎恒茂ニ改、同十三

年二月六日、御雇被仰渡、御石垣御普請方等、惣而穴生動向見習相動

候様被仰渡、仍之、同月十五日、執前髮相動、同十四年九月十日高御

石垣御普請御用出情、相動候旨ニ面、御目録を以、金五百疋擇領、文

政元年九月十五日、御雇用出情相動、戸室山御石垣御用等、本役同

様ニ烈敷相動、相応ニ御用立候由ニ面、御切米三拾俵下之、穴生被召

抱候、同二年十一月、御次御用之御内々御城中絵図相調候様、被仰渡、

同三年三月出来、御達申上候處、同年七月去冬以来、被仰渡置候御絵

図、宣舗出来候旨ニ付、御次ニ金武百疋擇領、竹沢御用中大法の奥源

兵衛之所ニ同、仍而此所ニ除書、
文政八年迄
新兵衛同居、文政八年七月
生島成兵衛方へ夫婦母子四人同居、

同天保四年十二月、勤方宣敷旨等ニ面、御切米三拾俵御加増被仰付、都合四拾俵被下之、

女

名民

文政七甲申年三月廿五日、甲申刻生島ニ生、同十年丁亥七

月八日病死、送大慈寺、落腮瘡漏童女号

早世

文政十二年己丑二月十一日病死、現夢茂女

恒之助

天保十一年庚子七月病死、号三徳翁主童子、

外司男

天保五年十月二日病死、生島ニテ産、

菊松

天保八年正月廿一日病死、号冬旭赤子、

ミツ

天保八年正月十五日誕生、

弘化元年甲戌十月廿一日誕生、

天保八年正月廿一日誕生、

【解説】後藤家と同様に加賀藩穴生を勤めた奥家の詳細な系譜で、穴太源本左衛門以降、

奥源平までの記述で、内容から嘉永二年以降に成立した。奥家は、元禄十六年に没した

源三郎が「穴太」から「奥」と改姓し、慶応三年に「穴太」へと復した。

なお、本文書は、小松市在住の穴太家所蔵のものであったが、原本は、未確認である。

翻刻にあたっては、北垣聰一郎氏がかつて調査されたもの写真、コピーに頼っている。

三 明治3年 六太源平先祖由緒帳

〔金沢市立玉川図書館（加越能文庫）所蔵〕

〔表紙〕
「明治三年」

先祖由緒并一類附帳

穴太源平」

一、七世之祖父

御切米高

四拾八歲
穴太源平紀政

本國越前安倍姓
金沢出生

私義、穴生與故源兵衛せかれ二御座候所、天保八年五月、御城中御石垣

御普請御用等、為見習申度段、父源兵衛處之通、被仰渡、同九年四月、

本役同様相勤候様、被仰渡、同十四年七月十三日、烈敷相勤御用立候旨

二面、穴生二被召抱、御切米三拾俵被下之、弘化元年四月、山奉行、

道奉行兼帶被仰渡、安政五年正月十六日、御用方出情相勤候旨二面、拾

俵御加増被仰付、都合四拾俵被下之、同六年二月、高岡繩久等境内、

瑞龍院様御廟等損所井御影石御灯籠御修復方御用相勤、文久二年四月、

小松 御城御本丸川之上、西御土藏下等、御石垣崩所御修復御用相勤、

此外 御城中御石垣御普請等并戸室山御石割御石引出等、暨辰已江筋方

御用相勤候、時々 御城方並御次等5金子等押領仕候、然處、慶應三年

三月十五日、定番御歩並次列被仰付、御番方當分是迄之通、被仰渡、同

同十一月、薪御丸三番組御番被仰渡、同十二月、本氏二立彌、元祖之苗

字相名秉申度段、奉願、穴太二相改、明治二年三月、職制御改正二付、

定番御歩並次列被廢、下士被仰付、御番方當分是迄之通、被仰渡、同八月改而薪御丸四番組御番方指引被仰渡候、前条御改正二付、下士二被仰付候義八、筋合相違仕候二付、不服之者共、同四月委曲御達申上、定

番御歩同様、御取扱可有御座筋合、度々御催促仕候得共、何等之被仰渡も無御座内、同十月大御改革二付、都面士族与相唱可申旨、被仰渡、御

切米高從前之通、被下之、御番方當分、是迄之通、被仰渡、同十一月十

八日、御転住二付、士族勤番被指止候二付、無勤ニ罷在候義、奉恐入候二

付、相応之御用相勤度段、奉願候処、同三年四月、金谷、御住居三番組

御番被仰渡、相勤罷在申候、

穴太故源介正壽

源介義、〔表紙〕高田利家高德院様御代、天正六年於越前府中被召出、御石垣御普請

御用相勤、同十五年七月、為新知、石川、河北兩郡之內を以、百俵之所

被下之、慶長十三年越中高岡、御城御築御用相勤、元和二年十一月、病

死仕候、

一、七世之祖母

由緒承伝不仕候、

寛永八年二月病死仕候、

一、六世之祖父

穴生故源兵衛保命

源兵衛義、源介せかれ三御座候處、〔表紙〕高田利家瑞龍院様御代、慶長十年三月被召

出、新和三拾石被下之、御石垣御普請御用相勤、同十三年高岡御城御

築御用相勤、〔表紙〕高田利家微妙院様御代、元和二年十二月末、忌中ニ罷在候處、亡

父源介爲跡目、遣知五拾石無相違被下之、最前被下置候御行被指除、

同六年大坂御城御石垣御手伝御用相勤、寛永元年越中矢部川橋台石垣

出来方御用相勤、同十年江戸御屋敷廻り御石垣等出来方御用相勤、正保四年正月病死仕候、

二年、江戸御城二、御丸御石垣御手伝御用相勤、正保四年正月病死仕候、

一、六世之祖父

寛文七年六月、病死仕候、

由緒承伝不仕候、

一、五世之祖父

源三郎義、源兵衛嫡子二御座候處、(合) 阳成院様御代、寛永廿一年七月被召出、新知五拾石被下之、御城中御石垣御普請御用相勸、万治元年江戸御城御天守台御石垣御手伝御用相勸、寛文三年小松御城中御石垣

御普請御用相勸、(合) 松雲院様御代、同五年三月、武拾石御加増被、仰付、先知都合七拾石被下之、相勸罷在、元禄十六年正月病死仕候、

奥故源三郎唯昌

一、曾祖母

明和七年十一月病死仕候、

奥故源八郎娘

一、祖父

源左衛門義、源右衛門嫡子二御座候處、(合) 泰雲院様御代、宝曆五年五月御城中御石垣御普請御用為見習申度段、父源三郎頗之通被仰渡、元禄十六年七月、

九年七月、父源右衛門數十年相勸候、為御褒美、穴生二被召、御切米三拾俵被下之、安水二年於戸室山御石切立御用相勸、同三年石川郡牛坂村御田地抱、浅野川縁川除出来方御用相勸、同四年閏十二月亡父源右衛門為跡目、遣知七拾石無相連被下之、最前被下置候御切米被指除、同七年戸室山御石引道附替、御石引出御用相勸、同八年山奉行、道奉行兼

帶被仰渡、天明五年九月不被為応思召趣、有之由三面、御知行被召放、(合) 太梁院様御代寛政三年七月、二御丸江御呼出、從(合) 高徳院様御代累代奉公申上來候者二付、格別之趣を以、穴生二被召返、最前被下置候御知行之内、五拾石被下之、相勸罷在、享和三年三月病死仕候、源左衛門義、男子無御座二付、天明三年十月、二番目娘江聲養子奉願候、御小人頭三好故猪右衛門二男源右衛門義、享和二年三月病死仕候二付、源右衛門せかれ數江義、嫡孫承祖ニ可奉願候、幼少ニ罷在候二付、御達申上、重而養子奉願、跡目相続仕候、

一、高祖父

元文元年七月病死仕候、

由緒承伝不仕候、

奥故源八郎茂英

一、曾祖父

奥故源右衛門茂勝

元文元年七月病死仕候、

由緒承伝不仕候、

奥故源右衛門茂勝

源右衛門義、実者穴生後藤故權兵衛三男二御座候處、(合) 松雲院様御代、享保五年七月、源八郎娘江聲養子頗之通被仰渡、同九年十月亡養父源八

郎為跡目、被召出、遣知七拾石無相連被下之、御城中御石垣普請等、御用相勸、寛保二年淺野川橋台石垣積直御用相勸、安水二年於戸室山御石切立御用相勸、同三年石川郡牛坂村御田地抱浅野川縁川除出来方御用相勸、同四年七月病死仕候、

一、祖母

天明八年八月病死仕候。

御馬廻組
堀故和左衛門娘

文久二年十一月、再縁組奉願、嫁娶仕候、

手前二罷在候
穴太小太一

一、父

源兵衛義、

実者定番御歩川崎故伊平太二男ニ御座候處。(台帳) 松田井口金龍院様御代

享和二年七月、源左衛門三番目娘江賛養子願之通被仰渡、同月

御城中

御石垣御普請方井戸室山御石切立方御用為見習申度段、養父源左衛門願

之通、被仰渡、同三年七月、亡養父源左衛門為跡目、被召出、遣知五

拾石無相違被下之、文化元年五月、山奉行・道奉行兼帯被仰渡、同十一

年高御石垣御普請御用之足代、杉材木能州御林江見分御用相勤、文政五

年十二月家業心懸宜敷、御石垣御用等入情相勤候旨、先代御減少知式拾

石御引足、先知都合七拾石被下之、弘化三年十二月、數十年御用方情二

入、相勤、御用立候旨二面、式拾石御加增、先知都合九拾石被下之、相

勤罷在、安政四年正月、病死仕候、源兵衛跡目之義者、亡養父源左衛門

先養子故源右衛門せかれ數江義、養子ニ可奉願筋之處、安政二年五月、

病死仕候ニ付、數江せかれ源介義、末期養子ニ奉願、跡目相続仕候ニ付、

別本家ニ御座候、

人持組本多故主木來給人

松田故源五兵衛おは

嘉永二年九月病死仕候、

御料理人

一、先妻

弘化二年四月、縁組奉願、嫁娶仕、文久二年八月病死仕候、

一、母

天野故增右衛門嫡女
士族

穴太 鑄

一、養おい

鑄義、実者元御細工者山本八十吉三番目弟ニ面、大筒方御歩並ニ被召抱、罷在候所、明治元年八月、養弟穴太源介養女江末期賛養子、願之通、同

一、妻

天野篠平三番目娘

奥故源兵衛紀隆

一、嫡子

一、二男

同 関五郎

一、三男

同 十郎九

一、嫡子

土族

一、孫

水野溝 妻

一、二番目娘

水野亀喜千

明治元年八月、本家源介養女ニ仕、鑄義、末期賛養子奉願、嫁娶仕候、

本家續手前二罷在候、

一、孫

水野鑄妻

明治元年八月、本家源介養女ニ仕、鑄義、末期賛養子奉願、嫁娶仕候、

本家續手前二罷在候、

一、孫

水野鑄妻

龜喜千母者、私嫡女ニ御座候、

本家續手前二罷在候、

一、孫

水野鑄妻

一、養女

奥故江妻

数江妻義、実者定番御歩生嶋故成兵衛養方妹ニ御座候處、文政五年二月、

父源兵衛養女ニ仕、数江与縁組奉願、嫁娶仕候、

本家續手前二罷在候、

一、養女

士族

一、養女

穴太 鑄

一、養めい

権少臈
園部元吉妻

元吉妻義、奥故數江娘三面、數江妻ハ、私養婦ニ御座候、

父実方

一、寒いとこ

士族
大西豊左衛門

豊左衛門義、人持組篠原故監物家來給人父実方実おち大西故十郎兵衛暨

養子ニ御座候、

同
一、同

右同人妻

豊左衛門妻義、大四十郎兵衛娘ニ御座候、

一、宗旨ハ淨土宗、寺者金沢野町大蓮寺ニ御座候、

右先祖由諸井一類如御座候、此外親類縁者無御座候、向後増減御座

候節ハ、書附を以、御断可申上候、以上、

六太源平(印)
(花押)

明治三年十月

士族長御中

【解説】金沢市立玉川図書館加越能文庫美術の奥家の先祖山崎井一類附載で、明治二年
十月、源平が提出したものである。

四 明治3年 穴太鑽先祖由緒帳

〔金沢市立玉川図書館（加越能文庫）所蔵〕

明治三年十月

先祖由緒井一類附帳

穴太鑽

元行高九拾石

一、改高六拾八俵三斗四升毫合

本国越前御国出生拾九歳
穴太鑽政保

私義、寒者士族山本八十吉弟ニ御座候處、慶応四年正月、大筒方御歩並

被召抱、稽古料拾兩被下之、相勤罷在候處、明治元年八月、定番御歩並

次列穴太源介養女江末期賛養子奉願候處、同十一月、願之通り、右源介為跡目被召出、遣知九拾石無相違被下之、如元大筒方御歩並被指加、最前被下置候稽古料被指余、相勤罷在候處、明治二年四月、式等中士被仰付、同年十一月、士族被仰付、同三年四月、小銃隊士教師兼勤被仰付、相勤罷在申候、

一、六世之祖父

源三郎義、源兵衛嫡子ニ御座候處、（音通）陽広院様御代、寛文二十一年七月

被召出、新知五拾石被下之、御石垣御用相勤罷在候處、寛文五年三月、式拾石御加増被仰付、都合七拾石被下之、相勤罷在、元錄十六年正月病死仕候、

一、六世之祖母

奥故源三郎

一、八世之祖父

源介儀、（音通）高徳院様御代、天正六年於越前府中被召出、同十五年七月為新知百俵被下之、御石垣御用相勤、元和二年十一月病死仕候、

一、八世之祖母

病死年号相知不申候、

由緒承伝不仕候、

一、八世之祖父

源八郎義、源三郎嫡子ニ御座候處、（音通）松雲院様御代、寛文八年四月、御城中御石垣御用相勤御用為見習申度段、父源三郎奉願、同五月、願之通り、被仰渡、元錄十六年七月、亡父源三郎為跡目被召出、遣知七拾石無相違被下之、御庭方御用兼勤罷在候處、享保九年三月、病死仕候、

一、八世之祖母

由緒承伝不仕候、

由緒承伝不仕候、

一、七世之祖父

穴太故源兵衛

一、五世之祖母

元文元年七月病死仕候、

由緒承伝不仕候、

源兵衛義、源介恃ニ御座候處、（音通）瑞龍院様御代、慶長十年三月、被召出、新知三拾石被下之、御石垣御用相勤罷在候處、元和二年十一月、亡父源介、為跡目遣知五拾無相違被下之、御石垣御用相勤罷在候處、正保四年正月病死仕候、

（音通）瑞龍院様御代

一、高祖父

奥 故源右衛門
源右衛門義、実者後藤故權兵衛三男ニ御座候處、享保五年源八郎娘江聲

天明八年八月、病死仕候、

御馬頭
堺 故和左衛門娘

養子奉願、同七月願之通り被仰渡、同九年十月、亡父源八郎為跡目被召出、遣知七拾石無相違被下之、寛保二年浅ノ川橋台石垣積直御用相勤、安永二年戸山^(二)おもて、御石切立御用相勤、同四年七月病死仕候、

一、高祖母

奥 故源八郎娘

明和七年十一月病死仕候、

一、曾祖父

奥 故源左衛門

源左衛門義、源右衛門嫡子ニ御座候處、宝曆五年四月、御普請御用為見習申度段、父源右衛門奉願、同五年願之通り被仰渡、明和九年七月、父源右衛門數十年相勤候、為御褒美、穴生三被召抱、御切米三拾俵被下之、

安永四年閏十二月、亡父源右衛門為跡目、遣知七拾石無相違被下之、最前被下置候御切米被指余相勤罷在候處、天明五年不被為応忠召選、有之由二而、御知行被召放、^(合)大梁院様御代、寛政三年七月、二ノ御丸呼出、^(合)高德院様御代より異代御奉公申上候者二付、格別之趣を以、穴生ニ御召返、最前被下置候知行之内、五拾石被下之、相勤罷在候處、享和三年三月病死仕候、源左衛門儀、男子無御座候二付、天明三年十月、

御小人頭三好猪右衛門二男源右衛門義、二番目娘江聲養子ニ奉願、寛政四年四月、御並請御用等、為見習申度段、奉願、同十一年六月、見習御用入情相勤候旨二而、穴生三被召抱、相勤罷在候處、享和二年三月、病死仕候、同人伴教江義、嫡孫承祖ニ可奉願所、幼少虛弱ニ罷在候二付、御達申候、重而養子奉願、跡目相続仕候、

一、曾祖母

奥 故兵衛

源左衛門三番目娘江聲養子奉願、同七月願之通り、被仰渡、同月御用為見習申度段、養父源左衛門奉願、同月願之通り、被仰渡、同三年七月、

亡父源左衛門為跡目被召出、遣知五拾石無相違被下之、文化十一年御石垣御用之杉木材、能州筋江御林見分御用相勤、文政五年十二月、先代御城外知式拾石御引足、先知都合七拾石被下之、弘化三年十二月、式拾石御加増、都合九拾石被下之、相勤罷在、安政四年正月病死仕候、源兵衛伴源之丞、穴生三被召抱罷在候得共、亡父源左衛門養子故源右衛門伴江聲方^(一)いの、之統三候得共、養子可奉願筋之處、安政二年五月、

御門伴江聲方^(一)いの、之統三候得共、養子可奉願筋之處、安政二年五月、

御門伴江聲方^(一)いの、之統三候得共、養子可奉願筋之處、安政二年五月、

一、父

奥 故源左衛門娘
六太故源介

源介義、実者穴生奥故江聲三御座候處、安政四年正月、奥源兵衛末期養子ニ奉願候處、同七月願之通り、故源兵衛為跡目被召出、遣知九拾石無相違被下之、同六年二月、高岡繁久寺境内、^(合)瑞龍院様御廬所等御修復御用相勤、慶長三年十二月御並請會所御故豐二付、定番御歩並次列被仰付、御作事處御用被仰渡、同月本氏ニ相改申度段、願通り御聞届

右同斯
老人

一、同

士族狩谷常三手前罷在候娘
老人

士族

卷之三

加寿美義、亡母者、山本故平左衛門娘ニ面、実父方おばニ御座候、

同
司
士族
奥津寅藏

寅藏集 奥津喜兵衛 悅二御座候

吉田為次郎養母

一
同

一
回

一四
四

1

1

1

一

一
四

不島源吾

同人二男
司春之助

金谷御底式女中御所
同人娘

金谷御廣式女中御履

不島源藏手前隠在候娘
壺人

不島
加寿美
勝男

不島加寿美 愛子
不島勝男

同民男

一、宗旨者淨土、金沢野町大蓮寺二御座候。
右私先祖由緒井一類如斯御座候、此外御國・他国共近寺親類縁者無御座候
向後增減御座候節、書附を以、御達申上候、以上、

明治三年十月

穴太鑽（花押）

士族

【解題】穴太 潤が明治三年に推出した加越能文庫架蔵の先祖由緒井一類附録である。

五 享和二年 穴生勤方帳

[金沢市穴太家旧蔵]

享和二年

穴生勤方帳

一、御城中御石垣御普請就彼仰付候、御石垣遂見分、繩張坪岡り仕、角

請御用之御家中役小者一日何拾人充請取、二十人石切者、御石垣積方三

積方等其所ニ隨
石切高増減相因り申候事

シ、相図申候儀、御普請会所江毎日罷出詮儀仕、員數相極、右御道具高

御普請中所朱引仕、其外仮囲・仮小屋相建申候所、略繪図二相調、右帳

西林源 挑上個得人 得坎作注 得巽后被倒測倒上 日附林相 徒

書詩二取捨可印他事

衛門等江員數、為調指出候得者御道具奉公中江申談、私共印章之通を以、

獨拉人不以受取，和共得戶之指出。見居。此外稱御道具加御餉稱等語。

東坡集

之様子。番人數多少。二面假小屋。大中小三樣。二邊建申候事。
住上

假小腹一個因等出來衝石壞石片裏面石等。取附方二取換中假事
用六ノ等六即等門行反、金工鑄造、六ノ三等二即等音目刃、

仕舞申候、右刻限私共詰切、諸事申渡候事、

、御普請所役火番火之番等為御用、役小者昼夜或人宛指置申候事、
、御石垣規矩方家法を以相標、如元出来、指圖繪圖御扶持人石切江相
渡シ、遂吟味曲尺合、無相違出來申渡候事、

一、御石垣積方、往古築置候通、無相違積立申候石取、石配裏詰仕様等、都而御扶持人右切、二十人右切江日々申渡シ候、尤積方等之儀、前方覺

書を以申渡候事、

者，則後石氏之傳也。古來藝圃傳道，頗多無杆道，如元以來竹柳翁、第

一、御石垣地形ニ隨ヒ、甃張種々築様積方等之義者、家業秘候趣故、都而
開上置申矣事、

一、御普請掛り人數食事等之義、朝五ツ時、昼九ツ時、休息ハ一日兩度充

一、御石垣角石等、桟橋等引揚申儀、車堀等品々御道具を以、引揚申候得

其、大石杯八、所三寄、甚手間取候得共、其所々ニ而工夫詮義仕、手間

一、御城中 御巡見之節、罷出申候事、

事、

地獄等方變之能。御坂相應以申候事。

一、御城中御石垣御普請之義、往古より御繪図朱引を以、公

之內相應、下陰三而右營壯、御精陰四而相應、指上英、右營相濟候上、

一、御普請御用之足シ石、戸室山中山丘地車を以、引出、小石之分八、釣

出申候事、

一、御普請為御用、請取候御家中役小者、杖突^ム毎朝指出候指紙面を以、人高見届申候、但、一ヶ月切召仕申候、人高私共印掌之切手、杖突江相渡申候得ば、御普請会所御印之入切手指越申候事、

一、於御普請所役小者過手仕候筋、見届御定之通申付候事、

一、役小者未達過上無之様、杖突^ム申渡置候事、

一、役小者、每朝杯刻限六時ヲ限、相捕、御普請会所不作法之義無之様、覺書を以、杖突江申渡置候事、

一、御石垣足代・棧橋・仮小屋・仮圓等御類焼前御作事より出来仕候得共、御類焼後^ハ私共手合ニ而夫々出來仕候、冬中御普請之節、雨覆仕、御普請仕候事、

一、御普請所江毎日召仕候諸品・御道具出し入、遂吟味申候事、

一、當年御石垣等、御普請為御用御道具所^ル請取申候御道具品々、召仕候分、夫々相しらへさせ、年切返上仕候事、

一、右御普請等為御用、請取候鉄道具、井荒物之分、請取切為召仕候品々、年切本切手ニ御副印請、御普請会所御印請、御道具奉行中江相渡候得ハ、右奉行中^ム入切手ニ御普請会所御印請、指越候事、

一、御普請為御用、召仕候御道具、役小者高等、年切決算帳面御連申候事、

一、都而御石垣為御用、請取高為召仕請品御道具等、井松木役小者高一ヶ年切帳面ニ御立、都而入切手一ヶ年切閉、御普請会所御奥書之上、御算用場諸方役所江罷出、御算用相立申候事、

一、御扶持人石切、二十人石切役支配仕候事、

一、御扶持人石切、病死或ハ立替^シ申候儀せかれ、二十人石切相勤罷在、御用相立候者ニ御座候得者、奉願候、若御用亦立兼申者ニ候得者、二十人石切之内勤切之者撰、御扶持人石切奉願候事、

一、二十人石切病死、或ハ立替相願申節、代り人石細工等、詮儀仕、於御普請会所石細工見分仕候上、奉願被召拘候上、御石垣方御用夫々申付候、御扶持人石切等細工方之者ニ付、吟味仕候事、

一、江戸・御城天守台御石垣、且小松御城中御石垣、飛州高山魔城ス、江州大津・海津御城や石垣、能州石動山井々橋台川除石垣、先祖相勧申候事、

一、御城中御石垣草取申儀、外役所手合御座候所、御詮義之上、安永年中^ル私共手合江被仰渡、草木根掘取、一ヶ月之内、五六度充為取候事、

一、御城坂々道繕、二、御丸御式台前、大豆砂利敷平均御堀掃除、土居御修復、其手合々々御座候得共、是又時々私共手合江被仰渡候事、

一、御石垣為御用、留書足絆宝曆年中^ム請取候得共、天明年中^ム請取不申、都而帳面・日記等私共相調申候事、

一、毎年冬中來年御用之くり石、夫石役小者ニ為持申候事、

一、御城御座候節ハ、御普請会所江隔日罷出、御平生御用相勧申候事、申候事、

一、御城中御用無御座候節ハ、二十人石切才川・浅の川定小屋番人ニ遣シ尤御当日も相廻見分仕候事、

一、御城中一ヶ年之内、度々相廻申候事、

一、御城中每朝御扶持人石切等相廻り申候事、

一、御発駕、御城前、御城中御通筋相廻り、御石垣詰石井草為取申候、

一、御城^ノ室山御石割等御用勤方

一、往古于戸室御石切出井御石釣出御用、私共相勧不申候、其節者定番御馬廻組組外る山奉行・道奉行相伝候段伝承仕候、然處、万治之比、戸室山本山等より中山迄移敷角石等釣出、御城内江後釣出道、御城御築茂段々御成就に付、一先御用相済候林ニ御座候所、御類焼前後之御普請

為御用、右、中山まで釣出置候御石、地車を以、段々引出召仕候、安永

年中、御本丸高御石垣御普請被仰付候所、第一角石御手当テ、無覺に付、同二年如往古戸室山開、御石切出被仰渡候ニ付、私共罷越御石、段々切立出来仕候、同七年大角石引出被仰渡候、往古之道難所ニ而難引出御

座候ニ付、新道被仰付候、右御用私共役前外ニ付、山奉行・道奉行兼帶可相勧旨、御城代被仰渡相勧罷在候事、

一、戸室山御石割御用相勧不申候、以前者中山御石并戸室山御工場為見分

一ヶ年兩度充罷越申候、中山村肝煎往古被仰出置候趣も御座候ニ付、紛敷儀も無之哉、得与相尋、且戸室山御工場入口清水村肝煎茂右之通

御別儀無御座段、承届御達申候事、

一、戸室山坂小屋江私共替々止宿仕候事、

一、御扶持人石切、二十人石切も右同様之事、

一、御石割御用、毎年三、四月頃十月中旬迄相結申候事、

一、御工場相仕廻罷候節、御小屋御工場御縮仕置候、二十人石切為見廻雪降指支候節者田嶋村肝煎江引渡、見廻、雪下シ申付候事、

一、御石割手伝為御用、御家中役小者請取召仕候、役小者指支候節者、日用召仕候事、

一、御工場、每朝初刻限に御城同様之事、

一、御石山巻仕擢出候上、割立三取掛申儀、極目等詮儀仕、大割、中割、小割段々仕候、角石、角脇等寸尺之儀ハ、御普請所御手当テ、御石垣高

サ之割合を以、小割仕、角石等に割立申候、尤角石ニ可仕石者、別而吟味仕候事、

一、御工場之内と肩石たりとも、取出申儀、堅停止申渡候事、

一、役小者毎朝六ツ半時を限參着仕候上、人高見届候儀、御城中同様之事、一、若途中ニ而病氣取出、不參仕候者、杖突と紙面取立、翌日急度為埋候

事、

一、鐵御道具持運候儀、御定通申付候事、

一、役小者御工場之内と柴炒取出、或八道中二面田畠ニ相隣不申、都而獨之義無之様、覺書を以、杖突共江筋重申渡候、尤御普請会所ニ而夫々被仰渡候得共、御工場御縮方之趣、猶更申渡候事、

一、御扶持人石切、二十人石切、勤方之義、覺書を以、夫々申渡候事、

一、御工場召仕候鐵御道具等、出入相改、山巻等節、土中江入不申様、遂吟味候事、

一、往古ハ御石釣、出或者しゅ羅と申ものニ而引申候故、役小者過分相掛申候ニ付、宝曆年中地車を申新御道具出来、大石环引出申儀、別而手廻シ宜、小人數ニ而年々御用相弁、甚御益尊御座候、右初ハ手木足輕御罷

御座候得共、早速御扶持人石切等手馴候故、御雇相止ミ申候、地車を申ハ新御道具ニ而引出候儀ハ、往古之御格合ニ付、其節、御城代江御連被仰付候約石夫付ハ、人持組下奉行、御馬廻組下奉行罷越、夫仕候、其節、

私共立会申儀も御座候、引出石ハ、兩下奉行夫付不仕、私共夫付仕引出申候事、

一、中山と御城中江御石引出之節、私共既天と罷越、御石等惣御縮方指添申候事、

一、右為御用、役小者請取申候途中張之義無之様、杖突江覺書を以申渡候事、

一、御城中と中山迄毫里半、中山と戸室山まで毫里半、都合三里之道路ニ御座候事、

一、戸室山と中山迄御石引出候節も、私共指添申候候事、

一、中山と御城中江御石引出候節、途中先松為御用、割場足輕武人充請取申候事、

一、中山筋道繕り候節茂、暁天より罷越、都面指図仕候事、
右私共勤方如此御座候、已上、

戌
十二月

奥 源左衛門

後藤 彦三郎

後藤 小十郎

後藤 金平

有賀 清右衛門 殿

津田 善助 殿

小幡 右膳 殿

石川 兵衛 殿

【解題】十二代藩主齐広の藩主就任にともない、奥源左衛門以下西人の穴生が、普請奉行有賀清右衛門らに対してその勤労の内容を六十ヶ条にわたりて書き上げたもの。本史料は、小松市の穴太氏が所蔵されたものであるが、原本は未確認である。本書の収載にあたっては、『芦笛石引き道』(金沢市生活環境部発行、一九九五)に翻刻されているものに拠って作業を述べていたが、幸いにも校正中に北垣達一郎氏がかつて調査された際の写真を入手することができた。本書では、その写真を掲げている。

六 安永八年

戸室石引御用の役小者・人足縮方等仕方帳

〔中屋隆秀氏所藏〕

〔安永八年〕

戸室山より御石引出為御用、御家中役小者井

日用人足御雇召仕候諸事御縮方等仕方帳

〔尚々、前略〕

「尚々、先達而為御尊候石引出候節之定面書、隨分宜候間、此通

二請帳可然存候、尤兩人同役及披見相濟、存寄無之候、依而返

達申置候、以上、

少兵衛

定

一、毎晩八時掛、御普請会所江相捕、夫々御道具往古之通、杖突江相渡シ
候間、右請取持方之儀、組割等仕、指支不申様心得、戸室山御丁場江
朝六ツ時頃、無違滯罷越、夫々山奉行等指図之御石、
御城内迄、暮七
半時ヲ限り、勝手次第可引入候事、

但、御石落シ候事、地車等諸事御道具等、杖突より役人中指図之所迄

為持届可申候事、

附り、大地車等置處、石川やらい御門ノ外、役人指図之所ニ可指置
候、小道具之分、御普請会所道具小屋迄持届之事、

一、前々申渡置候通、釣石二者歩付有之候得共、引石二者分附御定無之候、
乍併其程茂難相知レ候ニ付、先達而兩下奉行より釣方御定歩附取置候、右

ヲ以、夫々石方役人見計ヒ、石相渡申候事、無違背引出可申候事、
但、御造當以來、中山より地車、為引出候格合茂有之事ニ候、

- 一、兼而申渡置候通、御石引往来活立ニ無之様、相心得可申候、
但、前々引出候時分茂作法不宜趣も有之林ニ候間、隨分往来不相障
様ニ可相心得候、別而小立野筋ハ大小名等往来茂烈敷候間、引綱等
其致心得可申候事、
- 一、先達より申渡置候通、往来之砌、田畠之品々惣而竹木之類、折取候儀
者勿論、相應申間敷候事、
- 一、右御用掛り之人數之内、其朝ニ至リ、煩故障有之候節者、不及申、其
刻限代り人、可指出候、役人心得を以、未^シ上之儀、不承届候事、
- 一、右、御石引人之内、無勢之者茂有之候は、互ニ可致吟味候事、
右、御家中役小者不足之時分者、町日用相雇、指加へ候事、勤方之儀、
同様、和順を以、相勧可申事、
- 右、役小者江申渡候事々、如斯ニ候間、不相渡様、嚴重可被申渡候、以
上、
- 一、今般戸室山より御用石引出候ニ付、御家中役小者不足ニ付、相雇候、若
年之者、極老之者、相省候、
- 一、毎晩八ツ時、御普請会所江相捕、惣而御道具之分、日用之内、棟取之
者江相渡候事、割合せ人數江相渡、朝六ツ時頃、戸室御丁場江參着、御石
山奉行兼帶人井御石方役人中、指図之通、無違背引出、暮七ツ半時迄之
内、勝手次第第三御城迄持届可申候、尤諸品御道具之分、役人中指図之ケ
所江持^シ其朝受取候、棟取之者より可指上候事、

一、御石大小ニ応シ、前日人數、棟取之者江申渡候事、過不足間違無之様、

相心得可申候事、

一、雨降之節者、相止メ候事、罷出ニ不及候、勿論日用・木やり人杯ねま
り、半銀茂不相渡候事、

一、御家中役小者与打交、同様ニ御用方相勧候得共、御雇日用之分者、御
定賃錢二步茂被下候間、働之分、可為格別候、不働之者、其日之歩不相
渡、其上相省申候、

一、右御用掛り之内、往來無作法、活立無之様、一統相心得可申候、

附り、別面小立野筋へ□大小名往来烈敷候間、引綱等其致心得可申
事、

一、御用掛り之日用、若及口論等、御用方指支候ハ者、善惡無構、急度可
申附候事、

一、御城入之砌、御門□用頭、割場占請取、其日之人高程□持、石
川御門外ニ待請、人々相渡、御門出入之事、

一、戸室御丁場ら中山迄引出候ハ、一日ニ武度充之事、

一、中山より御城入一日ニ武度充之事、

一、朝取出候節、天氣宜、途中ニ強降ニ相成、無是非、中山ニ指置候ハ、
其日賃錢半払之事、

一、往古之筋、田畠之品井竹木等、折取候儀ハ、勿論、相障□事、

一、雨具・中飯等人□事、

但、其掛り之内も申談、別持之儀者、格別之事、

一、坂々引揚之砌井ニ引連候内、無勢成者ハ、人々致吟味、可申□之
賃錢、致指引、其上相省申□事、

右、定之通、無間違可相心得候、以上、

覺

□之内、力量之者攬、都而日用之者□取与相

定、諸事御道具取、また□金沢より地車等、山江
指登之時分、外人足を待不合、先ニ罷越、於戸室山、
御石車附等仕、坂々新道具、車据前取備、地車手木つ
かい等、御用棟取勿論、平地至、引綱打込、且又下り
坂ニ面、落ロシ綱、取捌井綱取、また□之事、但、

走人三付、賃錢歩共、何程、

此人數、綱引人足、朝之御道具、登セ之時分、手伝持

運、石附おろしの時分指備、途中無油断、引連候、但、

走人二付、賃錢歩共、何程充、

史科の翻刻・掲載にあたっては、所蔵者である中尾勝秀氏の意を配を賜った。深く感

謝申し上げたい。

(二) 寛永五年 大坂御二ノ丸南輪御石垣帳

御役高四百武万四千七百七拾八石七斗五升

但、老方石二村、千五百八拾石坪共分八厘宛
合、六拾三万八千八百四拾四坪毫分 出来 但遠近坪

内 宽永五年

大坂御二ノ丸南輪御石垣帳

辰ノ

八月十三日

加賀中納言下奉行

鳴海外記（花押影）

同

松田太兵衛（花押影）

松平石垣門下奉行

岡善左衛門（花押影）

同

井村与三右衛門（花押影）

同

山本新左衛門（花押影）

同

鍋島信守下奉行

福地三左衛門（花押影）

同

三瀬源兵衛（花押影）

同

川波勘左衛門（花押影）

松平新太郎下奉行

熊谷十左衛門（花押影）

安藤与三右衛門（花押影）

岡田源大夫（花押影）

御役高百石御免
外拾九万石御免
水缺御石垣坪、四十六坪九分五厘
一、七百武拾四坪六分八厘ハ本御石垣坪ニシテ
地口九拾三間六寸四尺、高サ金二九間武尺、
反り三間六寸

加々爪
民部少輔様
式部少輔様

（金沢市立玉川図書館加越能文庫「本多氏旧記」）

合四千百五坪者 但、老方石二村、四拾老坪五厘宛
本御石垣坪ニ直シテ出来

一、百五拾老間老尺武寸

本御石垣御仕切之上共ニ置申狭間、
老方石ニ老間三尺七分武寸引シテ御役高百万石 外 拾一万石者 御歎免
合 五千百廿四坪 本御石垣坪ニシテ此坪百八拾九坪ハ本御石垣坪ニシテ
但、老間ヲ老坪武分五分直シテ

かんき石

一、九百七拾六間四尺

御石垣丁場ノ内井外井御仕切共ニ置申、
かんき石老方石三九間四尺六寸宛

此坪三百武拾五坪五分五リソ、本御石垣坪ニシテ

但、老間ヲ老坪直シテ

水道

一、武百三拾老間四尺

御一ノ丸ノ内井外ノ水敵ノ上ノ水道共二、
老方石三付、二間一尺九寸宛

此坪三百四拾七坪五分、本石垣坪ニシテ

但、老間ヲ老坪五分直シテ

かんき石

一、百五拾四間武尺

青屋口水敵ノ上井玉作土橋ノ西半共二、
葛石老方石ニ老間三尺武寸六分宛

此坪五拾老坪四分四リソ、本御石垣坪ニシテ

但、二間ヲ老坪ニ直シテ

水道

一、九拾三間三尺

青屋口水敵ノ上井玉作土橋ノ西半共二、
葛石老方石ニ老間三尺武寸六分宛

此坪四拾五坪武分五リソ、本御石垣坪ニシテ

但、老間ヲ五分ニ直シテ

一、九拾九間老尺五寸

御二ノ丸丁場後井仕切段下ノ土留共二、
老方石三五尺九寸五分五リソ宛

此坪五拾九坪五分五リソ、本御石垣坪ニシテ

但、老間ヲ六分ニ直シテ

一、拾老坪八リ

御二ノ丸矢倉台櫻葉ノ坪、
老方石ニ老分一リソ八坪御役高百万石 外 拾一万石者 御歎免
合 五千百廿四坪 本御石垣坪ニシテ

有馬立基頭

かんき石

一、九百九拾五坪五分三厘

御見付ノ築たし共ニ築坪百武拾九坪老分四リソ、
かんき石老方石三付、二間一尺九寸宛

此坪三百四拾七坪五分、本石垣坪ニシテ

但、老間ヲ老坪五分直シテ

水道

一、武百三拾三坪四分四厘ハ

御一ノ丸ノ内井外ノ水敵ノ上ノ水道共二、
老方石三付、二間一尺九寸宛

此坪三百四拾七坪五分、本石垣坪ニシテ

但、老間ヲ老坪五分直シテ

かんき石

一、拾五間四尺八寸

御一ノ丸ノ内井外ノ水敵ノ上井玉作土橋ノ西半共二、
老方石三付、二間一尺九寸宛

此坪拾九坪七分五リソ、本御石垣坪ニシテ

但、三間ヲ老坪武分五リソニ直シテ

水道

一、百武間三寸六分

御一ノ丸ノ内井外ノ水敵ノ上井玉作土橋ノ西半共二、
老方石三付、二間一尺九寸宛

此坪廿四坪武リ

但、三間ヲ老坪ニ直シテ

一、武拾四間老尺武寸

御二ノ丸丁場後井はうあてノ内ニ置申かん
老方石ニ老間一尺九寸宛

此坪五拾九坪五分五リソ、本御石垣坪ニシテ

但、老間ヲ六分ニ直シテ

一、拾老坪八リ

御二ノ丸矢倉台櫻葉ノ坪、
老方石ニ老分一リソ八坪

かづら石
一、拾六間七寸六分

青屋口水藏ノ上、玉作土橋ノ西ノかつら石
共二

水道
一、老間九寸五分

御二ノ丸ノ内井外ノ水藏ノ上ノ水道共二
此坪老坪七分四リニン 本御石垣坪ニシテ
但、老間ヲ老坪五分ニ直シテ
老万石ニ老間三尺六寸六分宛

此坪五坪三分七リニン 本御石垣坪ニシテ
但、三間ヲ老坪ニ直シテ

一、九間丈尺七寸

青屋口水藏上御石垣

此坪四坪七分六リニン者 同
但、老間ヲ五分ニ直シテ

一、拾間丈尺七寸

老万石三五尺四寸三分宛

此坪六坪六分者
但、老間ヲ六分ニ直シテ

一、四尺六寸三分

老万石三五尺九寸六分宛

御二ノ丸丁場後ノ土留
但、老間ヲ六分ニ直シテ

一、老坪老分六リ

老万石三五尺九寸六分宛

御二ノ丸丁場後ノ土留
但、老間ヲ六分ニ直シテ

一、老坪老分六リ

老万石三五尺九寸六分宛

御二ノ丸丁場後ノ土留
但、老間ヲ六分ニ直シテ

一、老坪老分六リ

老万石三五尺九寸六分宛

本御石垣築坪 但、达坪共二
一、武拾坪五分三厘

地口老間五寸老分、高サ金三拾五間五尺八
寸老分、反リニ拾八間老寸老分、
但、老万石ニ付、四拾老坪五分リニン宛

半御役高五千石分

此坪九分四リニン 本御石垣坪ニシテ
但、老間ヲ老坪武分五リニンニ直シテ

葵園石

御石垣丁場ノ上三置申狭間石
老万石ニ老間三尺七分武リニン宛

一、四尺五寸三分

御石垣丁場ノ上三置申狭間石
老万石ニ老間三尺七分武リニン宛

此坪九分四リニン 本御石垣坪ニシテ
但、老間ヲ老坪武分五リニンニ直シテ

かんき石

御石垣丁場後二置申かんき石
老万石ニ老間三尺六寸宛

一、四間五尺三寸

御石垣丁場後二置申かんき石
老万石ニ老間三尺六寸宛

かんき石
此坪老坪六分三リニンハ 同

但、三間ヲ老坪ニ直シテ

一、拾六間七寸六分

青屋口水藏ノ上、玉作土橋ノ西ノかつら石
共二

水道
一、老間九寸五分

御二ノ丸ノ内井外ノ水藏ノ上ノ水道共二
此坪老坪七分四リニン 本御石垣坪ニシテ
但、老間ヲ老坪五分ニ直シテ
老万石武間老尺九寸宛

此坪五坪三分七リニン 本御石垣坪ニシテ
但、三間ヲ老坪ニ直シテ

一、九間丈尺七寸

青屋口水藏上御石垣

此坪四坪七分六リニン者 同
但、老間ヲ五分ニ直シテ

一、拾間丈尺七寸

老万石三五尺四寸三分宛

此坪六坪六分者
但、老間ヲ六分ニ直シテ

一、四尺六寸三分

老万石三五尺九寸六分宛

御二ノ丸丁場後ノ土留
但、老間ヲ六分ニ直シテ

一、老坪老分六リ

老万石三五尺九寸六分宛

御二ノ丸丁場後ノ土留
但、老間ヲ六分ニ直シテ

一、老坪老分六リ

老万石三五尺九寸六分宛

御二ノ丸丁場後ノ土留
但、老間ヲ六分ニ直シテ

一、老坪老分六リ

老万石三五尺九寸六分宛

本御石垣築坪 但、达坪共二
一、武拾坪五分三厘

地口老間五寸老分、高サ金三拾五間五尺八
寸老分、反リニ拾八間老寸老分、
但、老万石ニ付、四拾老坪五分リニン宛

半御役高五千石分

此坪九分四リニン 本御石垣坪ニシテ
但、老間ヲ老坪武分五リニンニ直シテ

葵園石

御石垣丁場ノ上三置申狭间石
老万石ニ老间三尺七分武リニン宛

一、八間三尺四寸

御石垣丁場ノ上三置申狭间石
老万石ニ老间三尺七分武リニン宛

此坪拾坪七分一リニン 本御石垣坪ニシテ
但、老间ヲ老坪武分五リニンニ直シテ
老万石ニ老间三尺七分武リニン宛

秋園石

御石垣丁場後二置申かんき石
老万石ニ老间三尺六寸宛

一、四间五尺三寸

御石垣丁場後二置申かんき石
老万石ニ老间三尺六寸宛

かんき石
此坪老坪六分三リニンハ 同

松田太兵衛（花押影）

(三) 寛永二年 大坂御普請道具万入用算用帳

大坂御普請道具与中ト惣賣井御自分ニ賣申道具万入用御算用

鈴木孫左衛門（花押影）

別所助左衛門（花押影）

岩田采女（花押影）

新太郎下奉行

熊谷十左衛門（花押影）

安藤与三右衛門（花押影）

岡田源大夫（花押影）

鍋島信重下奉行

福地三左衛門（花押影）

三瀬源兵衛（花押影）

川波助左衛門（花押影）

新太郎下奉行

山本新左衛門（花押影）

岡善左衛門（花押影）

井村与三右衛門（花押影）

加々爪
式部少輔様

銀ノ武百六拾四匁八分七厘七毛
百石二付、四分式屋三毛

なわ武百束把
老匁三付、八百ひろ宛

つなを九百拾七貰百五拾目
百石二付、七匁六分老匁三毛

一、四貰五百拾八匁

土俵三万九百三拾老
老匁三付、四拾武束

在歩割首ノ当り無かいノ内
一、七百三拾六匁四分五リン

四斗表ノ土俵三千五百七拾
老匁三付世宛 桓、米俵ノ代ニ出ス

一、八拾五匁六分五リン

米俵五千四百八拾八
老匁二付、拾五束めい／＼出し時
土俵三万八千九百八拾九
米俵共三

一、三百六拾六匁三分

銀ノ老匁八百八拾八匁四分
高六万八百老石四升三合

百石二付、老匁八分九厘八毛四私

米俵共三

一、武百三拾五匁武分

なわ武八万八千百六拾ひろ
老匁三付、八百ひろ宛

一、武拾九匁六分七厘七毛

なわ武百束把
老匁三付、六束七把半宛

同

但、銀百目二付、武拾貰三百日宛

同
一、九百九拾壱石九分六リソ

すり板大小一枚

百石二付、老匂五分八リソ西毛七松

但、老板二付、萬下（秤合て百拾匂式分）
出入不詳

同
一、百拾武匂毫分

百石二付、老匂七リソ九毛

ろくろつな武筋

同
一、六拾四匂四分五リソ八毛

百石二付、老匂三毛

いかき千五百三拾四

但、老匂二付、武拾三石八分

同
一、三拾毫匂七分三リソ八毛

百石二付、五リソ七松

水かへ補七拾七

但、老匂二付、四分毫リソ宛

同
一、百六十拾七匂七分六リソ武毛

百石二付、武分六リソ西毛

壹丈て二百拾五丁

但、老匂二付、老匂四分五リソ八毛

同
一、七拾目九分毫リン五毛

百石二付、老分毫リン三毛三松

八尺て二九拾八丁

但、老匂二付、七分五毛

同
一、八拾毫匂五分四リソ

百石二付、毫分毫リン三毛三松

て二ノ代銀 但、三間て二
老匂二付、毫分毫リン三毛三松

丁ニ三匂式分、与中割符之当り

同
一、武百九匂四分六リソ

百石二付、三分三リソ四毛六松

石はうノ代、西間ハ老本二付武拾五匂、三間ハ
老本付拾匂、三間半ハ老本二付拾五匂、与中割
符ノ当り

同
一、六百九拾五匂三リソ五毛五松

總日用之当り

同
一、九拾四匂四分毫五毛

天ひんの代
西間ハ老本二七拾日

三四ハ老本二五拾日

武闘半ハ一本ニ拾发

九尺ハ一本ニ拾发
与中割符ノ当り

同
一、武百六拾七匂九分四リソ四毛

百石二付、四分式リン八毛

ろくろノ代、与中割符之當り

同
一、七百世四匂四分八リソ六毛

百石二付、毫分毫リン三毛三松

たいまつ竹武千八百七拾七束、老東二付
式分五リソ三松、ちやうちゃん六ツ毛
ツニ付五分宛

同
一、九拾武匂武分毫リン七毛

百石二付、老分毫リン七毛三松

ころはし木敷七拾本八分

但、老本二付、毫分三分毛五松

同
一、七拾四匂九リソ三毛

百石二付、老分毫リン八毛西松

丁場物かけのこやノ代銀

木敷百五拾八本三分五リソ

但、老本二付、四分式リン八毛

同
一、三拾毫匂五分

百石二付、五リソ三松

角物五本三分六リソ

丸太七本八リソ但、ぐい木手與中割符之當り

同
一、拾七匂武分四リソ

百石二付、武リン七毛五味西松

むしろノ代、与中割符之當り

百石二付、三分五リソ六毛五味七松

(四) 大坂御普請万入用目録

大坂御普請万入用之目録

百石二付、四拾老勿四分五味八松

与内ノ当りハ高うりい申候

一、三貫五百八拾老勿

当地ニテ御普請道具万払方
一、九百六拾五勿ハ

百石三付、五勿七分式リン

付札 あい申候

役人六百廿老人、
上下之路錢老人、
一日三付、三分遣

かな道具ノ代、から宗七三渡ス、

百石三付、五勿七分式リン

付札 あい申候

一、武百六拾目ハ

百石三付、五勿七分式リン

付札 あい申候

一、武百四拾目ハ

百石三付、五勿七分式リン

付札 あい申候

一、百五勿ハ

百石三付、五勿七分式リン

付札 あい申候

一、五拾武勿五分

百石三付、五勿七分式リン

付札 あい申候

一、百勿ハ

百石三付、五勿七分式リン

付札 あい申候

一、武貰武百六拾五勿六分

百石三付、五勿七分式リン

付札 あい申候

一、百目ハ

百石三付、五勿七分式リン

付札 あい申候

一、武貰武百六拾五勿六分

百石三付、五勿七分式リン

付札 あい申候

一、内老貰武百六拾三勿八分五リソ

百石三付、八分五毛

付札 多シ

一、内老貰武百六拾三勿八分五リソ

百石三付、八分五毛

付札 多シ

一、百三勿武分五リソ

百石三付、五勿五分三リソ九毛

付札 多シ

一、百拾三貫七百目ノカン

百石三付、五勿五分三リソ九毛

付札 多シ

一、百三勿武分五リソ

百石三付、五勿五分三リソ九毛

付札 多シ

一、百拾三貫七百目ノカン

百石三付、五勿五分三リソ九毛

付札 多シ

右、与中惣買物加利之御帳有之候 以上、

正月廿二日

御普通道具以下自分ニかい申入用
もつこ帖紙・油・けんのふ・たかねノ紙、
小遣からすミ・黒金共二

一、老實三百六拾武匁五分

加州ニ面御普請調申候人用

百石二付

武匁卷分七リソン七毛

一口ダ拾四匁七分老リソン六毛 付札 拾武匁四分老リソン六毛多シ

一、九實五百世老匁九分

御組中出合入用

百石二付

拾五匁武分老リソン五毛三松

一、五實四百六拾老匁九分五リソン

(てこ遣日用武千三百七十四人、但、老人一

百石二付、

八匁七分武リソン五毛

一、六實三百九拾五匁三リソン

(整日用御組中
割符之當り)

百石三付、拾匁武分一リソン五毛七松

三口 メ掛四匁一分六リソン六毛 多シ

一、武實三百六拾五匁六分

(日ニ付面、武匁三分つゝ)

百石二付、

門小頭与内共ニ

三匁八分三リソン

侍奉行与内

一、拾四實百拾九匁三分

(同理り)

百石二付、

付札 老匁一分六リソン六毛 多シ

二口 メ拾七匁三分五リソン五毛七松

付札 七匁八分五毛七松 多シ

メ五拾五實武百拾九匁五分

高百石二付、

八拾九匁武分八毛五味

亥ノ十一月十八日モ子ノ十月二日迄武分役人廟共ニ

一、武拾六實九百五拾六匁三分

(米千六百七俵九石
三斗三升五合)

老匁二付、

四升七合四勺六才 付札 老匁二付八才 高シ

一、老實三百廿三匁分

(みそ六十六石六斗
五升七合)

老匁二付、

五升 付札、老匁二付 老升三合武勺 安シ

一、四百世老匁九分六リソン

(塙四十七石四斗
九升九合)

老匁二付、

老升老升 付札、老匁二付 九合九勺五才 安シ

一、三實四百六拾三匁六分八リソン

(蘇老万八百武拾
八束)

百石二付、

五匁五分三リソン三毛 付札、百石二付 五匁五分六リソン七毛 安シ

一、五拾老匁四分一リソン三毛八松五味

(高百石二付、

五拾老匁四分一リソン三毛八松五味

付札 八匁一分七リソン三毛八松 安

老人一日付、武分老リソン三毛八松三味

付札 一人一日二付、老リソン六毛武松五味 安

右之銀子かん

百石二付、老分六リソン五毛

總合八拾七實五百武拾七匁八分七リソン

百石二付、百四拾目七分八リソン七毛

村札、百石二村、十九匁五分五リソ

○一、三百廿四匁九分
付札、路役

メ七貫七百廿五匁七分八リソ五毛

付札、百石二村、六十五匁四分

武歩之役人賄方

但、常月十八日より正月廿二日迄、日
數六拾四日分賄方

一、武百八拾九匁

此米 但、老匁ニ四升四合六匁九才五毛
拾武石九斗老升六合九匁

一、拾三匁四分六リソ六毛

此味曾 但、老匁ニ三升四合八匁八才
四斗七升

一、六拾五匁

一、四匁六分七リソ

此旗 但、老匁ニ老斗五才
四斗七升

一、老匁三合

メ三百七拾武匁老分三リソ六毛

はい数 四千六百九拾七はい
但三はいニ付、七リソ九毛武松味九
正月廿三日ヨリ御普請相済申候、
内本役人賄方

一、五貫卅四匁七分四リソ武毛

此米 但、老匁ニ四升七合七匁三毛五毛

碑普請相済、役人罷下候道之陣銀

一、武百廿七匁五分

此味曾 但、老匁ニ三升六合八匁武才
八石七斗三升

一、八拾四匁五分

此しほ 但、老匁ニ老斗三合三勺
八石七斗三升

一、老匁三百拾老匁五分六リソ

付札 高百石ニ而十一匁一分
比例

メ六貫六百六拾七匁九分武毛

はい数 八万七千武百九拾七はい
但、老はいニ付、七リソ九毛三合八味四

但、三はいニ付、武分武リソ九毛老松五味

付札 百石ニ付、五十九匁五分八リソ七毛八毛

三口 合拾四貫七百六拾五匁八分老リソ三毛

比例符

人高 三百五拾四人四分老リソ四毛老松
知行高ニシテ老万千八百三石八斗三合三勺三才

但、高百石ニ

百武拾四匁九分八リソ七毛八毛松四味
已上、

元和九年亥ノ十一月より子ノ正月廿九日迄、
步數八千三百七拾八人

亥ノ十一月十八日より子ノ正月廿九日迄、
步數八千三百七拾八人

飯米六拾七石四斗五升、但老石ニ老拾三勺
老分三リソ四毛武味宛、一日ノ人數百數百
拾八人、老人一日ニ八合宛、内右切三人ハ
一日ニ老升宛、日數七十一日分、老人一日
ニ老分八リソ六毛武味五毛私宛、

味曾買申候銀

一、老匁三合

付札 高百石ニ

味曾買申候銀

付札 高百石ニ

味曾買申候銀

付札 高百石ニ

味曾買申候銀

同理り

一、五拾目老分老分九リン武毛

ミモエ石五斗八合九升、但、老奴ニ付五升
宛、百人ニ付老升宛ニシテ日數・人數右同
理り、老人一日ニ付五毛九味九弘宛

同理り

一、武拾武匁七分八厘

しは武石五百斗八合九升、但、老奴ニ付一
升宛、百人ニ付老升宛ニシテ日數・人數、
右同理り老人一日ニ武毛七味武弘宛

一、百八拾目老分式リン七毛

東六分七リン四毛四弘ニ相当、但、役人
四拾人くミニして、めし仕候、日數・人數
右同理り、老人一日ニ武リン老毛五味宛

一、

比制符老人一日ニ武分老分九リン六毛九
味六私宛、
子ノ正月廿五日立十月二日迄

老貢八百拾三匁四分九リン九毛

東六分四拾三東四分、但、老奴ニ付拾
東六分七リン四毛四弘ニ相当、但、役人
四拾人くミニして、めし仕候、日數・人數
右同理り、老人一日ニ武リン老毛五味宛

本役人賄銀

役人老貢五万千石八合五分五リン、但、
老人一日ニ八合宛、石切からせ四人ハ一日ニ老
升宛、小頭四人ハ、老人一日ニ老升五匁宛、

一、武拾五貢三百九拾五匁九分七リン五毛老
松

飯米千石百拾老石八斗八升五合武勺、但、
老石三付、武拾目九分五リン五毛七弘宛、
老人一日ニ付、老分六リン七毛六味四弘宛

宛、百人ニ老升五合

人數同理り、一日三度宛ニシテ、百人ニ付老升

宛、一日三度宛ニシテ、百人ニ付、老升宛、三月一日立十月二日迄、百人ニ老升五合

一、拾三匁六分

老貢五百八拾目九分九リン五毛
百石ニ五匁七分武リン四味四弘

飛脚五人上下ノ賄

一、老貢武百八拾武匁九分三リン五毛

ミモ六拾四石老斗四升八合老勺、但、老奴
ニ付、五升宛、老人ニ付、八毛五味五弘六
人宛

人數同理り、一日三度ニシテ、百人ニ付老升宛

一、四百九匁老分七リン九毛

しは四拾四石九斗九升、但、老奴ニ付、老
斗一升宛、老人一日ニ付、武毛七味三弘一
四宛、

一、三貢武百八拾三匁五分五リン三毛

薪四万八千百八拾四東三分武リン、老奴ニ
付て、拾四東六分七リン四毛四弘ニ当ル、
老人一日ニ武リン老毛九味武弘四宛、

一、老貢九百三拾四匁六分

ミモ三拾貢三百七拾老奴六分四リン武毛老
松、
比制符、老人一日ニ付、武分八味西弘宛、
百石ニ四拾八匁五分老分九リン六毛九味九弘、
付て、拾四東六分七リン四毛四弘ニ当ル、
老人一日ニ武リン老毛九味武弘四宛、

右同理り

一、老貢六百三拾武匁七分九リン五毛

人數六百世武、亥ノ十一月八日、子ノ正
月十六日兩度ニ罷上役人道ノ賄銀、老人一
日ニ三分遣、から石切小頭ハ四分遣、三分
五リン遣、小日記有之

人道ノ賄銀、老人ニ三分遣、石切からせ小頭
右同理り

三口

合三拾五貫七百六拾六匁毛分三リソン六毛毛払

百石ニ拾七匁毛分三リソン四毛三味九毛払

いつれも小日記之面を以、相究申候、以上、

丑ノ正月廿三日

伊予又右衛門（花押影）
安藤次大夫（花押影）

割替ノ当りシテ、百石ニ付、百四拾目七分八リソン七毛四味
外ニ武拾三匁五分二リソン武毛 与内当り御免
右目録之上を以、相究所如件、
丑ノ正月廿三日

目録

武分後より本役まで飯米・塩・喰・薪共三脚方

一、三拾五貫七百五拾武匁五分三リソン六毛毛払

百石ニ付、五拾七匁毛分毛毛三ソウニン武毛六味七毛

脚自分ノ日用て二達共ニ

一、拾毫貫八百五拾六匁九分八リソン八味七毛

百石ニ付、拾八匁九分四リソン八味七毛

小屋ノ入用同地子宿貨飛脚共ニ

一、五貫五百八拾六匁三分四毛

百石ニ付、八匁九分武リソン三毛七味七毛

大阪へ之達ニ諸奉行人分内

一、拾四貫百拾九匁三分

百石ニ付、武拾三匁五分武リソン武毛

からかな道具、加州にて仕共ニ

一、七貫八百武拾六匁七分八リソン

百石ニ付、拾武匁五分武毛八味七毛

御普請道具ノ入用、但、つな・はう・こ・たいまつ・土俵・桶・いかき材木共ニ

一、拾武貫三百八拾五匁九分七リソン四毛

百石ニ付、拾九匁七分ハリソン五毛九毛

バ八拾七貫五百武拾七匁八分七リソン九毛

(七) 年不詳 去年大坂御普請中買物覺

去年大坂御普請中かい物ならしニシテ

金沢市立玉川図書館加越能文庫「本多氏旧記」一

以上、

一月期日より八月晦日まで之内
一、つなそ 銀子老匂二付て 武百十三匁六分

二月八日より九月晦日迄之内
一、なわ 銀子老匂二付て

九束志匁半

一、こめたわら 銀子老匂二付面十七

同

一、つちたわら 銀子老匂二付面三十二三部
但、大小御座候、

正月廿五日より九月晦日迄

一、こめ 銀子老匂二付て 四升五合九勺

一、みそ 銀子老匂二付て 五升

同

一、しほ 銀子老匂二付て 九升五合九勺

同

一、あふら 銀子老匂二付面 五合三勺

同 ならじ萬

一、たきゝ 百石二付面、四匁六分式リン八毛 当、
但、たきゝ 東三大小御座候二付て、

老匂ニ何東とのきわめ不麗成、如化御座候、

【解説】寛永五年に、加賀藩前田氏が動員された大坂城「ノ丸南面石垣の公儀普請開達の史料も点を翻刻した。この史料の原本は、藩老本多家に所蔵されるものだが、ここでは、金沢市立玉川図書館の「本多氏旧記」を底本とした。

なお、岡田保造氏が、財團法人 本多藏品館所蔵の原本に基づき、その一部を翻刻している(『近江城跡における石垣刻印について――加賀藩前田家の場合』)『大阪成蹊女子短期大学研究紀要』第十五号(一九七八)。

III

全国穴太・石垣関係史料

一 九州諸藩における穴太・石垣普請関係史料リスト

凡例

一、この史料リストは、「金沢城石垣構築技術等比較研究事業」を進めていたる絵図・文献班が、平成一九年度に実施した調査成果の一部である。

（1）既に知られている加賀藩穴生方後藤文庫の石垣構築技術書を、書き下し文や現代語訳によって平易に資料紹介し、考古学や土木史などの専門家と情報を共有し学際研究を進める基礎をつくる。合わせて、一般県民への情報発信の素材とする。

（2）金沢城の石垣構築技術に関する新出史料の発掘につとめるとともに、全国的な視野で石垣構築技術に関する技術資料（史料）の所在を確認する。

（3）石垣構築の専門技術者である穴太（穴生）や石工たちの生業の形態、諸大名の下での編成の仕方や身分的待遇、あるいは幕府や大名の行う石垣普請の労働編成などを比較検討するため、石垣構築技術者に関する基本史料を、全国的に所在確認し、金沢城の石垣技術者のあり方と比較検討を行う。

などを研究課題としている。このうち（3）の課題に関して基礎的調査を行った、客員研究員の白峰旬（別府大学准教授）は、福岡藩、柳川藩、久留米藩および八代城主松井家（熊本藩重臣）に残る古文書群に見える穴太および石垣普請、石材調達などに関する古文書を、刊行史料の中から拾い上げてリストアップし、その一覧表を作成した。この史料リストをここに掲げたが、この史料リストを作成する中で得た所見については、二の「解説」（白峰旬）に掲げるので、本リストと合わせ参照されたい。

一、この史料リストでは、刊行図書別に四つの表を掲げたが、（一）福岡藩は、「福岡県史（近世史料編）」福岡藩初期 上・下巻に掲載する古文書、（二）柳川藩は、「福岡県史（近世史料編）」柳川藩初期 上・下巻に掲載する古文書、（三）久留米藩は、「福岡県史（近世史料編）」久留米藩初期 上巻に掲載する古文書、（四）八代城主松井家文書では、熊本藩細川家の重臣であり八代城主でもあった松井家に伝来した古文書の翻刻刊本「松井文庫所蔵古文書調査報告書」1～11に掲載する古文書を対象に、関係史料をリストアップした。

一、この史料リストには、掲載図書に記載された文書番号、古文書の発給年月日・発給者・宛所を掲げたほか、文書中の文言の中から石垣普請や石材運送、穴太に関する用語を取り出し、キーワード欄に列記した。公儀普請に関する石垣普請・穴太関係史料を中心に掲げているが、諸大名の居城普請に関するものも一部掲げた。なお、「石」関係のキーワードを中心に採録し、單に「御普請」などのキーワードしか見られない場合は、採録しなかつた。

▼『福岡県史(近世史料編)』福岡藩初期 上巻

文書番号	年月日	免給者	宛所	キーワード		備考
				元和元	10.26	
43号				44号	3.24	黒田長政
44号				45号	4.8	栗山利章
45号				46号	4.15	黒田長政
46号				47号	4.20	黒田長政
47号				48号	4.26	黒田長政
48号				49号	4.27	黒田長政
49号				50号	4.5	黒田長政 長浜新太郎
50号				51号	6.21	黒田長政 長浜新太郎
51号				52号	6.29	黒田長政 長浜新太郎
52号				53号	6.30	黒田長政 長浜新太郎
53号				54号	7.12	黒田長政 長浜新太郎

たうげよりはと場笠之道道作り、石をとし、舟、ミかくしの石、
大角、角脇、くり石かい候、平之石をつみ、精出候者、無精なる者
て千本、もミの木、なま木、石舟、下荷

奉行に者、石場、ほり置申候石

藤堂所への角石、廿の見かくし石、出来日の日限、くい木、伊豆山に
て千本、もミの木、なま木、石舟、下荷

江戸城か?

(注1)
(注2)

江戸城か?

56号	栗山利章	麻生勝	身かくしの石卅、四組へ割付御切せ、網代、新釜之石番、鐵治手伝、石切輪わき、普請、切石之もの、愛元石垣、掃地、身かくし、とま
57号	津田貞俊	麻生勝	公儀、角石、きらせ、つら、長さ、角五ツ、石數、出来次第積越
58号	他2名	麻生勝	身かくしの石八十九、早々つみ越、切立、角、角わき、角石のしり、
59号	他2名	麻生勝	舟、十五之石、飛脚、普請之者
74号	松山為兵衛	麻生家勝	舟、十五之石、飛脚、普請之者
80号	他1名	麻生家勝	十へ石、石つら、長さ、荒削、またたひ、船便
81号	黒田長政	長浜新太郎	石割せ申候分、此中之仕置、一つかき、石
143号	黒田一成	長浜新太郎	根石御居之儀、銀子百貫多余、御借用
145号	黒田一成	白井安宣	熊野、舟、上荷、平太舟、くり石、運賃
147号	(元和6) 3.	白井安宣	大石、くり石、銀子
197号	(元和6) 4.	白井安宣	大坂石垣、石垣根切、根石、石數、石堀ハリ鐵道具、山出シ日用、
262号	元和6. 1.	白井安宣	しゆら、石引、すて石、栗石、公儀御奉行衆、土台、はき石、野面
264号	元和6. 2.	白井安宣	石、築石、大石、小石、伏見こへし石、御普請道具
267号	(寛永1) 2.	白井安宣	角石、石垣之よハミ、御手前之石
282号	1. 23	黒田長政	石舟、割石三千、石の木、高石垣、なごやのことく、江戸、石積、加左馬次第
274号	11. 21	黒田長政	広間材木、舟、材木不足之分、来年其地御普請、ひらた舟、門わき
他2名	黒田利良	黒田利良	望候、石棒、普請之者、栗石、上下之目数
他2名	黒田利良	黒田利良	伏見より積下候石船、普請之者、石之儀、運貨、五六千、貨船、みかけ、紀伊国之石場、運貨船、
(慶長15) 開2.		黒田長政	穴生長右衛門
他2名	野村祐直	野村祐直	名古屋城
他2名	野村祐直	大坂城	大坂城
他2名	野村祐直	江戸城か?	江戸城か?

811号		9, 1	黒田長政	益田宗清・野口一成	其地普請、城、石垣、如水御このみ、矢倉、天守、天守どたい、石かき
816号	12, 14	黒田長政	野口一成	駆定則・	其方両人町場、悉出来

▼『福岡県史(近世史料編)』福岡藩初期 下巻					
文書番号	年月日	発給者	宛所	キーワード	備考
842号	(寛永1カ) 6, 20	黒田忠之	黒田利良・ 野村祐直	普請、頭分、掃除普請、五郎八殿へ内談	
860号	(寛永3カ) 6, 12	黒田忠之	小河常草・ 野村祐直	物普請奉行、屋敷中納、普請續、作事、表かわ石垣、門、塀、矢倉 作事、下之大門、鉄炮之者、普請之者、表かわ石垣、門、塀、矢倉	
866号	元和3, 11, 23	小河の直 他4名	野口一成	小河祐直・ 野村祐直・ 黒田利良 十時季允・ 井村与三右衛門	物普請奉行、屋敷中納、普請續、作事、表かわ石垣、門、塀、矢倉 作事、下之大門、鉄炮之者、普請之者、表かわ石垣、門、塀、矢倉
868号	元和9, 11, 7	他3名	大坂	鐵炮御切米、一人二付七石五斗宛、普請道具、御国元ニ而之御普請、 昇食、御公儀御普請、鐵炮衆御切米	
870号	元和9, 11, 19	黒田利良	江戸・御普請奉行衆、残人高	大坂御普請衆、御上せ、御役目人高、くね、かなつき、もつかう、 大坂、江戸・御普請奉行衆、残人高	大坂城
891号	8, 26	黒田長政	野村祐直・ 黒田利良	御國中より千夫百人之日用割符之事、御請取之衆、割付之指紙	
893号		林五助	上原直近 他2名	其地普請、てんしゆノうら石かき、普請所 石場、大石、着剝、城 ノ台所作事	
896号	4, 9	黒田如水	麻生家勝	福岡城か?	
967号	4, 21	黒田長政	長浜新太郎・ 舟橋五郎作	角脇之代、長さ三尺五寸・六寸之石、つら切、舟二積、大わり、闇 取	大坂城
968号	8, 22	黒田長政	舟橋五郎作	身かくしの石、舟 石数、石場せはく候、石引のけ、其元よりなこや迄之道作、山割、 石割	
1036号	3, 9	馬杉一正	馬杉一正	石舟道具、かさま舟 石船百艘分出来、年内中二江戸へ廻、積残シ候普請道具、注文、道 具、橋いた	
1045号		黒田長政		名古屋城か?	
		江戸城か?			

1408号
1438号

(寛永1カ)
(寛永12)
3·
4·
19
7

黒田高政
吉田重成

吉田重成

伊豆真名鶴二面割候石、江戸、小者共、家中之役目之者、費用、伊豆ニ居候役目之者、新參之鉄炮之者

其表石垣
江戸城

(二) 柳川藩

▼『福岡県史(近世史料編)』柳川藩初期 上巻

・以下では朝鮮出兵関係の城普請については除外した。

文書番号	年月日	発給者	宛所	キーワード	備考
93号	(元和9)閏8·19	立花宗茂	小野茂高	其元役目之者、其元ニテ石など請取、奉行共、罷上候衆ノ借銀、惣奉行、下奉行、石わり衆、石大かたかい候	大坂城
94号	(元和9)閏8·27	立花宗茂	小野茂高	公儀普請奉行、石など肝煎、石不足之時之ため、石請取ニ上り候衆、惣奉行、石割之所、銀子、役者、此方より上せ候衆、石もわり候、可然石とも、石場、役目之人、日用、小奉行	大坂城
95号	(元和9)閏8·27	立花宗茂	小野茂高	石かき、手伝、鉄炮頭之衆、石請取はらひ候奉行、石不足之時、惣奉行、石わり、石場	大坂城
100号	1·2	立花宗茂	小野茂高	舟舟、參着、戸左門殿、二番丁場之用意	大坂城
108号	(寛永5カ)3·7	立花宗茂	小野茂高	石置場、御普請奉行衆、備中殿衆之屋敷、石置候所、木屋かけ、地取之儀、扶持方、米舟	大坂城
109号	(寛永5カ)3·11	立花宗茂	小野茂高	石場地子御免、扶持方米、其許御普請見廻、根石、罷上り候ふしんノ衆、うんちん舟、借銀	大坂城
112号	(寛永5カ)4·22	立花宗茂	小野茂高	御普請、苦勞之役、石置場、小屋場、御普請定而七、八月比ハスマ可申	大坂城
114号	(寛永5カ)5·1	立花宗茂	小野茂高	日用、役目之者共、石場、方々丸、南之石かき、池田新太郎殿組、石場之札、石場見廻、小田原御普請、手伝望之衆、道具	大坂城
115号	(寛永5カ)5·20	立花宗茂	小野茂高	根石、戸左門殿、根石之時分、新太郎殿、同宮内殿家老衆、下奉行 衆罷上候衆、借銀、普請之様子見廻、罷上候侍衆	大坂城

121号	(寛永5カ) 7. 18	立花宗茂	小野茂高	石かきノ分、奉行衆より手形取、戸左門殿、奉行衆手形	大坂城
122号	(寛永5カ) 7. 19	立花宗茂	小野茂高	石垣成就之折紙請取、地形のけ土、てま入、堀、日用、惣並之儀、隙明候衆、公御普請、大坂、算用ノ丸、わきより望衆、石其外道具以下、其元ニ隠居候侍衆、左門殿	大坂城
129号	10. 7	立花宗茂	小野茂高	城廻、先年之石かき、ぬけ、前々の衆、つきなをし、銀子、三明年之御普請、明年、望候衆	大坂城
134号	10. 22	立花宗茂	小野茂高	戸左門殿、今度之御普請中之事、奉行共、石、石わり之所、年内中二五百も出来、わり石、うの嶋之者共、其もと普請、明春之御普請、わり置候石	大坂城
536号	10. 3	立花宗茂	立花忠茂	伊豆之石場、三明年之御ふしんに胸つまり	大坂城
		立花宗茂	立花忠茂	ふしんの事存知之人、丁場、つきのき	江戸城か?
9. 15	(寛永1カ) 12. 24	立花宗茂	立花宗茂	石場御丁場、御普請御奉行、本御石坪敷、水哉、相模之内江浦二面わらせ、御船渡、一番御丁場、二番御丁場、本地口、込地口、惣坪敷、水たき、根切、中根切、鋸切、本根切、土台置、根石置、三ツみなみ築、三ツみなみ置、御半役、出入、御普請業、御普請場、組頭、同組之衆中、普請小屋、石車、本丁場、役目之者共	江戸城か?
1075号	立花宗茂	立花宗茂	立花宗茂	大坂御普請場、見廻、其元石はか行、銀子、八木	江戸城か?
安東喜介	立花宗茂	立花宗茂	立花宗茂	石場、石共相調、其地人數、大坂、御普請之様子	江戸城
	そのほか各中	十時惟益	十時惟益	石場、石共相調、其地人數、大坂、御普請之様子	江戸城
674号	十時惟益	十時惟益	十時惟益	寒中其地逗留、石数存之外出来、大坂	大坂城
675号	(寛永1カ)	立花宗茂	立花宗茂	石わり罷上由、三明年御普請、明年大坂ぬけ口、三明年之用意	大坂城
	石場、他家ニぬきんて勤方、大切之場所				大坂城

1100号		2.	13	立花宗茂	安東親政	石場、くじ取、石も多われ候事もたやすき出、石をわりでかし候事、今迄之石場、わり取候事、らん船、わり立候石、舟わん
1105号		6.	22	立花宗茂	安東親政、山崎保右衛門尉	此方丁場、堀尾山成わけをかれ候石、加肥後石、御普請奉行衆、手がた、角石、町人之うり石、石之様子、奉行衆、右之石數
1115号		9.	23	立花宗茂	安東親政	石出来、満足、御普請、皆々朝夕苦勞、石敷早々出来
1263号		11.	20	立花宗茂	伊藤	明後年御普請、御普請之事、賣石之才覚、石わり候もの、普請功者共、御ふしんかた利つのかね、石垣、爰元之衆
1264号	(元和6カ) 申 1.	11		矢嶋重成、十時惟昌、由布惟信	佐田成勝	日用銀、大坂二面御扶持方、侍衆、御鉄炮衆、大石置場、栗石置場、上錢
1271号	(寛永5カ)	9.	13	加々爪忠澄、堀直之	鈴木孫左衛門	其元御普請之様子、丙御所様、残石片付之儀、ひき見二有之石、御城より西南高所ニ有之石、御城之見かくし、惣下奉行衆、来年石退候所、繪図
1274号	(寛永5カ)	11.	21	立花宗茂	他13名	佐田成勝、海老名平馬助
1276号	(寛永5カ)	12.	3	立花宗茂	佐田成勝	候て舟二のせ、舟場、はと、石わり道具、候ハぬ道具
36号	文書番号 16号	年月日 3. 22	発給者 有馬豊氏	宛所 有馬豊氏 他3名	キーワード 手前御普請石垣之分出来、御折番、堀廻士、日用、諸切	備考 久留米藩、久留米普請、石入可申候

(三) 久留米藩

▼『福岡県史(近世史料編)』久留米藩初期 上巻

・以下では、朝鮮出兵関係の城普請については除外した。

397号

(正保3カ) 5、10

481号

1、12

有馬忠頼

有馬重泰・
有馬重之

石垣道具、堀さらゑ候道具

川石あげ場

久留米城下

559号

(慶安2カ) 5、27

有馬忠鄉

有馬重泰

日光御普請、五分通り石組立、石面きり立候義、野面二面組立、あ
まり野面へ見苦、野面二面築

日光東照宮

563号

(慶安3) 5、15

有馬忠頼

有馬重泰・
有馬至長・
有馬正盛

御普請、少御石垣備口達、大事之御石垣、根石より仕替、奉行衆

日光東照宮

579号

2、28

有馬忠鄉

有馬重泰

其元城普請、余石、石垣之様ニ相見、早々御取のけさせ、土居、御
他4名

日光東照宮

592号

4、28

有馬忠則

有馬重泰・
有馬重之

日光、石、日用、石垣

日光東照宮

(四) 八代城主松井家文書

①『松井文庫所蔵古文書調査報告書』一は文書番号ではなく、調査番号で各文書を順番に掲載している。それに対し、『松井文庫所蔵古文書調査報告書』二以降は文書番号で各文書を順番に掲載している。

②『松井文庫所蔵古文書調査報告書』四、一〇、一一には公儀普請の石材調達・石垣普請関係史料は収録されていないので、史料リストを作成しなかった。

▼『松井文庫所蔵古文書調査報告書』一

調査番号	年月日	発給者	宛所	キーワード	備考
1-3-1	4、19	細川忠興	穴生只今武人下候		
5-3-4	(慶長15) 4月2、10	細川忠興	飯川豊前守・ 松井康之		
6-5	(慶長19) 3、1	細川忠興	名古屋、御普請奉行兼、濃州つやと申石場、石を出させ申候		
	松井興長	駿府三ノ丸御石かき、我々つき候分、御普請はしめ、御石垣之御禪 ぱり、土居の道作り、土居之木きり、根石	名古屋城		
	江戸城	駿府城			

文書番号 504号	年月日 (元和8) 8. 10	発給者 細川忠利	宛所 小笠原長元	キーワード	備考	大坂城	
（慶長19）3. 14	細川忠興	三測重政・ 松井興長	当地御普請、根石、根石之所、土居之根切、根石をき、一丁場 普請奉行、御普請取付候日、一丁場、石垣九分目、跡之丁場之石、 此方之大角、御普請奉行衆、小屋場、礼物、御普請被仕候大名衆	根石六七日之内二才へ可申候、根石より三通斗 高石つき、根石、水きわ一二間之分、大水出、石垣つき候事	江戸城 江戸城か？	大坂城か？	
（元和6）1	細川忠興	一					
308号							
292号							

▼『松井文庫所藏古文書調査報告書』二

9—2	(元和7) 2. 3	細川忠利	小笠原長元・ 松井興長	大坂御普請、大石・くり石之目錄、來々年の大坂御普請、普請之もの、普請之道具のかね、買置之くり石、角石、あらきり、仕置之書 請之奉行、石之大きさ、くり石又普請のかね合
9—4—3	(元和6) 1.	細川忠利	松井興長 他6名	大坂之繪圖写、水たき、三口ノ門、御本丸、御二ノ丸、本石垣之 高さ、大坂御奉行衆、毛万石二五拾坪ほとのあたり、阿野
9—4—9—2	(元和6) 1.	細川忠利	一	われわれ石數多之由、四十万石之役、人數六千上り候、人數八九 千も上り候、十万石之役、普請之者、日用之數
9—4—10—1	(寛永1) 3. 8	細川忠利	小笠原長元 他3名	大坂仕置普請之者、小豆嶋石上せ候、旗袍・小豆嶋、荷舟二て積上 せ候、石千百九拾余、大坂ニ残石多候、石九百、式間角、拾式角り き
9—4—17	8. 25	細川忠利	松井興長	御普請入日之銀子、石船・加子とも、此地御普請、石如此のあまり にて候、千九百つほど
11—22	9. 2	細川忠利	松井興長 他2名	大坂、しわく石、普請、普請之者、寄石、去年之仕置之石
12—8—6	4. 11	細川忠興	松井興長 他5名	根石六七日之内二才へ可申候、根石より三通斗 高石つき、根石、水きわ一二間之分、大水出、石垣つき候事

505号	細川忠利	細川忠利	細川忠利	小笠原長元	中津千石夫役人、役高、半役、塙飽、大坂へ役人、大坂・塙飽へ 普請の者、中津御作事
506号	細川忠利	細川忠利	細川忠利	松井興長	大坂御普請仕置之人、備前小豆嶋之内石場、小遠州、此方より申入 候石場、藤泉州、普請之者、去年之石場、はま出し、諸大名蒙石之 手廻、過分二当年迄用意
509号	(元和6)	2.	26	3.	15
510号	(寛永1カ)	4.	24	細川忠利	細川忠利
515号	2.	3	細川忠利	細川忠利	三測重政
519号	(寛永1)	5.	23	細川忠利	他6名
520号	5.	8	細川忠利	細川忠利	三測重政
521号	(寛永2)	2.	20	細川忠利	他4名
522号	(寛永2)	3.	25	細川忠利	角、角わき、うり石、普請奉行御法度書、丁場、五百人之都合鉄 炮、内用、下奉行、内番、一番、二番普請、方々望之儀、御奉公、當 り前之役儀
523号	8.	24	細川忠利	松井興長、 有吉英貴	角石之留ニしきがね 我等丁場、水堀之丁場、御普請、御奉行業、あがり切手、大坂中之 御普請、水堀丁場、日用、水堀丁場石垣、水堀丁場水たき、石、 くり石、石垣のうら、塙飽之石切、から塙丁場、さま石、ならし、 穴太丹後、出雲両人、鍋鳴丁場、水堀石垣
524号	(元和6カ)	3.	25	細川忠利	松井興長、 有吉英貴
525号	細川忠利	細川忠利	細川忠利	小笠原長元	御普請奉行業、戸田左門殿、御普請之様子、手子留、から塙、御天 主之上石角、同角脇、其外之上石共御天主之きわへ引ならべ、栗石、 普請道具、崩石垣之所へ出入
527号	細川忠利	細川忠利	細川忠利	他2名	小豆嶋石出候役人、請切徳、大坂御普請
他6名	松井興長	松井興長	松井興長、 有吉英貴	小笠原長元	小豆嶋石出候道具、 残置候道具、小豆嶋へ舟上候事
其元御普請	大坂御普請被仕廻、惣之御人數召連、出船	三來年者大坂御普請、有石、可入石つもり			大坂城
	あけられ候切手、土橋丁之場、石垣、塙	御普請奉行業、御普請			大坂城
	綱張無之、坪数、高石垣、中石垣、大石、根石				中津城
					大坂城

▼『松井文庫所藏古文書調査報告書』六

▼『松井文庫所藏古文書調査報告書』七

文書番号	年月日	発給者	宛所	キーワード	備考
1240号	(元和6) 3. 1	細川忠興	松井興長	渡氣、十九間之高石垣、其石之用意、堀之儀、四人之与頭、普請之奉行共	
1242号	(元和6) 4. 27	細川忠興	三瀬重政	大角、舟、其地御普請、黑築、石、石垣之大角、伏見、家、五人御奉行兼、二人之御目付兼、侍共、普請場	
1243号	(元和6) 6. 7	(細川忠興)	他3名	其地普請之者共、車、持石、奉行、石持、普請、御普請之決やう、積り、千貫矢倉、此方根切之所	
1245号	(元和6) 5. 28	細川忠興	三瀬重政	我々丁場、土台すへ、根石引懸ヶ、御奉行兼、根石不被置兼、穴大駿河むす子、余所之穴大、音尾より之大角、千貫矢倉之下之堀	

1125号	8. 4	細川忠利	松井興長	来年御普請、かゝのちく前殿半やく、六十万石分何もへかさなり、か い石、石び	本丸・二ノ丸などへいのつくろい、そうかまへ、うミノ石かき、か 手前普請之事、十三間之丁場、阿波殿の角、四ツなみニツミ、阿波 殿四日二角を被置	小倉城か?
1141号	3. 10	細川忠利	松井興長	来々年大坂御ふしん、来年より用意の石、物かしらんかう、手廻 長さ九尺・六尺之間、御本丸之石垣高さのはからひ、坪数ハ多分毫 万石二五拾坪のあたり	来年之御普請相延、普請之用意、石之大きさ、小口三尺・四尺之内、 小笠原長元	大阪城か?
1156号	(元和6) 12. 29	細川忠利	松井興長	普請、金銀	長さ九尺・六尺之間、御本丸之石垣高さのはからひ、坪数ハ多分毫 万石二五拾坪のあたり	大阪城か?
1169号	1. 29	細川忠利	松井興長	普請奉行衆、御兵糧、大石之觸、伊豆へ夜通二人を遣、普請奉行衆、御 竹内小源次前之崩石垣、出来、三所石をあげ候跡、つきさし、石ミ そ絵図、石をよせ置	普請奉行衆、御大工太和弟子、かね、石垣なをし申候衆、 ならし	大阪城か?
1180号	7. 6	細川忠利	松井興長	被損候石垣、想案二可仕申合之書物	江戸城か?	大阪城か?
1181号	6. 23	細川忠利	松井興長	名古屋城か?		
1206号	1. 21	細川忠利	松井興長			
他2名		松井興長	沢村吉重			

1246号	(元和6)	9.	18	細川忠興	細川忠興	三瀬重政	肥後殿・宮内殿大石ひかれ候入目、惣様普請之入目、其元御普請之様子
1248号	(元和6)	4.	18	細川忠興	細川忠興	他6名	根石すハリ次第、西之御丸大角、高石垣、石之つら、つよミ、くつほ、大角五つ、舟、今度之大角、日用、奉公人、物頭、下奉行、御普請場、仕立、石垣つき申御普請之期、物頭共
1249号	(元和6)	9.	1	細川忠興	細川忠興	三瀬重政	各御普請場、日出(土力)居石垣の様子、木右衛門・久留島普請、御堀、諸国之衆、日用、御普請御奉行業、加肥後・黒筑、有馬丁場、高さ、来年二条御屋敷又其地御普請、石場
1250号	(元和6)	3.	29	細川忠興	細川忠興	他4名	儀、我々より丁場望候所
1251号	(元和6)	3.	15	細川忠興	細川忠興	三瀬重政	御普請御奉行業、石垣出来、東衆ハいつれも普請無案内二候、日用、
1253号	(元和6)	5.	13	細川忠興	細川忠興	他3名	高石垣、石之つら、つよミ
1254号	(元和6)	8.	26	細川忠興	細川忠興	三瀬重政	其地根石すハリ次第、杏尾二て切せ候大角、当城つくろひ普請、御普請場ニ詰、松風前所應候、根石、黒築普請おくれ候
1257号		4.	12	細川忠興	細川忠興	他5名	目土居切立候所、古石、上り石、惣様水より上之土計をのけ、堀之土をのけ、未進、過上ならし、大和川水せきの根石、御奉行業、鍋唄手前くづれ
1258号				小笠原長元・ 松井興長	三瀬重政	三瀬重政	大坂城
1259号		8.	14	細川忠興	細川忠興	他3名	中津本丸・二ノ丸之間之ほりをむ、天守之台をも惣地形ほど取おろし、本丸・二ノ丸二つにして家をたて候へん、其普請之者千五百程にて、普請役、小倉ぬし屋敷
1260号		1.	10	細川忠興	細川忠興	他3名	来年二条御屋敷之御普請、大坂御普請、石場所、小豆嶋、石場、目土居、根石、石垣を築場はり候、御堀当年相延
1264号	(元和2)	8.	8	細川忠興	細川忠興	他14名	石場をかい候才覚、御普請之あたり様
1364号	(慶安2)	6.	24	細川光尚	細川忠興	米田是季 他3名	阿波守石も江戸へ三千五六百程着
1352号				松井興長			いつみかしらと申古城、御隠居所、江戸御普請、日用、石場、石上場、石などわりこしらへられ候業、石こしらゆる、石場一段能所、すきくわ、其外石垣道具、石わらせ、ぼう・すり木、しゆら・手こ、伊豆
							大坂城
							大坂城
							大坂城

▼『松井文庫所蔵古文書調査報告書』八

文書番号	年月日	発給者	宛所	キーワード	備考
1476号	(寛永1) 9. 27	細川忠利	松井興長・有吉英貞	塙飽石切、奉行、切出シ之石八百九ツ出来、石も一段能候、寸尺二不足石百計はね置、是も能石	
1496号	4. 19	細川忠利	松井康之 他2名	爰元御普請、三人奉行、過分之当前、普請之当前、繪図、石之つむりの丁場、地心、石之廻、加子、普請之圖取	
1517号	(寛永19) 6. 17	細川忠利	松井興長	御手前町場、石垣、わきを待合候石、くり石、よせきり、根石、只	
1525号	(元和4) 9. 20	細川忠利	松井興長	来々年爰元御普請、坪敷、武百坪、三間石垣、此分之石金千両、役目之人數	
1534号	4. 16	細川忠利	松井興長	其元御普請、角二ツ、ならし、木堀之丁場、阿波城之角次第、御普請奉行衆	
1548号	(元和9) 6. 暦日	細川忠利	松井興長・小笠原良元	修理普請、土居、石垣、新敷普請、來年大坂御普請、当年繩張	
1554号	(寛永1) 12. 24	細川忠利	松井興長	請奉行衆	
1565号	(寛永1) 7. 16	細川忠利	他3名	小豆嶋之石、大坂にて水上、來年大坂御普請、越前之石垣築直奉行	
1586号		細川忠利	松井興長・吉英賀	坂場にて松平宮内殿へ七間轄候、南蛮轄候借候、大坂普請、我々丁場、上切手、御奉行衆	
1596号		細川忠利	松井興長	うみ手ノかい石、へいやくらのしゆり、石かき、しゆりふしん、ねりべいノくつれ候所	
1600号	(慶長15) 11. 18	細川忠利	他2名	大坂御普請之石積り、くり石すくなき段、塙飽、小豆嶋之石、普請之手廻	
1603号		細川忠利	松井康之・沢村吉重	なこや、石過分、石など御用	
		普請之山石、ともの用いニ出切手	名古屋城		

1605号	(寛永4) 8. 9	細川忠利	松井興長	大坂ふしん、へい以下ノやふれ、ふしん、石つけ候處 御普請のいり、中国・四国・きの国衆、丹波さゝ山ノふしん、今度 之御ふしん、千つほ、石数、六千、石切、車、なこや、御本丸御天 主の分、五良太、石、ね石、日用 其元へい・やくらノしゆり、へいノおい、やくらなどのつくろい、 石かきノ水はき、小倉しゆりふしん 名古屋城	大坂城か?
1607号	(慶長15) 3. 22	細川忠利	松井康之 他2名	御普請のいり、中国・四国・きの国衆、丹波さゝ山ノふしん、今度 之御ふしん、千つほ、石数、六千、石切、車、なこや、御本丸御天 主の分、五良太、石、ね石、日用 其元へい・やくらノしゆり、へいノおい、やくらなどのつくろい、 石かきノ水はき、小倉しゆりふしん 名古屋城	大坂城か?
1632号	8. 24	細川忠利	松井興長	御普請のいり、中国・四国・きの国衆、丹波さゝ山ノふしん、今度 之御ふしん、千つほ、石数、六千、石切、車、なこや、御本丸御天 主の分、五良太、石、ね石、日用 其元へい・やくらノしゆり、へいノおい、やくらなどのつくろい、 石かきノ水はき、小倉しゆりふしん 名古屋城	大坂城か?
1672号	5. 14	細川忠利	松井康之 他2名	御普請のいり、中国・四国・きの国衆、丹波さゝ山ノふしん、今度 之御ふしん、千つほ、石数、六千、石切、車、なこや、御本丸御天 主の分、五良太、石、ね石、日用 其元へい・やくらノしゆり、へいノおい、やくらなどのつくろい、 石かきノ水はき、小倉しゆりふしん 名古屋城	大坂城か?

▼『松井文庫所藏古文書調査報告書』九

文書番号	年月日	発給者	宛所	キーワード	備考
1706号	(慶長19) 9. 17	細川忠利	松井興長	当地御普請、黒筑前殿二番丁場之石垣、浅野但馬殿丁場	江戸城
1775号	11. 29	細川忠利	松井興長 他2名	大坂御普請仕置、くり石、大坂崩石垣、越前下丁場、有馬玄番望候	大坂城
1776号	6.晦日	細川忠利	松井興長	此方二番丁場石垣、ならし、松平武蔵殿、其外之衆、御家中石垣一 段能候、公方様	江戸城か?

【参考文献】

〔注1〕『福岡県史(近世史料編)』福岡藩初期 上・下巻(西日本文化協会、福岡県、一九八一・一九八三年)、『福岡県史(近世史料編)』柳川藩初期 上・下巻(福岡県、一九八六・一九八八年)、『福岡県史(近世史料編)』久留米藩初期 上巻(福岡県、一九九〇年)。『松井文庫所藏古文書調査報告書』一〇一(八代市立博物館未来の森ミュージアム、一九九六・一〇七年)。但し、同四・一〇・一には公儀普請の石材調達・石垣普請關係史料は、管見の限り、収録されていない。

【注2】

黒田長政の死没は元和九年八月四日であるから、それ以前ということになる。以下の黒田長政書状の年次比定についても同様である。

〔注3〕黒田如水の死没は慶長九年三月二〇日であるから、それ以前ということになる。以下の黒田如水書状の年次比定についても同様である。

二 「解説」

九州諸藩における穴太・石垣普請関係 史料リストに関する所見

はじめに

近世初頭、全国各地でおこなわれた城郭構築において、石垣普請はその中で大きな比重を占めたことは明白である。特に公儀普請（いわゆる天下普請）では（一）、助役大名がそれぞれ組織的に石材を調達し、石垣普請を行したが、現在、関係する多くの文献史料（『東京市史稿』（皇城編）、『日本史料』、『大阪編年史』、『細川家史料』、『綿考輯錄』、『山内家史料』、『黒田家文書』、『小浜市史』（藩政史料編1など））⁽²⁾が残されているにもかかわらず、その内容分析は、現状として遅れていると言わざるを得ない。よって、今後、公儀普請に関する膨大な史料群の内容について分析を進めることの必要があり、その前提として、関係史料をリスト化して城郭研究者の共用財産として大いに活用していく必要がある（⁽³⁾）。

そのため、こうした試みの一環として、『福岡県史（近世史料編）』（福岡藩初期（黒田家）、柳川藩初期（立花家）、久留米藩初期（有馬家）⁽⁴⁾）及び、小倉藩・熊本藩（細川家）関係史料である『松井文庫所蔵古文書調査報告書』⁽⁵⁾に収録された古文書（一次史料）のうち、穴太関係や石材調達・石垣普請関係の古文書をピックアップし、それらの文書中のキーワードを抽出することにより、III部の一に掲げた福岡藩等の「穴太・石垣普請関係史料リスト」を作成した。（以下、「史料リスト」と略記する）史料リストに掲げた古文書の大部分は、大坂城、江戸城、名古屋城などの公儀普請に関するものであり、助役大名の公儀普請に対する意識や家臣への具体的な指

白峰句

示内容（石切丁場確保、石材調達、石材運搬、石垣普請など）に関する具体的指示、を詳細に知ることができる。

公儀普請に関する文献史料の分析が遅れている現状では、公儀普請の全体像は見えにくいものがあるが、こうした試みを今後、他史料においても維持することにより、公儀普請の実像を解明する一助となることを期待している。

※ 以下においては、福・上（『福岡県史（近世史料編）』福岡藩初期 上巻）、福・下（同、福岡藩初期 下巻）、柳・上（同、柳川藩初期 上巻）、柳・下（同、柳川藩初期 下巻）、久・上（同、久留米藩初期 上巻）、松・一・九（『松井文庫所蔵古文書調査報告書』一・九）というように、それぞれ略称を用いた。

1. 公儀普請（近世城郭普請）の主要な論点に関する検討

今回作成した史料リストに示したキーワードに関連して、公儀普請（一部、大名居城の普請も含む）に関する主要な論点について検討を加えたい。

① 公儀普請（近世城郭普請）

俗に天下普請という言い方をするが、史料リストで扱った一次史料を見る限り、天下普請という表記は一例もなく、黒田長政書状（福・上—38号）、立花宗茂書状（柳・上—122号）、有馬忠頼書状（久・上—49号）、立花宗茂書状（柳・上—122号）、有馬忠頼書状（久・上—49号）、細川忠利書状（松・三—504号）では、いずれも「公儀御普請」という記載が共通している。このほか、有馬忠頼書状（久・上—347号）に「公義大普請」という記載も見られるが一例のみである。このように、近世初期（元和・寛永期）においては、公儀普請という呼称が諸大名の間では定着していた、と見なすことができる。よって、天下普請という呼称は、当時（近世初期）の呼称としては適切でないことがわかるので、今後は「公儀普請」という呼称で統一していくべきであろう。

②【穴生の具体的人名と役割】

福岡藩では穴生の小河（小川）長右衛門（福・上—44、46、197、282、423、673、676、679、685、福・下—1176号）、

理右衛門（福・上—423号、福・下—1160、1176号）の名前が見える。福岡藩関係史料では「穴太」（福・上—49号）という表記も一例ある。久留米藩では穴生清右衛門（久・上—55号）、細川藩では、穴太丹後・出雲の二人の存在を知ることができる。（松・三—1519号、松・六—1082号）。細川藩関係では、このほかに、「穴太（太カ）駿河むす子」（松・七—1245号）、「余所之穴太（太カ）」（松・七—1245号）、「穴生」2人（松・一—1—31）、「阿野」（松・一—9—4—3）、「あのう」（松・六—1188号）という記載も見られる。

このように、近世初期、各藩において穴生が召し抱えられていたことがわかるが、穴生の表記については、上記のように、「穴生」、「穴太」、「穴大（太カ）」、「阿野」、「あのう」というようにいろいろあって一定していない。

穴生の役割については、黒田長政書状などに詳しく記されており、①角石と地石の「つゝ切」のやり直しについて、長右衛門の者を遣わして、その指示に従うように指図した（福・上—44号）、②当初、角脇石四つを角石にする予定であったが、長右衛門がこの角脇石は角石にはならないと言つたので、その指示に従つた（福・上—46号）、③角石、角脇石の切り出しについて、穴太が現地に行くので、「石之様子」について穴太に尋ねるよう指示している（福・上—49号）、④大坂城再築において、他の組との石垣境目の「縫合」の手際が悪くならないよう渠くように、長右衛門へ指示した（福・上—673号）、⑤石垣構築について、長右衛門が、この角石は石垣の「よわみ」になる、と言つたので、大角（石）を用意させた（福・上—676号）、⑥石垣普請については、小川長右衛門と理右衛門の指図通

りにおこない、普請を急いでこの二人の指示を承引せず「不念の事」があれば曲事であると指摘した（福・下—1176号）、などの事例がある。

このように、福岡藩の場合、穴生は、石切りに関する指示をおこなつたほか、角石に関する強度の判定をおこなつたり、公儀普請の現場において他大名との丁場境目の石垣普請を手際よくおこなうように監督したことがわかる。

③【黒田長政の公儀普請での石垣構築に対する認識】

大坂城再築において、黒田長政は、家臣が角（石）の格好そのほか手際が良いように念を入れて築き立てるなどを報告したのに対し、堀の広さは三〇間もあり、向い端からは「目遠」になるので、手際の善悪を見分けることはできいため、石垣の「よわみ」がないように念を入れ、手際にはかまわずに早々に（石垣を）築き立てるよう指示している（福・上—678号）。

このことから、公儀普請の石垣普請において注意すべきなのは、角石の格好の良さと手際の良さであったことがわかる。この場合、手際の良さとは石垣の出来栄えを指すように思われるが、この点について、黒田長政は、石垣の出来栄えは三〇間も離れた遠目には判別できないので、石垣の出来栄えには構わず、石垣普請を急ぐように指示している。このように、石垣の出来栄えよりも石垣普請の早期完成を優先させたことがわかるが、逆に言えば、石垣の出来栄えが近距離から確認できる場合はこうした指示が出なかつた可能性も考えられる。

④【石丁場を確保することの重要性】

公儀普請の場合、多くの大名が、同時に石垣普請をおこなうことから、事前に石材を調達する際に石丁場の争奪戦があつた。例えば、元和二年（一六一六）に徳川家康が隠居所として泉頭の古城（駿河国）に築城をおこな

う旨を計画した際には、当初は日用普請でおこなう予定であったが、諸大名から少身の衆まで三島近辺の山々において石場を確保し、石上場まで取り置く、という事態になった。この事態を受け、細川家では、石場の「一段能所」を一ヶ所確保した。そして、細川忠興は、内々に鍬・鍼そのほか石垣道具の用意をするように指示して、普請が決定すれば、京都にいる三〇〇人の鉄砲足軽を呼び寄せて石を割らせる予定を立てている。さらに、棒・すり木・修羅・梃子等をすぐに伊豆にて用意するように指示している

(松・七一一三五二号)。

このように、公儀普請に際して、諸大名は緊急に先を争って石丁場を確保していることから、石材の調達にいかにナーバスになっていたのかがわかるとともに、細川氏の対応からは、石丁場の確保だけでなく、石材を調達する家臣の動員や道具類を迅速に準備したことわかる。公儀普請が頻繁におこなわれた近世初頭には大名側では、石丁場の確保以下迅速に対応できる態勢が整っていたと見ることができよう。

このほか、「三明御普請」の準備について述べた立花宗茂書状(年次未詳)には、立花家では伊豆の石場を「久々取置」していたが、先年は「御譜代衆」が御普請の時に石を取つて「くい」を打ち、これは一人に限らず、

「いつれも其通」であった、と記されている(柳・上一五〇二号)。

この事例は、公儀普請に際して、立花家の伊豆の石丁場に、多くの譜代大名が強引に入つて杭を打ち採石をおこなつたことを示しており、大名間の石丁場争奪戦のすさまじさを物語つている。

⑤【割普請における問題点】

公儀普請は各丁場をそれぞれの大名が担当する割普請で進められたが、実際の普請現場では、割普請ゆえのトラブルもあった。例えば、名古屋城普請に該当すると思われる事例では、助役諸大名が石垣を完成させたもの

の、「事々敷星夜なく」普請をおこない、「角にもかまひなく境目」をあけて、それぞれの大名が築き上げてしまったため、「ならしがへ」(石垣の天端における各大名担当分の境界を指すと考えられる)において、五丈六寸の食い違いが出来てしまった。この点について、穴生は「不苦」と言ったが、幕府大工頭の中井正清の弟子は曲尺をあてて「計測し」納得せず、前々よりこのようなことはなかつた、と言つたため、諸大名は少しずつ石垣を崩して築き直した(松・六一一八八号)。

この事例は、助役諸大名が石垣普請を急ぐあまり、角石のことを注意せずに天端まで築き上げた結果、石垣天端で五丈六寸の食い違いが出来たことに対して、普請担当の穴生は容認する姿勢をとつたのに対して、作事担当の大工は承引せず、結局は石垣を崩して築き直したというケースである。石垣普請担当の穴生と、作事担当の大工の見解が異なることも、それぞれの立場の違いを示していく興味深いが、この事例は助役諸大名が石垣普請を同時進行させる割普請の難しさを示す象徴的なトラブルであったと言えよう。

元和六年(一六二〇)の大坂城再築では、黒田家の場合、加藤忠広の丁場との境目について、加藤忠広の丁場では大石で築いていたのに対して、黒田家が小石で築いては見苦しいので、黒田家では、小河長右衛門(穴生)などの指図により石を大きく割つた(福・上一一九七号)。また、加藤忠広の丁場との境目において、根石の置き方が不注意だつたため、黒田家の石垣の間に栗石を入れることになり、加藤忠広の丁場の石垣が次第に高く築かれて、「のり」(=法)の分が黒田家の「そん」(=損)になつたので栗石が入り増しになつた(福・上一一九七号)。このように、隣の丁場との石の大きさの兼ね合いや、石垣を築くスピードの違いなども問題になつたことがわかる。

⑥ 【負担坪数と石垣の算出】

公儀普請では、大名の石高一万石あたりに何坪の負担というよう、石垣の面積を基準にして幕府から賦課された。例えば、黒田家では寛永元年（一六二四）の大坂城再築において、一万石につき五三坪七分五厘三毛の「当り」なので、黒田家では一三五〇坪の「当り前」になるとしている（福・坪ほど、「あたり」になると推測したうえで、その根拠として、本石垣の高さについての書付けがなく坪の「あたり前」がわからないものの、（将軍の）「御前」にての「御延」を受けて、奉行衆が「内割」をすることによる）。

石の大きさと坪数の関係については、元和六年の大坂城再築において、三方の外形を担当する大名は、先例の如く、どれほど大石で築いても、平

石垣の坪数で「算用」するように公儀普請奉行が指示したことからすると（福・上一六八九号）、使用する石の大小と関係なく、坪数の計算をおこなつことがわかる。なお、黒田家の場合、担当丁場の普請坪数が「過上大分」になつたので、「余之普請」（具体的には、水たきと堀の普請）は当らなかつたが、「坪数惣並」であれば堀普請が当ることになつて（福・上一六七九号、六八〇号）。このことは、担当丁場の普請坪数を計算して、結果的に平均値（坪数物並）を上回つていれば、そのあとの水たきと堀の普請が免除されたことを示している。

大名側では、こうした坪数の割り当てをもとに、必要な石数を推計して準備した。例えば、慶長一五年（一六一〇）の名古屋城普請では、細川家では、一〇〇〇坪ほど当たるので、一坪あたり石数六になるとして、六〇〇程度必要であると推計して準備している（松・八一六〇七号）。また、公儀普請（城名・年次は不明）において、黒田家では、当初の丁場坪数よ

りも増加したため、「石のさん用」も違つてしまい、重ねて一六〇〇が必要になり、それ以外に一四〇〇も「入増」になつた、としている（福・上一五四号）。

このように、各大名に対する割り当ての石垣面積（坪数）と、それに必要な石の個数を割り出す計算式のようなものが存在したと考えられる。

なお、必要な石の個数については、「割石三千」（福・上一六四号）、「石五六千」（福・上一六七四号）、「石数千石百余」（福・上一三六五号）、「大石数百」（福・上一五七〇号）、「石六千余」（松・三一五〇九号）というよう、助役大名は数百から数千という単位で調達したことがわかる。

⑦ 【晴れがましい丁場（石垣普請箇所）を望む大名たち】

公儀普請においては、大名が晴れがましい石垣普請箇所を望んで普請をおこなうケースがあった。例えば、元和六年の大坂城再築では、田中忠政が望んだ丁場の次の角（石の箇所）の丁場について、公儀普請奉行（渡辺勝、村田守次）の指示により細川忠興が望んだ丁場として担当することになった。公儀普請奉行は江戸の幕府へこのことを報告し、将軍秀忠の御前にて、細川忠興の「望申角之儀」が披露された。幕府年寄の土井利勝からこの件について伝えられた細川忠興は、この角（石の箇所）が高さ一五九・六間で「一段所もよく、又勝手等も能候由、可然儀共候」との感想を述べている（松・六一〇七四号）。

このケースでは、公儀普請奉行の介在があつたものの、高石垣の角石の部分という晴れがましい箇所を担当することが細川忠興にとって名誉などとあり、将軍の御前にも披露される榮誉に預かる結果になつた。こうした箇所を担当できるのは、技術的にも経済的にも、田中忠政や細川忠興のような大大名に限定されるのであるが、公儀普請における将軍と大名の

関係（御恩と奉公の関係）を知るうえで注意される点である。

また、有馬豊氏は、公儀普請において、「しきりの所」や小さい外形などを「役之外ニ望ニテ」おこなう心掛けが肝要であり、「当り分」のところでは「過上仕候儀」は「御奉公ぶり」にならないので、少しでも別の場所で望むべきである、と家臣に指示している（久・上-58号）。

これは、通常の役負担以外に、積極的に「役之外」に普請を申し出て「過上」におこなうことが（将軍への）「御奉公」になる、という趣旨であり、その場所として外形などを指摘していることも目立つ場所を意味していると理解できよう。この場合も、「役之外」の「過上」な普請を晴れがましい場所について志願することが「御奉公」になる、というように「御奉公」に言及している点は注意される。

⑧【大名間での石材の貸し借り】

公儀普請では、大名間で石材の貸し借りや譲渡がおこなわれた。例えば、立花宗茂の工場には堀尾忠晴（出雲松江藩主）から「わけをかれ候石」があつた（柳・下-1105号）。また、寛永二年（一六二五）、大坂城再築に關係して、細川忠利は福葉紀通（丹波福知山藩主）から石二〇〇を借りたい旨の申し出を受け、貸すように家臣に対して指示している（松・五-757号）。

このほか、黒田長政は田中吉政（筑後柳川藩主）から「石之儀」について申し出を受け、「彼方次第二可進」として、自藩の石場である黒崎や唐泊へ田中吉政の方から奉行一人を寄越すように返答している（福・下-1172号）。

このように、公儀普請では一度に大量の石材を必要とすることから、不足した場合は、他大名から石材を提供してもらうケースがあつたことがわかる。

⑨【石材の供給地（石丁場の所在地）】

公儀普請における石材の供給地（石丁場）としては、大坂城では御影（攝津国・現兵庫県神戸市東灘区）（黒田家）、紀伊国（現和歌山県）（黒田家）、小豆島（讃岐国・現香川県）（細川家）、塩飽諸島（讃岐国・現香川県）（細川家）、芦屋（摂津国・現兵庫県芦屋市）（細川家）、飯盛（河内国・現大阪府四條畷市と大東市の境界に位置する山）（細川家）、淡路（現兵庫県）（細川家）、沓尾（豊前国・現福岡県行橋市大字沓尾）（細川家）、江戸城では伊豆（現静岡県）（黒田家、立花家、有馬家、細川家）、真鍋（相模国・現神奈川県真鍋町）（黒田家）、小田原（相模国・現神奈川県小田原市江之浦）（黒田家）、江浦（相模国・現神奈川県小田原市江之浦）（立花家）、相模（現神奈川県）（立花家）、名古屋城では水野（尾張国・現愛知県瀬戸市）（黒田家）、美濃国津屋（美濃国・現岐阜県海津市）（細川家）というようになつている（史料リスト参照）。

このように、大坂城再築の石材供給地としては、大坂近国のエリア（御影、紀伊国、芦屋、飯森、淡路）、瀬戸内海の諸島エリア（小豆島、塩飽諸島）という2つのエリアを中心としており、細川家の場合、遠く九州の自藩領内（沓尾）から石を切り出して海路大坂まで運送したケースもあつた。江戸城普請の石材供給地は、江戸近国の伊豆国内、相模国内のエリア、名古屋城普請の石材供給地は、名古屋城がある尾張国内、近国の美濃国内のエリアであった。

石場にどれくらいの数の石があつたのか、という点については、一例として、細川家の場合、寛永元年三月に小豆島に石一一九〇余があつたが、大坂に残石が多くあるため、石九〇〇を積んで船で運ぶようにしているので（松・一-9-4-10-1）、一〇〇〇以上の石を小豆島で切り出したことがわかる。また、黒田家の場合、「割石三千仕置候由」とあるので、割

石を三〇〇〇つくったことがわかる（福・上—264号）。

石場にどれくらいの人数がいたのか、という点については一例として、黒田家の場合、四〇〇人が身かくしの石の切り立てにあたっていたことがわかる（福・上—50号）。

公儀普請以外では、福岡城（黒田家の居城）普請の石材供給地（石丁場）として、唐泊（筑前国・現福岡市西区宮浦）、黒崎（筑前国・現福岡県北九州市八幡西区）という地名がわかる（史料リスト参照）。

なお、立花宗茂書状には、公儀普請において同じ組と思われる松平忠雄に、石場のれについて申し入れ、石場の見回りをおこなうことをやめる、とする記載があるので（柳・上—114号）、石場には各大名衆の名前を記したのが立てられていたと推測される。

⑩【石丁場（石場）での石割り】

公儀普請の場合、石丁場については、「くじ取」で石場の割付けをおなこつた。例えば、立花宗茂は、石丁場の割付けが「くじ取」になる予定であることから、今までの石場は石も多く、石を割り安かつたものの、このようないい石場が再びあるとも思えないで、少しでも石を割って貨船に乗せて運ぶように指示している。さらに、割り立てた石が割り付けた場所によつて分けられるという沙汰なので、石を割り次第にこちらへ運ぶように指示している（柳・下—1100号）。

この事例からは、石丁場によって、石の多さや石の割り安さなどの点において石丁場のあたりはそれがわかったことがわかる。

石丁場で割る石の大きさについて、黒田長政が、石の見本を石丁場へ送つてそのように割らせたケースがある（福・上—264号、691号）。その際、石の見本を石丁場へ送つて、これくらいの石がどれくらい出来るのか報告するように指示し、その見本のように割らせるように指図している

（福・上—264号）。

こうすることによって、石丁場で割る石の大きさを一定の大きさに統一させようとした黒田長政の意図が窺われる。

また、黒田長政が、角石と角脇石の個数と大きさ（寸法）を具体的に明記して石場へ指示したケースもあった。この場合、角石一二（長さ七尺、幅は二尺五寸でもよい）というように指示している（福・上—48号）。

他の事例として、細川忠利は、準備する石の大きさについて、小口三尺、幅は二尺五寸でもよい」というように指示している（福・上—48号）。この場合、普請の際にそれぞれの石をどの場所に使用するのか、その石垣の高さも考慮しながら、石の大きさを具体的な寸法まで指示している点が注意される。

細川家の事例としては、寛永元年に塩飽諸島で八〇九の石を切り出したが、その時に「寸尺二不足」の石一〇〇ばかりを「はね置」いたケースがある（松・八—1476号）。これは、サイズ的に見合わない石を船に乗せずに島に残したこと意味しており、石丁場ですでに石材寸法による石の選別をおこなつていたことがわかる。

黒田長政は、石丁場にいる家臣に対しても、割石について、何十人持の石をどれくらいの人数で一日に石がいくつ出来るのか、という見積りをして長政のところへ報告するように指示している。そうすることによって、どれほどの日数で石数がどれくらい出来るのかという見積りを長政の方でも立てて、普請の者に申し付けて、そのうえで「未進・過上之算用」をすれば手間がいらない、と述べている（福・上—285号）。このことからする

と、石丁場において割石ができる数を普請場の仕事量に反映させようとす

つた(松・一
—9—4—10—1)。

角石の大きさについては、大阪城再築の場合、公儀普請奉行が角石は2間以上は御法度として申し渡したケースがある（松・五一七五1号）。このように、角石の上限寸法を幕府サイドで決めて大名に対して通達したことには、石材の規格化という点で注意される。

そのほか、黒田長政は角脇石のくらりに「してくらりをしてしまふ」といふので、つら切りはこちらにて申し付けるので、「大わり」さえ出来たならば急いで船に積んで寄越すように指示している(福・下—966号)。これは、石場で角脇石のつら切りをおこなつてゐたことを示すとともに、急速場合は石場でのつら切りを省略して、普請場へ送りそちらで角脇石のつら切りをおこなつたケースもあつたことを示している。また、「大わり」

【大割り】をしてから「ちぎりをおこなう」という口音の聲音を左角することができる。

⑪ 【船による石の運搬】

史料リストを見るとわかるように、石を運搬する船のことを石船（石舟）と表記する事例が多い。

公儀普請において、船による石の運搬をする場合、運賃船（貨船）を用するケースがあった。例えば、黒田長政は、手船（黒田家の持ち船）では石の運搬がはからないので、運賃船をどれだけでも借りて石を積むようとして、石一〇〇〇ほどの運搬は運賃船を使うよう指示している（福・上—54号）。他の事例では、黒田長政は、石を運賃船に積むことを指示し、銀子五〇貫目程で石五〇〇〇～六〇〇〇を大阪へ積み届けることができる、としている（福・上—274号）。

また一方で、自藩の荷船で小豆島から石を運搬した細川家のケースもあ

船で運ぶ石の大きさについて、黒田長政は、角脇石の控えの長さを四尺八寸にして、それ以上の長い分は切らせるよう石丁場の家臣に対して指示した。

あつた（福・上—46号）。このよう、角脇石のよう大きな石は、一定の重量にそろえて船への積載や陸揚げの際の便宜をはかったことがわかる。船に積載した石の個数等については、黒田家の場合、鍋島勝茂へ貸した船四〇艘には大栗石五〇坪を積み、このほか、六五艘の船には大栗石一七〇坪を積み、五〇艘の船には大石二〇〇と上様よりの返り石一〇〇の合計三〇〇を積んだことがわかる（福・上—570号）。

石の船への積み込みと陸揚げの比較を示すエビソードとして、黒田家の場合は、二艘の船に一五の石を積みこんだ際、現地では一〇〇人で一日がかりで積みこんだものの、陸揚げの際には八〇人で二時ばかりでおろしたところから、黒田長政は現地での石の積み込みについて、現地の者は眠つてよ

らふらとしていたのではないか。そして、いたずらに遊んでいたと厳しく叱責している（福・上-174号）。この場合、二艘の船に一五の石を積み込んだ、ということからかなり大きな石であったと推測されるが、このよろな大きい石も船で運搬したことがわかる。

⑫【石材の種類など石材に関する諸点】

史料リストに見える石の種類についてまとめるに、表Aのようになる。表Aによれば、大石、根石、栗石の記載は黒田家、立花家、有馬家、細川家の各関係史料に共通して見るので、近世初期、一般的に使用される石材の用語であったと思われる。

角石、角脇石は黒田家の関係史料に多く見られるが、角石のことを角、角脇石のことを角脇というように石を省略して記載されることもあった。

とがわかる。また、角石のほかに大角石、小角（石）、栗石のほかに大栗石という表記がある点は注意される。

見かくしの石（身かくしの石）というのは、黒田家の関係史料のみ多く見られる記載であるが、どのような形状の石を指すのか不明である。

石の重さをあらわす場合、何十人もの石とか、三十人持之石というように、何人がかりでその石を持つのか、という点を基準に記載している。野面石という記載は、元和六年正月の野村祐直書状（福・上—197号）に見られる記載であり、元和六年の時点ですでに野面石という記載がある点は注意される。

このほか、さま石（＝狭間石）、かい石（＝介石）、五良太（＝五郎太石）、がんぎ石（＝雁木石）、水たゝきの石（＝水戸の石）などの表記もある。町人之うり石、賣石という記載は、石の売買がおこなわれていたことを示しており、ほかに、「くり石かい候」（福・上—53号）、「賣置之くり石」（松・1—9—2）という記載も見られる。

石の売買に関する事例として、例えば、有馬豊氏は、伊豆で石を切り割りすると、まず国元より人を召し寄せるにも「過分の造さ」がかかるので、石屋に注文して石を貰えれば、こうした「造さ」よりは「まし」であるとして、そのように申し付けたが（柳・上—502号）、このことは普請衆を国元から勤員して石割り・石切りをおこなうよりも、石屋から石を買つた方がコスト的には有利であつことを意味している。

また、立花宗茂は、来年2月になると、ことのほか石が高くなるので、その時に買うと値上がりになるのかもわからない、としているので（柳・上—502号）、時期により石の値段の上下があつたことがわかる。

石材の部分に関する記載としては、「ひかえ」（福・上—45号）、「つら

号」、「石つら」（福・上—80号）、「長さ」（福・上—80号）、「小口」（松・六—1169号）、「石之つら」（松・七—1251号）などがある。

石切りや石割りなどに関する記載としては、「石切」（福・上—57号）、「石割」（福・下—968号）、「つる切」（福・上—44号）、「切立」（福・上—57号）、「荒切」（福・上—48号）、「荒削」（福・上—80号）、「つきり」（福・上—607号）、「大わり」（福・下—966号）、「石面きり立」（久・上—559号）、「つらなをし」（久・上—592号）、「石おもて直シ」（久・上—592号）、「あらきり」（松・一—9—2）などがある。

石切りや石割りの関係者についての記載としては、「ミかけの石切」（福・上—616号）、「塙飽之石切」（松・三—519号）、「切石之もの」（福・上—57号）、「石切候者共」（福・上—691号）、「つらきりの者」（福・上—607号）、「石わり衆」（柳・上—93号）、「石わり候もの」（柳・下—1263号）などがある。

石切りに関して注意される記載としては、黒田家では、雨降りの日には石の上に「とま」（＝苔）をはり、夜景とともに石を切るように指示したケースがある（福・上—57号）。

石の尻に関して注意される記載としては、角石の尻は念を入れて切らせるように指示し（これは黒田長政の指示と推測される）、その理由としてこれまで来た角石は「角じり」が悪いからであると記している（福・上—59号）。

石の面に関して注意される記載としては、細川家では、石垣構築にあたつて「石之つら大二見せ候事」は無用であるとして、「つよミ」を「本ニ可仕儀」が第一である、と指示している（松・七—1251号）。この場合、「つよミ」というのは、石垣の強度が強くなることを意味すると考えられる。

つまり、細川家に関する同様の記載として、大坂城の西の丸の「大角」が

細川家の担当になつたので、「高石垣」であり、「石のつら」を「らいさく」、奥へ「長ミ」を使い、「つよミ」を「本二つくへき事肝要候」と指示している（松・7-1248号）。この文中の「つく」とは石垣を築くという意味であり、同様の用例としては、「石垣つき候事」（松・1-12-8-6）、「石垣つき申御普請」（松・7-1248号）、「つきさしの石垣」（福・下-1170号）などの用例があるので、近世初期には石垣を築くことを「つく」と表記していたことがわかる。

「つよミ」の反対語としては、「よわみ」という記載もある。その具体例は角石に関する前述した黒田家の事例（福・上-676、678号）のほかに、同じく黒田家の事例として、①大坂城再築において、角石のことは石垣の「よハミ」にさえならなければ「御手前之石」にて築くべき旨を指示した（福・上-262号）、②大坂城再築において、角石のことは長右衛門（穴生）が今までの石では「よハミ」になると言ふのであれば、長右衛門の指示に従い、各自が相談して「よハミ」になるのであれば少しきな石を用意するよう指示した（福・上-679号）ケースがある。これらの事例からすると、「よわみ」というのは、石垣の強度が弱くなることを意味する所と考えられる。

このように、「つよミ」と「よわみ」という用例は、特に角石の使用との関係（角石の強度に關係する）で使われることが多い点には注意する必要がある。その意味では、角石の選定や角石を築くことは、石垣全体の強度の強弱に關係する重要な点であったことがわかる。

角石の大きさに関しては、細川家の場合、余りに長いものは不需要であり、四尺・五尺の幅で、長さ九尺・一丈にして、大方「あらきり」にするように指示している事例がある（松・1-9-2）。

13【普請道具】

史料リストに見える普請道具についてまとめるに、表Bのようになる。

表Bには「くい木」（＝杭木）、「しきがね」（＝角石之留）に使用する）の

ような普請部材も含めたが、それ以外は普請道具である。

表Bの内容を分類すると、①普請に使用する道具類の総称（普請之道具、御普請道具など）、②石を運ぶ時に使用する道具（しゅら（修羅）、うしゃ車（牛車）、石車、大つな（大綱）、もつかう（持籠）など）、③石を引いたり上げたりする時に使用する道具（滑車（七間轆轤、南蛮轆轤など）、④石を割る道具（石わり道具など）、⑤普請に使用する道具（くわ（鍬）、すき（鋤）、かなつき（金突）など）、⑥石垣普請に使用する道具（石垣道具）、⑦塊状に使用する道具（壇さらゑ候道具）、⑧用途不明（石垣ハリ鉄道具〔石を振り出す道具か？〕、そり板など）というようになる。

この中で最も種類が多いのは、上記②の石を運ぶ時に使用する道具であり、城普請において石を運ぶ作業が大きなウエイトを占めたことを示している。

史料的には、うし車で石を出すこと（福・上-607号、慶長十五年の名古屋城普請において、車で石を出したこと（松・八-1607号）、駄賃馬に栗石をつけて運ぶこと（福・上-739号）、元和六年の大坂城再築において日用三五〇人で石一つをしゆら引きしたこと（福・上-197号）を記したものもある。また、小石の場合は大綱は不必要であることを記した史料もあるが（柳・下-1274号）、この場合、逆に言えば、大石を運ぶ際には大綱が必要であった、ということになる。

普請道具の取り扱いでは、「なんばんノろくろ」について奉行衆（公儀普請奉行と思われる）から言われても見せないよう、細川忠利が家臣に対して指示したケースがある（松・二-536号）。この時、忠利は堅く「ふ

う（＝封）をつけて、内部を知られないように指示している。このことからすると、「なんばんノろくろ」は自藩以外にはその内部構造に関して機密を保持しなければならないほど希少価値の高い普請道具であったことがわかる。

大名間で普請道具の供与をおこなったと思われる事例としては、有馬豊

氏（久留米藩主）が本多忠政（姫路藩主）より苧綱^{おさつな}を与えられた事例があり（久・上—39号）、この苧綱を石を引く際に普請道具として使用したのであれば、普請道具を他大名から与えられたケースになる。

大名同士で普請道具の貸し借りをおこなったこともあった。例えば、寛

永元年、細川忠利は大坂で池田忠雄（岡山藩主）に対し、七間轆轤・南蛮轆轤を貸している（松・八—1565号）。なお、この点は、前述した「なんばんノろくろ」の機密保持とは矛盾するが、貸し出した理由については不詳である。

このほか、立花宗茂（柳川藩主）は、本多俊次（膳所藩主）より普請道具を借りた旨の申し出を受け、一応了解したもの、翌年も公儀普請があつた場合、普請道具に事欠くことになるので、家臣に対して、必要な普請道具は残しておき、それ以外の普請道具を本多俊次に渡すよう指示している。そして、このことが本多俊次に知られるといけないので、知れないと前もって（必要な普請道具と不必要的普請道具を）区別しておこうように指示している。さらに、本多俊次からは石引き道具と石割り道具だけを必要として言つてゐる（柳・下—1274号）。

この事例からは、大名間の普請道具の貸し借りでは、普請道具を貸す大名側において今後公儀普請が予想される場合、すべての普請道具を貸し出すのではなく、必要な普請道具は貸さずにまず確保しておく方針であった

ことがわかり、貸す大名側の本音と建て前の違いが窺える。

④【日用の投入】

公儀普請において日用を労働力として投入することも重要な問題である。

史料リストのキーワード欄では「日用」（福・上—197号など）、「日雇」

（福・上—712号）、「日義」（福・上—682号など）の用例が見られる。

具体的には、細川家の場合、元和六年の大坂城再築において、普請が遅れそうであれば日用を入れ、遅れないものであれば日用を雇うことは必要ない、としている（松・七—1251号）。このことから、日用が緊急を要する場合に投入される労働力として見なされていることがわかる。その一方で、日用は奉公人ほど役に立たないとか（松・七—1248号）、寛永二年の大坂城再築において、少々の石垣普請を日用でおこなうことを公儀普請奉行が「内儀」では了解していくも、表向きでは日用普請はしかるべきならずとなつていて、としているなど（松・五—745号）。こうした点を考慮すると公儀普請における日用の役割や位置付けを考える場合、今後より多くの事例を検討する必要がある。

実際にどれくらいの日用人數を投入したのか、という点については、「山出シ日用三百五十人」、「日用千人八百廿人」（福・上—197号）、「御国中より千式百人之日用割符」（福・下—870号）などの事例がある。

2. 公儀普請のプロセス

今回の九州諸藩の史料リストに掲げた諸史料の内容をもとに、公儀普請による城郭構築プロセス（石丁場の確保→石垣普請の終了まで）をまとめると以下のようになる。

【1】石丁場の確保

普請を命じられた各大名が石丁場を確保する。この場合、伊豆の石場の

ように各大名間で石場の争奪戦がおこる」ともあつた(柳・上—502号、松・七—1352号)。石場は「くじ取」で割り付けられ、石の多い少ないなどによって石場のあたりはずれもあつた(柳・下—1100号)。また、石場を買うこともあつたようである(松・七—1286号)。

【2】石割りなど

石丁場において採石した石の石割り・つら切りをおこなう。急いでいる場合は、石丁場で「大わり」のみをおこない、つら切りは運んだのち普請場などでおこなつた(福・下—966号)。採石した石を運ぶための道作りもおこなつた。黒田家の場合、峠より「はと場」までの道をつくっている

(福・上—53号)。山から石を切り出すことを「山出し」(福・上—197号)、波止場まで石を出すことを「はと出」(福・上—54号)、浜まで石を出すことを「浜出シ」(福・上—197号)と表記した事例がある。船で石を運ぶ場合は、「はと出」、「浜出シ」のあと船に石を積み込む。その後、船を海に出すことを「塩出シ」(松・七—1242号)と表記した事例もある。石を運ぶ場合、石船をつくる必要があるが、黒田家の場合、一〇〇艘分をつくり年内に江戸へまわしている(福・下—1083号)。

【3】石引きなど

船で石を運んだ場合、石を陸揚げして、普請丁場まで石引きをおこなつた。黒田家の場合、陸揚げを「水上ヶ」、石引きを「しゆら引」と表記した事例がある(福・上—197号)。普請丁場とは別に石をキープしておく場所を確保したケースもあつた。立花家の場合、大石置場・栗石置場の上錢

が一〇〇疋ずつかかる(柳・下—1264号)。また、立花宗茂は、地子がかかるところに石を置いておくと、「いたづらなる物入」なので、「大坂両屋敷之内」に「引入置」くように指示し、藏屋敷内の敷寄屋の路地へ石を「引入置」くと地子がかからないとも述べている(柳・下—1276号)。

このように石置場というのは、広い場所が必要であったためか、大名側では地子対策にも注意を払っている。

石を寄せるなどを「寄石」(福・上—677号、松・一—11—22)と表記し、普請丁場において石を寄せることが完了したことを「よせきり」(松・八—1517号)、或いは、「よせ切」(松・八—1607号)と表記している事例がある。このように、石垣普請にとりかかる前に、必要な石を普請丁場に集めること(=寄石)も工程の一つであつたことがわかる。

【4】縄張り

石垣普請にとりかかる前に縄張りをおこなつた。慶長十九年(一六一四)の江戸城普請(細川家)の場合、三月朔日の時点で、いまだ「御普請はじめ」ではなく、「御石垣之御縄張り」のため、「土居の道作り、土居之木きり」以下、「少ツ」の御普請をおこなつた、としている(松・一—6—5)。このことから、縄張りをおこなうためには、その前に土居の木を切つたり、土居に道を作つたりしたことわかる。

また、元和六年の大坂城再築(細川家)の場合、三月一二日の時点で縄張りをおこなつてないため(担当する石垣の)坪数が「しかと不知由」としている(松・三—527号)。この場合、逆に言えば、縄張りをおこなえば、大名が担当する石垣の坪数がわかる、ということになり、何のためには縄張りをおこなうのか、という意味が理解できよう。

【5】根切り・土台置き・根石置き

石垣普請にとりかかる際の最初の工程は、根切り・土台置き・根石置きである。寛永三年(一六三六)の江戸城普請では、一番丁場において、正月一日より普請にとりかかり、同月七日までに中根切りが済み、幕府から定められた同月八日の最初の日には、本根切りにとりかかり、同月九日に土台置き、根石置きをおこなつた(柳・下—639号)。

慶長一九年の江戸城普請では、細川家の場合、三月一四日の時点で、いまだ根石置きをせず、根石のところでは土居の根切りが大方できた状態であり、同月二四、二五日頃に根石を置く予定としている（松・二一一二九二号）。

このように、根石置きの前に根切りをおこなつことがわかる。根切りについては、堅い岩にあたることもあった（久・上一三四七号）。

【6】石垣普請

公儀普請の場合、助役大名は幕府から石高一万石あたりに何坪というよう石垣の面積を基準に賦課され、助役大名が各丁場を分担する割普請の形で石垣普請をおこなつた。

また、助役大名の普請衆に対しては幕府から扶持方が渡された（久・上一八六号、松・五一一七五九号）。

石垣普請に際しては、大名側では必要な石の数量についてあらかじめ見積りを立てた。例えば、細川忠利は、「大坂御普請之石見積り見申候」として、栗石が少ないことを指摘している（松・八一一五九六号）。実際の石垣普請に際しては難工事のケースもあった。慶長一九年の江戸城普請では、黒田長政・浅野長晟・鍋島勝茂・堀尾忠晴・有馬豊氏などの丁場で五六六回、岸が抜けて「何とも可成様無之候」状態になった。その後、ようやく根石が置ける大名も出でたが、黒田長政・浅野長晟の丁場では三〇間程裏から抜け、下の土台を上へ押し上げた状態になり、浅野長晟の丁場では一人八人、黒田長政の丁場では二五人、岸が抜けた時に死亡した（松・八一五五七号）。

元和六年の大坂城再築では、前田利常の丁場は「所悪」（地盤が悪いといふ意味であろう）であるために、まず丁場の半分に根石を置き、京極忠高・同高知の丁場と松平忠直の丁場では、土居が抜けた（松・七一一二五五三号）。

天候によって石垣普請が遅れたケースもあり、細川家の場合、一両日の大雨のため、大水が出て、石垣を築くことができなくなり、「懇請水替」を

おこない、さらに一両日、石垣普請が延期されるだろう、としている（松・一一一二一一八一六号）。細川忠利は、大雨が降った時には、確かな者を遣わして見回りをすることが肝要であり、「東衆ハいれも普請無案内」であるので、「水除」をしないところはまた崩れるだろう、と述べている（松・七一一二五五一号）。このように大雨が降った際には、丁場における水の除去作業が必要であり、この点、東國大名の普請対応を「無案内」と指摘していることは注意される。

細川忠興は、家臣に対して、石垣を築く時には、物頭共は水の中や泥の中へ入って指示すべきであると命じていることは（松・七一一二四八号）、石垣普請の現場の状況をリアルに物語っている。

石垣の高さについては、高石垣はあとにして、中石垣から石を積むようになび堂高虎が指示していることは（松・三一一五二七号）、石垣の高さと普請の順序との関係という点で注意される。

石垣普請の最後の段階は「掃除普請」をおなこつたケースもある（福・上一六六四号、福・下一八四二号）。

【7】石垣普請の終了と公儀普請奉行による手形の発行

助役大名が各丁場の石垣普請を終了すると、公儀普請奉行が手形を出した。大坂城再築の場合、「石かきノ分出来候間、何も奉行衆より手形取候」た（柳・上一六二一号）というように、手形を受け取った助役諸大名は、その後、大坂から江戸へ飛脚を出して、その飛脚が江戸へ到着次第に幕府年寄衆へ申し入れて披露した（柳・上一六二一号）。

このように石垣普請終了に際して、公儀普請奉行が手形を出したということは、それぞれの大名の石垣普請が終了したことを幕府として正式に認

定したものであり、手形はその証明書としての意味があつたと考えられる。そのため、手形が出ると助役諸大名はすぐに江戸へ飛脚を出してそのことを幕府年寄に報告したが、その背景には、公儀普請が將軍に対する「奉公」であり、「奉公」が無事終了したことを報告するという側面があつたと思われる。

公儀普請行が出した手形については、「御奉行衆より預御折手」(久・上—16号)、「あがり切手」(松・三—519号)、「御普請あけられ候切手」(松・三—525号)、「上切手」(松・八—1565号)などの表記が見られる。

【8】石垣普請終了後の残石の片付け(寛永六年〔一六二九〕の大坂城

残石撤去作業)

大坂城再築の場合、寛永五年(一六二八)に石垣普請は終了したが、同年に残石の片付けを助役諸大名がおこなった。これは、同五年に石垣普請が終了し、大坂城より「西南高所」にある石は、「御城之見かくし」になるところであり、残石を退けることになつたが、同五年は普請に「何も」入被出情候」であつたため、翌年の春まで残石の片付けは延期された(柳・下—1271号)。この残石(「大坂余石」)の片付けは、助役諸大名が奉行だけを上坂させ、日用によつて片付け作業はおこなわれたようである(久・上—103号)。このように、石垣普請が終了しても、なお残石の撤去作業をおこなう必要があつた点は注意される。

おわりに

以上のように、本稿で検討した諸点は、公儀普請の全體像を考えるにあつて、その基礎的論点を提示したにすぎないが、今後は、さらに広範囲に史料を博搜して検討を加えることによって同様の視点からの考察を深め

ていく必要がある。例えば、史料リストを見るとわかるように、石材調達関係史料において、角石や角脇石の記載が多く見られるが、これは、助役を幕府年寄に報告したが、その背景には、公儀普請が將軍に対する「奉公」であり、「奉公」が無事終了したことを報告するという側面があつたと思われる。

今後の課題としては、「築城圖屏風」(1)、「石曳圖屏風」(2)、「石曳圖屏風」(3)など、石材調達や石垣普請の風景を描いた絵画史料の描写内容と文献史料の内容との比較検討(整合性の有無など)をおこなう必要もあるが、調達していたことを示しており、こうしたことがいつの時代から見られるのか考察する必要がある。

こうした点の考究については他日を期したい。

【註】

(1) 公儀普請による城郭構築について扱つた研究書としては、岡本良一編『大坂城の諸研究』(名著出版、一九八一年)、北原系子『江戸城外彌物語』(筑摩書房、一九九九年)、野中和夫編『石垣が語る江戸城』(同成社、二〇〇七年)などがある。

(2) 『東京市史稿』(皇城編第1—東京市役所編集発行、博文館発行、一九一一年)、『日本史料』(二編の1—58(東京大学出版会、一九〇一—1906年)、『大阪編年史』四卷・五卷(大阪市立中央図書館、一九六八年)、『細川家史料』(1—22(大日本近世史料 東京大学出版会、一九六九—1908年)、『福考相録』(1—7卷(後古書院、一九八八—一九九一年)、『山内家史料』(第一代・豊公記(第四代豊昌公紀第一編(山内神社宝物資料館、一九八〇—一九九五年)、『黒田家文書』(1—2巻(福岡市立博物館、一九八八—2002年)、『小浜市史』(藩政史料編)(小浜市役所、一九八三年)。

(3) 文献史料以外に、石材調達や石垣普請に關係する報告書や論文の文献目録を作成し、リスト化する作業も必要と思われる。

(4) 『福岡県史(近世史料編)』福岡幕初期 上・下巻(西日本文化協会、福岡県、一

- 九八二、「一九八三年」、『福岡県史（近世史料編）』柳川著初期 上・下巻（福岡県、一九八六、一九八八年）、『福岡県史（近世史料編）』久留米著初期 上巻（福岡県、一九九〇年）。本稿では一次史料（同時代の書状類）を検討対象としたため、本稿で扱った『福岡県史（近世史料編）』は以上の五冊であるが、これら以外の『福岡県史（近世史料編）』久留米著初期 下巻（西日本文化協会、一九九七年）、『福岡県史（近世史料編）』細川小倉著（一）・（二）・（三）（西日本文化協会、一九九〇、一九九三、二〇〇一年）についても今後検討をおこなう予定である。
- （5）『松井文庫所蔵古文書調査報告書』一九九一（八代市立博物館未来の森ミュージアム、一九九六年二〇〇七年）。ただし、同四・一〇・一には公儀音請の石材調達・石垣普請關係史料は、管見の限り、収録されていないので本稿の検討対象からは除外した。
- （6）『築城図屏風』（名古屋市博物館所蔵、六曲一隻）。この屏風のカラー写真と西ヶ谷恭弘氏の解説が『歴史と旅』臨時増刊号「日本城郭總覽」（秋田書店、一九八六年）に収録されている。西ヶ谷氏の解説によれば、この屏風は慶長末年から寛永年間頃の成立で金沢の沢田家に伝来された、としている。慶長二年（一六〇七）の駿府築城の様子を描いたという説もあるが確証はない、ということも西ヶ谷氏は指摘している。そのほか、この屏風の分析については、内藤昌（駿府築城図屏風）『名古屋城』（日本名城集成、小学館、一九八五年）、波多野純（築城図屏風の世界）『石垣普請の風景を読む』（東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科編集発行、一〇〇三年）などがある。前掲・内藤昌（駿府築城図屏風）では、内藤氏が中村利則氏の協力があつて昭和四六年（一九七一）に能登の田家からこの屏風を見いだした、としている。
- （7）「石垣図屏風」（神奈川県箱根町湯本の下田氏所蔵、現在は衝立仕立て）。この屏風の写真と渡辺武氏の解説が『大阪城天守閣紀要』九号（大阪城天守閣、一九八一年、一三三五～四頁）に収録されている。渡辺氏の解説によれば、現在は衝立に表装

されているが、もとは六曲一隻の小屏風であったと推定され、江戸築城時の小田原藩（太久保氏）関係のものであり、石の切り出し（山出し）や石の船積みの様子が描かれている。このほか、前掲・野中和夫編『石垣が語る江戸城』（三四〇頁）にも『石垣図屏風』の解説がある。

（8）『石曳図屏風』（大阪城天守閣所蔵、二曲一隻）。勝部信（平成一五年度新収蔵資料紹介 石曳図屏風）『大阪城天守閣紀要』三三号、大阪城天守閣、一〇〇五年）によれば、この屏風は彦根築城の際の場景を写しどったものであり、本図が百濟寺（滋賀県東近江市）に所蔵されている同じ図柄の絵馬の原画であった可能性を指摘している。

表A 史料リストに見える石の種類

大名家 石の種類	黒田家 (福岡藩)	立花家 (柳川藩)	有馬家 (久留米藩)	細川家 (小倉藩・一熊本藩)
角石	○			○
地石	○			
大石	○	○	○	○
角脇	○			
角わき	○			○
すミ	○			
角	○			○
立石	○			
身かくしの石	○			
ミかくしの石	○			
見かくしの石	○			
見かくし石	○			
小角	○			
大角	○			○
ぐり石	○			○
平之石	○			
水たゝきの石	○			
切石	○			
すへ石	○			
根石	○	○	○	○
ね石				○
すべて石	○			
栗石	○	○	○	○
野面石	○			
築石	○			
小石	○	○		○
伏見こハシ石	○			
はき石	○			
御手前之石	○			
割石	○			
わり石	○	○		
何十人ものの石	○			
廿人、卅人持之石	○			
大栗石	○			
上様より之返り石	○			

大名家 石の種類	黒田家 (福岡藩)	立花家 (柳川藩)	有馬家 (久留米藩)	細川家 (小倉藩一熊本藩)
段之石	○			
だんの石	○			
立石	○			
うし車にて出候石	○			
たて石	○			
進上候石	○			
伏見之石	○			
長石	○			
浜よりのあけ石	○			
がんぎ石	○			
井土石	○			
よき石	○			
大角石	○			
荒切角石	○			
路ニ有之石	○			
わり置候石		○		
わり立候石		○		
町人之うり石		○		
平石			○	
残石		○	○	
余り石			○	
退石			○	
余石			○	
買石			○	
しわく石				○
うり石				○
さま石				○
上石				○
角ノ石				○
仕置之石				○
かゝ石				○
持石				○
古石				○
上り石				○
切出シ之石				○
五良太				○

表B 史料リストに見える普請道具・普請部材

普請道具・普請部材	典 据	備 考
そり板	福・上-45号	普請道具か?
くい木★	福・上-51号	
石堀ハリ鉄道具	福・上-197号	
しゅら	福・上-197号、738号	
御普請道具	福・上-197号	
石棒	福・上-267号	
棒・つな此外普請道具	福・上-290号	
うし車	福・上-607号	
長道具	福・上-676号	
駄貨馬に栗石をつけて運ぶ	福・上-739号	
くわ、かなつき、もつかう	福・下-868号	
普請道具	福・下-1045号、1083号、 柳・下-1274号、松・3-520号	
石其外道具已下	柳・上-122号	
石車	柳・下-639号	
石引候道具	柳・下-1274号	
同(=石)割候道具	柳・下-1274号	
石わり道具	柳・下-1274号	
つな	柳・下-1274号	
大つな	柳・下-1274号	
石垣道具	久・上-481号	
堀さらゑ候道具	久・上-481号	
普請之道具	松・一-9-2	
しきがね★(角石之留ニしきがね可仕候)	松・三-515号	
手子留	松・三-520号	普請道具か?
鍼・すき・長柄	松・三-530号	
なんばんノろくろ	松・三-536号	
道具	松・五-746号	
車	松・七-1243号、松・八-1607号	
すき・くわ・其外石垣道具	松・七-1352号	
ぼう・すり木・しゅら・手こ	松・七-1352号	
七間轆轤	松・八-1565号	
南蛮轆轤	松・八-1565号	

(凡例) ★…普請部材を示す

付表1

金沢城普請関係年表

年代	事項
1546 (天文15)	金沢御堂が創建される
1580 (天正8)	金沢御堂が落ち、佐久間盛政が金沢城主となる
1581 (天正9)	前田利家、織田信長より能登国を与えられ、七尾城に入る
1583 (天正11)	利家、北加賀二郡を加増され、金沢城に移る
1586 (天正14)	利家、この頃金沢城に天守を造営
1587 (天正15)	利家、穴太源介に100俵扶持
1592 (文禄元)	利家、金沢城本丸に高石垣を作らせる
1599 (慶長4)	城外に内懇構を築造する。篠原一孝、後藤彦八に100俵扶持
1600 (慶長5)	前田利長、関ヶ原の戦いで徳川方として参戦し、南加賀二郡を加増される
1602 (慶長7)	天守に落雷があり、炎上する
1610 (慶長15)	外懇構を築造する
1620 (元和6)	金沢城本丸が焼失し、翌年本丸御殿などを再建する
1631 (寛永8)	金沢城下の大火により、金沢城類焼（寛永の大火）、幕府の許可を受け、二ノ丸を拡張し、御殿などを造営
1632 (寛永9)	辰巳用水を掘削し、城内へ引水
1643 (寛永20)	城内北ノ丸に東照宮を造営する
1650 (慶安3)	地震・大雨で、石垣修理と塗さらえを行う
1652 (承応元)	城内に時鐘を設置
1662 (寛文2)	石垣普請を幕府に申請（土橋門右、本丸西、玉泉院丸北など）
1667 (寛文7)	石垣普請を幕府に申請（二ノ丸北の方石垣）
1671 (寛文11)	石垣普請を幕府に申請
寛文年間	戸室中山村に約4,000個の石垣石材を貯えおく。以降戸室山での石切作業は中断
1676 (延宝4)	作事所を新丸に移し、蓮池庭に御亭築造
1697 (元禄元)	二ノ丸御殿の増改築工事竣工
1736 (元文元)	辰巳橋下の石垣を修理
1755 (宝暦5)	幕府巡回使、金沢城内を見分。石垣修理用の「足し石」不足で、石切再開を要請したが、当分は中山村の貯え石で対応
1759 (宝暦9)	金沢大火で、金沢城内の半が焼失する（宝暦の大火）
1760 (宝暦10)	河北門の再建のため石垣修理に着手
1763 (宝暦13)	五十間長屋下石垣の修復始まる
1765 (明和2)	石川門櫓台を修復
1772 (安永元)	河北門の再建なる
1774 (安永3)	二ノ丸御殿の表式台・虎の間再建
1776 (安永5)	戸室山石切丁場で、本丸錆角石御用の大角石等の切り立て作業を行う
1780 (安永9)	本丸南面の高石垣（大錆下）を修築
1785 (天明5)	天明の御改法で、穴生方の奥源左衛門・正木吉左衛門改易

年 代	事 項
1788 (天明8)	石川門を再建し、橋爪門統櫓等の石垣を修理
1799 (寛政11)	金沢地震、石川門などに被害
1805 (文化2)	石川門統櫓下の石垣普請
1808 (文化5)	二ノ丸の火災で、御殿全焼（文化の火災）
1810 (文化7)	二ノ丸御殿の再建事業終わる
1816 (文化13)	本丸東面の高石垣を修理
1825 (文政8)	穴生後藤彦三郎、「金城深秘録」を著し、「文禄年中以来等之旧記」を金沢城代に提出
1855 (安政2)	地震で、城壁・石垣など破損
1858 (安政5)	地震で、石垣など破損
1858 (安政5)	三十間長屋が再建される
1869 (明治2)	藩知事前田慶寧、二ノ丸御殿から本多邸に移る
1871 (明治4)	城地が兵部省の管轄となる
1872 (明治5)	城地が陸軍省の用地となる
1881 (明治14)	二ノ丸の兵營より出火し、御殿など全焼
1907 (明治40)	いもり堀の埋め立て中に、本丸南面石垣崩壊する
1911 (明治44)	百間堀が埋め立てられ、市道となる

付表2

全 国 主 要 石 壈 図 一 覧

表 題	所 �藏 者 な ど
「築城図屏風」	名古屋市博物館所蔵
「石曳図屏風」	下田愛子氏所蔵
「石曳図」	兵庫県立歴史博物館所蔵
「石曳図屏風」	大阪城天守閣所蔵
「石曳図」	立命館大学（藤井永緹文庫）所蔵
「摂州御影石匠之図」	大阪城天守閣所蔵
「石曳図絵馬」	百済寺所蔵
加藤清正石引の図	『尾張名陽図絵』所蔵

金沢城史料叢書 7

金沢城石垣構築技術史料 I

平成20年3月 発行

編集・発行 石川県金沢城調査研究所

〒920-0962

石川県金沢市庄坂2丁目1番1号

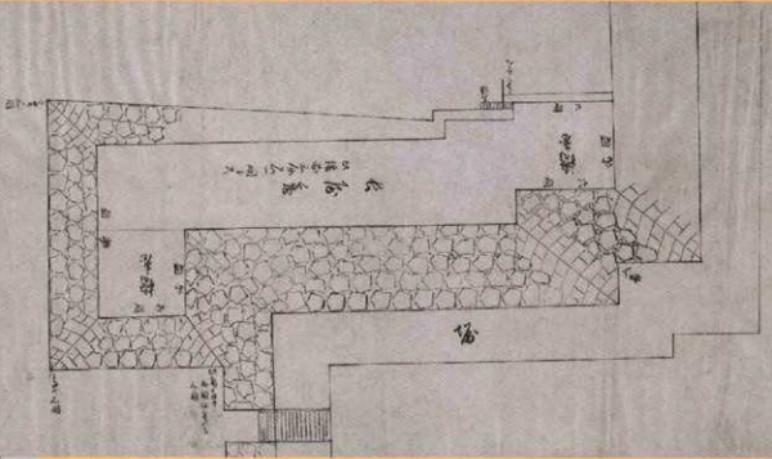
石川県庄坂庁舎2号館

電話 076-223-9696 FAX 076-223-9697

E-mail kncastle@pref.ishikawa.lg.jp

<http://www.pref.ishikawa.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index.htm>

印 刷 前田印刷株式会社



高水五丈深
急流九尺有八丈

魏公集